

平成 17 年度

千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人

公認会計士 中 里 猛 志

## 目 次

<b>監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 監査の種類 .....	1
2. 特定の事件（監査のテーマ） .....	1
3. 監査対象年度 .....	1
4. 監査対象施設、部局及び団体 .....	1
5. 包括外部監査人及び補助者 .....	2
6. 特定の事件の選定理由 .....	2
7. 監査の要点 .....	2
8. 監査手続 .....	3
9. 利害関係 .....	3
<b>監査の結果及び意見の集約</b> .....	<b>4</b>
1. 各施設共通事項 .....	4
2. 千葉県立中央図書館 .....	7
3. さわやかちば県民プラザ .....	8
4. 千葉県立手賀の丘少年自然の家 .....	8
5. 千葉県立鴨川青年の家 .....	9
6. 総合スポーツセンター .....	10
7. 国際総合水泳場 .....	12
8. 千葉県立美術館 .....	12
9. 千葉県立中央博物館 .....	13
10. 千葉県立現代産業科学館 .....	14
11. 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園） .....	15
12. 行政コスト計算書について .....	17
<b>監査の結果及び意見</b> .....	<b>20</b>
1. 各施設共通事項 .....	20
2. 千葉県立中央図書館 .....	33
3. さわやかちば県民プラザ .....	53
4. 千葉県立手賀の丘少年自然の家 .....	69
5. 千葉県立鴨川青年の家 .....	79
6. 総合スポーツセンター .....	91
7. 国際総合水泳場 .....	114
8. 千葉県立美術館 .....	126
9. 千葉県立中央博物館 .....	139
10. 千葉県立現代産業科学館 .....	159
11. 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園） .....	172

## 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく監査

### 2. 特定の事件（監査のテーマ）

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

### 3. 監査対象年度

平成 16 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

### 4. 監査対象施設、部局及び団体

	監査対象施設	監査対象部局	監査対象出資団体
1	千葉県立中央図書館	教育庁教育振興部 生涯学習課	なし
2	さわやかちば県民プラザ	教育庁教育振興部 生涯学習課	財団法人千葉県 社会教育施設管理財団
3	千葉県立手賀の丘 少年自然の家	教育庁教育振興部 生涯学習課	財団法人千葉県 社会教育施設管理財団
4	千葉県立鴨川青年の家	教育庁教育振興部 生涯学習課	財団法人千葉県 社会教育施設管理財団
5	総合スポーツセンター	教育庁教育振興部 体育課	財団法人千葉県 スポーツ振興財団
6	国際総合水泳場	教育庁教育振興部 体育課	財団法人千葉県 スポーツ振興財団
7	千葉県立美術館	教育庁教育振興部 文化財課	財団法人千葉県 社会教育施設管理財団
8	千葉県立中央博物館	教育庁教育振興部 文化財課	なし
9	千葉県立現代産業科学館	教育庁教育振興部 文化財課	財団法人千葉県 社会教育施設管理財団
10	千葉県生涯大学校 (京葉学園・外房学園)	健康福祉部 高齢者福祉課	財団法人千葉県 福祉ふれあい財団

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人		
中里 猛志		公認会計士
補助者		
鵜澤 昭臣		公認会計士
鈴木 信一		公認会計士
小出 健治		公認会計士
植田 茂		公認会計士
坂邊 淳也		公認会計士
大川 健哉		公認会計士
村田 克彦		公認会計士
林 広隆		公認会計士
岡田 文彌		公認会計士
赤井 雄一		会計士補

## 6. 特定の事件の選定理由

県は、博物館等の社会教育施設や総合スポーツセンター等のスポーツ施設さらには生涯大学校など多くの施設を所有運営し、県民の教育・福祉・健康に役立てている。これら施設の管理運営は、県民にとって重要な関心事であり、また、建設費及び運営費も多額になるものと考えられる。

また、当該施設を管理運営している出資団体に対する委託料・補助金等の支出もあり、指定管理者制度の導入も踏まえ内容の見直しや検討も必要と思われる。

そこで、教育庁所管の社会教育施設・スポーツ施設、健康福祉部所管の生涯大学校に係る財務事務（使用料収入、委託料支出、財産管理等）が関係諸法令に準拠して執行されているかの合規性とともな効率的な運営が行われているか、また、管理運営を委託している場合、これらの事務手続の合規性及び効率性について検討することが有用と判断した。

## 7. 監査の要点

### (1) 県の財務事務の適正性

県の支出内容（委託料等）は目的に沿ったものか。

出資団体等に対する委託料の算定は適正か。

契約手続や利用料金の収納等の財務事務は適切に行われているか。

### (2) 出資団体の出納事務の適正性

出資団体から県への受託料の請求手続は適切か。

出資団体の支出内容は、目的や事業内容に照らして適切か。

出資団体の管理受託業務における出納業務は適正になされているか。

### (3) 施設管理運営の効率性

固定資産の管理状況は適切か。

所管部局は出資団体等の委託先について適切な指導監督を行っているか。

事業計画は適切か、計画と実績に大きな相違はないか。

- (4) 行政コストの把握・分析  
出資団体の運営経費や人件費等を含めた施設全体のコストを把握する。  
県民1人当たり、あるいは利用者1人当たりのコストは妥当か。  
減価償却費や利息の負担が過大になっていないか。

## 8 . 監査手続

- (1) 主要施設の管理運営の実情を把握するため、監査対象とした 10 施設について往査を実施した。
- (2) 関連する出資団体の実情を把握するため、監査対象とした 3 団体について往査を実施した。
- (3) 施設の財産管理、契約、出納等に係る財務に関する事務の執行について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (4) 施設の管理委託について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (5) 固定資産や現金等の現物の管理状況を確認するため、必要に応じて現物調査を実施した。
- (6) 施設全体の管理運営コストを把握するため、総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」の考え方にに基づき、コスト試算を実施した。

## 9 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監査の結果及び意見の集約

### 1. 各施設共通事項

#### (1) 大規模修繕計画、アスベスト対策、耐震診断について

築年数が経過しているにもかかわらず、ほとんどの施設で大規模修繕計画が策定されていない現状では、近い将来必要となる見込み額すら判断することができない。早急に大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、把握するとともに、大規模修繕計画を策定する必要がある。

また、耐震診断の必要な施設やアスベスト除去の必要な施設については、早急に診断や除去工事を実施し、必要に応じて大規模修繕計画に組み込むことが必要である。

#### (2) 施設の付保状況について

各施設は、千葉県損害保険加入事務取扱要領に規定された加入基準に該当しないことを理由として、損害保険に未加入となっている。

現実の未加入の理由としては、行政コスト削減という面もあると考えられるが、加入するか否かは、損害保険加入事務取扱要領上の画一的な評価基準ではなく、火災・地震等の自然災害が発生するリスクと、保険料支払に伴うコストとを今一度、施設毎に検討し、損害保険加入事務取扱要領上の学校関係施設か否かという画一的な評価基準ではなく、経済合理性のある加入・未加入の意思決定をすることが望まれる。上記事務取扱要領の加入基準の中にも、施設課長が特に必要がある場合には、総務部管財課長へ保険加入を依頼可能な旨、記載されている。

#### (3) 不動産登記の具備について

各施設（土地所有のない施設を除く）は不動産登記法附則の存在等を理由として建物の保存登記を具備していない。

しかし、不動産登記法附則の趣旨は、固定資産税徴収対象の早期確定にあり、法律上の対抗要件具備の必要性とは無関係の規定である。たとえ、移転登記ではないとしても、事後の紛争発生時の対抗要件を具備しておくことは県の資産保全のために重要であるため、建物所有権の保存登記をすることが望まれる。

#### (4) 公有財産台帳について

##### 異動明細表について

各施設には、土地・建物及び工作物異動明細表が保管されていなかった（千葉県公有財産管理規則第 43 条、千葉県公有財産管理規則第 15 号様式）。公有財産については、事後的に評価額更新の推移・評価額の変更理由等を照会できるように、建物・土地・工作物毎に千葉県公有財産規則第 15 号様式に準じた異動明細表を保管する必要がある。

##### 公有財産台帳の記載方法について

国際総合水泳場以外の、各施設の建物台帳記載の建物取得時金額には、電気設備工事・空調設備工事等の付属設備が、工作物として区分されず、建物として一括して計上されているため個々の設備の内容を把握することができない。また、資本的支出と考えられる大規模な工事費用等が公有財産台帳に反映されていない。

したがって、建物については、その躯体だけでなく、付属設備として区分できるものについては、適正な維持管理が行えるように、個々の資産毎に取得時期や取得価格等を記載した台帳を作成することが望まれる。

#### 公有財産の現物実査の実施状況について

千葉県公有財産管理規則第 14 条には、公有財産台帳及びその付属図面と公有財産の現況との照合を実施し、適正な管理に努めるもの、と記載されている。しかし、一部の施設においては、適時に公有財産の実査が行われていない。

公有財産は適時に現物調査を実施し、台帳と照合の上、不一致項目については直ちに台帳を修正する必要がある。また、現物調査を円滑に実施するためには台帳に記載する財産名称等は、記載対象財産の現物が明確に判別するような表現で記載することが必要である。

特に庭園等目視による個体の判別が難しい資産については、施設地図を台帳の添付資料にするなどして、実査時に対象財産を明確化しやすいように工夫することが望まれる。

#### 公有財産台帳の内容と登記簿謄本の内容の不一致について

現代産業科学館及びさわやかちば県民プラザにおいて、土地台帳の登記年月日と、登記簿謄本の登記年月日との不一致が存在した。県の施設課に問い合わせたが、不一致の理由は不明である。

土地台帳の記載内容は、登記簿謄本の記載内容に一致させる必要がある。

#### (5) 一般競争入札について

監査対象となった施設においての委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしているが、長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。

#### (6) 物品管理について

##### 備品出納簿、消耗品出納簿の整備状況について

千葉県財務規則第 207 条によれば、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、備品出納簿や消耗品出納簿を備え、物品の出納を整理しなければならないことになっているため、備品出納簿や消耗品出納簿を整備していない施設は早急に整備すべきである。また、同規則第 212 条では、物品を受け入れた場合は帳簿に購入価格又は評価額を記載することとされているため、記載もれのないようにすべきである。さらに、出納簿の様式については、同規則第 116 号様式や 117 号様式において規定されており、出納簿の摘要欄には参考となる事項を記載しなければならないとしているため、保管場所等の参考となる事項を記載すべきである。

##### 定期的な現物確認の実施について

総合スポーツセンター、国際総合水泳場、現代産業科学館、生涯大学校においては、出納簿と現品との照合手続は全く行われていなかった。

千葉県財務規則第 203 条によれば、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、毎月一回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならないことになっているため、現物確認を実施していない施設については、早急を実施すべきである。また、実施対象も重要物品だけでなく全物品を実施対象とし、毎月一回現物確認を実施すべきである。

#### 出納簿の電子化について

備品や消耗品の受払又は残高の管理については、手書による出納簿を使用するよりも、電子化された出納簿を使用した方が、より効率的な管理を行える場合がある。したがって、出納簿の電子化による費用対効果を検討し、電子化による方がより効率的な管理を行いうると判断される場合には、Microsoft Excel 等の表計算ソフトあるいは、より高度なシステムを使用した管理方法等の導入が望まれる。

#### (7) 現金の管理とマニュアルの作成について

原則として、すべての現金を現金出納簿で把握し、毎日、現金の締め切り後に実査をし、実査の結果を作成した金種表に記入するとともに、金種表と現金出納簿と突合することが望まれる。また、これらを行った結果に対し、上位者の査閲を行うことも望まれる。

さらに、利用者から使用料等を徴収するような施設に関しては、現金のみならず、チケット等も含めて、これら一連の業務に関するマニュアルを作成しておくことが望まれる。条例や規則は議会や理事会等の意思決定機関の承認が必要となるものであり、実際に業務を行っていくことになると個々の事業所等の個別の事情等を考慮して行っていくこととなるため、詳細については条例や規則では決めることはせず、要領やマニュアルといった形で作成することがより実務的であると考えられる。

#### (8) 公有財産の取得、処分等に関する文書の保存について

千葉県教育委員会行政文書管理規則（又は千葉県行政文書管理規則）における「教育財産（県有財産）の取得、処分等に関する文書」の定義があいまいであるため、施設の取得に関する契約書の保存期間についての認識が統一されていない。ただし、全体的に見ると、土地の取得に関する契約書については「教育財産（県有財産）の取得、処分等に関する文書」（文書保存期間は長期）としてとらえ、建物の取得に関する契約書については「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」（文書保存期間は5年）としてとらえている傾向がある。施設取得に関する書類は、対象が土地、建物に拘らず、少なくとも施設が存続している以上、その証拠書類として保管されるべきものであり、「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」として一律に5年で廃棄される性格のものではないと考えるため、今後は文書保管方針について周知徹底を図っていくべきである。

#### (9) 指定管理者制度について

公の施設の管理のあり方については、まず施設ごとに、行政としての関与の必要性や存続すべきか廃止すべきかを検討し、次に存続する場合には管理主体をどうするかについて、県が直営で行うか、民間事業者等を活用した指定管理者制度を導入するかを比較検討し、その理由を明らかにした上で、県民等に対する説明責任を十分に果たすことになる。

指定管理者を選定するに当たっては、次の点に特に留意することが望まれる。

各施設の収支をできるだけ詳細に区分して把握することで、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較をより詳細に実施すること。

公平性や透明性を保つため、指定管理者の選定を行う指定管理者選定委員会の委員として、学識経験者等の採用に心がけ、職員中心の合議体で選定しないこと。

指定手続条例第3条の管理者審査基準に従うことは勿論であるが、各施設固有の事情も十分斟酌し、形式的な審査にならないこと。

## 2. 千葉県立中央図書館

### (1) 施設の効率的運営について

#### 資料の整備・保管方針について

中央図書館において収容可能な蔵書数がすでに限界に達しており、今後も同様の方針のもと資料の整備を行った場合、近い将来、中央図書館において増改築等による保管スペースの拡大を行う必要性が生じると予想される。今後の資料の整備・保管方針については、県立図書館 3 館の役割分担の見直しや施設の老朽化問題への対応、県財政の状況を十分に検討し、中央図書館単独ではなく県立図書館全体で、県立図書館としてのあるべき姿を踏まえて策定していくことが望まれる。

#### 職員の配置について

県財政が厳しい中、人件費の上昇を抑えつつも県民サービスの維持・向上を図っていくことが要求されており、そのためには、既存の組織体制にとらわれない、現状に見合った組織を柔軟に構築し、職員を適材適所に配置していくことが望まれる。その際には、嘱託職員の増員、適所への配置も選択肢として検討するとともに、職員の教育研修の充実強化による職員の能力向上及び均質化、有資格者割合の引き上げを図っていくことが望まれる。

#### 図書館費の見直しについて

施設数や施設構造、嘱託職員の採用状況等の運営方針が異なるため、一概に他県との比較はできないが、図書館費の内容を精査し、図書館費が高水準にある原因を分析して、支出内容の見直しを行っていくことが望まれる。また、維持管理費用の削減が図られた場合には、一律に図書館運営費を削減するのではなく、図書館サービスを向上させるため、図書購入費や人員の充実といった方策を講じていくことが望まれる。

### (2) 今後のあり方について

県では県立図書館 4 館構想を前提とした平成 6 年 3 月策定の「千葉県立図書館基本構想」以降、新たな基本構想を策定していない。県財政の状況も含め、当時と比べ環境は大きく変化していると考えられるため、早期に新たな県立図書館に係る基本構想を策定することが望まれる。また、今後基本構想を策定する際は、以下の点に留意していくことが望まれる。

#### 県立図書館 3 館の分担整備について

県の厳しい財政状況を鑑みて、現状の分担整備方針である、各館において各地域の特性に応じた資料の整備を行う「ゆるやかな分担」体制について検討を行うことが望まれる。

#### 高度なレファレンス業務への対応について

高度なレファレンス業務は、今後、県立図書館が担う役割として、より重要な位置を占めることが予想されるため、このことを十分に念頭におき、県は県立図書館の職員数や職員配置についての方針を策定していくことが望まれる。

#### 県立図書館の 4 館構想について

県財政や施設の老朽化、市町村立図書館の設置が進められてきた状況において、新たな県立図書館を設置する 4 館構想は今後策定される計画の選択肢として現実的とは言えない。今後は、施設の老朽化の状況や役割分担の見直しを踏まえて、新たな基本構想の策定を行っていくことが望まれる。

(3) その他

- ・ 財務規則第 202 条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。
  - ・ 延滞貸出図書 of 督促方法を再検討し、その結果を内規等により明確にしていくべきである。
  - ・ 現状に適合するよう蔵書の除籍基準を改定すべきである。
- 等

### 3. さわやかちば県民プラザ

(1) 遊休施設及び利用度の少ない物品について

本施設の 2 階の一部で近隣情報の手作りパネル展示が行われているが、スペースの有効利用とは言いがたい。

520 m<sup>2</sup>とかなり広いスペースであり、早期に利用方法を検討し、より積極的な活用をすべきである。

また、重要物品のうち、現在使用していないもの、もしくは使用頻度が明らかに低いものが 17 品目あった。これらは、いずれも設立当初に導入されたものであり、物理的に使用できなくなったもののほか、陳腐化しているものも多い。

不要と思われる重要物品は処分も検討すべきであり、買い換える場合には必要性や経済性を考慮すべきである。

(2) 今後のあるべき姿について

平成 17 年 6 月 14 日～7 月 9 日の期間、来館者にアンケートが実施された。期間が短く、回答枚数も 294 枚と非常に少ないが、施設として行った唯一のアンケートである。その結果、利用者のほとんどは千葉県居住者であったが、柏・流山といった近隣住民の利用が圧倒的に多い。

当施設は県の生涯学習の中核施設として県民全体の利用を目指して設立されたものであるが、利用者の実態からは県の事業と言うよりは近隣市町村の事業としての性格が強い。

また、行政コスト計算書によれば県民は多額の負担を余儀なくされている。

当施設は平成 18 年度から県の直営となる予定であり、直営化による県のより強い施策の実施が期待されている。しかし、現状の施設の利用状況、利用者の地域性、高額な行政コスト、今後予想される修繕維持の費用増加等を考えると、現在運営している事業を生涯教育の観点から再検討し、その一部の地域自治体への移譲することや指定管理者制度の積極的な有効活用も視野にいれる必要があるものと思われる。

(3) その他

- ・ 重要物品台帳には、必ず現状の写真を貼付すべきである。
  - ・ 不明な蔵書については、ルールに従って廃棄を行うべきである。
- 等

### 4. 千葉県立手賀の丘少年自然の家

(1) 効率的な運営について

原則として、毎月第 3 日曜日を定期休所日としているが、施設利用者の便宜、並びに施設の稼働率向上の観点からは、夏季及び冬季の年末年始前後の繁忙期には、できるかぎり休所日を設けないことが望まれる。稼働率の低い時期に、施設職員の休暇日を集中させる等の、メリハリのある休所日の設定が必要である。

また、施設の人員については、業務量の季節的変動を考慮しないで繁忙期の業務量に耐えうる人員を年間を通じて抱えていると考えられる。常勤者はオフシーズン

の業務量を目安として配置し、年間の業務量の変動に応じて適時にアルバイト・ボランティア等を利用するなどして、運営費の削減に努める必要があると考える。

## (2) 今後のあるべき姿について

当施設は、千葉県により平成 5 年に、「教育」という視点から、青少年の野外活動・自然体験活動・生活体験活動を通じて、生きる力・生涯学習の基礎作りや地域社会の支援を行うために設立された。

しかし、現在の県民 1 人当たり差引行政コストは、県の厳しい財政状況を考えると決して低い水準とは言えない。

少年教育施設としての位置づけを重視しつつ、行政コストを改善していく必要があると考える。

現在、18 歳未満の者は、原則無料であるが、受益者負担の考えから無料の範囲を見直すことが必要であろう。さらに、東京都をはじめとする他の地域の利用者の増加に対応して、千葉県民以外の利用者に対して別料金を設定するなどの料金体系の再検討が必要と考えられる。また、当施設はプラネタリウムを保有・運営しているが、その利用率は高いとは言えず、近隣に同様の施設も多い。さらに、本体の機械も老朽化してきており設備更新も視野に入れなくてはならない。

このような状況を鑑みると、平成 18 年度から、当施設に実施される予定の県直営の運用形態よりは、指定管理者制度を導入し、より機動的に行動しやすい指定管理者に管理を委託するなどしたほうが、様々な抜本的な施策を実行しやすい環境が整う。その結果、適切な受益者負担関係が構築され、県民にとってより有益なものとなると考えられる。

## (3) その他

- ・ 備品の管理については、県の財務規則等に従い、適切に行うべきである。  
等

## 5. 千葉県立鴨川青年の家

### (1) 今後のあり方について

鴨川青年の家は、昭和 63 年の設立以来、県内唯一の海洋型青年の家として、県内外の青少年の健全な精神育成に寄与してきたが、学校の教育カリキュラムの変更・少子化等の影響を受け、利用者は平成 13 年度に年間 63 千人まで減少した。県財政がひっ迫している現在においても、年間 2 億円近い差引行政コストが発生する状況が続いている。

今後、施設の進むべき方向性としては、収益性をある程度犠牲にしつつも「教育」の視点を重視し、青年教育施設としての位置づけをさらに強固なものにしていくか、収益性の視点を重視し、より一般の宿泊施設としての性格を強めていくかの、二方向に集約される。したがって、早い段階で、将来に向けて施設の進むべき基本方針を再検討することが望まれる。

いずれの方向性をとるにしても、現実的には、現在の施設の枠組み（設備施設・利用料金体系等）を維持しつつ、差引行政コストを大幅に改善することは非常に困難である。加えて、施設には、近隣に地元の宿泊関連業者が多く存在するため、大々的な宣伝活動等を行いにくい、といった特有の事情もある。

このような状況を鑑みると、来年度から実施予定となっている県直営の運営形態よりも、指定管理者制度を導入し、過去の関係に縛られない指定管理者に管理を委託するなどしたほうが、様々な抜本的な施策を実行しやすい環境が整い、引いては適切な受益者負担関係が構築され県民のメリットは大きいものになると考える。

## (2) 利用料の設定方法について

鴨川青年の家においては、施設利用者が千葉県民・千葉県内勤務者等であるか、他県民であるか否かに拘らず、原則として一律に1人1泊800円の宿泊料を徴収している。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び青少年団体の事前下見の教職員・団体指導者等からは、宿泊料・施設利用料を徴収していない。同じく、一般団体の利用でも利用開始日に子供が団体の半数以上の場合には、同伴の大人からも宿泊料・施設利用料を徴収していない（生涯学習課課長からの通達に基づく）。

このように、現在の施設使用料の徴収・非徴収対象者を決定する基準の設定理由が必ずしも明確とはいえず、一般的な経済合理性に乏しいものとなっている。教育関連施設としての一面に配慮しつつも、受益者負担及び経済的合理性の観点から、千葉県民以外の利用者に対する利用料金の設定方法や利用料を無料にする範囲等の再検討が望まれる。

## (3) 冬期の稼働率について

鴨川青年の家は、その立地条件から海の利用を前提とした利用者が多いため、冬期（12・1・2月）の利用者数（平成16年度合計7,488人）は、夏期（7・8・9月）の利用者数（平成16年度合計27,324人）に比して著しく減少する傾向にある。

したがって、施設の効率的運営という観点から、冬期の施設運営方針を再検討することが望まれる。再検討する方向性としては、「冬期の利用者を増加させる抜本的な施策をとる」と「運営費を削減する」の2方向が考えられる。

前者の方向性を採る場合には、様々な部活動の合宿に耐え得る新体育館の建設・施設利用料金額を夏期間と冬期間の二期制にするなど、後者の方向性を採る場合には、冬期の稼働率を前提にした人員の再配置・冬期の休業等が考えられる。

今一度、冬期における施設のあり方を再検討し、適切な施策を実行していくことが望まれる。

## (4) その他

- ・ キャンプファイヤーなどの財団の自主事業で財団が保管している預かり口座は、いったん財団の収入として計上するとともに、経費は財団の支出として計上し、併せて口座は財団の所有にすることにより、財団の所有・管理責任を明確にすべきである。

等

## 6. 総合スポーツセンター

### (1) 施設の見直しについて

総合スポーツセンターの県にとって最も望ましい姿は、全施設を整備し、維持・存続していくことである。しかし、県財政が厳しい環境のなかで、全施設の維持・存続は困難な状況にある。また、競技種目間の格差や類似施設の増加を考慮すると、そうした方針はもはや現実的ではなくなっている。

したがって、施設別の利用状況や収支状況、市町村や民間とのサービスの競合状況を勘案し、県有施設として各施設を保有することの必要性について再度、見直すことが望まれる。

とりわけ老朽化した施設については、そうした見直しを直ちに行い、県として保有し続けることが必要と判断した施設については早急に修繕を実施し、不要と判断した施設については躯体を撤去し、駐車場用地への転用等を検討することが望まれる。特に、水泳場や相撲場は早急に見直しをすることが望まれる。

## (2) 利用料金の見直しと施設別の収支状況の把握について

### 利用料金の見直しについて

利用料金は、使用料及び手数料条例の中で詳細に規定されるため、その変更については、条例の改正が必要となり、弾力的な見直しが行われにくい状況となっている。また、過去に行われた実際の見直しも、単に物価水準等を勘案した改定にとどまっている。

現状の県財政難等を勘案し、適宜、料金体系を見直す必要がある。料金改定は、これまで総合スポーツセンター全体を対象に実施されてきたが、今後は、各施設ごとに料金改定を実施していくことが望まれる。

### 施設別の収支状況の把握について

現状、県は総合スポーツセンター全体の収支は把握しているものの、施設別の収支については、支出についての施設別の把握が困難であるという理由から把握していない。

効率的な運営を図るためには、施設別に収支状況を把握し、収支状況の悪い施設については、施設の存続を見直したり、施設ごとに利用料金を見直ししていくことが望まれる。今後の指定管理者制度の導入を検討していく上でも、施設別の収支状況の把握は重要である。

### 民間企業の専用利用料金の見直しについて

民間企業が大会を開催する際にも、その大会で入場料を徴収していなければ、入場料を徴収しない使用として扱われている。

しかし、民間企業が開催する大会は、たとえその大会自体で営利を目的としていなくても、企業名を表に出して開催すれば広告宣伝となり、間接的に営利を追求していることとなる。また、民間のスポーツクラブなどが、入場料を徴収せずに大会を開催したとしても、会費や月謝という形で結果的に参加費を徴収していれば、営利を目的とした大会となる可能性がある。このように民間企業が専用使用する場合は営利目的となりうる局面が多いと考えられる。

したがって、民間企業の専用使用の料金を別に設定するなど、料金体系の変更を検討することが望まれる。

## (3) その他

- ・ 射撃場の管理委託先が使用料出納業務も行っているが、管理委託契約に使用料徴収事務が含まれていないため、県として使用料徴収事務を行うべきであり、また、管理委託先で行う場合には使用料徴収事務委託についても契約に織り込むべきである。
- ・ スポーツ科学センターのトレーニングルームにおける回数券は、盗難の危険性があるため、受払台帳を作成することにより残高を管理し、定期的に記帳内容を検証することにより、受払管理を実施すべきである。
- ・ 財団経費「需用費その他」の予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。予算は各項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。

等

## 7. 国際総合水泳場

### (1) 国際総合水泳場の役割について

国際総合水泳場は県の運営する施設であり、他の市町村や民間の運営する施設では達成できない役割を担うことが望まれる。

このような中、経費削減のために平成 16 年度においては 63 日間のメインエリアを、平成 17 年度においては 20 日間メインエリアを含む全面を休場している。しかし、施設の役割を考えると、メインエリアの休場は出来るだけ少なくし、サブエリアのみの休場による経費削減や受益者負担の原則に基づく使用料金体系を改定等することを検討する余地があると思われる。

### (2) 使用料金について

運営環境が厳しい中で使用料は他の都道府県と比べると若干低い料金設定がなされており、高齢者に対する使用料減免規定も設けている。

利用者の負担を多少増加させて休場期間を短くすることも検討することが必要であり、受益者負担の観点からも、使用料金の改定や高齢者からの使用料徴収を検討することが望まれる。

### (3) その他

- ・ 施設において遊休のスペースや遊休の設備について有効利用等を検討すべきである。
- ・ 券売機投入後の入場券や回数券についての枚数管理を行うべきである。
- ・ 財務規則に基づき備品に備品シールを貼付すべきである。
- ・ 財団経費「需用費その他」の予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。予算は各項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。

等

## 8. 千葉県立美術館

### (1) 利用者の増加策について

関東近県や千葉市の美術館と比較すると、料金は平均的であるが、有料入館者数や展示床面積当たりの入館者数が少ない。館の建設目的からしても利用者の増加を目指す必要があり、開館時間の延長、開館時間延長のアピール、ポスターの設置場所の再検討、ポスター作成代捻出のためのポスターへの広告掲載、近隣商業施設等とのタイアップ及び小・中学生等の美術への関心を高めるための施策の実施等の検討が望まれる。

### (2) 今後のあり方について

県立美術館は現在、財団により運営されている。管理委託制度が廃止された後の平成 18 年度からは県の直営となる方針であるが、その後、指定管理者制度の導入について検討を進めることになっている。

県立美術館の利用者の満足度向上や、利用者の増加を図ることは、民間でも充分達成できるものと考えられ、また、利用収入の増加や支出の削減を図り、結果として行政コストの削減を図ることも、民間にはノウハウがあると考えられるので、導入できるのであれば積極的に指定管理者制度を採用すべきと考える。

(3) 高額収蔵資料の展示状況について

1 点評価額 1 億円以上の高額な収蔵資料が 6 点あるが、そのような収蔵資料は一般的に期待や注目度も高いものである。にもかかわらず展示頻度は高くないものもある。利用者の満足度を少しでも高めるために展示頻度をあげたり、他の美術館等への貸出や新規作品購入の財源とするためなどの売却といったことを検討することが望まれる。

(4) その他

- ・ 千葉県美術品等取得基金については収蔵資料の新規購入、保険料等への充当、利用者増加策の財源とするなどの用途活用の検討が望まれる。
- ・ 収蔵資料に対する付保状況の改善が望まれる。また、そのための財源捻出の工夫も望まれる。

等

## 9. 千葉県立中央博物館

(1) 今後のあり方について

事業活動の評価や事業計画の策定を効果的に行っていくために、事業活動別の収支を継続的に把握していくための体制整備が望まれる。特に、平成 16 年度より適正な受益者負担を求める観点から入館料の徴収を実施しており、有料化の趣旨を利用者へ適切に説明していくためにも、このような事業活動別の収支管理を実施していくことが必要であると考え。

有料化に伴う利用者の減少は、博物館の設置目的からは望ましくない。たしかに有料化に伴い行政コストは抑えられるかもしれないが、利用者一人当たりの行政コストを算出した結果、有料化前に比べ上昇してしまうようであれば、効率性の観点からも望ましいことではない。博物館は、調査研究活動の拠点であると同時に、普及・展示活動を通じて、その成果を県民へ還元していく役割を担っているため、広く県民に利用してもらえるような施策を講じていくことが望まれる。

利用者数を増やすための施策として、展示内容の充実や解説の工夫、魅力あるイベントの企画等を実施していくことが考えられるが、そのほかに、近隣施設との提携も視野に入れた、認知度を高めていくための施策を講じていくことが望まれる。

なお、分館の駐車場については、駐車場利用者が必ずしも博物館入館者でないことを踏まえると、博物館サービスとは切り離して、収支を詳細に把握していくことが必要と考える。また、詳細な収支を把握した上で、駐車場の老朽化に伴う修繕費用等の将来コストを考慮した全体収支が均衡するように管理運営を行っていくことが望まれる。

(2) 収蔵資料の管理について

収蔵資料が膨大であるため、収蔵資料台帳や一般県民向けに公開することを目的としたデータベースへの登録が遅延している状況である。登録率を向上させるためには、収蔵資料台帳の電子化を推し進めていくとともに、電子化された収蔵資料台帳の情報をデータベースへ自動登録できるような仕組みを構築し、収蔵資料台帳とデータベースへの登録の一元化を図っていくことが望まれる。

(3) その他

- ・ 付保が必要とされる収蔵資料を精査し、その結果に基づき付保対象を選定していくことが望まれる。

- ・ ボランティア活動の認知度を高めて一般県民の参加機会を広げていくことが望まれる。

等

## 10. 千葉県立現代産業科学館

### (1) 利用状況について

現代産業科学館の利用状況について、16年度より入場料の有料化により利用者数が大幅に減少している。

(単位:人)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	減少率
利用者数	356,136	344,964	160,584	53%
うち有料者数	50,012	41,858	24,875	40%

(県資料より作成)

今後、現代産業科学館の利用者数を増やし、少しでも料金収入を増やしていくためには、次のような対策が必要と考える。

展示品の魅力を増やす

千葉県美術品等取得基金を活用して新たに目玉となる展示品を取得したり、企業からの寄付を募るために積極的な活動を行うことが望まれる。

開館時間を延長する

開館時間の延長や年末年始の営業も検討することが望まれる。

研究活動の強化

研究成果はホームページや県報等で広く周知し、県民からの意見を積極的に取り入れることが望まれる。

広告・アンケートの積極的な活用

比較的恵まれている立地をより積極的に活用することが望まれる。

### (2) 今後のあり方について

現代産業科学館では、管理運営について18年度は直営化とし、平成19年度以降について指定管理者制度導入の検討を進める方針である。直営化後も(1)で掲げた方策を実施することにより、利用者の満足度や利用者増はもとより、コスト削減にもつなげていくべきと考える。

仮に、直営化後も利用者の満足度や利用者増、コスト削減に大きな改善が見られない場合、館の存続の検討や指定管理者制度の早急な導入が必要と考える。

### (3) その他

- ・ 物品については、少なくとも1年に1度は現物調査を実施し、数量の記載を正確にすべきである。
- ・ 財団経費「需用費その他」の予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。予算は各項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。
- ・ 購入額もしくは評価額1千万円以上の展示品のうち、保険が付されていない展示品があるので、財源の捻出をはかり、保険を付すことが望まれる。

等

## 11. 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園）

### （1）今後のあり方及び指定管理者制度について

#### 今後のあり方について

本来、生涯大学校の目的は、高齢者が新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加による生きがいの高揚に資するものである。したがって、事業の拠点数は多いほうがより地域密着の対応が可能になると考える。そのために、現在のように県内 5 施設を専用施設で展開するよりは、市町村が公民館等を利用してきめ細かく事業展開する方が目的に適合し、効率的運営も可能ではないかと考える。

市町村が事業を行うに当たっては、学習内容の水準や、事業の実施場所、講師確保などの面で課題があるものの、以下のような検討をすることが考えられる。

- ・ 県が現在有している 5 施設を生涯大学校事業の中核的拠点としてとらえ、県が運営していくが、今後は各市町村で生涯大学校事業を展開していく。この場合、県は中核的拠点である 5 施設での事業ノウハウを、各市町村の事業に効率的にフィードバックすることとなる。
- ・ 生涯大学校事業自体は各市町村が実施する事業としてとらえ、県が現在有している 5 施設での事業を各市町村に移譲する。

#### 指定管理者制度について

平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、5 学園を一括して指定管理者に委託する。しかし、全学園を同一カリキュラムで運営することよりも、都市部及び農村部の特性を踏まえ、学園ごとに趣向を凝らした学習カリキュラムを展開することが事業目的に合致し、かつ有益であると思われる。今後は、学園又は地域ごとに指定管理者を決定することも十分検討の余地はあると考える。

また、学園ごとの収支を把握し、指定管理料の算定手続に反映させることで、より詳細な算定が可能になり、コスト削減になる可能性もあると考える。さらには、学園ごとに指定管理者制度導入の効果測定単位とすることで、今後の指定管理料見直しや他施設への導入の参考にもなりうると考える。

### （2）入学者数及び定員について

県として今後も生涯大学校事業を継続するのであれば、入学者数の増加に努める必要がある。たとえば以下のような方策を検討することが望まれる。

#### 魅力ある学習カリキュラムの展開

生涯大学校の目的は地域活動での貢献であり、都市部及び農村部の特性を踏まえた学園ごとに趣向を凝らした学習カリキュラムを展開することが事業目的に合致し、かつ有益であると思われる。

#### 県民への周知活動の徹底

現在は実施されていないオープンキャンパスの実施その他の方法で生涯大学校の周知を図ることが望まれる。

#### 定員の見直し

倍率の高い学園及び学科については、定員の増加を図り、一方で、倍率の低い学園及び学科については、減少、統合もしくは廃止を検討することで、メリハリのある学園運営が可能になると考える。

(3) 授業料について

受益者負担の原則により授業料を算定したものの、以下の4点については特段考慮されていないことから、これらの再検討も含め、県民への合理的説明が可能な授業料の見直しを検討することが望まれる。

授業料算定から人件費が除かれている。

総事業費から人件費を除いた額の1/2が除かれている。

学校校舎の建設費に係る減価償却費相当分及び将来の修繕予定額が除かれている。

建設費に係る県債の利息償還金が考慮されていない。

(4) 財団法人千葉県福祉ふれあい財団(以下、「財団」という。)について

財団は以下の施設を保有し、事業を行っている。

- ・ 千葉県こどもの国
- ・ ユートピア笠森(宿泊施設)
- ・ ゆうゆう館(健康浴場施設)
- ・ 酒々井ちびっこ天国

次の理由から上記施設自体のあり方について見直すことが望まれる。

財団の類似施設が民間により運営されており、社会情勢の変化により、施設設置目的を達成したと考えられること

県からの補助金がなければ収支が赤字であり、自主・自立運営が困難であること

県として多額の補助金等を投入してまで事業を継続する意義は乏しいと考えられること

利用者数の減少等により、営業資金による多額の借入金返済は困難であること

老朽化が著しいため、事業を継続する場合は大規模修繕が必要になるが、自主的な資金手当てが困難であること

具体的には次の方策が考えられる。

地元市町村へ委譲し、施設自体は市町村で保有、管理運営する。

公募等により民間へ売却する。

施設自体を廃止し、速やかに撤去する。この場合、その後の転用方法も十分視野に入れる必要がある。

以上の方策を実施した後は、財団として県事業を補完する目的は終了することになり、財団の解散も視野に入れることが望まれる。

(5) その他

- ・ 施設別の備品出納簿を作成するとともに、備品の異動に関する事実をもれなく備品出納簿に記載すべきである。
- ・ 財務規則に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。
- ・ 財務規則に基づき、寄贈品についてもその評価額で帳簿へ記載を行いとともに、財務規則に基づき、寄附申込書を徴し、知事の承認又は知事への報告をすべきである。

- ・ 財団は千葉県の職員の給与に関する条例に基づいた調整手当の支給を行うべきである。また、県の条例に改正があった場合、即座にその改正に基づいた内規の改定が実施できるような体制を構築すべきである。
- 等

## 12. 行政コスト計算書について

各施設に関する平成 16 年度の行政コストの試算結果は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目	中央図書館	さわやかちば 県民プラザ	手賀の丘 少年自然の家	鴨川 青年の家	総合スポーツ センター
・ 人に係るコスト	302,114	236,301	78,414	91,922	283,706
・ 物に係るコスト	314,005	500,326	81,580	82,664	532,562
・ その他のコスト	136	-	-	14,935	6,506
行政コスト合計	616,256	736,628	159,994	189,521	822,775
収入合計	131,171	83,357	7,737	6,787	54,882
差引行政コスト	485,084	653,270	152,257	182,734	767,892
県民 1 人当たり 差引行政コスト	80 円	108 円	25 円	30 円	127 円
利用者 1 人当たり 差引行政コスト(注)	4,243 円	1,563 円	1,990 円	2,456 円	1,124 円

(単位:千円)

項目	国際総合 水泳場	美術館	中央博物館	現代産業 科学館	生涯大学校
・ 人に係るコスト	95,432	151,684	799,361	270,921	303,079
・ 物に係るコスト	588,178	181,104	487,002	333,026	147,088
・ その他のコスト	-	41,130	110,504	23,646	15,994
行政コスト合計	683,610	373,919	1,396,868	627,593	466,162
収入合計	127,486	16,945	31,078	9,526	51,020
差引行政コスト	556,124	356,973	1,365,790	618,067	415,142
県民 1 人当たり 差引行政コスト	92 円	59 円	226 円	102 円	69 円
利用者 1 人当たり 差引行政コスト(注)	1,542 円	2,593 円	5,255 円	3,849 円	122,750 円

(注) 中央図書館及び中央博物館は入館者 1 人当たり、手賀の丘少年自然の家は延利用者 1 人当たり、美術館は入場者 1 人当たり、生涯大学校は学生 1 人当たりの差引行政コストである。

### (1) 中央図書館

行政コスト計算書上には、将来発生するであろう施設の改修費用は含まれていない。中央図書館は、供用開始後すでに 37 年を経過しているにも拘らず、大規模修繕が未だ実施されていない。このため、既存施設を維持することを前提とした場合、今後大規模な改修コストの発生が予想される。県は今後発生するであろう改修コストを十分に念頭に置き、施設の維持管理計画を策定していくことが望まれる。

### (2) さわやかちば県民プラザ

差引行政コストは減少傾向にあるものの差引行政コストの金額は決して少額とは言えない。また、県民 1 人当たり差引行政コストも減少しているものの平成 16 年度で 108 円であり、利用者 1 人当たり差引行政コストは 1,563 円と高額である。

今後も行政コストの引下げと、利用者・宿泊者の増加が望まれる。

さらに、修繕については計画がなく、問題が発生した都度、対処的に修繕を行っているのが現状であり、今後、修繕の必要な箇所は増加するものと考えられる。行政コストの増加を抑えるために、合理的な維持管理の計画が必要である。

### (3) 手賀の丘少年自然の家

差引行政コスト及び県民 1 人当たり差引行政コストは年々減少しているが、県の厳しい財政状況を考えると、より一層の引下げが必要である。さらに、将来発生するであろうプラネタリウム更新等の維持・修繕費用を考えると決して低い水準とはいえない。

現在、18 歳未満の者は、原則無料であるが、受益者負担の考えから無料の範囲を見直すとともに、利用料の増額、さらには千葉県民以外の利用者に対する料金を差別化するなど料金体系の再検討も必要と考えられる。

### (4) 鴨川青年の家

施設は、正職員を嘱託に変更したり、日々の節電・節水、植栽管理を職員が実施することなどにより、人に係るコスト及び物に係るコストの削減に努めている。今後も、行政コストの削減のため、現状では実施されていない一般競争入札制度の導入等を進めていく必要がある。しかし、差引行政コストを抜本的に改善するためには、これ以上大幅な行政コストの削減は考えられないため、利用者の大幅な増加、並びに施設利用料金額の大幅な増額といった対応が必要である。

### (5) 総合スポーツセンター

総合スポーツセンターの差引行政コストは、人件費、委託費、光熱水費を中心とした維持管理費の削減努力により、年々減少傾向にある。しかしながら、行政コスト計算書上は、将来発生するであろう改修費を考慮していない。当施設は供用開始年度から既に 39 年が経過しており、老朽化が進んでいるため、将来における改修費の負担が増大することが予想される。したがって、県は今後発生することが予想される改修コストを十分念頭に置きながら、施設の維持管理計画を策定していくことが望まれる。

### (6) 国際総合水泳場

利用者 1 人当たりの差引行政コストは経費削減と施設のクローズにより減少傾向にある。現在施設は供用開始から 10 年と日が浅いため施設の維持管理に関するコストがそれほど発生していないが、将来的にはこれらのコストが増加することを考慮すると、現状の維持管理費を削減する方法には限界がある。また、平成 16 年度においては施設をクローズしているにもかかわらず、人件費は削減されていない。これは、クローズ期間中も嘱託職員も含め、通常通りのシフトが組まれていたためである。

繁忙期において人員を多く配置し、閑散期においては人員を減らすなど効率的な人員配置を実施し、人件費の削減に結びつけることが望まれる。

また、平成 18 年度より実施される指定管理者制度も人件費の削減という点からは有効な手段であると考えられる。

### (7) 美術館

行政コストは改善しているものの、現状の県財政を考慮し、さらなる改善を目指すとともに、入場者 1 人当たり差引行政コストの低減を図る必要がある。このためには、指定管理者制度導入によるコスト削減のほか、入場者数増加に伴う 1 人当たりコストの負担低減や入場料収入増加のための方策を講じていくことが望まれる。

なお、その際には、入場者総数に占める有料入場者数の割合（平成 16 年度で約 12%）が低い現状を考慮し、かつ受益者負担の観点も踏まえて、入場料金体系の見直しについて、あわせて検討を行うことが望まれる。

#### （8）中央博物館

平成 16 年度から開始した入館料の有料化は、入館料収入の増加を通じて差引行政コストの削減に貢献しているが、他方、入館者数の減少に伴い入館者 1 人当たり差引行政コストは大幅に上昇している。これは、県財政の負担軽減が図られた一方、博物館利用者に、より多くの負荷がかかることになった結果を浮き彫りにしている。この状況は、博物館が有する本来の役割を鑑みると望ましい姿とはいえ、県はこのことを十分に念頭に置き、今後の博物館運営の方針を策定していくことが望まれる。

また、現状、施設別・事業活動別の収支を厳密に把握していない。事業活動の評価や事業計画の策定を効果的に行っていくためには、施設別・事業活動別の収支を把握していくことが有用であると考えられるため、今後の体制整備が望まれる。

#### （9）現代産業科学館

行政コストは改善しているものの、現状の県財政を考慮し、さらなる改善を目指すとともに、著しく悪化した利用者 1 人当たり差引行政コストの改善を早急に図る必要がある。このためには、指定管理者制度導入によるコスト削減のほか、利用者数増加に伴う 1 人当たりコストの負担低減や入場料収入増加のための方策を講じていくことが望まれる。なお、その際には、利用者総数に占める有料利用者数の割合（平成 16 年度で約 15%）が低い現状を考慮し、かつ受益者負担の観点も踏まえて、入場料金体系の見直しについて、あわせて検討を行うことが望まれる。

#### （10）生涯大学校

差引行政コストは減少傾向にあるものの、行政コスト計算上は、退職給与引当金計上不足額や将来発生するであろう施設の改修費用は含まれていない。今後、改修費用等の支出を十分考慮した維持管理計画を策定していく必要があるものとする。また、平成 16 年度の学生 1 人当たりの差引行政コストは 122,750 円と高額である。今後、受益者負担の観点から授業料の見直し、学生数の増加や定員割れの改善について検討し、学生 1 人当たりの差引行政コストの低減を図ることが望まれる。

## 監査の結果及び意見

### 1. 各施設共通事項

#### (1) 大規模修繕計画、アスベスト対策、耐震診断について

今回監査対象となった 10 施設について、大規模修繕の履歴及び今後の計画策定の状況について確かめたところ、次表のとおりであった。

施設名	中央図書館	さわやかちば 県民プラザ	手賀の丘 少年自然の家	鴨川青年 の家	総合スポーツ センター
建設年度	S43	H8	H5	S63	S41
大規模修繕の履歴	なし	なし	なし	2 件 0.2 億円	多数 30 億円
大規模修繕計画の策定状況	×	×	×	×	×
早急に大規模修繕が必要な 箇所の把握					
当面(3~5年先)必要な大規模 修繕費の把握	×			×	

施設名	国際総合 水泳場	美術館	中央 博物館	現代産業 科学館	生涯大学校
建設年度	H8	S49	S63	H6	S54・H11
大規模修繕の履歴	なし	なし	なし	なし	なし
大規模修繕計画の策定状況	×	×	×	×	×
早急に大規模修繕が必要な 箇所の把握	×				
当面(3~5年先)必要な大規模 修繕費の把握	×		×		

(注) は策定、もしくは正確に把握している。  
 は策定予定あり、もしくは一部把握している。  
 ×は策定予定なし、もしくは正確に把握していない。

上表のとおり、大規模修繕計画を策定している施設はゼロとなっている。

また、当面必要な大規模修繕についても、博物館や鴨川青年の家では築 10 年以上を経過しているにもかかわらず正確な把握が行われていない。

また、昭和 56 年以前の旧建築基準による施設が 4 件あるが、これらの施設のうち 2 階建てである美術館を除き「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所管行政庁による耐震診断の指示対象となる。しかし、診断の実施状況は次表のとおりであり、一部を除き未実施であった。

さらにアスベストの使用状況と対策について調査したところ、下表のとおり 4 施設で使用されていた。また、スポーツセンターの一部、美術館では暴露するおそれが残っており、早急に除去等の対応が予定されている。

	中央図書館	さわやかちば 県民プラザ	手賀の丘 少年自然の家	鴨川青年 の家	総合スポーツ センター
【耐震診断の実施状況】					
昭和 56 年以前建築	該当	-	-	-	該当
診断の実施状況	未実施	-	-	-	(注 2)
【アスベストの使用状況】					
使用状況	天井一部 使用	電気炉断熱 パッキンの一部	-	-	一部使用
暴露のおそれ	-	(注 1)	-	-	(注 3)

	国際総合 水泳場	美術館	中央 博物館	現代産業 科学館	生涯大学校
【耐震診断の実施状況】					
昭和 56 年以前建築	-	(注 4)	-	-	(注 6)
診断の実施状況	-		-	-	未実施
【アスベストの使用状況】					
使用状況	-	機械室 (注 5)	-	-	-
暴露のおそれ	-	あり	-	-	-

(注 1) 17 年 9 月 13 日にパッキンを交換済み。

(注 2) 陸上競技場のみ耐震化工事済み。他は未実施。

(注 3) 陸上競技場及び体育館は除去・封じ込めを実施済み。射撃場のうち 1 箇所についてはアスベストの封じ込めを実施済みだが、経年劣化により飛散のおそれがあるため休止中であり、除去工事後に運営再開の予定。

(注 4) 美術館は 2 階建てのため診断義務はないが、耐震診断実施予定。

(注 5) 美術館の機械室のアスベストについては、既に封じ込めを実施済みだが、その後の劣化に伴い除去工事を実施予定。

(注 6) 生涯大学校は京葉学園が該当する。

## (改善策)

築年数が経過しているにもかかわらず、ほとんどの施設で大規模修繕計画が策定されていない現状では、近い将来必要となる見込み額すら判断することができない。早急に大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討、把握するとともに、大規模修繕計画を策定する必要がある。

また、耐震診断の必要な施設やアスベスト除去の必要な施設については、早急に診断や除去工事を実施し、必要に応じて大規模修繕計画に組み込むことが必要である。

## (2) 施設の付保状況について

千葉県教育財産管理規則第 12 条の規定に基づき損害保険加入事務取扱要領（平成 13 年施行）が定められており、その中の損害保険加入基準で、学校施設（1 棟ごとの床面積が 1,000 平方メートル以上かつ台帳価格が 1,000 万円以上の建物）であること（ただし、庁舎及び有人警備体制の施設は除く）が加入条件になっている。

各施設の付保状況は、以下のとおりである。

施設 付保状況	図書館	県民 プラザ	手賀の丘 少年の家	鴨川青年 の家	総合 スポーツ (注)	水泳場 (注)	美術館 (注)	博物館	科学館 (注)	生涯 大学校
建物の付保状況	×	×	×	×	-	-	-	×	×	×
工作物の付保状況	×	×	×	×	-	-	-	×	×	×

(注) 当該施設については、有人警備体制であるため、付保をしていない。

(意見)

現実の損害保険が未加入の理由としては、上記事務取扱要領の存在に加えて、行政コスト削減という側面があると考えられる。しかし、付保要件については学校関係施設か否かという画一的な評価基準でなく、火災・地震等の自然災害が発生するリスクと、保険料支払に伴うコストとを今一度、施設毎に検討し、経済合理性のある加入・未加入の意思決定をすることが望まれる。なお、損害保険加入事務取扱要領の加入基準の中にも、施設課長が特に必要がある場合には、総務部管財課長へ保険加入を依頼可能な旨、記載されている。

(3) 不動産登記の具備について

各施設において、不動産のうち所有している土地については登記を具備している(土地所有のない施設を除く)。

また、建物については、以下の理由により、所有権登記を具備していない。

千葉県教育財産管理規則第 5 条において、教育財産のうち登記を要するものは遅滞なく登記を行わなければならない、と規定されているが、不動産登記法附則により、固定資産税を課することができない土地及び建物については、当分の間登記を要されていないため。

原則として、土地は所有権移転登記であるが、建物については保存登記であるため。

(意見)

各施設は上記を理由として建物の登記を具備していない。しかし、上記不動産登記法附則の趣旨は、固定資産税徴収対象の早期確定にあり、対抗要件具備の必要性とは無関係の規定である。たとえ、移転登記ではないとしても、事後の紛争発生時の対抗要件を具備しておくことは県の資産保全のために重要であるため、建物所有権の保存登記をすることが望まれる。

(4) 公有財産台帳について

異動明細表について

千葉県公有財産管理規則第 43 条によると、土地・建物及び工作物異動明細表には、公有財産の異動の状況を記録しなければならないとされている(数量増減・価格増減・算出根拠等)が、各施設では異動明細表が保管されていなかった(千葉県公有財産管理規則第 15 号様式)。各施設の公有財産については、規則どおり 3 年毎に評価額が更新されているものの、更新金額の推移・更新理由等の詳細が事後的に把握できない状況となっている。

(改善策)

公有財産については、事後的にも評価額の変更理由等を照会できるように、建物・土地・工作物毎に千葉県公有財産規則第 15 号様式に準じた異動明細表を保管する必要がある。

## 公有財産台帳の記載方法について

国際総合水泳場以外の、各施設の建物台帳記載の建物取得時金額には、電気設備工事・空調設備工事等の付属設備が、工作物として区分されず、建物として一括して計上されているため個々の設備の内容を把握することができない。また、資本的支出と考えられる大規模な工事費用等が公有財産台帳に反映されていない。

### (意見)

建物については、その躯体だけでなく、付属設備として区分できるものについては、適正な維持管理が行えるように、個々の資産毎に取得時期や取得価格等を記載した台帳を作成することが望まれる。

## 公有財産の現物実査の実施状況について

各施設における、公有財産台帳記載の公有財産の現物調査実施状況は、以下のとおりである。

	図書館	県民プラザ	手賀の丘少年の家	鴨川青年の家	総合スポーツ	水泳場	美術館	博物館	科学館	生涯大学校
定期的な現物調査の実施状況		×	×	×		(注)	×		×	×
実施頻度・実施時期	おおよそ年1回				月1回	年1回、臨時休業日		評価額改訂時3年毎		

(注) 樹木台帳に記載の樹木(25本)については、定期的な実査の対象外となっている。

### (改善策)

千葉県公有財産管理規則第14条には、公有財産台帳及びその付属図面と公有財産の現況との照合を実施し、適正な管理に努めるもの、と記載されている。したがって、公有財産は適時に現物調査を実施し、台帳と照合の上、不一致項目については台帳を修正する必要がある。現物調査を円滑に実施するためには台帳に記載する財産名称等は、記載対象財産の現物が明確に判別するような表現で記載することが必要である。

### (意見)

特に庭園等目視による個体の判別が難しい資産については、施設地図を台帳の添付資料にするなどして、対象財産を明確化しやすいように工夫することが望まれる。

## 公有財産台帳の内容と登記簿謄本の内容の不一致について

現代産業科学館及びさわやかちば県民プラザにおいて、土地台帳の登記年月日と、登記簿謄本の登記年月日との不一致が存在した。県の施設課に問い合わせたが、不一致の理由は不明である。

### (改善策)

土地台帳の記載内容は、登記簿謄本の記載内容に一致させる必要がある。

## (5) 一般競争入札について

今回監査対象となった 10 施設について、大口の委託契約（1 件 1,000 千円以上）について調査を行ったところ、一般競争入札により締結された契約はなく、すべて指名競争入札により締結されていた。この指名競争入札により締結した契約のうち、3 年間委託先が同一業者となっているもの又は 3 年間落札率が 95%以上となっているものの件数は以下のとおりとなっている。

(単位：件)

	中央図書館	さわやかちば 県民プラザ	手賀の丘 少年自然の家	鴨川 青年の家	総合スポーツ センター
大口契約	2	7	1	1	8
3 年間同一業者	2	5	1	1	5
落札率 95%以上の契約	1	4	1	1	1

	国際総合 水泳場	美術館	中央 博物館	現代産業 科学館	生涯 大学校
大口契約	6	2	10	5	4
3 年間同一業者	5	2	9	2	3
落札率 95%以上の契約	3	2	3	3	0

(注 1) 詳細については各施設において記載

(注 2) 財団管理施設においては県費も含む

上記のように、大半の取引が 3 年以上、同一業者により行われているか、落札率が高止まりしている。

このような同一業者の落札が続くあるいは落札率が高止まる理由の主なものは次のようになっている。

(同一業者)

- ・ 比較的業務量が大きいため、小さい業者においては落札が困難となる。
- ・ 業務内容や仕様について他の業者よりも正確にかつ安価に積算できた結果、続けての落札が可能になった。
- ・ 地域の特性から近隣の業者が少ない。
- ・ 県の指名業者名簿を使用して指名しているため同一業者が指名される可能性が高く、落札も同一業者になる可能性が高くなる。

(高止まり)

- ・ 予定価格を作成する際に、予算の範囲内において積算を行うが、予算要求をするときに参考見積りを行っているため、業者がおおよその予算額を類推することが可能である。
- ・ 前年度の開札調書の閲覧が開示申出により可能であり、仕様書が前年と比べ変更が無ければ予定価格を推定できる。

(改善策)

監査対象となった施設において、上記の委託契約は形式的には指名競争入札の条件を満たしている。また、施設の特性により一般競争入札が困難な場合もあるため、そのような点からは一概に一般競争入札が有効であるとはいえない。

しかし、契約によっては長期にわたり指名業者が固定されているなどの原因により同一業者の落札や落札率が高止まりしているものがあると考えられる。一般競争入札により業者間の競争を高めることで、経費の削減を図ることを検討する必要がある。

## (6) 物品管理について

今回の監査対象となった 10 施設について、物品管理の状況を調査した結果は、次のとおりである。

	中央図書館	県民プラザ	手賀の丘少年 自然の家	鴨川青年 の家	総合スポーツ センター
備品出納簿	○	○	○	○	○
消耗品出納簿	○	○	○	○	○
定期的な現物確認	(購入後移動のあった時のみ実施)		(重要物品のみ年一回実施。その他、廃棄するものについては、その都度確認)	(重要物品のみ年一回実施)	×
出納簿の電子化	×	×	×	×	×

	国際総合水泳場	美術館	中央博物館		現代産業科学館	生涯大学校
			本館	分館		
備品出納簿	○	○	○	○	○	○
消耗品出納簿	×		○	○		×
定期的な現物確認	×	(重要物品のみ)	(年一回実施。ただし、実施方法や実施時期については各部署の担当者に一任)		×	×
出納簿の電子化	×	×	×	○	×	×

(注) ○は作成している、もしくは適切に実施している。  
 は一部のみ作成、もしくは一部しか実施していない。  
 ×は作成していない、もしくは全く実施していない。  
 備品とは財務規則 181 条第 1 号の物をいう。  
 消耗品とは財務規則 181 条第 2 号の物をいう。  
 重要物品とは、備品のうち 100 万円以上のものをいう。

### 備品出納簿、消耗品出納簿の整備状況について

これら 10 施設は、備品と消耗品の双方を保有しているため、千葉県財務規則 207 条の規定に従い、備品出納簿及び消耗品出納簿の双方を整備する必要がある。

上表のとおり、備品出納簿については、全施設において作成がなされていたが、消耗品出納簿については作成している施設とそうでない施設があった。

また、物品自体は現に存在するのに出納簿には記載がなかったり、出納簿には記載があるのに該当する物品がないといった事例も見受けられた。

その他、出納簿の記載方法について以下のような不適切なケースが見受けられた。

- ア．手賀の丘少年自然の家や国際総合水泳場においては、一式等、複数の物品がまとめて存在するものも、出納簿上は数量を 1 としか記載しておらず、摘要欄にその内訳についての詳細な情報の記載がなかった。
- イ．鴨川青年の家では、備品出納簿に取得価格の記載のないものがあった。
- ウ．手賀の丘少年自然の家、美術館、中央博物館分館、現代産業科学館では、出納簿に保管場所の記載がなかった。

(改善策)

千葉県財務規則第 207 条によれば、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、備品出納簿や消耗品出納簿を備え、物品の出納を整理しなければならないことになっているため、備品出納簿や消耗品出納簿を整備していない施設は早急に整備すべきである。また、同規則第 212 条では、物品を受け入れた場合は帳簿に購入価格又は評価額を記載することとされているため、今後は記載もれのないようにすべきである。さらに、出納簿の様式については、同規則第 116 号様式や 117 号様式において規定されており、出納簿の摘要欄には参考となる事項を記載しなければならないとしているため、保管場所等の参考となる事項を記載すべきである。

定期的な現物確認の実施について

総合スポーツセンター、国際総合水泳場、現代産業科学館、生涯大学校においては、出納簿と現品との照合手続は全く行われていなかった。また、その他の施設についても、重要物品のみの実施や、年一回の実施にとどまっており、財務規則に従った毎月一回の出納簿と現品との照合手続がなされていなかった。

(改善策)

千葉県財務規則第 203 条によれば、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、毎月一回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならないことになっている。したがって、現物確認を実施していない施設については、早急に実施すべきである。また、実施対象も重要物品だけでなく全物品を実施対象とし、少なくとも年一回現物確認を実施すべきである。

出納簿の電子化について

出納簿の作成については、中央博物館の分館以外の施設は、手書きの方法により作成している。施設の中には、備品や消耗品の種類が多く、手書の備品出納簿や消耗品出納簿の分量が膨大になっている施設が見受けられた。

(意見)

備品や消耗品の受払又は残高の管理については、手書による出納簿を使用するよりも、電子化された出納簿を使用した方が、より効率的な管理を行える場合がある。したがって、出納簿の電子化による費用対効果を検討し、電子化による方がより効率的な管理を行いうると判断される場合には、Microsoft Excel 等の表計算ソフトあるいは、より高度なシステムを使用した管理方法等の導入が望まれる。

(7) 現金の管理とマニュアルの作成について

千葉県においては、千葉県財務規則第 129 条、第 130 条第 1 項、また、社会教育施設管理財団においては、「財団の会計処理について」により、現金がある場合に

は、県では別記第 77 号様式の、財団では「財団の会計処理について」に記載されている様式の現金出納簿を作成しなければならない。また、これらの条例や規則等がないとしても、現金を管理するに当たっては、すべての現金を現金出納帳等の補助簿等を作成してその入金及び残高を管理すべきものであり、さらに、現金の実査を毎日行うとともにその結果を金種表等に記載し、金種表と現金出納簿の金額がそれぞれ一致していることを確認し、これら一連の業務について担当者が行ったことを上位者が査閲するといったことが一般的な現金の統制であると考えられる。また、施設の利用者から使用料等を徴収するような場合には、売上現金や釣銭現金のみならず、チケット等を含めて、これら一連のものを扱う業務を行うに当たってのマニュアルを作成し、それに基づき業務を運用していき、担当者が交代になった場合にもマニュアルに沿って運用すればよいようにしておくことが一般的であると考えられる。現状においては各施設における状況は以下のとおりである。

施設名	管理単位等	現金の種類	所有者	現金出納簿の記帳	毎日の実査	金種表等(又は現金払込兼領収書)の作成	突合	上位者の査閲	マニュアル等の存在
千葉県立中央図書館	庶務課	売上金	県					×	×
さわやかちば県民プラザ	庶務課	小口現金	財団			×	×		
		売上金	県					×	×
		釣銭	財団	×		×	×	×	
手賀の丘少年自然の家	庶務課	小口現金	財団	×	×	×	×	×	
		売上金	県				×	×	×
		釣銭	財団	×		×	×	×	
鴨川青年の家	庶務課	小口現金	財団			×			
		売上金	県						×
		釣銭	財団			×			
総合スポーツセンター	庶務課	売上金	県						×
		釣銭	県			×	×		
千葉県国際総合水泳場	庶務課	売上金	県						×
		釣銭	県			×	×		
千葉県立美術館	庶務課	小口現金	財団			×	×	×	
		売上金	県						×
		釣銭	財団			×	×		
千葉県立中央博物館	本館庶務課	売上金	県						
		釣銭	県						
	分館事務	売上金	県						
		釣銭	県						
現代産業科学館	庶務課	小口現金	財団			×			
		売上金	県						
	ミュージアムショップ庶務課	釣銭	財団	×		×		×	×
		売上金	財団						
生涯大学校京葉学園	副学園長	小口現金	財団			×	×		
		講師謝礼用現金	財団			×	×		
生涯大学校外房学園	副学園長	小口現金	財団			×	×		
		講師謝礼用現金	財団			×	×		

- : 毎日行われている(整備されている。)
- : 毎日行われてはいないが、月末等に行われている。
- x: 行われていない。(整備されていない。)

(意見)

原則として、すべての現金を現金出納簿で把握し、毎日、現金の締め切り後に実査をし、実査の結果を作成した金種表に記入するとともに、金種表と現金出納簿と突合することが望まれる。また、これらを行った結果に対し、上位者の査閲を行うことも望まれる。

さらに、利用者から使用料等を徴収するような施設に関しては、現金のみならず、チケット等も含めて、これら一連の業務に関するマニュアルを作成しておくことが望まれる。条例や規則は議会や理事会等の意思決定機関の承認が必要となるものであり、実際に業務を行っていくことになると個々の事業所等の個別の事情等を考慮して行っていくこととなるため、詳細については条例や規則では決めることはせず、要領やマニュアルといった形で作成することがより実務的であると考えられる。

(8) 公有財産の取得、処分等に関する文書の保存について

千葉県教育委員会行政文書管理規則(又は千葉県行政文書管理規則 以下、「行政文書管理規則」という。)別表第1(第10条第1項)において、行政文書の保存期間を以下のように定めている。

項目	長期	10年	5年	3年	1年
財務、公有財産				歳入歳出予算及び決算に関する文書	歳入歳出予算及び決算に関する文書で軽易なもの
			出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの	出納その他の財務会計に関する文書	出納その他の財務会計に関する文書で軽易なもの
	教育財産の取得、処分等に関する文書	教育財産の管理に関する文書で重要なもの	教育財産の管理に関する文書	教育財産の管理に関する文書で簡易なもの	教育財産の管理に関する文書で特に軽易なもの

上表は抜粋である。また、「千葉県行政文書管理規則」の場合は上表の「教育財産の～」を「県有財産の～」と読み替える。

上表によると、「教育財産(県有財産)の取得、処分等に関する文書」の保存期間は長期と定められているが、他方、「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」については、保存期間が5年と定められている。この「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」の中には、支出の証拠書類が含まれるが、財務規則第134条第5号で「支出の証拠書類」には契約書が含まれることを明記している。

そこで、各施設において施設取得に関する契約書の保管状況を調査したところ、次のような回答が得られた。

各施設における施設取得に関する契約書の保存状況

施設名	供用開始年度	保存期間として認識している年数	所管部署
中央図書館	S43	土地の取得に関するものは長期、建物取得に関するものは5年として認識	教育庁教育振興部生涯学習課
さわやかちば県民プラザ	H8		
手賀の丘少年自然の家	H5		
鴨川青年の家	S63		
総合スポーツセンター	S41	5年として認識	教育庁教育振興部体育課
国際水泳場	H8	土地の取得に関するものは長期、建物取得に関するものは5年として認識	教育庁教育振興部文化財課
美術館	S49		
中央博物館	S63		
現代産業科学館	H6		
生涯大学校	S53	長期として認識	健康福祉部高齢者福祉課

上表から、各施設の所管部署により施設の取得に関する契約書の保存期間について認識の相違が存在していることが分かる。ただし全体的に見ると、土地の取得に関する契約書を「教育財産の取得、処分等に関する文書」としてとらえ、建物の取得に関する契約書を「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」としてとらえている傾向がある。

なお、健康福祉部高齢者福祉課については、保存期間を長期として認識していたが、書類の保管場所を把握していなかった。ただし、調査依頼を行った結果、文書館において施設取得時の契約関係書類が保管されていることを確認した。

#### (改善策)

教育(県有)財産の取得、処分等に関する文書の定義があいまいであり、その結果、施設の取得に関する契約書の保存期間についての認識が統一されていない。施設取得に関する書類は、少なくとも施設が存続している以上、その証拠書類として保管されるべきものであり、「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」として5年で廃棄される性格のものではないと考える。なお、「千葉県教育庁等文書規程の一部改正に伴う運用について(通知)」(平成10年4月1日付)では、教育財産の取得、処分等に関する文書として、「県有地売買契約書等県有財産の取得・処分関係文書」が挙げられているが、これには建物の取得に関する契約書が含まれると解釈すべきである。県はこのような状況を十分考慮し、今後は文書保管方針について周知徹底を図っていくべきである。

また、千葉県教育委員会行政文書管理規則(又は千葉県行政文書管理規則)第4条では「職員は、常に、担当事務に係る行政文書を整理して保管し、その所在を明らかにしておかなければならない。」と定めている。このことから、施設の所管部署は、施設の取得、処分等に関する文書の保管場所を常に把握できるよう体制を構築していくべきである。

#### (9) 指定管理者制度について

平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理については民間の団体等にも管理運営を委託できる指定管理者制度が導入された。指定管理者制度への移行期限は平成18年9月までとなっていることから、そ

れまでに公の施設を廃止するか存続するか検討し、存続する場合は管理のあり方として直営か指定管理者に委託するかの検討を行う必要がある。

指定管理者制度の目的は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ることにあり、指定管理者制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進につながることを期待されている。

当該改正を受けた各地方公共団体での指定管理者制度導入状況は以下のとおりである。

(都道府県別の指定管理者制度導入施設数)

(単位:施設)

区 分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計
千葉県	0	0	7	7
その他	13	380	1,150	1,543
合 計	13	380	1,157	1,550

(指定管理者制度導入施設の内容別状況)

(単位:施設、%)

区 分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計
1. レクリエーション・スポーツ施設	3	79	270	352 (22.7%)
2. 産業振興施設	2	2	129	133 (8.6%)
3. 基盤施設	2	39	95	136 (8.8%)
4. 文教施設	4	93	283	380 (24.5%)
5. 医療・社会福祉施設	2	167	380	549 (35.4%)
合 計	13	380	1,157	1,550 (100.0%)

(注)主な施設の例

- 1.レクリエーション・スポーツ施設  
競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設
- 2.産業振興施設  
情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設
- 3.基盤施設  
駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場
- 4.文教施設  
県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家
- 5.医療・社会福祉施設  
病院、老人福祉センター

(上記 2 表は平成 16 年 6 月 1 日現在、総務省自治行政局行政課 公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果より作成)

上表により、市区町村でのレクリエーション・スポーツ施設、文教施設及び医療・社会福祉施設で積極的に指定管理者制度が導入されていることがわかる。一方で、都道府県及び指定都市では導入実績がまだまだ少ない。

また、今回の監査対象施設についての平成 17 年度及び今後の管理運営方法は以下のとおりである。

施設名	年度	平成 17 年度	平成 18 年度以降
千葉県立中央図書館		直営	直営
千葉県さわやかちば県民プラザ		財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ委託	直営
千葉県立手賀の丘少年自然の家		財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ委託	直営(注 1)
千葉県立鴨川青年の家		財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ委託	直営(注 1)
総合スポーツセンター		財団法人千葉県スポーツ振興財団へ委託	直営(注 2)
国際総合水泳場		財団法人千葉県スポーツ振興財団へ委託	指定管理者制度導入 (指定期間 3 年間)
千葉県立美術館		財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ委託	直営(注 3)
千葉県立中央博物館		直営	直営
千葉県立現代産業科学館		財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ委託	直営(注 3)
千葉県生涯大学校 (京葉学園・外房学園)		財団法人千葉県福祉ふれあい財団へ委託	指定管理者制度導入 (指定期間 3 年間)

- (注1) 平成 17 年 9 月より千葉県立大房岬少年の家が指定管理者制度へ移行しており、当該移行状況を検証した上で、千葉県立手賀の丘少年自然の家及び千葉県立鴨川青年の家についても指定管理者制度を導入する予定である
- (注2) 総合スポーツセンターのうち射撃場及び東総運動場は平成 18 年度より指定管理者制度へ移行し、当該移行状況を検証した上で、その他の総合スポーツセンターについて指定管理者制度の導入を検討する予定である。
- (注3) 平成 18 年度より千葉県立房総のむらについて、指定管理者制度へ移行することとしているので、当該移行状況及び他県の状況を検証した上で、千葉県立美術館及び千葉県立現代産業科学館についても指定管理者制度の導入を検討する予定である。
- (注4) 指定期間とは、指定管理者が当該施設の管理業務を受託する期間である。

県は指定管理者制度導入に当たり、平成 16 年 3 月に、指定管理者の指定のための手続等を定めた「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、指定管理者制度を効果的、円滑に導入していくために、同年 11 月に制度導入に際しての基本的事項や留意事項を示した、「指定管理者制度導入に係るガイドライン」を作成している。

(意見)

公の施設の管理のあり方については、まず施設ごとに、行政としての関与の必要性や存続すべきか廃止すべきかを検討し、次に存続する場合には管理主体をどうするかについて、県が直営で行うか、民間事業者等を活用した指定管理者制度を導入するかを比較検討し、その理由を明らかにした上で、県民等に対する説明責任を十分に果たすことになる。

指定管理者を選定するに当たっては、次の点に特に留意することが望まれる。

各施設の収支をできるだけ詳細に区分して把握することで、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較をより詳細に実施すること。

公平性や透明性を保つため、指定管理者の選定を行う指定管理者選定委員会の委員として、学識経験者等の採用に心がけ、職員中心の合議体で選定しないこと。

指定手続条例第 3 条の管理者審査基準に従うことは勿論であるが、各施設固有の事情も十分斟酌し、形式的な審査にならないこと。

## 2. 千葉県立中央図書館

県には、県内公共図書館の中核としての中央図書館、県西部地域の図書館を援助する西部図書館、県東部地域の図書館を援助する東部図書館の3館が県立図書館として設置されている。今回の監査対象施設は中央図書館のみであるが、運営方針や活動は、県の施策のもと3館一体となって策定・実施されているため、図書館の施設運営に関するあり方については、県立図書館(3館)全体のデータを提示し、それに基づき意見を述べている。

### (1) 施設の概要

#### 所在地

千葉県千葉市中央区市場町11番1

#### 所管部署

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

#### 供用開始年度

昭和43年度

#### 建設目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。特に中央図書館については、県内の中核的な調査研究図書館として情報・資料の提供等を行うことを目的として建設された。

#### 施設の内容

敷地面積	: 5,600.00 m <sup>2</sup>
建築面積	: 2,219.39 m <sup>2</sup>
延床面積	: 6,171.03 m <sup>2</sup>
建築構造	: 地下2階地上5階建て (基礎)鉄筋コンクリート (躯体)プレストレスト・プレキャストコンクリート 一部現場コンクリート打ち
駐車場	: 32台

部門別床面積

管理部門		書庫部門		サービス部門		
室名	面積 (㎡)	室名	面積 (㎡)	室名	面積 (㎡)	座席数 (席)
館長室	26.00	積層書庫 (約22万冊収容)	1,446.80	一般資料室	491.48	64
副館長室	23.00			新聞雑誌室	247.00	
庶務課	74.00	(内訳)		千葉県資料室	164.00	44
資料課	210.00	第1層	234.40	資料検索コーナー	224.00	
館外奉仕課	111.94	第2層	238.30	児童資料室	286.00	27
警備員控室	19.00	第3層	238.30	対面朗読室	11.52	2
調査課・館内奉仕課	90.00	第4層	231.12	電話帳コーナー	37.00	6
倉庫	86.00	第5層	252.34	講堂	139.00	
電気機械室	228.00	第6層	252.34	展示ホール	118.14	
車庫	121.80	電動書庫 (約8万冊収容)	179.00	読書室(自習室)	32.43	24
電算室	26.50			ロッカールーム	28.00	
製本室	15.50	新書庫 (約15万冊収容)	985.87	利用者休憩コーナー	32.43	
複写室	54.00			(内訳)		
会議室	38.00	第1層	325.95			
スタッフルーム	44.00	第2層	331.28			
その他	580.62	第3層	328.64			
計	1748.36		2,611.67	計	1,811.00	193

(県資料より作成)

蔵書の状況

区分(分類)	平成 16 年度 受入冊数	平成 16 年度 末蔵書冊数	比率(%)	(参考)	
				県立西部 図書館	県立東部 図書館
一 般 資 料	冊 5,819	冊 669,160	79.0	冊 183,443	冊 157,159
総 記	545	69,703	10.4	21,312	8,647
哲学・宗教	329	37,143	5.6	10,027	7,941
歴史・地理	445	68,852	10.3	17,415	21,245
社会科学	2,232	142,821	21.3	49,758	31,989
自然科学	290	45,797	6.8	20,183	10,506
技 術	559	50,681	7.6	21,441	8,895
産 業	382	31,546	4.7	9,431	7,629
芸 術	509	47,108	7.0	10,716	13,923
言 語	117	11,844	1.8	4,088	3,824
文 学	411	163,665	24.5	19,072	42,560
千葉県関連資料	1,600	59,792	7.1	9,779	5,005
児 童 資 料	1,524	92,054	10.9		
読 書 会 用 資 料	190	12,884	1.5		
マイク口資料	74	11,922	1.4	7,656	3,251
視 聴 覚 資 料	144	802	0.1	13,773	6,623
計	9,351	846,614	100	214,651	172,038

(県資料より作成)

開館時間： 一般資料室 火曜日～金曜日 / 9:00～19:00  
 土曜日・日曜日・祝日・休日 / 9:00～17:00  
 千葉県資料室・新聞雑誌室・児童資料室 / 9:00～17:00

休館日： 定期休館日 月曜日（ただし祝日・休日にあたる場合はその翌日）  
 館内整理日 第3金曜日（ただし祝日・休日にあたる場合はその前日）  
 年末年始 12月28日～1月4日  
 特別整理期間 春・秋 それぞれ10日以内

(2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

運営体制

平成 17 年 3 月 31 日現在

正職員 (うち、司書資格あり)	32人 (21人)
嘱託職員	6人

(県資料より作成)

平成 17 年 7 月 1 日現在 (単位:人)

	正職員	嘱託
館長	1	
副館長	1	
庶務課	4	
資料課	7	1
調査課	7	
館内奉仕課	6	5
館外奉仕課	4	2
計	30	8

(県資料より作成)

### (3) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費					
建設費	706,352	不明			448,453
合計	706,352	不明			448,453

(県資料より作成)

### (4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用実績			
入館者数	138,368 人	129,966 人	114,320 人
貸出冊数	58,157 冊	55,926 冊	53,945 冊
調査相談	15,314 件	13,881 件	15,843 件
歳入 A	<b>96,705</b>	<b>132,591</b>	<b>131,171</b>
教育施設使用料	11	52	52
雑入・その他	2,761	2,478	2,119
緊急地域雇用創出特別基金	93,932	130,060	128,999
歳出 B	<b>553,707</b>	<b>581,992</b>	<b>602,129</b>
管理運営費	553,707	581,992	602,129
人件費	277,750	280,203	302,114
委託費	147,169	183,265	179,749
需要費	26,331	25,332	26,492
その他	102,456	93,190	93,773
収支 (A B)	<b>457,002</b>	<b>449,400</b>	<b>470,957</b>

(県資料より作成)

入館者数及び貸出冊数ともに減少傾向にある。県担当者によると、入館者数及び貸出冊数減少の主な原因の一つとして、平成 13 年度に開館した千葉市中央図書館の影響があるとのことである。また、平成 13 年 4 月 1 日に県立 3 館及び県内の市町立図書館の蔵書検索を同時に行うことが可能な横断検索機能を取り入れた「千葉県立図書館ホームページ」が公開されたことに伴い、インターネットによる蔵書検索が可能となり、非来館型のサービスが向上したことも入館者数減少の原因として考えられるとのことである。

平成 14 年度から 16 年度にかけては厚生労働省の「緊急地域雇用創出特別基金事業」を活用し、所蔵図書情報のデータ化を行っている(平成 16 年度に完了)。このため、歳入の「緊急地域雇用創出特別基金」と同額の歳出が委託費に含まれてい

る。人件費については、平成 15 年度に 3,368 千円、16 年度に 27,575 千円の県職員退職金が含まれている。以上の要因を取り除くと、平成 14 年度から 16 年度までの 3 年間の歳入歳出については、ほぼ横ばいで推移しているといえる。

(最近 3 年間の利用状況等の推移)

(単位:冊)

	平成 14 年度		15 年度		16 年度	
	277	1 日 当たり	280	1 日 当たり	279	1 日 当たり
開館日数(日)	138,368	500	129,966	464	114,320	410
入館者数(人)	58,157	210	55,926	200	53,945	193
貸出冊数(冊)	15,314	55	13,881	50	15,843	57
調査相談(件)	58,954	213	56,017	200	50,957	183
書庫出納冊数(冊・巻)	244,452	882	211,780	756	182,446	654
複写枚数(枚)						

(県資料より作成)

(図書館間貸出状況)

(単位:冊)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	(参考) 16 年度	
				県立西部 図書館	県立東部 図書館
県立図書館	3,626	4,150	4,512	1,196	5,098
市町村立図書館	25,137	26,300	25,938	7,357	15,113
その他 (高等学校、県外等)	1,904	3,394	2,591	1,698	2,332
計	30,667	33,844	33,041	10,251	22,543

(県資料より作成)

(ホームページへのアクセス状況推移)

(単位:件)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
アクセス件数	177,904	216,328	292,686

(県資料より作成)

## (5) 監査の結果

### 委託契約について

指名競争入札による委託契約（1,000 千円以上）のうち、過去 3 年間同一業者により落札されているもの又は過去 3 年間落札率が 95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
館舎総合管理業務	契約金額	31,710	31,710	29,988
	委託先	東京美装興業(株)	東京美装興業(株)	東京美装興業(株)
	予定価格	31,801	31,800	30,210
	落札率	99.7%	99.7%	99.2%
	指名業者数	10	10	10
図書館資料搬送業務	契約金額	7,341	7,036	6,951
	委託先	南総通運(株)	南総通運(株)	南総通運(株)
	予定価格	8,589	7,799	7,800
	落札率	85.4%	90.2%	89.1%
	指名業者数	10	10	10

(県資料より作成)

### (改善策)

監査の結果及び意見 1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。

### 委託内容の確認について

中央図書館では、県立 3 図書館や各市町村立図書館への資料搬送業務を運送業者に委託している。契約上、委託業者に資料搬送業務日誌兼報告書の作成を求め、契約当事者間で業務の履行状況等を確認することになっているが、当該報告書に搬送業者による確認の証跡が残されていない。

### (改善策)

貴重な図書の搬送業務であり、受渡及び搬送業務における責任区分を明確にするためにも、契約に従い資料搬送業務日誌兼報告書に搬送業者による確認の証跡を残すべきである。

### 随意契約適用条項の誤りについて

支出負担行為支出伝票において、所蔵図書情報化業務はその性質又は目的が競争入札に適しないとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約としている。

### (改善策)

当該契約は、政府調達に関する協定の特定役務（電子計算機サービス及び関連のサービス）に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 項の規定により随意契約とすべきである。今後、契約手続に当たっては慎重に各条項を適用すべきである。

### 備品の管理状況について

備品受入時には、財務規則第 202 条に基づき「本庁における各課又はかいの名称及び番号」を付す必要があるが、当該情報を示す備品シールが現物に貼付されていないものも多く見受けられた。

(改善策)

備品シールは、備品出納簿と現物を照合して物品の同一性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、財務規則第 202 条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。

重要物品台帳の記載内容について

購入価格が 100 万円以上の物品については、通達に基づき重要物品区分種目表の区分にしたがい台帳を備え、整理することとされている。また、当該台帳の異動状況欄には、保管換えの状況を記入することとされている。

その条件に該当する物品のうち、マイクロフィルム読取り複写装置一式については、平成 12 年 3 月に東部図書館からの保管換えにより取得しているが異動欄への記載がなかった。

(改善策)

物品の異動状況をその都度記載しなければ、その管理責任が不明確になってしまふおそれがあるため、遅滞なく必要事項を明記すべきである。

未使用物品について

千葉県財務規則第 204 条によれば、修理、保管換え、分類換え等により活用することができないと認められる物品があるときは、物品不用決定調書により、不用の決定をしなければならないとされている。

保有する物品のうち、マイクロフィルムリーダー 2 台が故障し使用されていない状況であった。県担当者によれば、これらは型が古いため修理ができないとのことであるが、処分を行った場合に追加コストが発生するため、不用決定が行われないまま放置されている状況である。

(改善策)

使用していない物品を処分の検討をせずに放置しておく、売却機会の減少や処分コストの増加につながる事となる。早期に不用決定を含めた効率的な処分方法を検討すべきである。

延滞貸出蔵書について

貸出図書に延滞者に対する督促方法については、現状、内規等による明文化が行われていないが、返却期限を 2~3 週間超過した利用者に対しては電話による督促を実施し、その後 1 ヶ月超の延滞者及び 1 年超の延滞者に対して葉書による督促を実施している状況である。

(改善策)

延滞当初の電話督促による効果はある程度認められるが、長期延滞者に対するはがきによる督促については、効果が限定的であると考えられる。延滞図書が増加すると、それだけ他の利用者が蔵書を利用できない状況となるため、延滞図書の回収を効果的に行っていく必要がある。たとえば、長期にわたって延滞している利用者に対しても電話による督促を定期的実施するなど督促方法を再検討し、その結果を内規等により明確にしていくべきである。

蔵書除籍基準の改定について

蔵書の除籍基準では、3 年以上所在が不明なもので、再発見不可能と認められたものについて、蔵書の亡失として除籍の要件を満たすこととしている。一方で、蔵書の点検は、年 2 回、春と秋の特別整理期間に実施されている。この除籍基準は、

1 回の蔵書点検で中央図書館すべての蔵書の確認が可能であった時に作成されたものであるため、除籍の要件を満たすためには、すべての蔵書について 3 年で 6 回の点検が行われることを前提としている。これに対して現在では、蔵書数の増加に伴い、1 回の点検ですべての蔵書を点検することが困難となったため、点検する区分(分類)を以下のように分けて、蔵書点検を実施している。

蔵書の点検状況

区分(分類)		平成 14年 度春	15年 度秋	15年 度春	16年 度秋	16年 度春	17年 度秋	17年 度春 (予定)	18年 度秋 (予定)
開架	一般								
	千葉県関係								
	児童								
書庫	0分類								
	1分類								
	2分類								
	3分類								
	4分類								
	5分類								
	6分類								
	7分類								
	8分類								
	9分類								
	千葉県関係								
	児童								
	児童別 A								

(県資料より作成)

上記のとおり、移動の少ない書庫の多くは、約 4 回の点検で 1 巡するように実施されている。このため、除籍基準どおり 3 年で除籍してしまうと、少ないものでは 2 回の点検だけで除籍されてしまうこととなる。

(改善策)

基準策定時と現在における蔵書の点検方法が相違しているため、現在の除籍基準は現状に則していないと考えられる。現在は、除籍の期間を長くすることにより対応しているが、現状に適合するよう除籍基準を改定すべきである。また、すべての蔵書の点検が一度に行われなため、所在の不明な状態から除籍が行われるまでの期間が長期化するおそれがある。このような状況を抑えるため、蔵書点検において不明となった蔵書については、次回優先的に調査を実施するなど、書籍の所在が不明な状態が長期化しないような処置を除籍基準に設けるべきである。

## (6) 監査の結果に添えて提出する意見

### 行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	277,750	280,203	302,114
県職員人件費	261,885	266,614	290,530
臨時・嘱託等人件費	15,864	13,588	11,584
物に係るコスト	289,947	315,779	314,005
物件費(賃借料、物品購入費等)	99,008	92,478	90,896
維持管理費(委託料)	147,169	183,265	179,749
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	29,642	25,907	29,231
減価償却費	14,127	14,127	14,127
その他のコスト	136	136	136
支払利息			
その他(租税公課等)	136	136	136
行政コスト合計	567,834	596,119	616,256
(収入項目)			
教育施設使用料	11	52	52
雑入・その他	2,761	2,478	2,119
緊急地域雇用創出特別基金	93,932	130,060	128,999
収入項目合計	96,705	132,591	131,171
差引行政コスト	471,129	463,527	485,084
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	79	77	80
入館者数(千人)	138	129	114
入館者1人当たり差引行政コスト(円)	3,405	3,567	4,243
貸出冊数(冊)	58,157	55,926	53,945
調査相談件数(件)	15,314	13,881	15,843

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は、定額法により耐用年数50年、残存価額ゼロで計算している。

「(4) 施設の利用状況及び収支状況」に記載のとおり、平成15年に3,368千円、16年度に27,575千円の県職員退職金が含まれているが、当該要因を除くと差引行政コストはほぼ横ばいに推移しており、県民1人当たり差引行政コストについても平成14年度79円、15年度77円、16年度80円とほぼ同水準である。他方、入館者数の減少基調を受けて、入館者1人当たり差引行政コストは、平成14年度の3,405円から16年度には4,243円と大きく上昇している。入館者数の減少は、平成13年度において近隣地域に千葉市中央図書館が開館したことが主要原因であると考えられる。また、インターネットによる蔵書検索が可能となったことによる非来館型のサービスが向上したことも原因の一つとして考えられる。

### (意見)

行政コスト計算書上には、将来発生するであろう施設の改修費用は含まれていない。中央図書館は、供用開始後すでに37年を経過しているにも拘らず、大規模修繕が未だ実施されていない。このため、既存施設を維持することを前提とした場合、今後大規模な改修コストの発生が予想される。上記年度における差引行政コストは横ばいに推移しているが、県は今後発生するであろう改修コストを十分に念頭に置き、施設の維持管理計画を策定していくことが望まれる。

施設の効率的運営について  
千葉県立図書館と近隣県立図書館における施設規模、職員数及び図書館費等の状況は次のとおりである。

施設の状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

県名	図書館名	施設延床面積(m <sup>2</sup> )	蔵書冊数(冊)	
千葉	県立中央図書館	6,171	1,233,303	846,614
	県立西部図書館	4,094		214,651
	県立東部図書館	4,165		172,038
埼玉	県立浦和図書館	4,543	1,351,712	
	県立熊谷図書館	3,056		
	県立久喜図書館	4,059		
神奈川	県立図書館	12,130	928,588	
	県立川崎図書館	3,550		

（「JLA 図書館調査事業委員会 都道府県図書館の統計」及び県資料より作成）

職員配置状況

（単位：人）

県名	図書館名	正職員		嘱託		計		
		職員数	司書有資格者数	職員数	司書有資格者数	職員数	司書有資格者数	率(%)
千葉	県立中央図書館	30	21	8	6	38	27	71.1
	県立西部図書館	20	12	8	8	28	20	71.4
	県立東部図書館	15	9	9	7	24	16	66.7
	計	65	42	25	21	90	63	70.0
埼玉	県立浦和図書館	45	36	1	1	46	37	80.4
	県立熊谷図書館	35	29	0	0	35	29	82.9
	県立久喜図書館	37	31	1	0	38	31	81.6
	計	117	96	2	1	119	97	81.5
神奈川	県立図書館	61	43	42	22	103	65	63.1
	県立川崎図書館	30	20	23	10	53	30	56.6
	計	91	63	65	32	156	95	60.9

（注）千葉県については、平成 17 年 7 月 1 日現在、埼玉県及び神奈川県については、平成 17 年 4 月 1 日現在の数値である。

（県資料より作成）

千葉県及び近隣他県における県立図書館の図書館費等の状況

	平成 16 年度受入図書		図書館費	
	受入図書計(冊)	うち購入(冊)	平成 17 年度予算額(千円)	うち資料費(千円)
千葉	25,593	19,311	438,158	117,115
埼玉	35,704	18,726	155,262	88,303
神奈川	20,925	8,166	303,357	74,380

（注 1）各県の数値は、県立図書館全体のものである。

（注 2）埼玉県については、上表における図書館費 155,262 千円のほかに、県立図書館関連事業費として 87,842 千円が予算計上されている。

（注 3）図書館費には正職員に係る人件費が含まれていない。

（「JLA 図書館調査事業委員会 都道府県図書館の統計」及び県資料より作成）

上表の数値を踏まえると、千葉県立図書館には次のような特徴があるといえる。

ア 千葉県の県立図書館 3 館の規模は、延べ床面積で見ると県立中央図書館が若干上回っているものの、ほぼ同水準であるといえる。この点においては、神奈川県より埼玉県と類似している。

他方、県立図書館 3 館の平成 16 年度における蔵書の受入冊数、図書購入費及び蔵書数を比較すると次のとおりとなる。

県立図書館 3 館の占有延床面積及び蔵書数等の状況

館名		中央図書館	西部図書館	東部図書館	合計
項目	延床面積 (m <sup>2</sup> )	6,171.03	4,094.90	4,165.23	
平成 16 年度	受入冊数 (冊)	9,351	5,567	10,675	25,593
	(うち購入冊数)	(5,932)	(4,101)	(9,278)	(19,311)
	図書購入費 (千円)	33,500	21,300	37,000	91,800
蔵書数 (冊) (平成 17 年 3 月末現在)		846,614	214,651	172,038	1,233,303
新 聞 雑 誌 法 規 集	紙	102 紙	92 紙	27 紙	221 紙
	誌	3,300 誌	663 誌	355 誌	4,318 誌
	種	45 種	11 種	4 種	60 種

(県資料より作成)

受入冊数は、中央図書館と東部図書館がほぼ同水準であるのに対し、西部図書館は他の 2 館に比べ低水準である。他方、蔵書数では、中央図書館が他の 2 館と比較して高水準にある。

イ 職員数が他県と比較して少ない。嘱託職員数を考慮しても職員総数は埼玉県の 75%、神奈川県の 60%程度である。また、これに関連して司書有資格者の人数も他の 2 県に比べ少ない。

なお、県立中央図書館における現状の組織体制と主な業務内容は次のとおりである。

課名	職員数 (うち嘱託)	主な業務内容	嘱託職員が行っている業務
館長	1(0)	・図書館の総括	
副館長	1(0)	・図書館の総括	
庶務課	4(0)	・図書館の協議会関係業務 ・予算の経理・決算業務 ・図書館間の連絡調整 ・庁舎管理 他	
資料課	8(1)	・資料の収集・受入・整理・保存業務 ・逐次刊行物の収集・整理・受入業務 ・電算システムの維持管理等業務 ・閲覧関係業務 他	・逐次刊行物の収集・整理・ 受入業務 ・閲覧関係業務
調査課	7(0)	・調査研究相談業務 ・調査に係る資料の目録・書誌・索引作成業務 ・調査研究に係る研修事業業務 ・資料整備業務 ・閲覧関係業務 他	

課名	職員数 (うち嘱託)	主な業務内容	嘱託職員が行っている業務
館内 奉仕課	11(5)	・一般資料関係閲覧・貸出等業務 ・児童サービス関係業務 ・障害者サービス関係業務	・一般資料関係閲覧・貸出 等業務 ・児童サービス関係業務 ・障害者サービス関係業務
館外 奉仕課	6(2)	・図書館間貸出業務 ・協力車業務 ・県内の他の図書館との連絡・協力業務 ・図書館運営相談業務 ・閲覧関係業務 他	・図書館間貸出業務 ・協力車業務 ・閲覧関係業務
合計	38(8)		

(県資料より作成)

ウ 図書館費が他の2県に比べ高水準にある。図書館費は、主に図書館の施設管理に係る支出（物に係るコスト）であり、館舎の維持管理費や一般事務費（嘱託職員報酬等が含まれる）のほかに資料費も含まれる。施設の規模や設置館数等にもよるが、一般的に図書館費が低ければ効率的な施設の管理運営を行っているといえる。他方、資料費は図書や逐次刊行物に係る購入費であり、一般的に資料費が高いほど資料の整備体制が充実しているといえる。

なお、図書館費には正職員に係る人件費（人に係るコスト）が含まれていない。前述のとおり、千葉県図書館費は他の2県に比べ高水準にあるが、正職員数は大幅に少なく、正職員の人件費を含めた図書館運営上のトータルコストで比較した場合、他の2県に比べ低水準にあると考えられる。

平成17年度における千葉県立図書館3館の図書館費予算の内訳は次のとおりである。

平成17年度図書館費予算内訳

(単位:千円)

事業別区分		平成17年度予算額	備考
管 理 費	館舎の維持管理費	136,126	光熱水費 館舎の管理業務委託費
	一般事務費	17,525	館の管理運営費 嘱託職員報酬
	図書館協議会費	505	図書館協議会運営費
	奉仕広報研修費	17,396	利用サービス関係費 障害者サービス関係費 年報等刊行費
	電算管理費	114,309	電算機借上費 電算関係委託費
	小計	285,861	

事業別区分		平成 17 年度予算額	備 考
館外奉仕活動費		16,286	図書館資料搬送業務委託 インターネット通信費
図書 購 入 整 備 費	図書購入費	91,800	図書購入費
	資料整備費	30,407	逐次刊行物購入費 資料整理業務委託費
	小 計	122,207	
施設整備費		13,804	工事請負費 緊急改修費
合 計		438,158	

(県資料より作成)

(意見)

県立図書館の効率的運営を図っていくために、以下の点について検討を行っていくことが望まれる。なお、ここでは効率的運営という視点に焦点をあてて意見を述べるにとどめ、県立図書館が担う役割という視点から検討が望まれる内容については、「 県立図書館の今後のあり方」において意見を述べる。

ア 資料の整備・保管方針について

3 館の施設規模に比べ、各館の蔵書保管数が大きく偏っている。これは、中央図書館が 3 館の中で供用開始年度が最も古い施設であり、また、県立図書館 3 館の中で全体の統括館としての役割を担っていることから、資料の整備分野が千葉県関係資料をはじめとして全般にわたっているためである。このため、西部図書館、東部図書館に比べ保管すべき資料の種類も数も多い。しかし、他方で中央図書館において収容可能な蔵書数はすでに限界に達しており、すでに中央図書館にて収蔵できない資料を西部・東部図書館に合計約 11 万冊移管している状況である。

このような状況下で、今後も同様の方針のもと資料の整備を行った場合、近い将来、中央図書館において増改築等による保管スペースの拡大を行う必要性が生じると予想されるが、今後の資料の整備・保管方針については、県立図書館 3 館の役割分担の見直しや施設の老朽化問題への対応、県財政の状況を十分に検討し、中央図書館単独ではなく県立図書館全体で、県立図書館としてのあるべき姿を踏まえて策定していくことが望まれる。

なお、県立図書館全体としてのあり方については、「 県立図書館の今後のあり方」において意見を述べる。

イ 職員の配置について

千葉県の県立図書館の職員数は、近隣他県に比べ低水準にある。施設規模・数、各館が担う役割が各県で相違しているため、職員数の少ないことが効率的運営に直結しているとは一概には言えないが、少なくとも県立図書館の運営に係る人件費は他県に比べ低く抑えられていると言える。他方、県立図書館が担う公共的役割を達成するためには、必要な職員数及びノウハウを確保していく必要があり、人件費の削減を一義的な目的としてとらえてしまうことにより、県民サービスの低下を招くような事態は避けなければならない。県財政が厳しい中、人件費の上昇を抑えつつも県民サービ

スの維持・向上を図っていくことが要求されているが、そのためには、既存の組織体制にとらわれない、現状に見合った組織を柔軟に構築し、職員を適材適所に配置していくことが望まれる。たとえば、近年の環境変化に伴う中央図書館の利用者数の減少や県立図書館の機能として期待される高度なレファレンス・サービスに対応すべく、調査課や館内奉仕課等の利用者窓口となるセクションを中心とした組織の統合・再編を実施することなどが考えられる。その際には、嘱託職員を増員し適所に配置していくことや職員の教育研修の充実強化による職員の能力の向上及び均質化、有資格者割合の引き上げを図っていくことが望まれる。

#### ウ 図書館費の見直しについて

近隣他県と比べ千葉県県の図書館費は、平成 17 年度予算で 438 百万円と高水準にある。内訳をみると館舎の維持管理費の予算額 136 百万円が最も高く、次いで電算管理費 114 百万円、図書購入費 91 百万円という状況である。

図書購入費については、予算額が高いほど購入図書の受入が増えるため、図書館の本来の役割を考えると、予算額が高いほど望ましい。なお、千葉県立図書館の資料費は、全国の都道府県立図書館と比較して高い水準を維持しているが、県財政の状況を受けて近年は減少傾向にある。

電算管理費については、千葉県では県立 3 館で独自のシステムを構築し、各々でサーバーの管理を行っているため、管理費用が 1 館集中型のネットワークを構築している場合に比べ、高い水準にあると考えられる。なお、現在、千葉県においても 1 館集中管理型のネットワーク方式への移行が進められている状況である。

施設数や施設構造、嘱託職員の採用状況等の運営方針が異なるため、一概に千葉県の図書館費が高く、非効率であるとは言えないが、電算システムと同様、改善が可能な部分も存在するものと思われる。したがって、今後、図書館費の内容を精査していき、図書館費が高い水準にある原因を分析していくことが望まれる。一般的には施設の維持管理のための支出額が低いほど、効率的な管理が行われていると考えられるが、公共性や利便性を維持・向上させる上で発生が不可欠な支出も存在する。このため、図書館費の内容を分析・改善していくためには、まず、図書館サービスを維持・向上させていく上で必要とされる仕様を把握し、その仕様をもとに、より低コストでサービスを提供できる手段を選定していくことが望まれる。

維持管理のために要する費用の削減が図られた場合には、一律に図書館運営費を削減するのではなく、図書館サービスを向上させるため、図書購入費や人員の充実といった方策を講じていくことが望まれる。

#### 県立図書館の今後のあり方について

##### 県立図書館の役割

県立図書館は、図書館法及び「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示）に基づき、広域的な観点に立ち政策的な業務等を実施する機関である。

具体的には、県立図書館として主に以下の役割を担っていると考えられる。

#### ア 市町村立図書館の設置に関する事項をはじめとする必要な支援の実施

県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努め、また、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行う。

イ 県内の図書館間の連絡調整等の推進

県内図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、県内図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努める。

ウ 県立図書館と市町村立図書館とのネットワークの確立

コンピューター等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努める。

エ 図書館サービスに係る県の総合的な調査・研究開発の推進

図書館サービスを効果的・効率的に行うために、住民の利用促進の方法等の調査・研究開発活動に努める。

オ 資料の収集・提供等

市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備や高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編成及び配布に努める。

カ 住民の直接的利用に対応する体制の整備

多くの住民にとって、身近にあり利用しやすいのは市町村立図書館であり、県立図書館の機能として、市町村立図書館への支援が重要なものであると考えられるが、市町村立図書館を利用するか、直接に県立図書館を利用するかは住民各自がそのときの事情に応じて選択することであるため、県立図書館といえども、住民の直接利用に対応する体制も整備する必要がある。

千葉県における県立図書館に係る基本構想

県では平成6年3月に「千葉県立図書館基本構想」を策定し（施行は平成5年7月）、図書館ネットワークや県立図書館サービス体制のあり方及び基本機能等について検討を行っている。この基本構想の中では、これからの県立図書館の構想として以下の点が挙げられている。

ア 図書館ネットワークの構築

県民の多様な学習ニーズに対応した学習環境の整備を図るため、以下の図書館ネットワークを構築する。

- 情報のデータベース化やインターネットによる検索等を可能にする「情報ネットワーク」
- 県内の図書館が協力して資料の収集・保存の分担を図っていく「資料ネットワーク」
- 資料の相互貸出等を迅速・確実に提供できる体制作りを整備する「物流ネットワーク」
- 有能な人材の確保や組織としての系統的な研修・人事交流等を可能にする「人的ネットワーク」

イ 県立図書館間の機能分担

県内を4地域（中央地域、西地域、南地域、東地域）に分ける。県内4地域は図書館サービスの水準や課題がそれぞれ異なることから、地域の実情に応じたサービスや支援策を実現するために、各地域の特性を活かした運営を行っていく。

ただし、現在、県立図書館は中央図書館、西部図書館及び東部図書館の3館であり、南部図書館の設置構想は凍結中である。

なお、県立図書館に係る基本構想は、上述の「千葉県立図書館基本構想」以降新たに策定されていない。

県立図書館3館の分担整備状況

現在における県立図書館3館の主な資料の分担整備状況は以下のとおりである。

資料収集に係る分担整備状況

		中央図書館	西部図書館	東部図書館
地域の特色 (西部図書館、東部図書館)		/	東京に隣接した人口過密地域で、住民の生涯学習、文化活動が盛んであり、新しい情報・資料への関心やニーズが高い地域。市町村立図書館が多く隣接する地域である。	有名な史跡や文学上の名所が数多く、豊かな歴史・文化を有するとともに農業や漁業等の産業が盛んな地域でもある。
参考図書			全分野にわたって整備する	
一般図書		全分野にわたって整備する	各分野にわたって整備するが、地域の特性に応じ、自然科学技術等の分野の整備に留意する。	各分野にわたって整備するが、地域の特性に応じ、文学、歴史等の分野の整備に留意する。
千葉県関係資料		全分野にわたって整備する	地域関係の資料を整備する	地域関係の資料を整備する
児童図書		全分野にわたって整備する	整備しない	
逐次刊行物	新聞	全国紙、県紙を整備する	全国紙、県紙、主な各県地方紙を整備する	全国紙、県紙を整備する
	雑誌	分担した資料を整備する(ただし、コアジャーナルは各館で共通に整備する)		
	年鑑・年報等	全分野にわたって整備する		

(県資料より作成)

現状分析

県立図書館としての役割に照らし合わせて現状を分析すると、以下の状況が特筆すべき事項として挙げられる。

ア 中央図書館における利用者用駐車スペースの不足

中央図書館は県立図書館3館の中で全体の統括館としての役割を担っている。このため、資料の整備分野は全般にわたっており、また蔵書冊数も他の2館に比べ高水準にある。他方、車利用が比較的多く見込まれる立地条件であるにも拘らず、駐車スペースが32台と少ない。

イ 中央図書館における蔵書保管スペースの不足

平成 17 年 3 月末現在における中央図書館の蔵書数は約 84 万冊であるが、収蔵可能冊数を超えている。このため、収蔵できない資料を西部・東部図書館に合計約 11 万冊移管している状況である。

ウ 市町村立図書館の設置件数の増加

県立図書館の中で最も創立年月が新しい県立東部図書館（平成 10 年 11 月創立）以降に設置された市町村立図書館は 11 館（本館のみ）であり、市町村立図書館の設置件数は増加している。特に、平成 13 年 4 月に創立した千葉市中央図書館は、閲覧席 574 席、駐車スペース 135 台の施設を有しており、これらについては近隣に位置する県立中央図書館を大きく上回っている。県立中央図書館の利用者数は年々減少傾向にあるが、千葉市中央図書館の開館が大きな要因であると考えられる。

なお、市町村立図書館の設置件数及び千葉市中央図書館に係る諸数値は、千葉県公共図書館協会発行の「千葉県の図書館（平成 16 年度）」に基づいている。

エ 情報ネットワークの確立（非来館型サービスの普及）

平成 13 年 4 月 1 日に、県立 3 館及び県内の市町村立図書館の蔵書検索を同時に行う横断検索機能を取り入れた「千葉県立図書館ホームページ」が公開されたことに伴い、インターネットによる蔵書検索が可能となった。これにより、比較的簡易な蔵書検索については、図書館へ足を運ばずに自宅等で行うことができるようになった。ただし、現状においては、県立 3 館で各々独自のシステムを構築し、データ管理を行っているため、インターネット上で貸出状況の把握・予約までは行えない。なお、現在、1 館集中管理型のネットワーク方式によるデータ管理への移行が進められている状況である。

オ 物流ネットワークの強化

市町村立図書館等への援助機能の強化を図るため、資料の図書館間貸出しや協力レファレンスを行うとともに、協力車により奉仕対象地域内の市町村へ週 1 便の資料の定期搬送を実施している。

カ 図書購入費予算の減少

県財政が厳しい状況を反映して、県立図書館の図書購入費は年々減少傾向にある。

県立図書館における図書購入費の推移

(単位:千円)

平成 14 年度	15 年度	16 年度
113,000	102,000	91,800

(県資料より作成)

キ 施設の老朽化

県立図書館 3 施設の中で最も供用開始時期が古いのは中央図書館で、昭和 43 年度に供用を開始している。供用開始後 37 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況である。

指定管理者制度について

県は、県立図書館 3 館について、平成 18 年度はともに直営の方針を打ち出している。直営化の理由については、前述の図書館法及び「公立図書館の設置及び

運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)に基づき、広域的な観点に立ち政策的な業務等を実施する機関であることから、指定管理者を適用することになじまないとしている。

ただし、平成 19 年度以降については、県立図書館 3 館へ指定管理者制度を適用するかどうかについて、現在、教育庁内で検討を進めているとの事である。

(意見)

指定管理者制度創設の趣旨として、収益追求を目的とする民間企業にも、従来から国・自治体が独占してきた公共サービスを開放していくことが挙げられる。このような趣旨を考慮すると、無料の原則が存在する図書館に対して、指定管理者制度を適用することには議論の余地があるといえる。平成 17 年 4 月現在、図書館に指定管理者制度を適用した自治体もいくつか存在しており、公立図書館に指定管理者制度を導入するか否かについては、今後の大きな課題であるといえる。

しかし、指定管理者制度の導入如何に拘らず、図書館運営のあり方を見直し、より効率的かつ効果的な方向性を模索していくことは重要である。ここでは、そのような観点から、指定管理者制度導入の可否については触れず、県立図書館の今後のあり方について意見を述べた。

前述のとおり、県では県立図書館 4 館構想を前提とした平成 6 年 3 月策定の「千葉県立図書館基本構想」以降、新たな基本構想を策定していない。県財政の状況も含め、当時と比べ環境は大きく変化しているものと考えられるため、早期に新たな県立図書館に係る基本構想を策定することが望まれる。また、今後基本構想を策定する際、以下の点に留意することが望まれる。

ア 県立図書館 3 館の分担整備について

現在の県立図書館 3 館体制においては、中央図書館を全体の統括館としつつ、各地域の実情に応じたサービスや支援策を実現するために、各地域の特性に応じた資料の整備を行っている。したがって、3 館が各専門分野に完全に特化しているわけではなく、いわゆる「ゆるやかな分担」のもと資料収集の分担整備についての特色を持たせているといえる。この「ゆるやかな分担」がゆるいほど、各館単独で広い分野に対応した資料を整備することができるが、他方、3 館で重複した資料を保有することになる。県財政に余裕があり、図書購入費や収容スペース拡大のための改修費が確保できれば現状の分担でも問題はないといえるが、現在の県財政も状況を鑑みると、この「ゆるやかな分担」について検討を行うことが望まれる。

中央図書館では、立地条件に対して駐車スペースが不足しており、近隣に比較的規模の大きな市立図書館が設置されたことも原因として、来館者数が減少傾向にある。また、蔵書保管スペースも大幅に不足しており、このような状況を踏まえると、現状の施設規模のもとで従来のような全分野に渡る資料の収集方針を踏襲していくことが適切か否か検討を行うことが必要と思われる。東部図書館については、図書館設置が遅れていた町村部における図書館建設に係る援助や市町村立図書館等との連携・協力を充実させることを重要課題として資料の収集等が行われており、平成 16 年度における蔵書の購入冊数は 9,278 冊、図書購入費は 37,000 千円と県立 3 館の中で最も高い水準にある。一方で情報・物流両ネットワーク化が進められてきた結果、県立 3 館及び県内の市町村立図書館の蔵書検索を同時に行う横断検索が可能となり、資料の図書館間貸出や協力レファレンスも強化されている。また、市町村立図書館の設置件数も増加傾向にあり、このような状況を踏まえると、東部図書館についても今後の資料収集方針について見直しを検討する余地はあるものと思われる。西部図書館については、

都市化が進んだ地域に立地し、市町村図書館が多く隣接しているが、情報・物流両ネットワーク化が進められている現在においては、東部図書館と同様、今後の資料収集方針について検討を行う必要があるものと思われる。

情報ネットワークをさらに推し進め、インターネット上での貸出状況の把握や予約が可能になるとともに、県立図書館間や市町村立図書館との物流ネットワークがさらに強化されれば、従来のような来館型サービスから非来館型サービスがさらに普及していくものと思われる。このような状況を鑑みれば、従来の「ゆるやかな分担」を見直し、より明確な役割分担への移行も選択肢として検討していくことが望まれる。

今後、県立図書館間における役割分担を検討するに当たっては、各館の位置する地域の特性に応じた資料整備のほかに、蔵書収容可能スペースや物流ネットワークを強化する上での地理的・物理的条件等も考慮していくことが望まれる。

#### イ 高度なレファレンス業務への対応

県立図書館は、市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備を行う必要がある。このことは、より専門性の高い資料を整備する必要があるとともに、県立図書館の職員が、市町村立図書館からの要望等に応えるため、高度かつ専門的な知識を身につけている必要があることにほかならない。また、利用者側から見た場合においても、市町村立図書館で対応できないより高度な調査研究を行う場合には、県立図書館を利用することが想定され、この高度なレファレンス・サービスが、利用者側から見た県立図書館の大きな特色であると考えられることができる。この高度なレファレンス業務への対応は、今後の県立図書館においてより重要な位置を占めることが予想される。このことを十分に念頭におき、県は県立図書館の職員数や職員配置についての方針を策定していくことが望まれる。

#### ウ 県立図書館の4館構想について

県財政や施設の老朽化、市町村立図書館の設置が進められてきた状況において、新たな県立図書館を設置する4館構想は今後策定される計画の選択肢として現実的とは言えない。また、既存の3図書館についても、今後老朽化に伴う施設の維持管理コストが増加することが予想される。特に中央図書館については、老朽化が進んでいるため、近い将来に大規模修繕や増改築、あるいは施設の建て直しを行う必要があると思われる。このような施設を取り巻く状況を十分に考慮して、前述した県立図書館が有する役割を踏まえた役割分担を見直し、新たな基本構想の策定を行っていくことが望まれる。

#### 随意契約について

以下の業務については、過去3年間同一業者により、ほぼ同金額で単独見積による随意契約になっている。

## (書誌情報作成業務)

(単位:千円)

年 度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
契約金額	3,155	3,147	3,147
委 託 先	(株)図書館流通センター	(株)図書館流通センター	(株)図書館流通センター
予定価格	3,155	3,147	3,147
落 札 率	100.0%	100.0%	100.0%

(県資料より作成)

(注)図書館では、上記業者が作成する電算用書誌データ(TRC - MARC)に各館固有のデータを付与する方法で図書データを作成、管理している。また、図書館の電算システムは TRC - MARC の使用を前提に開発され、他業者が作成する書誌データでは稼動しないことから、当該業務はその性質又は目的が競争入札に適しないとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、単独見積による随意契約となっている。また、積算書によれば、マーク作成 1 件に係る単価を作業別に積み上げ、作業数量を乗じて金額を算定しているが、録音図書マーク作成業務は 3 年間作業実績がない。

## (新刊全刊マーク作成業務)

(単位:千円)

年 度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
契約金額	1,936	1,936	1,936
委 託 先	(株)図書館流通センター	(株)図書館流通センター	(株)図書館流通センター
予定価格	1,936	1,936	1,936
落 札 率	100.0%	100.0%	100.0%

(県資料より作成)

(注)書誌情報作成業務と同様の理由により、単独見積による随意契約となっている。また、マーク作成業務は固定金額となっている。

## (意見)

書誌情報作成業務について、各館ごとに単価交渉するとともに、実際は作業がなされていない録音図書マーク作成業務を見直し、コスト削減を図っていくことが望まれる。

新刊全刊マーク作成業務について、固定金額ではなく、作業数量及び単価による積算を行うとともに、単価交渉することでコスト削減を図っていくことが望まれる。

### 3. さわやかちば県民プラザ

#### (1) 施設の概要

所在地

千葉県柏市柏の葉4-3-1

所轄部署

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

供用開始年度

平成8年度11月15日

建設目的

県民の生涯学習の推進を図るための「生涯学習センター」、参加型芸術文化活動の促進を図るための「芸術文化センター」、女性の社会参画を促進するための「女性センター」の機能を加えた複合施設として設置された。

施設の内容

敷地面積 36,499 m<sup>2</sup>

建築面積 7,604 m<sup>2</sup>

延床面積 17,140 m<sup>2</sup>

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階建

地下1階	冷暖房等機械室
1階	情報提供エリア、まなびボランティアセンター、相談室、アゴラ、ホール(473席)、多目的室(50席)、楽屋(3)、県民ギャラリー、乳幼児室、レストラン、事務室等
2階	展示コーナー(生涯学習コーナー、女性コーナー、さわやかコーナー)、回廊ギャラリー、料理室、陶芸室、フィットネススタジオ、音楽スタジオ等
3階	各種研修室、会議室、パソコン実習室、ビデオ編集室、手工芸室、絵画室、生活実験室等
4階	宿泊室(定員72名:洋室23室、和室3室)
屋外施設	駐車場(283台収容)、スポーツ広場、美術の森、緑の広場等

(県資料より作成)

開所時間

午前9時から午後9時まで

休所日

- ・毎週月曜日(その日が国民の祝日に当たるときはその翌日)
- ・年末年始(12月28日から1月4日まで)
- ・臨時休所日

受付期間

- ・ホール及び楽屋  
利用希望日の7月前から10日前まで
- ・パソコン実習室（パソコン実習・マルチメディア実習・語学演習）・ビデオ編集室・フィットネススタジオ（専用使用）  
利用希望日の6月前から1月前まで
- ・上記以外  
利用希望日の6月前から3日前まで

申込方法

電話又は直接来所して申し込む。（受付時間 午前9時から午後5時まで）

施設使用料等

室名	定員	使用料				共同使用	単位：円
		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	1日 (9時～21時)		
ホール	473	下記のとおり					
多目的室	50	下記のとおり					
楽屋1	4	510	680	510	1,700		
楽屋2	4	510	680	510	1,700		
楽屋3	4	350	470	350	1,170		
パソコン実習室 パソコン実習実習	32	6,400	8,530	6,400	21,330	300 / 2時間	
マルチメディア実習	24	6,400	8,530	6,400	21,330	300 / 2時間	
語学演習	16	6,400	8,530	6,400	21,330	300 / 2時間	
ビデオ編集室	20	3,730	4,980	3,730	12,440	300 / 2時間	
手工芸室	24	2,420	3,250	2,420	8,090		
絵画室	30	2,320	3,100	2,320	7,740		
生活実験室	30	2,320	3,100	2,320	7,740		
料理室	36	3,600	4,800	3,600	12,000		
陶芸室	36	3,230	4,310	3,230	10,770		
音楽スタジオ1	8	1,030	1,370	1,030	3,430		
音楽スタジオ2	8	1,030	1,370	1,030	3,430		
音楽スタジオ3	8	1,030	1,370	1,030	3,430		
フィットネススタジオ	30	5,850	7,810	5,850	19,510	300 / 2時間	
大研修室	180	5,770	7,710	5,770	19,250		
中研修室1	96	3,730	4,980	3,730	12,440		
中研修室2	84	3,730	4,980	3,730	12,440		
小研修室1	36	2,410	3,220	2,410	8,040		
小研修室2	27	1,840	2,450	1,840	6,130		
和室研修室	30	2,330	3,110	2,330	7,770		
会議室1	42	2,250	3,000	2,250	7,500		
会議室2	24	1,340	1,790	1,340	4,470		
スポーツ広場		620	820		1,440		
県民ギャラリー					3,190		
回廊ギャラリー					2,280		
宿泊施設 大人					4,000	1人1泊につき	
宿泊施設 小中高					3,000	1人1泊につき	

\* 共同使用の追加使用料金は、150 / 1時間  
(県資料より作成)

駐車場使用料（平成 16 年 7 月 1 日から）

区分	使用料
大型自動車	1 時間まで無料, その後 1 時間毎に 300 円
普通自動車	1 時間まで無料, その後 1 時間毎に 100 円

(県資料より作成)

ただし, 宿泊者は無料。

ホール使用料

区分 1	区分 2	時間帯別使用料			単位: 円
		午前 (9 時 ~ 12 時)	午後 (13 時 ~ 17 時)	夜間 (18 時 ~ 21 時)	1 日 (9 時 ~ 21 時)
入場料なし	平日	8,030	10,670	8,030	24,110
	土日休日	8,030	10,670	8,030	24,110
入場料 3 千円未満	平日	15,660	23,700	30,050	62,520
	土日休日	21,130	29,560	36,390	74,020
入場料 3 千円以上	平日	18,630	27,470	34,710	72,720
	土日休日	24,990	34,230	42,260	86,320

(県資料より作成)

多目的室使用料

(単位: 円)

区 分	午前 (9 時 ~ 12 時)	午後 (13 時 ~ 17 時)	夜間 (18 時 ~ 21 時)	1 日 (9 時 ~ 21 時)
入場料なし	4,780	6,370	4,780	15,930
入場料あり	9,570	12,760	9,570	31,900

(県資料より作成)

(2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県社会教育施設管理財団（以下、「財団」という。）へ管理運営を委託している。

財団の組織及び人員は次のとおりとなっている。

(平成 17 年 3 月 31 日現在)

所長	1 人	県職員 1 名
副所長	1 人	県職員 1 名
庶務課	6 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 4 名、嘱託 1 名
普及課	6 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 5 名、嘱託 1 名
情報相談課	5 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 3 名、嘱託 1 名
研修課	4 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 3 名
事業課	6 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 5 名
合 計	29 人	

(財団資料より作成)

### (3) 財団の状況

#### 財団の目的

この法人は、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、千葉県教育委員会の委託を受けて社会教育施設及び文化施設の管理運営を行い、もって本県の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的とする。

#### 事業内容

- ア．少年を対象に団体生活訓練を通じて自然に親しませ、健全な少年の育成に資する各種の学習活動を体験するための事業
- イ．青少年又は一般成人を対象に団体生活訓練を通じて、健全な青少年の育成に資する各種の研修及び交流を体験するための事業
- ウ．生涯学習の振興のための情報の提供、相談、調査・研究、指導者・助言者等の養成・研修、講座・講演会等の開催等及び芸術その他の文化の振興のための講座・発表会等の開催等に関する事業
- エ．歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示及び調査・研究並びに教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供する事業
- オ．青少年又は一般成人を対象に国際性豊かな人材育成に資するための国際交流事業
- カ．千葉県教育委員会から受託する社会教育施設及び文化施設の管理運営に関する事業
- キ．その他前各号の事業を達成するために必要な事業

#### 財団の財務状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
総 収 入	3,546,120	3,346,421	2,933,695
総 支 出	3,544,213	3,343,438	2,927,289
当期収支差額	1,907	2,983	6,406
総 資 産	358,158	431,840	304,850
有利子負債	-	-	-
正味財産 (基本金)	26,083 ( 10,000)	29,066 ( 10,000)	35,472 ( 10,000)
県の出資比率	100%	100%	100%

(県資料より作成)

#### 財団全体の役職員数

平成 17 年 4 月 1 日現在

常 勤 役 員	2 人
正 職 員	147 人
うち県派遣職員	145 人
うちプロパー職員	2 人
嘱 託 職 員	89 人
臨 時 ・ ア ル バ イ ト	43 人
合 計	281 人

(県資料より作成)

#### (4) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	9,130,000	不明			2,773,940
建設費	8,567,299	不明			6,546,151
合計	17,697,299	不明			9,320,091

(県資料より作成)

#### (5) 施設の利用状況及び収支状況

開館以来の利用状況は以下のとおりである。

年度	開所日数	主催事業		貸 館		その他	合計	宿泊利用者数
		件数	利用者数	件数	利用者数	コ-ナ-利用者見学者等		
平成8年度	110	164	58,958	1,083	26,245	89,966	175,169	1,400
9年度	305	671	34,317	6,206	118,872	180,511	333,700	4,723
10年度	306	527	43,840	7,983	148,297	208,102	400,239	4,568
11年度	306	395	63,140	8,174	135,027	220,220	418,387	3,832
12年度	303	475	67,369	8,092	131,191	233,180	431,740	4,235
13年度	301	440	62,235	8,021	141,926	241,874	446,035	3,749
14年度	298	353	52,366	7,359	144,081	236,304	432,751	4,414
15年度	302	409	57,440	8,357	161,125	223,954	442,519	4,733
16年度	301	391	48,012	7,500	151,519	218,310	417,841	4,233
合計	2,532	3,825	487,677	62,775	1,158,283	1,852,421	3,498,381	35,887

(県資料より作成)

#### 収支状況

(単位:千円)

	平成14年度	15年度	16年度
(県の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>57,134</b>	<b>60,147</b>	<b>75,985</b>
施設使用料	52,782	56,830	72,786
その他収入	4,352	3,316	3,198
<b>歳出 B</b>	<b>704,124</b>	<b>589,929</b>	<b>574,690</b>
管理運営費	704,124	589,929	574,690
人件費	87,224	80,831	79,409
委託費	432,131	344,410	325,728
うち財団	415,004	334,936	316,331
うち財団以外	17,127	9,474	9,397
物件費	2,792	1,723	3,252
維持管理費	-	-	9,408

	平成 14年度	15年度	16年度
補助金及び負担金	181,975	162,963	156,891
うち財団	181,975	162,963	156,891
<b>県収支 (A B)</b>	<b>646,989</b>	<b>529,781</b>	<b>498,704</b>
(財団の収支)			
<b>歳入 C</b>	<b>603,851</b>	<b>505,152</b>	<b>480,594</b>
受託事業収入	415,004	334,936	316,331
普及事業収入	3,088	3,449	3,629
補助金収入	181,975	162,963	156,891
その他収入	3,783	3,802	3,743
<b>歳出 D</b>	<b>596,979</b>	<b>497,900</b>	<b>473,222</b>
管理運営費	596,979	497,900	473,222
人件費	181,975	162,963	156,891
委託費	156,861	132,410	122,643
物件費	258,142	202,525	193,688
<b>財団収支 (C D)</b>	<b>6,871</b>	<b>7,251</b>	<b>7,372</b>
<b>全体収支 +</b>	<b>640,117</b>	<b>522,530</b>	<b>491,332</b>

(県及び財団資料より作成)

## (6) 監査の結果

委託業務について

指名競争入札による委託契約(1,000千円以上)のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成14年度	15年度	16年度
(県)				
消防設備保守点検業務	契約金額	5,407	5,407	5,323
	委託先	防災技術センター(株)	(株)ダイエックス	モーリス防災販売(株)
	予定価格	5,453	5,565	5,565
	落札率	99.1%	97.1%	95.6%
	指名業者数	10社	10社	10社
(財団)				
設備保守監理業務	契約金額	53,550	50,463	51,345
	委託先	ネット(株)	ネット(株)	ネット(株)
	予定価格	54,894	50,484	51,401
	落札率	97.5%	99.9%	99.8%
	指名業者数	10社	10社	10社
機械警備業務	契約金額	3,990	3,570	3,218
	委託先	関東警備保障(株)	関東警備保障(株)	関東警備保障(株)
	予定価格	4,499	3,591	3,221
	落札率	88.6%	99.4%	99.9%
	指名業者数	6社	7社	7社
清掃業務	契約金額	27,930	22,586	20,265
	委託先	東葉ビル管理(株)	東葉ビル管理(株)	東葉ビル管理(株)
	予定価格	27,961	22,586	20,323
	落札率	99.8%	100.0%	99.7%
	指名業者数	10社	10社	10社

業務	項目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用者管理業務	契約金額	13,020	12,967	11,550
	委託先	(株)東進	(株)東進	(株)東進
	予定価格	13,030	12,999	11,550
	落札率	99.9%	99.7%	100.0%
	指名業者数	10社	10社	10社
ホール管理運営業務	契約金額	24,358	21,911	21,684
	委託先	(株)東京祭典	(株)東京祭典	(株)東京祭典
	予定価格	24,360	21,924	21,743
	落札率	99.9%	99.9%	99.7%
	指名業者数	7社	7社	7社

(県及び財団資料より作成)

(改善策)

監査の結果及び意見 1. 各施設共通事項(5) 一般競争入札について参照。

遊休施設について

2 階の旧環境学習コーナー(520 m<sup>2</sup>)が平成 14 年度末に廃止になってから、事実上有効利用されていない。

現在、情報相談課が「そぞろあるき」として、近隣情報を手作りパネル展の示を行っている。

今後は、試行として近隣の学校と協力して展示を行うことを検討中であるが具体化はしていない。

(改善策)

かなり広いスペースであり、早期に利用方法を検討し、より積極的な活用をすべきである。

蓄電池の交換について

施設の保全維持は、各施設に任されている。県から施設管理の視察はないが、専門的な知識が必要な場合には、教育委員会の施設課に応援を依頼することとなっている。

現在、修繕計画については、長期的なものだけでなく、短期的なものも作成されていない。問題が発生した箇所、発生しそうな箇所に対処的に修繕を行っているのが現状である。

今年度、変電設備の蓄電池の一部について、規定電圧はクリアしているものの、メーカーの性能保障期間 5~7 年を経過しているため、交換が検討されている。

また、昨年度は、消防設備関係の蓄電池が 994 千円で交換されている。

(改善策)

合理的な修繕の計画を作成し、維持修繕予算を明確にして、効率よく施設の保全維持を行う必要がある。

利用度の少ない物品について

重要物品のうち、現在使用していないもの、もしくは使用頻度が明らかに低いものは次のとおりであった。

品名	取得年月	取得価格 (千円)	使用状況
70型プロジェクター	平成8年8月	4,459	故障多く使用頻度少ない
50型ハイビジョンモニター	8年8月	1,730	現在使用せず
ハイビジョンレーザーディスク	8年9月	1,297	現在使用せず
ハイビジョン用グラフィック プロセッサ	8年9月	5,253	現在使用せず
自動運行システムソフト	8年9月	3,419	現在使用せず
ハイビジョン静止画プロセッサ	8年9月	4,738	現在使用せず
映像ソフト(美の楽しみ)	8年9月	2,111	現在使用せず
映像ソフト(東大寺・天平美術)	8年9月	1,009	現在使用せず
充電器(受光機端末用)	8年9月	1,081	現在使用せず
受光機(赤外線センサー)	8年9月	1,050	現在使用せず
受光機(赤外線センサー)	8年9月	1,050	現在使用せず
制御用コンピューター	8年9月	1,648	現在使用せず
Q&A 制御集計ソフト	8年9月	5,150	現在使用せず
Q&A クイズソフト	8年9月	6,056	現在使用せず
HI-TEN ボンバーマンソフト	8年9月	5,974	現在使用せず
Lyon & Healy Harp	8年11月	4,377	使用頻度少ない
16ミリ映写機	8年11月	2,082	使用頻度少ない

これらの重要物品は、いずれも設立当初に導入されたものであり、物理的に使用できなくなったもののほか、陳腐化しているものも多い。

#### (改善策)

利用状況や県民ニーズから考えて、不要と思われる重要物品については、処分も検討すべきである。また、陳腐化しているものを買い換える場合、必要性や経済性を考慮すべきである。たとえば、Q&A ソフトやレーザーディスク等は、今後の運営に当たっては特に必要ない可能性が高いと考えられる。

#### 物品の管理状況について

重要物品のうち、以下のものについて、重要物品台帳に必要な写真が貼付されていないかった。

- ・(フィットネス器具)バックエクステンション
- ・ハイビジョングラフィックプロセッサ
- ・映像ソフト(美術の楽しみ)、同(東大寺・天平美術)
- ・受光器2台
- ・制御用コンピューター、Q & A 制御集計ソフト、Q & A クイズソフト
- ・ボンバーマンソフト
- ・管理ソフト(フィットネススタジオ)
- ・ペダルティンパニー(多目的室)
- ・電動タタラ製作器
- ・アルミ合金製電動リフト
- ・ジョーゼット幕

また、備品について、必要な備品シールが貼付されていないものが一部発見された。

(改善策)

重要物品台帳には、必ず現状の写真を貼付すべきである。さらに、利用状況についても合わせて記載し、毎年度更新すべきである。

備品についても、備品シールは漏れなく貼付すべきである。

蔵書点検について

県民プラザでは、情報提供エリアにおいて生涯学習関連の蔵書の閲覧と貸出を行っている。毎年度末にこれらの蔵書の点検を行っているが、過去3年間の点検結果は次のとおりであった。

(単位:冊)

	平成14年度末	15年度末	16年度末
配架中	16,614	16,345	16,404
貸出中	196	252	163
不明	2,781	2,489	875

(県資料より作成)

14年度及び15年度は不明本の比率が高いことが目立つが、この原因について、担当者からは次の説明があった。

- ・当初は貸出を想定しておらず、後から貸出システムを導入したため書籍の把握がきちんとできなかったため。
- ・貸出窓口が出入口に設置されておらず、チェックセンサーが予算不足で導入できないため。

また、16年度末に不明本が減少したのは、これまで不明であった蔵書について廃棄処分を行ったためである。廃棄処理は、不明であることが確認されてから2年後の蔵書点検時までに見つからなければ行うことになるが、14年度と15年度はこの廃棄処分が適時に行われていなかった。

(改善策)

不明な蔵書については、ルールに従って廃棄を行うべきである。また、不明本が生じないように、利用者への呼びかけや職員による目視の強化、センサーや監視カメラの設置等の対策を講ずべきである。

千葉県生涯学習情報提供システムの賃貸借契約について

千葉県生涯学習情報提供システムの賃貸借契約は相見積をとらずに(株)NTT データと随意契約により締結している。契約金額は平成15年度から17年度の間は69,999千円/年である。契約の内容は下記の表に詳細を記載しているが、ア．サーバー・PC・プリンター等のハード及び左記のものに付随したソフトウェア、イ．千葉県生涯学習情報提供システムアプリケーション等のソフト、エ．ハード・ソフトに関する保守・維持管理の3つの主要内容とウ．諸費用及びオ．消費税で構成されている。

(単位:千円/年)

ア．	ソフト・ハード				
		サーバー	設置工事込	11台	5,288
		クライアント +プリンター	設置工事込	118台 +23台	8,460
		ネットワーク	設置工事込		2,846
		サーバーソフト	インストール込		4,168
		クライアントソフト	インストール込		1,827
				計	22,591

イ.	千葉県生涯学習情報提供システムアプリケーション	生涯学習情報提供（インターネット）			6,000
		生涯学習情報提供（館内系）	利用者管理		1,500
			施設予約		5,000
			教材貸出		3,500
			小計		10,000
	計		16,000		
ウ.	ア.及びイ.に係る諸費用	金利（年 2.0%）			1,993
		固定資産税（税率 1.4%）			831
		保険料			964
		手数料			3,920
			計		7,710
エ.	保守・維持管理	ハード（サーバー）			1,972
		ハード（クライアント+プリンター）			2,352
		PP 保守			3,776
		AP 維持管理費及びセキュリティ維持管理			12,263
			計		20,365
オ.	消費税等相当額			計	3,333
				合計	69,999

(県資料より作成)

#### (改善策)

上記の契約を行うに当たり、イ.千葉県生涯学習情報提供システムアプリケーションやそれに係わるハードについては随意契約を締結することによるメリットは多分にあるものの、ア.やエ.のなかでイ.に関係するもの以外の汎用的なハード等の賃貸借に関しては必ずしも随意契約することにメリットがあるとは限らない。むしろ汎用的な OA 機器等のリースの専門業者等から賃貸借を行った方がコスト的なメリットがあるものと考えられる。

したがって、アプリケーションやそれに係わるハードについては随意契約とするが、それ以外の汎用的なハード等の賃貸借に関しては他の業者から見積もりを取ったり、指名競争入札を経て契約を行うべきである。

#### (7) 監査の結果に添えて提供する意見

##### 行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	269,199	243,795	236,301
県職員人件費及び嘱託人件費	269,199	243,795	236,301
物に係るコスト	606,270	517,480	500,326
物件費(賃借料、物品購入費等)	194,182	129,526	128,748
維持管理費(委託料)	173,988	141,884	132,040
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	66,753	74,723	68,192
減価償却費	171,345	171,345	171,345
行政コスト合計	875,470	761,275	736,628

	平成 14年度	15年度	16年度
(収入項目)			
施設利用料収入	52,782	56,830	72,786
自主事業収入	3,088	3,449	3,629
雑入・その他	8,135	7,119	6,941
収入項目合計	64,006	67,399	83,357
差引行政コスト	811,463	693,876	653,270
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	135	115	108
利用者数(人)	432,751	442,519	417,841
利用者1人当たり差引行政コスト(円)	1,875	1,568	1,563

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

人件費の緩やかな減少及び物件費、特に委託料の引下げによって行政コストは年々減少傾向にある。また、平成16年度は駐車場の有料化に伴う施設利用料収入の伸びも差引行政コストの減少に寄与している。

#### (意見)

差引行政コストは減少傾向にあるものの差引行政コストの金額は決して少額とは言えない。また、県民1人当たり差引行政コストも減少しているものの平成16年度で108円であり、利用者1人当たり差引行政コストは1,563円と高額である。

今後も行政コストの引下げと、利用者・宿泊者の増加が望まれる。

さらに、前述の「蓄電池の交換について」で記載したように、修繕については計画がなく、問題が発生した都度、対処的に修繕を行っているのが現状であり、今後、修繕の必要な箇所は増加するものと考えられる。行政コストの増加を抑えるために、合理的な維持管理の計画が必要である。

#### 利用状況について

平成17年6月14日～7月9日の期間、来館者にアンケートを実施したが、その結果は以下のとおりである。期間が短く、回答枚数も294枚と非常に少ないが、施設として行った唯一のアンケートである。その一部を記載すると以下のようになる。

性別	
男	138
女	135
合計	273

利用回数	人数	%
毎日	7	2.5%
1週間に数回	63	22.8%
1ヶ月に数回	115	41.7%
1年に数回	91	33.0%
合計	276	

年齢	人数	%
9歳以下	0	0.0%
10代	28	10.2%
20代	14	5.1%
30代	18	6.6%
40代	16	5.8%
50代	45	16.4%
60代	103	37.6%
70代	47	17.2%
80代	2	0.7%
90歳以上	1	0.4%
	274	

居住地	千葉県内	県外	合計
人数	268	3	271
%	98.9%	1.1%	

県内のどこから	人数
柏市	132
流山市	84
野田市	10
我孫子市	8
松戸市	5
八千代市	1
鎌ヶ谷市	1
船橋市	1
	242

交通手段	人数	%
徒歩	50	18.4%
自転車	106	39.0%
バス	17	6.3%
電車 + 徒歩	2	0.7%
電車 + バス	14	5.1%
自家用車	79	29.0%
オートバイ	3	1.1%
その他	1	0.4%
合計	272	

所要時間	人数	%
10分以内	68	25.0%
30分以内	140	51.5%
1時間以内	59	21.7%
1時間半以内	2	0.7%
2時間未満	2	0.7%
2時間以上	1	0.4%
合計	272	

職業	人数	%
会社員	23	8.6%
公務員	6	2.2%
学生	30	11.2%
アルバイト	29	10.8%
専業主婦	69	25.7%
無職	84	31.3%
その他	27	10.1%
合計	268	

最終学歴	人数	%
小	6	2.3%
中	19	7.3%
高	76	29.2%
専門	20	7.7%
短大	37	14.2%
大学	92	35.4%
大学院	5	1.9%
その他	5	1.9%
合計	260	

(県資料より作成)

ごく限られたアンケートであるが、以下の結果が読み取れる。  
 男女はほぼ均等に、年齢層は高く、月に数回程度利用している。  
 利用者のほとんどは千葉県居住者であり、特に柏・流山といった、所要時間 30分以内の近隣の住民が、自転車・徒歩・自家用車で利用している。  
 また、専業主婦・無職が多く、学歴はかなり高い。

(意見)

当施設は県の生涯学習の一大拠点であり、県民全体の利用を目指して設立されたが、このアンケートを見るかぎり、利用者が柏・流山地域に集中している。利

ユーザーの実態からは、県の事業としてより近隣市町村の事業としての性格となっている。

広く県民全体の利用を図るための施策の実施が望まれる。

また、より正確な利用実態の把握のために、今後は、定期的かつ大規模なアンケートを実施する必要がある。

今後のあるべき姿について

当施設は、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年6月29日)第3条生涯学習の振興に資するための都道府県の事業」に基づき、国の生涯学習の施策の一環として、県の生涯学習推進の中核施設として建設された。同条に規定された事業は以下のとおりである。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関して必要な事業を行うこと。」

本施設は、このような目的のもとに県民全体のため、県の委託を受けて財団法人千葉県社会教育施設管理財団によって管理運営されてきたものである。

また、平成18年度からは県の直営化が予定されている。

(意見)

本施設についての行政コスト計算書をみても分かるように、県民は多額の負担を余儀なくされている。生涯教育の中核施設という崇高な目的があるとはいえ、現在の厳しい県の財政状況を考えると、今一度、経済性、効率性の観点からも県の施設としての運営を再検討してみることが必要であると考えます。

また、上記「利用状況について」で記載したように、利用者は柏・流山地域に集中している。ユーザーの実態からは、県の事業というよりは近隣市町村の事業としての性格が強くなっている。県の中核施設という本来の目的を考えると広く県民全体の便益となるべく何らかの施策を図ることが強く望まれる。

当施設は平成18年度から県の直営となる予定であり、直営化による県のより強い施策の実施が期待されている。しかし、現状の施設の利用状況、利用者の地域性、高額な行政コスト、今後予想される修繕維持の費用増加等を考えると、現在運営している事業を生涯教育の観点から再検討し、その一部の地域自治体への移譲することや指定管理者制度の積極的な有効活用も視野にいれる必要があるものと思われる。

「施設別稼働率」の計算方法について

現在、「施設別稼働率」が以下のとおり公開されている。

(単位:%)

	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ホール	51	43	57	67	69	55	48
多目的室	42	46	53	74	78	65	55
楽屋 1	34	24	29	34	30	25	26
楽屋 2	35	26	29	32	31	28	27
楽屋 3	30	25	27	31	29	23	24
パソコン実習	90	92	95	100	100	99	91
マルチメディア実習	64	84	86	99	100	98	95
語学演習	33	39	37	58	62	57	14
ビデオ編集室	71	76	70	86	77	65	39
手工芸室	28	29	32	48	48	56	46
絵画室	14	15	20	35	39	30	37
料理室	14	14	24	26	28	21	27
陶芸室	28	35	44	97	97	89	89
生活実験室	5	7	17	29	24	5	6
音楽スタジオ 1	69	77	85	98	94	95	95
音楽スタジオ 2	63	75	90	99	94	95	96
音楽スタジオ 3	75	76	91	99	93	95	92
大研修室	38	43	46	69	68	60	57
中研修室 1	56	45	53	81	82	70	66
中研修室 2	54	51	53	82	80	75	72
小研修室 1	54	52	54	84	84	80	79
小研修室 2	52	51	51	85	88	83	82
和室研修室	36	31	28	51	57	39	34
会議室 1	39	48	53	80	83	72	79
会議室 2	51	54	63	93	90	85	86
スポーツ広場	4	4	7	12	20	15	15
県民ギャラリー	55	61	80	77	64	54	77
回廊ギャラリー	54	66	57	65	53	46	66
フィットネススタジオ	100	100	100	100	100	100	100
計	46	48	53	69	68	61	59

(県資料より作成)

この「施設別稼働率」の数値は各施設の利用日数を年間の開所日数で除して計算されている。各施設が、利用時間に関係なく、一人でも、一時間でも、利用すれば、一日の利用としてカウントされる。そのため、総じて高めの稼働率が計算されることとなっている

特に、「パソコン実習」については、パソコン 33 台について、一台でも一時間の利用者があると一日の利用としてカウントされてしまう。「マルチメディア実習」(パソコン 13 台)、「語学演習」(LL17 台)についても同様の計算がなされており、稼働率は利用実態反映しているとはいえない。

(意見)

各施設の利用実態を正確に把握し、当該施設の存在意義を正確に把握する必要がある。利用台数、利用人数、利用時間を反映した、実態に即した利用状況の把握が望まれる。

蔵書の利用状況について

県民プラザでは、すべての蔵書利用者の集計は行っていないが、貸出集計を行っており、過去3年間の年間貸出状況は次のとおりであった。

(単位:冊)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
貸出合計	11,283	8,679	7,296
(分野別)			
児童書	2,380	1,891	1,666
旅・レジャー	2,153	1,953	1,426
くらし	1,529	1,303	963
趣味	1,141	793	770
その他	4,080	2,739	2,471

(県資料より作成)

上記のとおりこの3年間における貸出冊数は著しく減少しており、利用状況が低下していることがうかがえる。なお、年間の新規購入図書は50万円程度(16年度は446千円、159冊購入)となっているが、貸出割合が高い旅行雑誌や児童図書について予算の都合で思うように購入できないとのことである。なお、購入はバーコード作成等をサービスしてもらう代わりにすべて定価となっている。

(意見)

設置目的に沿って利用者を増やすためには、県民へのアピールや県民ニーズの正確な把握、それに沿った図書購入が必要である。たとえば、利用者へのアンケートの強化や、現在定価購入している図書を割引購入に切り替えて購入冊数を少しでも増やす等の努力が必要と考える。

公用車について

県民プラザでは、公用車としてタウンエース(ワゴン)とアベニール(バン)の2台を利用しているが、いずれも平成8年度から利用しており、いずれ寿命がくるものと考えられる。いずれも郵便局への配送依頼等、近距離で使用することが多く、平成16年度の運転距離はタウンエースが1,433km、アベニールが3,576kmと少ない。

(意見)

これら公用車が寿命を迎えた場合、安易に買い換えるのではなく、必要性和経済性をよく検討する必要がある。

たとえば、台数は1台に絞り中古車やリースを活用する、等の選択肢が考えられる。

宿日直手当について

主催事業において、受講者等が宿泊する場合、警備員(2名)だけでは安全確保上問題があり、やむを得ず職員が宿泊する場合がある。

宿日直手当については「職員の宿日直手当の支給に関する規程」に基づくが、当該宿泊行為は支給対象として想定されていないため、手当は支給されていない。

代わりに、朝食代 800 円及び夕食代 1,200 円を「旅費」として支給している。  
平成 16 年度の実績は 14,400 円であった。

(意見)

職員の宿泊が必要である以上、宿日直手当での支給が可能なように規程を見直すことが望まれる。

また、「旅費」の名目での食事代の支給は取りやめることが望まれる。

## 4. 千葉県立手賀の丘少年自然の家

### (1) 施設の概要

所在地

千葉県柏市泉 1240 - 1

所轄部署

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

供用開始年度

平成 5 年度

建設目的

生涯学習施設として、学習活動の支援を推進する。

- イ. 青少年の野外活動・自然体験活動、生活体験活動を通し、生きる力・生涯学習の基礎づくりの支援をしていく。
- ロ. 専門的知識を有する指導者や関係機関との連携やプログラムづくり・主催事業などにより広い年齢層の生涯学習ニーズに応えていく。
- ハ. 学校や地域の教育活動を支援し、生涯学習のまちづくりを推進し、関係施設・団体等とのネットワークを図っていく。

施設の内容

敷地面積 26,822 m<sup>2</sup>

建築面積 4,105 m<sup>2</sup>

延床面積 5,956 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造、地上 2 階(一部平屋建)

宿泊施設 宿泊定員 300 人

- ・ 12 人部屋(2 段ベット 6 台) 25 室
- ・ 4 人部屋(障害者対応) (シングルベット 4 台、浴室付) 2 室
- ・ リーダー室(和室 8 人部屋) 2 室
- ・ リーダー室(洋室ベット 4 台) 2 室
- ・ キャンプ、テントも宿泊可能  
(7 月～9 月間)約 100 名程度まで  
テントサイト 13 ヶ所、テントは持ち込み

会議・研修施設

- ・ 300 人収容可能な多目的ホール ビデオ・放送設備
- ・ 25 人～48 人活動可能な創作室 2 室 ビデオ設備
- ・ 10 人～20 人活動可能な和室 4 室 会議用テーブル
- ・ 200 人収容可能なプラネタリウム

スポーツ・レクリエーション活動

- ・ バレーコートが 2 面とれる体育館(ステージ・放送設備・シャワー室)
- ・ 直線 100m、150mトラック、サッカー練習可能なグラウンド
- ・ グラウンドゴルフやミーティングができる芝生広場

- ・ 100人が集える営火場(キャンプファイヤー場) 3ヶ所
- ・ 飯盒炊飯も可能(7月~9月間)

約100名程度まで

所外施設研修や送迎可能な研修バス 40人定員

その他

- ・ 270人同時に食事可能な食堂
- ・ 20~40人が入れる大浴場、小浴場
- ・ 保健室
- ・ 洗濯、乾燥機室(各3台、無料)
- ・ 売店、自販機(日用品、研修用資料・材料)
- ・ 車椅子 5台

宿泊料、施設使用料

- ・ 宿泊料

料金 1人1泊800円

(ただし18歳未満の者及び高校生(又は相当する者)は無料)

- ・ 施設使用料

施設名	時間	料金 (円)
多目的ホール 300人	9:00~12:00	6,400
	13:00~16:00	6,400
	その他の時間帯1時間当たり	2,130
創作室(1) 48人	9:00~12:00	1,600
	13:00~16:00	1,600
	その他の時間帯1時間当たり	530
創作室(2) 24人	9:00~12:00	1,200
	13:00~16:00	1,200
	その他の時間帯1時間当たり	400
和室	9:00~12:00	600
	13:00~16:00	600
	その他の時間帯1時間当たり	200
体育館	9:00~12:00	2,000
	13:00~16:00	2,000
	その他の時間帯1時間当たり	660
プラネタリウム	1人1回	200

ただし18歳未満の者及び高校生(又は相当する者)は無料

(県資料より作成)

食事、シーツクリーニング料金

朝食 472円 昼食 577円 夕食 682円

シーツクリーニング代 180円

休所日

- ・ 第3日曜日
- ・ 年末年始(12月26日~1月4日)
- ・ その他臨時

なお、駐車料金は無料である。

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県社会教育施設管理財団（以下、「財団」という。）へ管理運営を委託している。

### 主な委託業務

- ア 手賀の丘少年自然の家の施設及び付属設備の維持管理
- イ 手賀の丘少年自然の家の運営管理

### 運営体制

平成 17 年 3 月 31 日現在

所 長 (事業所長) 1 名	庶 務 課 (管 理 課)	庶務課長(管理課長) 1 名
		主任主事 1 名
		主任技師 1 名
		主任運転技師 1 名
	指 導 室 (事 業 課)	指導室長(事業課長) 1 名
		社会教育主事 3 名
嘱託 3 名		

(注) ( )内は財団組織による課名である。

(県資料より作成)

## (3) 財団の状況

- 3. さわやかちば県民プラザ(3)参照

## (4) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	549,748	不明			232,551
建設費	1,889,596	不明			977,617
合 計	2,439,344	不明			1,210,168

(県資料より作成)

## (5) 施設の利用状況及び収支状況

平成 16 年度の月別の利用状況・宿泊状況、平成 15 年度及び 14 年度の利用状況・宿泊状況は以下のとおりである。

### 平成 16 年度月別利用状況・宿泊状況

月	利用状況			宿泊状況		
	延べ利用人数	利用可能人数	利用率%	延べ宿泊人数	宿泊利用可能人数	宿泊利用率%
4	6,471	8,700	74.4	3,257	8,400	38.8
5	6,400	9,000	71.1	2,503	8,700	28.8
6	8,229	8,700	94.6	3,307	8,400	39.4
7	11,991	9,300	128.9	5,529	9,300	59.5

	利用状況			宿泊状況		
8	10,957	9,000	121.7	6,281	8,700	72.2
9	5,208	9,000	57.9	2,722	9,000	30.2
10	8,054	9,000	89.5	3,350	8,700	38.5
11	7,916	8,700	91.0	614	8,400	7.3
12	1,377	7,200	19.1	1,066	6,300	16.9
1	2,326	7,800	29.8	544	7,500	7.3
2	2,470	8,100	30.5	986	7,800	12.6
3	5,115	9,300	55.0	2,732	9,000	30.4
計	76,514	103,800	73.7%	32,891	100,200	32.8%

平成 15 年度利用状況・宿泊状況

67,866	99,600	68.1%	27,840	93,000	29.9%
--------	--------	-------	--------	--------	-------

平成 14 年度利用状況・宿泊状況

70,041	100,500	69.7%	27,451	93,600	29.3%
--------	---------	-------	--------	--------	-------

(県資料より作成)

- ・ 利用可能人数は、1日 300 人定員に利用可能日数を乗じて計算している。
- ・ 宿泊利用可能人数は、1日 300 人定員に利用可能日数を乗じて計算している。

収支状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
<b>(県の収支)</b>			
<b>歳入 A</b>	<b>4,171</b>	<b>4,189</b>	<b>4,415</b>
施設使用料	2,425	2,341	2,915
その他収入	1,746	1,847	1,499
<b>歳出 B</b>	<b>138,178</b>	<b>136,351</b>	<b>119,507</b>
管理運営費	138,178	136,351	119,507
人件費	36,240	35,408	30,624
委託費	41,139	40,280	38,826
うち財団	40,418	39,752	38,298
うち財団以外	721	528	528
物件費	540	355	576
維持管理費	5,798	4,156	1,689
補助金及び負担金	54,460	56,152	47,790
うち財団	54,460	56,152	47,790
<b>県収支 (A B)</b>	<b>134,006</b>	<b>132,162</b>	<b>115,091</b>
<b>(財団の収支)</b>			
<b>歳入 C</b>	<b>98,252</b>	<b>99,055</b>	<b>89,410</b>
受託事業収入	40,418	39,752	38,298
普及事業収入	3,374	3,151	3,321
補助金収入	54,460	56,152	47,790
その他収入			

	平成 14年度	15年度	16年度
<b>歳出 D</b>	<b>97,708</b>	<b>98,711</b>	<b>88,783</b>
管理運営費	97,708	98,711	88,783
人件費	54,460	56,152	47,790
委託費	17,412	16,261	15,110
物件費	23,018	23,549	23,185
その他	2,817	2,748	2,697
<b>財団収支 (C D)</b>	<b>544</b>	<b>344</b>	<b>626</b>
<b>全体収支 +</b>	<b>133,462</b>	<b>131,818</b>	<b>114,465</b>

(県及び財団資料より作成)

## (6) 監査の結果

### 委託業務について

指名競争入札による委託契約（1,000千円以上）のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成14年度	15年度	16年度
(財団)				
日常清掃業務	契約金額	4,903	4,903	4,903
	委託先	(株)東進	(株)東進	(株)東進
	予定価格	4,956	4,956	4,914
	落札率	98.9%	98.9%	99.7%
	指名業者数	9社	10社	10社

(財団資料より作成)

### (改善策)

監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。

### 備品の管理について

県の財務規則等に従い、備品の管理を行う必要があるが、以下の事項が発見された。

- ・備品出納簿に記載されているが現物がないものがあった(ワープロ式)。
- ・備品出納簿に同一のものが2箇所に記載されているものがあった(バス)。
- ・備品出納簿に数量が1として記載されており、実際の現物の数量や1枚(台)当たりの単価が分からないものがあった(カーテン、PC等)。
- ・備品に備品管理用のシールが貼付されていないものが散見された。
- ・備品出納簿のファイリング方法として、「管理」と「研修」に区分後、備品名のあいいうえお順にファイリングされているが、このファイリング方法であると備品の所在が分かりづらくなっていた。

### (改善策)

定期的に現物実査を行い、現物のないものについては、出納簿から削除し、現物があり出納簿にないものは記載をすべきである。

備品の現物には、シールを貼り出納簿との関係が分かるようにすべきである。

備品出納簿は財務規則等に則り、備品の管理が適切にできるように作成すべきである。

県の旅費代理人口座の残高について

県の旅費代理人口座について、平成 13 年 8 月 20 日に入金された利息 7 円及び平成 14 年 2 月 19 日に入金された金額 16,780 円については今だ歳入の処理がなされておらず、結果として現状、その金額のみが残高として県の旅費代理人口座に残っている。

(改善策)

16,780 円については入金の原因を調査し、16,787 円の入金に対する歳入の処理を速やかに行うべきである。

出納帳の記載について

官製葉書を実査したところ 141 枚であり、出納帳を確認したところ 151 枚であった。原因を調査したところ直近の 10 枚の使用の記載漏れであった。

(改善策)

葉書に限らず、現金、切手等に関しては受払を適時に出納帳等の補助簿に記載し管理を行うべきである。

## (7) 監査の結果に添えて提供する意見

行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	90,700	91,560	78,414
県職員人件費及び嘱託人件費	90,700	91,560	78,414
物に係るコスト	88,100	85,391	81,580
物件費(賃借料、物品購入費等)	4,434	4,459	4,922
維持管理費(委託料)	18,133	16,789	15,638
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	24,922	23,602	20,529
減価償却費	37,791	37,791	37,791
その他	2,817	2,748	2,697
行政コスト合計	178,800	176,951	159,994
(収入項目)			
施設利用料収入	2,425	2,341	2,915
自主事業収入	3,374	3,151	3,321
雑入・その他	1,746	1,847	1,499
収入項目合計	7,546	7,340	7,737
差引行政コスト	171,254	169,610	152,257
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民 1 人当たり差引行政コスト(円)	29	28	25
延利用者数(人)	70,041	67,866	76,514
延利用者 1 人当たり差引行政コスト(円)	2,445	2,499	1,990
延宿泊人数(人)	27,451	27,840	32,891
延宿泊人数 1 人当たり差引行政コスト(円)	6,239	6,092	4,629

(注1) 県人口は、各年度ともに 10 月 1 日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数 50 年、残存価格ゼロで計算している。

県民 1 人当たり差引行政コストは、平成 14 年度 29 円、15 年度 28 円、16 年度 25 円と減少している。これは、主に人件費の減少によるものである。

(意見)

差引行政コスト及び、県民 1 人当たり差引行政コストは年々減少しているが、県の厳しい財政状況を考えると、より一層の引下げが必要である。さらに、将来発生するであろうプラネタリウム更新等の維持・修繕費用を考えると決して低い水準とはいえない。

現在、18 歳未満の者は、原則無料であるが、受益者負担の考えから無料の範囲を見直すとともに、利用料の増額、さらには千葉県民以外の利用者に対する別料金を設定するなど料金体系の再検討も必要と考えられる。

千葉県以外の利用者の別料金について

現在、地域別の利用人数の状況の資料としては以下の統計がある。

平成 14 年度	15 年度	16 年度
千葉県 30,233	千葉県 32,254	千葉県 31,698
(柏市) 5,414	(柏市) 5,684	(柏市) 6,265
(我孫子市) 3,299	(我孫子市) 3,198	(我孫子市) 3,456
(松戸市) 4,167	(松戸市) 4,170	(松戸市) 4,249
(流山市) 1,090	(流山市) 1,101	(流山市) 520
(船橋市) 1,998	(船橋市) 1,991	(船橋市) 2,616
(千葉市) 1,240	(千葉市) 1,400	(千葉市) 1,773
東京都 2,420	東京都 3,322	東京都 4,485
茨城県 432	茨城県 290	茨城県 504
埼玉県 247	埼玉県 168	埼玉県 209
主催等 9,764	主催等 4,802	主催等 7,730
その他 307	その他 157	その他 270
43,403	40,993	44,896

(県資料より作成)

ただし、ここでの人数は、単なる申込の人数であって、利用日数を反映した延べ利用人数ではない。また、地域は、団体の場合、代表申込者の居住地であり、申込者全員の居住地を反映したものではない。

しかし、利用者の一応の地域別傾向は把握ができると考えられる。

この統計によれば、ほとんどが千葉県民の利用であるものの、他の地域の利用もかなり多い。

特に、東京都は、同様の都営施設が廃止されたこともあり、年々増加の傾向にある。

なお、「主催等」は「自然の家まつり」等の所が主催・共催する事業で無料となっている。

(意見)

現在、利用者はその居住地域、通勤・通学地域に関係なく、一律の料金体系となっている。「行政コスト計算書について」で分かるように、平成 16 年度の延利用者 1 人当たり行政コスト 1,990 円、延宿泊人数 1 人当たり行政コスト 4,629 円であり、現在の料金体系はかなり割安となっている。料金体系の見直し、特に、増加する県外利用者に対して別料金を設けて、千葉県民の負担を軽減することも必要ではないかと考えられる。

プラネタリウムの利用状況について

当施設は教育設備としてプラネタリウムを保有・運営している。

本体の取得価額は 121,540 千円であり、その他に番組ソフトが 10,186 千円であるが、機械本体は更新の時期に近い。また、年間で 1,816 千円の保守料を支払っている。

座席数は 200 で、1 回のプログラムは通常 40 分である。利用料は 1 人 1 回 200 円である。ただし、所が主催又は共催する事業、児童生徒の引率者、青少年団体の活動、高齢者（65 歳以上）、身体等に障害のある方及び介護者、その他 知事が必要と認めた場合は無料となる。

過去 3 年間の利用状況は、以下のとおりである。

平成 14 年度			15 年度		16 年度	
月	利用団体数	利用人数	利用団体数	利用人数	利用団体数	利用人数
4	9	773	16	1,467	15	1,367
5	9	554	9	512	12	502
6	35	2,020	37	2,655	31	2,328
7	29	2,217	33	2,217	42	2,710
8	30	1,514	33	1,436	27	1,174
9	13	762	14	788	19	943
10	25	1,748	23	1,645	33	2,199
11	6	356	4	246	6	566
12	4	173	5	222	4	124
1	9	840	12	782	15	1,007
2	6	120	7	399	6	301
3	14	644	4	116	11	340
合計	189	11,721	197	12,485	221	13,561

(県資料より作成)

座席数の 200 を考えると、利用率は決して高いとはいえない。

仮に、通常の 40 分プログラムを午前 1 回、午後 2 回、夜 1 回、の一日に 4 回上映し、延べ 800 席の利用が可能であるとすると、平成 16 年度の稼働率は以下のようになる。

月	利用可能日数	延べ利用可能座席数	利用人数	稼働率
4	29	23,200	1,367	5.8%
5	30	24,000	502	2.0%
6	29	23,200	2,328	10.0%
7	31	24,800	2,710	10.9%
8	30	24,000	1,174	4.8%
9	30	24,000	943	3.9%
10	30	24,000	2,199	9.1%
11	29	23,200	566	2.4%
12	24	19,200	124	0.6%
1	26	20,800	1,007	4.8%
2	27	21,600	301	1.3%
3	31	24,800	340	1.3%
計	346	276,800	13,561	4.9%

また、近隣にはプラネタリウムの施設も多い。

施設名(所在地)	席数
松戸市民会館(松戸市)	80席
船橋市総合教育センター(船橋市)	255席
千葉県手賀沼親水広場(我孫子市)	50席
白井文化センター(白井市)	86席
八千代市少年自然の家(八千代市)	250席
市川市少年自然の家(市川市)	217席
柏プラネタリウム(柏市)	45席
千葉県立手賀の丘少年自然の家(柏市)	200席

(県資料より作成)

(意見)

プラネタリウムは当施設を特徴づける非常に重要な設備である。

しかし、その利用率は必ずしも高いとはいえない。また近隣に同様の施設も多い。

さらに本体の機械も老朽化してきており、設備更新も視野に入れなくてはならない。

プラネタリウムの維持のためには、より積極的な集客に努める必要がある。

設備更新をする際には、県の施設としてのプラネタリウムの存在価値を改めて検討することが必要であると考えられる。

今後のあるべき姿について

当施設は、千葉県により平成5年に、「教育」という視点から、青少年の野外活動・自然体験活動・生活体験活動を通じて、生きる力・生涯学習の基礎作りや地域社会の支援を行うために設立され、多くの子供たちに利用されてきている。

しかし、県民1人当たり差引行政コストは、平成14年度29円、15年度28円、16年度25円と年々減少しているものの、県の厳しい財政状況を考えると決して低い水準とはいえない。

県は平成18年度から当施設を暫定的に県の直営とし、先行的に導入される大房岬少年自然の家における指定管理者制度の状況を踏まえ、「教育」という視点から、その管理運営や職員の専門性の確保・責任の所在等の問題を、平成19年度にかけて検証する予定である。そして、その検証期間の状況を鑑みて、適切に指定管理者制度を順次導入していく方針である。

(意見)

県の財政状況を勘案し、当施設の進むべき方向性としては、少年教育施設としての位置づけを重視しつつ、現状の行政コストが収入を大幅に上回る状況を改善していく必要があると考える。

そのためには、18歳未満の者は、原則無料であるが、受益者負担の考えから無料の範囲を見直すとともに、利用料の増額、さらには千葉県民以外の利用者に対する料金を差別化するなど料金体系の再検討が必要と考えられる。さらに、プラネタリウムについては、今後とも維持するか検討することが必要であり、維持するということであれば、より高い利用を目指して管理運営することが要求される。

このような状況を鑑みると、平成18年度から実施される予定となっている県直営の運用形態よりも、指定管理者制度を導入し、より機動的に行動しやすい指定管理者に管理を委託するなどしたほうが、様々な抜本的な施策を実行しやすい環

境が整う。その結果、適切な受益者負担関係が構築され、県民にとってより有益なものとなると考える。

#### 定期休所日の設定について

手賀の丘少年自然の家では、原則として、毎月第 3 日曜日を定期休所日としている（少年自然の家管理規則第 2 条）。過去、夏の繁忙期に定期休所日を設けなかった実績もあるが（平成 16 年 7 月）、現在は原則として、休所日を毎月一日設定している（平成 17 年 8 月度については 21 日に設定）。

また、年末年始については、12 月 26 日から 1 月 4 日までを休所日としている。

#### （意見）

施設利用者の便宜、並びに施設の稼働率向上の観点からは、夏季及び冬季の年末年始前後の繁忙期には、できるかぎり休所日を設けないことが望まれる。稼働率の低い時期に、施設職員の休暇日を集中させる等の、メリハリのある休所日の設定が必要である。少年自然の家管理規則第 2 条 1 項 4 号を援用すれば、現在の規則の枠内においても柔軟な休所日設定の対応が可能であると考えられる。

#### 施設の人員について

手賀の丘少年自然の家は、現在、年間を通じて常時 12 名（内嘱託 2 名）の人員で運営されている。

また、業務量の季節的変動は考慮しないで、施設職員については週 40 時間、嘱託については週 30 時間労働を確保するように、業務計画が組まれている。

#### （意見）

「業務計画・勤務割振一覧」を過去 2 年分査閲する限りにおいて、現状の施設は、繁忙期の業務量に耐えうる人員を年間を通じて抱えていると考えられる。オフシーズンの業務量及び繁忙期の残業実績等を勘案すると、必ずしも年間を通じてこの人員体制を維持する必要性はないものとする。常勤者はオフシーズンの業務量を目安として配置し、年間の業務量の変動に応じて適時にアルバイト・ボランティア等を利用するなどして、運営費の削減に努める必要があると考えられる。

#### 職員の勤怠管理について

施設職員の「時間外勤務手当の実績」を査閲したところ、一部の職員の平成 16 年度月別時間外勤務実績時間が、毎月等しく 4 時間となっていた。そのため、当該職員の入所・退所時間実績を入手した上で、時間外勤務時間の妥当性を検討しようとしたが、施設では現状、入所・退所時間の詳細な履歴を残していない、との回答であった。

#### （意見）

施設職員の時間外勤務承認は、県職員については所長の電子承認、財団職員については第 33 号様式を利用した所長の承認に基づいて行われている。

したがって、過大な時間外勤務承認が行われていることはないものと想定されるが、各自が予算を目安にして時間外勤務時間の上限を設け、その範囲内で過小に申請している可能性は考えられる。

タイムカード等による、明確な入所・退所時間実績が残っていないため、現実にどの程度の過小申請が行われているかは不明であるが、現実の職員の稼働時間を把握することは、将来の様々な意思決定のための基礎情報としても、重要であるはずである。したがって、詳細な勤務時間を集計する方策をとる必要があるものとする。

## 5. 千葉県立鴨川青年の家

### (1) 施設の概要

所在地

千葉県鴨川市太海 122 番 1

所轄部署

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

供用開始年度

昭和 63 年度

建設目的

鴨川青年の家は、青少年の健全育成のため、団体生活を通じて、次の目標の達成に努める社会教育施設である。

ア 規律・共同・友愛および奉仕の精神を涵養する。

イ 自立性・責任感および実行力を身につける。

ウ 広く開かれた連帯意識を高め、国際理解の精神を培う。

エ 人間的な触れ合いを通して、自己の啓発に努め、教養と情操を高めるとともに、体力の向上を図る。

施設の特徴

鴨川青年の家は、南房総国定公園の景勝地、鴨川松島と仁右衛門島が望める鴨川市太海に設立された県内唯一の海洋型青年の家である。太平洋の水平線が一望できる環境の中で、青少年が団体宿泊生活を通じて規律・共同・友愛・奉仕の精神をはぐくむことを目的とするとともに、カッター練習、ウォークラリー、海浜動植物等の自然観察、レクリエーション、講義等の研修を通して心と体を鍛えることを願って設置された社会教育施設である。

利用団体の範囲

鴨川青年の家を利用できる団体は、その構成員がおおむね 4 人以上で研修計画を持ち、かつ、以下のいずれかに該当するものである。ただし、主催事業についてはこの限りではない。

ア 在学青少年

イ 青少年指導者

ウ 青少年団体の構成員

エ 勤労青少年

オ その他所長が特に認めたもの

施設の内容

敷地面積 45,785.6 m<sup>2</sup>

建築面積 3,595.3 m<sup>2</sup>

床面積 6,731.6 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階建（ただし、艇庫棟は鉄筋・スレート造）

宿泊定員 360 名

## 施設の内容

管理・研修棟	1階	オリエンテーション室、研修室(3室)、視聴覚室、海洋理科センター、エレベーター機械室
	2階	所長室兼応接室、事務室、図書室、会議室、医務室、研修室(2室)、講師室(2室)、宿直室、湯沸室
	3階	研修室(和室7室)、創作室、談話コーナー、湯沸室
	地下1階	空調機械室、電気室、ボイラー室
生活棟	1階	浴室(大・中)、脱衣室(大・中)、リネン室、機械室
	2階	宿泊室(12人用6室・8人用6室)、リーダー室、浴室付身障者用室、食堂、厨房、談話コーナー、売店
	3階	宿泊室(12人用12室・8人用12室)、リーダー室、談話コーナー
体育館	1階	アリーナ 900㎡、バレーボールコート2面、バスケットボールコート1面、可動式マラージ
	地下1階	トレーニングルーム 283㎡、エアロバイク7台他 26機種
屋外施設・設備等		キャンプファイアールーム(2ヶ所)、炊飯場、遊歩道、観測広場、シャワー棟、キャンプ場、カッター4艇、救助艇1艇(鴨川漁港係留)、シーカヤック10艇、大型バス(60人乗り)

料金 食事代(朝 472円、昼 577円、夕 682円)、敷布等クリーニング代 200円

駐車料金 無料

宿泊料 1人1泊 800円(ただし18歳未満の者及び高校生(又は相当する者)は無料)

施設利用料 以下のとおり

(単位:円)

利用時間	研修室A タイプ	研修室B タイプ	研修室C タイプ	研修室D タイプ	会議室	オリエンテーション室	創作室	視聴覚室	トレーニングルーム	体育館	キャンプ用テント
9～12時(注1)	1,600	1,200	1,000	800	550	6,500	800	1,100	5,100	2,000	300 (注3)
13～16時(注1)	1,600	1,200	1,000	800	550	6,500	800	1,100	5,100	2,000	
その他(注2)	530	400	330	260	180	2,160	260	360	1,700	660	

(県資料より作成)

(注1) 施設使用一回毎の金額である。

(注2) 施設使用一時間毎の金額である。

(注3) 1張り1泊毎の金額である。

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ管理運営を委託している。平成18年度からは、直営となる予定である。

### 主な委託業務

ア 鴨川青年の家の施設及び付属設備の維持管理

イ 鴨川青年の家の運営管理

運営体制

施設の組織は次のとおりとなっている。

平成 17 年 3 月 31 日現在

所 長 (事業所長) 1名	庶務課 (管理課)	庶務課長(管理課長) 1名
		副主査 1名
		主任運転技師兼主任用務員 1名
	指導室 (事業課)	嘱託 1名
		指導室長(事業課長) 1名
		社会教育主事 4名
		業務補助員 1名
		嘱託 3名

(県資料より作成)

(注) ( )内は財団組織による課名である。

(3) 財団の状況

3. さわやかちば県民プラザ(3)参照。

(4) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費					48,534
建設費	1,172,634	126,634	75,000	971,000	601,388
合計	1,172,634	126,634	75,000	971,000	649,922

(県資料より作成)

(注) 土地については設立時に、鴨川市から寄付を受けている。したがって、台帳記載額欄には評価額が記載されている。

(5) 施設の利用状況及び収支状況

施設の利用状況

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
平成7年度	7,441	13,428	14,166	8,967	9,551	6,939	4,411	1,835	1,781	1,102	2,843	3,491	75,955
8年度	6,149	12,870	13,756	7,261	9,007	5,105	5,755	808	1,568	890	3,692	2,758	69,619
9年度	7,569	13,535	10,911	8,310	9,333	4,782	4,011	3,779	1,659	611	2,844	4,357	71,701
10年度	4,642	13,320	11,742	8,370	8,494	6,995	4,219	1,421	1,485	1,083	3,252	3,686	68,709
11年度	3,582	12,707	10,122	6,927	8,140	5,549	4,305	1,172	681	1,653	5,129	4,112	64,079
12年度	5,608	10,841	10,456	7,526	11,047	6,101	3,212	4,583	818	1,295	3,486	3,637	68,610
13年度	4,790	12,094	7,693	8,665	7,388	5,214	2,992	4,124	2,100	977	3,908	3,458	63,403
14年度	6,262	12,472	8,731	7,574	8,277	4,944	4,912	4,490	1,245	826	4,280	3,118	67,131
15年度	5,826	11,233	7,562	8,843	11,022	6,353	3,744	3,462	1,352	1,154	4,290	3,592	68,433
16年度	6,829	12,475	8,739	9,433	10,870	7,021	3,072	3,964	1,807	720	4,961	4,508	74,399

(県資料より作成)

(注) 表の利用人数は、宿泊者だけでなく、主催事業参加者等も含めた総利用者数である。

施設の収支状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用状況			
利用者数	67,131 人	68,433 人	74,399 人
在学青少年	56,864 人	56,375 人	63,590 人
指導者	1,685 人	1,431 人	866 人
その他	8,582 人	10,627 人	9,943 人
(県の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>6,100</b>	<b>6,813</b>	<b>6,787</b>
使用料収入	6,100	6,813	6,787
<b>歳出 B</b>	<b>255,535</b>	<b>264,453</b>	<b>238,671</b>
管理運営費	169,607	178,526	152,743
人件費	33,604	33,293	30,470
委託費	50,884	45,722	44,167
うち財団	48,511	44,791	42,658
うち財団以外	2,372	930	1,509
補助金	66,859	66,599	61,452
うち財団	66,859	66,599	61,452
その他	18,258	32,911	16,653
県債費	85,927	85,927	85,927
県債利息	21,591	18,295	14,828
県債元金償還額	64,336	67,632	71,099
<b>県収支 (A B)</b>	<b>249,434</b>	<b>257,640</b>	<b>231,883</b>
(財団の収支)			
<b>収入合計 C</b>	<b>115,371</b>	<b>111,390</b>	<b>104,110</b>
受託料収入	48,511	44,791	42,658
補助金収入	66,859	66,599	61,452
<b>支出合計 D</b>	<b>115,371</b>	<b>111,390</b>	<b>104,110</b>
管理運営費	115,371	111,390	104,110
人件費	66,859	66,599	61,452
委託費	16,124	15,635	15,512
需用費	27,704	24,485	22,820
その他	4,683	4,670	4,326
<b>財団収支 (C D)</b>			
<b>全体収支 +</b>	<b>249,434</b>	<b>257,640</b>	<b>231,883</b>

(県及び財団資料より作成)

利用者数については、他の自治体における青年の家の減少、及び施設の様々な宣伝活動等が寄与した影響を反映して増加傾向にある。しかし、利用者を構成別にみると、「在学青少年（小中高生）」は平成 16 年度に増加傾向をみせているものの、「その他（主に大学生以上の利用者）」は減少傾向となっている。施設使用料が徴収可能な使用者は「その他」であるため、結果としては、平成 16 年度使用料収入は減少している。県は財団への委託費の支払のほか、財団職員人件費に係る補助金を支出しており、実質的に財団の収支を補填しているため、財団収入項目である「補助金収入」と支出項目である「人件費」は同額となっている。

平成 16 年度の人件費については、（財団）嘱託を 2 名増やしたものの、（県）非常勤嘱託 1 名及び（財団）職員 1 名を減らしたため県費・財団費ともに減少している。平成 15 年度の「その他」の歳出（県費）の主な内容は、駐車場進入道路

擁壁改修工事費 26,985 千円である。「需用費」(財団費)は、節電・節水・コピー用紙の両面利用等の日々のコスト意識の向上効果によって、逡減している。

## (6) 監査の結果

委託の契約形態について

指名競争入札による委託契約(1,000千円以上)のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成14年度	15年度	16年度
(財団)				
日常清掃業務	契約金額	2,100	2,100	2,100
	委託先	(株)ケイテイエス	(株)ケイテイエス	(株)ケイテイエス
	予定価格	2,100	2,100	2,100
	落札率	100.0%	100.0%	100.0%
	指名業者数	9社	(注)10社	10社

(財団資料より作成)

(注) 施設は平成15年度より指名入札時には、必ず10社以上の業者を指名するようにしている。

### (改善策)

監査の結果及び意見1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。

備品等の利用状況について

視聴覚室の機材やトレーニング室については、老朽化が進んできていることもあり、カウントしていないものの使用頻度が少ない状況となっている。

なお、トレーニング室の料金体系は1団体当たり5,100円と、少人数の利用団体にとっては高額のため、利用者のニーズとは乖離したものとなっている。また、1台(ハムストレッチャー)が故障中であり、業者からも修理は難しい旨を伝えられており、放置された状態となっている。

### (改善案)

トレーニング室等施設の利用料金については、利用者のニーズに沿うように、割安かつ利用しやすい料金設定を行うべきと考える(たとえば、利用人数に応じた料金設定など)。また、故障中の器具については早急に処分方針を固める必要がある。

自主事業の歳入・歳出について

県予算で実施される自主事業について、係る収入、支出とも、金額は少額ではあるが、歳入、歳出に予算計上されず、収支差額に不足が生じた場合のみ需用費等で処理している。

### (改善策)

県事業として行っている以上、収入、支出は簿外とせず、歳入・歳出に総額を計上する必要がある。

財団の自主事業の料金の収納について

財団で保管している預かり口座(キャンプファイアー、創作活動)について、いずれも財団の自主事業として実施しており名義も庶務課長名となっているもの

の、財団の所有となっていない。なお、キャンプファイヤーについては1団体当たり5,000円、創作活動については切絵が1人50円、七宝焼が1人700円徴収しており、この徴収額から経費をまかなう。余った場合は当該口座に一時的に保管されるが、財団の収入に計上されず、簿外で扱われている。

(改善策)

いずれの事業も財団の自主事業として実施する以上、徴収金額はいったん財団の収入として計上するとともに、経費は財団の支出として計上し、併せて口座は財団の所有にすることにより、財団の所有・管理責任を明確にすべきである。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	100,464	99,892	91,922
県職員人件費	33,604	33,293	30,470
団体職員人件費	66,859	66,599	61,452
物に係るコスト	90,992	100,570	82,664
物件費(賃借料、物品購入費等)	2,002	2,297	1,960
維持管理費(委託料)	18,496	16,566	17,021
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	48,542	59,755	41,731
減価償却費	21,952	21,952	21,952
その他のコスト	21,692	18,308	14,935
支払利息	21,591	18,295	14,828
その他(租税公課等)	101	13	107
行政コスト合計	213,148	218,770	189,521
(収入項目)			
利用料金収入	6,100	6,813	6,787
収入項目合計	6,100	6,813	6,787
差引行政コスト	207,048	211,957	182,734
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	35	35	30
利用者数(人)	67,131	68,433	74,399
在学青少年(小中高生)(人)	56,864	56,375	63,590
指導者(人)	1,685	1,431	866
その他(人)	8,582	10,627	9,943
利用者1人当たり差引行政コスト(円)	3,084	3,097	2,456

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

毎年、行政コストが収入を、大幅に超過する状況が続いている。

利用者数が毎年増加しているにもかかわらず、差引行政コストに大きな改善はみられない。これは、(4)施設の利用状況及び収支状況、で記載したように、有料利用者(表の「その他」)が比例的に増加していないことと、絶対的な徴収利用料金額が小さいことが理由である。

平成15年度については、駐車場進入道路擁壁改修工事26,985千円があったことにより、物に係るコストが一時的に多額となっているが、平成16年度には職員

の減少等による人件費の削減が寄与し、結果として県民 1 人当たり差引コストは減少している。

(意見)

施設は、正職員を嘱託に変更する、日々の節電・節水、植栽管理を職員が実施することなどにより、人に係るコスト及び物に係るコストの削減に努めている。今後も、行政コストの削減のため、現状では実施されていない一般競争入札制度の導入等を進めていく必要がある。しかし、差引行政コストを抜本的に改善するためには、これ以上大幅な行政コストの削減は考えられないため、利用者の大幅な増加、並びに施設利用料金額の大幅な増額といった対応が必要である。

今後のあり方について

鴨川青年の家は、昭和 63 年の設立以来、県内唯一の海洋型青年の家として、その良好な立地条件のもと、県内外の青少年の健全な精神育成に寄与してきた。しかし、学校の教育カリキュラムの変更・少子化等の影響を受け、利用者は平成 13 年度に年間 63 千人まで減少した。その後、平成 16 年度には 74 千人まで増加しているものの、県財政がひっ迫している現在においても、差引行政コストが多額に発生する状況が続いている。

したがって、県は平成 18 年度から鴨川青年の家を暫定的に県の直営形態にし、先行的に導入される大房岬少年自然の家における指定管理者制度の状況を踏まえ、「教育」という視点から、その管理運営や職員の専門性の確保・責任の所在等の問題を、平成 19 年度にかけて検証する予定である。そして、その検証期間の状況を鑑みて、適切に指定管理者制度を順次導入していく方針である。

(意見)

今後、施設の進むべき方向性としては、収益性をある程度犠牲にしつつも「教育」の視点を重視し、青年教育施設としての位置づけをさらに強固なものにしていくか、収益性の視点を重視し、より一般の宿泊施設としての性格を強めていくかの、二方向になるものと考えられる。したがって、早い段階で、将来に向けて施設の進むべき基本方針を再検討することが望まれる。

前者の方向性を選択したとしても、現在の県の財政状況を勘案した場合、現状のように行政コストが収入を大幅に上回る状況を改善していかなければ、施設の大規模な修繕・増築を行うことなどは到底困難である。その場合、県民の賛同の中、青年教育関連施設として魅力を保ちつつ維持発展していくことは、非常に難しいものなることが予想される。

施設職員はパンフレットの作成、インター・ネットの利用、様々な主催事業を行ったりすることなどで、利用者を増加させる努力をしている。しかし、利用者が増加したとしても、それが直接収入の増加につながらない利用料金体系となっているため、利用料収入の増額には寄与していない。

現在の施設の枠組み(設備施設・利用料金体系等)を維持しつつ、差引行政コストを大幅に改善することは非常に難しいものと考えられる。加えて、鴨川青年の家には、近隣に地元の宿泊関連業者が多く存在するため、大々的に宣伝活動等を行いにくい、といった施設特有の事情がある。

このような状況を鑑みると、来年度から実施される予定となっている県直営の運営形態よりも、指定管理者制度を導入し、過去の関係に縛られない指定管理者に管理を委託するなどしたほうが、様々な抜本的な施策を実行しやすい環境が整い、引いては適切な受益者負担関係が構築され県民のメリットは大きいものになると考える。

#### 利用料の設定方法について

鴨川青年の家においては、施設利用者が千葉県民・千葉県内勤務者等であるか、他県民であるか否かに拘らず、一律1人1泊 800円の宿泊料を原則として徴収している。

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び青少年団体の事前下見の教職員・団体指導者等からは、宿泊料・施設利用料を徴収していない。同じく、一般団体の利用でも利用開始日に子供が団体の半数以上の場合には、同伴の大人から宿泊料・施設利用料を徴収していない（生涯学習課課長からの通達に基づく）。

#### 平成16年度地域別利用状況

利用地域	利用人数(人)	割合(%)
千葉市	16,486	23
八千代市、船橋市	3,044	4
浦安市、市川市、松戸市	3,023	4
鎌ヶ谷市、柏市、流山市、東葛飾郡、我孫子市	749	1
印西市、八街市、四街道市、成田市、白井市、印旛郡、佐倉市	1,979	3
東金市、山武郡	3,829	5
旭市、銚子市、海上郡、香取郡、八日市場市	2,307	3
勝浦市、茂原市、夷隅郡、長生郡	5,874	8
鴨川市、館山市、安房郡	9,908	13
木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市	2,773	4
市原市	3,765	5
主催事業	8,498	11
神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県	12,164	16
総計	74,399	100

(県資料より作成)

#### (意見)

千葉県在住の受益者負担の観点から考察すると、既に他の自治体が行っているように（栃木県・群馬県等）、千葉県居住者並びに勤務者と県外の利用者とは、利用料について何らかの区別することが望まれる。団体の場合には、団体本部所在地、一般参加者の場合には現住所等を基準として、県内・県外によって利用料金を区別して設定することなどが考えられる。

また、団体参加のための事前下見の利用者から、ある程度の利用料を徴収するのは経済合理性に適う。一般団体の利用時にも、現在のように、子供の利用が半数以上の場合で一律に基準を設定するのではなく、より段階的な基準の設定が可能であるはずである。

このように、現在の使用料の徴収・非徴収対象者の決定基準は、各々の基準の設定理由が必ずしも明確とはいえず、一般的な経済合理性に乏しいものとなっている。教育関連施設としての一面に配慮しつつも、受益者負担・経済的合理性の観点から、県外の利用者に対する利用料金の設定方法や利用料を無料にする範囲等の再検討が望まれる。

#### 随意契約の妥当性について

施設利用者に好評なカッター教習に係る救助艇管理運営等業務については、高度な安全性・専門性が要求されるため、以下の業者に業務委託している。

(単位:千円)

業務内容	委託先	契約形態		平成 14年度	15年度	16年度
(財団)						
救助艇管理 運営等業務 委託	鴨川市漁業 協同組合	随意契約 (相見積もり なし)	予定価格	4,856	4,856	4,852
			契約金額	4,852	4,662	4,777
			落札率	99.9%	96.0%	98.5%

(財団資料より作成)

(注)平成16年度の委託業務内容は以下のとおりである。

(単位:千円)

業務内容	契約金額	摘要
船長派遣業務	2,165	派遣料は一日当り 15,750 円とし、年間派遣日数は 130 日とする。諸経費は年額 117,500 円とする。
救助艇等管理業務	787	4月20日～10月19日まで。月額 131,250 円。
カッター運送業務	73	年間 2 回。
カッター清掃時陸揚げ業務	126	年間 8 回。
カッター訓練研修補助員派遣業務	1,625	当初年間 340 回(1,700 千円)の契約であったが、実績が 325 回であったため、変更契約を締結した。当初年間回数を超えた場合は、打ち切りとする。
計	4,777	—

(業務委託契約書・業務委託変更契約書より作成)

(意見)

救助艇管理運営等業務については、高度な専門性及びカッター練習の参加者の安全面の配慮が要求されるため、過去の実績を鑑みても、他の業者に契約を変更することは現実的ではない。

しかし、現在のように年初に、上記種々の業務を包括した年間契約額を確定し、事後において遡及的に契約額を変更するのではなく、個々の業務内容を精査し、その業務の内容に応じた契約形態を個別的に採用することが望まれる。

上記各業務については、実績に基づく契約形態にすることなどによって、過剰な支出を抑えていくことが可能になる。よって、県の行政コストを削減するという実質的な観点からの対応をとることが望まれる。

敷布等管理業務の委託について

鴨川青年の家では、敷布等管理業務を給食業務委託業者である有限会社月芝に委託しており、当該業務(敷布等洗濯代)の青年の家における単価は、業務委託契約書で 200 円(敷布 2 枚、枕カバー 1 枚)と定められている。この単価は、施設設立時から変更されたことはない。

(意見)

施設の設定時に設定された敷布等洗濯代の単価(200 円)の妥当性を再検討することが望まれる。

委託業者である有限会社月芝から施設が入手している損益計算書(平成14年度～平成16年度の3カ年分)を査閲したところ、各年度ともに、給食業務の経営成績が反映される営業損益段階では損失を計上している反面、敷布等管理業務の経営成績も加えた経常損益・当期利益段階では利益を計上している。この事実のみをもって、敷布等洗濯代の単価の妥当性の有無を判断することはできないが、施

設利用者から、本来食事代として徴収しなければならない利用料を、敷布等洗濯代として徴収している可能性も考えられる。

今一度、委託業者が敷布等管理業務に費やしているコストを精査し、適切な敷布等洗濯代単価及び食事代単価の設定を再検討することが望まれる。

#### 貸与資産に係る賃貸料について

鴨川青年の家では、給食業務を有限会社月芝に全面的に委託しており、施設利用者には、給食の質・量についても概ね好評を得ている。給食業務で必要となる厨房施設設備及び物品については、施設所有のものを月芝に貸与しているが、千葉県教育財産管理規則で、当該業務は教育財産の目的外使用として取扱わないことになっているため賃貸料は徴収していない。

#### (意見)

たとえ教育関連施設といえども、近年、施設の収益性は無視できない指標の一つとなっている。施設の収益性の改善のためには、経済合理性がある賃貸料徴収の検討は不可避である。指定管理者制度導入の可能性を控えている今、賃貸料を徴収することによる収益性の改善度と、給食サービスの質の低下のリスクとを勘案し、適正な賃貸料を徴収する可能性を再考することが望まれる。

#### 冬期の稼働率について

鴨川青年の家は、その立地条件から海の利用を前提にした利用者が多いため、冬期(12・1・2月)の利用者数(平成16年度合計7,488人)は、夏期(7・8・9月)の利用者数(平成16年度合計27,324人)に比して著しく減少する傾向にある。

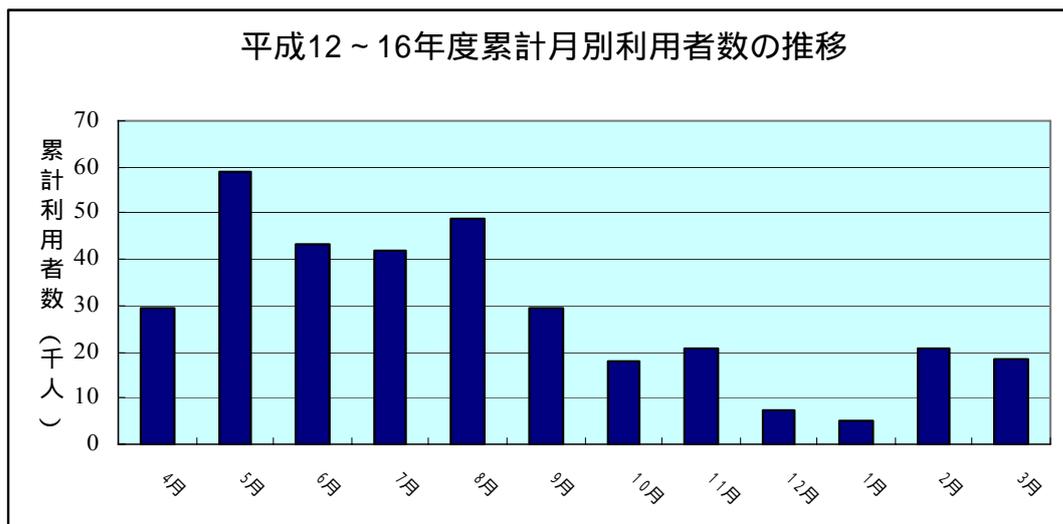
施設としては、「青年の家まつり」「ミニ門松作り」などといった主催事業を冬期に開催する、学生の部活動の冬期合宿を積極的に誘致するなどして、冬期の利用者増加を目的とする施策を実行しているものの十分な成果はあがっていない。

平成16年度月別利用状況表

(単位:人)

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
勤労青年	297	11	0	60	0	183	0	0	0	0	0	221	772
小学生	156	761	4,107	3,295	132	4,110	1,245	81	35	0	0	0	13,922
中学生	1,425	9,545	4,032	1,072	282	1,102	329	602	0	156	62	28	18,635
高校生	4,300	140	181	821	763	376	46	0	723	0	0	981	8,331
大学生等	454	0	31	137	123	685	155	81	159	0	3,134	1,421	6,380
少年団体	0	572	300	3,884	8,045	186	446	70	325	105	243	1,103	15,279
青年団体	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	30
異年齢団体	111	54	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	241
社会教育関係指導者	0	0	0	0	90	0	12	17	0	0	0	0	119
学校教育関係指導者	0	0	0	6	710	0	31	0	0	0	0	0	747
家族利用者	0	84	0	52	54	45	0	0	0	0	0	18	253
その他一般成人	0	1,308	88	0	671	304	388	329	483	361	1,257	736	5,925
主催事業参加者	86	0	0	106	0	0	420	2,784	82	98	189	0	3,765
合計	6,829	12,475	8,739	9,433	10,870	7,021	3,072	3,964	1,807	720	4,961	4,508	74,399

(県資料より作成)



(県資料より作成)

(意見)

施設の効率的運営という観点から、冬期の施設運営方針を再検討することが望まれる。再検討する方向性としては、「冬期の利用者を増加させる抜本的な施策をとる」と「運営費を削減する」の2方向が考えられる。

前者の方向性を採る場合には、様々な部活動の合宿に耐え得る新体育館の建設・利用料金額を夏期間と冬期間の二期制にするなど、後者の方向性を採る場合には、冬期の稼働率を前提にした人員の再配置・冬期の休業等が考えられる。

今一度、冬期における施設のあり方を再検討し、適切な施策を実行していくことが望まれる。

施設利用状況の把握について

「利用許可申請書」には、利用目的を記載する欄があるが、利用者に非常に簡素な記載しか求めていないため、事後的に参加者の詳細な利用目的別のデータを収集することができなくなっている。また、施設の部屋(トレーニング室・研修室・視聴覚室等)毎の利用状況の実績を残していないため、各部屋の用途変更の必要性も判断不可能な状況になっている。

(意見)

将来の指定管理者制度導入の可能性や、設備投資の必要性を議論する上でも、参加者の利用目的の分析や施設の利用状況の詳細な分析等は、必ず必要になってくるものである。

実務上の煩雑さは増加するにしても、今後の施設の発展に寄与する有意義な意思決定をするために、早急に、施設利用の様々な角度から詳細な分析データを収集・記録しておくことが望まれる。

光熱費について

鴨川青年の家の光熱費のうち、プロパンガスについては、設立時以来同じ会社(有限会社半沢ガス)と契約している。単価は14年度から同じ単価(@199.5円/m<sup>3</sup>)で行っており、同業他社があるにもかかわらず他社との相見積もりをとっていない。

また、電力については、業務用季節別時間帯別電力料金によっており、基本料金は契約電力(過去1年間の各月における最大需用電力で設定される)が大きくなるほど高くなるが、平成17年度は2月の328kwが最大需用電力となり、16年

度の 300 k w と比べて年間 524,160 円高くなる計算となった。財団では、原因は同じ時間帯における暖房使用による電力量増加と考えているが、なぜ暖房の電力量が増えたかの分析までは行っていない。

(意見)

プロパンガスについては、少なくとも他社との相見積もりをとった上で、最も単価の低い業者と契約することが望まれる。

電力について、コストの効率化を図るため、暖房による電力の最大使用量を引き下げるための分析、検討を行うことが望まれる。

切手在庫について

鴨川青年の家では、調査日(平成 17 年 8 月 29 日)現在で切手を 8 種類(211 千円)保管しているが、このうち 90 円以上の切手 5 種類(157 千円)については使用頻度が少なく、在庫が過大と考えられる。

(意見)

切手は、予算策定時に年間の必要分を適切に見積もり、過大な在庫計上は避けるように配慮することが望まれる。

## 6. 総合スポーツセンター

### (1) 施設の概要

#### 所在地

千葉県千葉市稲毛区天台町 323 番地

(射撃場) 千葉県千葉市若葉区小間子町 4 - 3

(東総運動場) 千葉県旭市清和乙 621

(平成 17 年 7 月 1 日市町合併により香取郡干潟町から変更)

#### 所管部署

千葉県教育庁教育振興部体育課

#### 供用開始年度

昭和 41 年度

(射撃場) 昭和 46 年度

(東総運動場) 平成 13 年度

#### 施設の目的

県民の健康及び体力並びに競技力に関し、スポーツ科学に基づき相談及び指導を行うとともに、体育・スポーツに関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の健康及び体力の保持増進並びにスポーツ選手の育成及び強化を図り、もって体育の普及及び振興並びに県民の体位向上及び文化の発展に資することを目的とする。

#### 施設の内容

##### ア. 千葉市稲毛区天台町に所在する施設

施設名	施設概要		
スポーツ科学センター	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上 4 階建 敷地面積 3,488 m <sup>2</sup> 建築面積 1,868 m <sup>2</sup> 延床面積 5,794 m <sup>2</sup>		
第 1 トレーニングルーム	511 m <sup>2</sup>	筋力系マシン 17 台、持久力系マシン 21 台 体幹部トレーニング器具 5 台、各種フリーウエイト器具 ストレッチコーナー 20 m <sup>2</sup> 、音響装置	
第 2 トレーニングルーム (フィットネススタジオ)	191 m <sup>2</sup>	バー付鏡壁、エアロビマット 40 枚、体操用ステップ 40 個、体操用ステップ台 160 個、音響装置	
形態体力測定室	290 m <sup>2</sup>	形態測定機器 6 種、体力測定機器 10 種、専門測定機器 9 種	
第 1 研修室	289 m <sup>2</sup>	定員 168 名	ビデオプロジェクター 3 台
第 2 研修室	76 m <sup>2</sup>	定員 36 名	実物投影機 3 台
第 3 研修室	65 m <sup>2</sup>	定員 24 名	ホワイトボード 3 枚
第 4 研修室	76 m <sup>2</sup>	定員 36 名	音響装置ほか
多目的アリーナ	912 m <sup>2</sup>	コート 2 面 バレーボール用具、バスケットボール用具、バドミントン用具、卓球用具、ミニバスケットボール用具、インディアカ用具、ソフトバレーボール用具ほか フロアシート、パイプ椅子 300 脚、ポータブルステージ、音響装置	

施設名	施設概要
研究関係諸室等	スポーツ相談室 1、スポーツ相談室 2 第 1 研究室、第 2 研究室、指導室、情報処理解析室、保健室、 スポーツ交流室、オリエンテーションルーム
陸上競技場	敷地面積 37,500 m <sup>2</sup> 建築面積 5,838 m <sup>2</sup> 延床面積 6,626 m <sup>2</sup> 収容人員 30,000 人 第 1 種公認 1 周 400m 8 コース(全天候型舗装) 屋内走路 66m × 7m
第 2 陸上競技場	敷地面積 23,000 m <sup>2</sup> 収容人員 3,000 人 第 3 種公認 1 周 400m 8 コース(全天候型舗装)
野球場	敷地面積 23,400 m <sup>2</sup> 建築面積 4,063 m <sup>2</sup> 延床面積 3,574 m <sup>2</sup> 収容人員 27,000 人 両翼 92m、中堅 120m、室内練習場 378 m <sup>2</sup> × 2ヶ所
軟式野球場	敷地面積 11,500 m <sup>2</sup> 2 面 両翼 80m、センター共通
ソフトボール場	敷地面積 4,500 m <sup>2</sup> 1 面 両翼 60m、センター 60m
庭球場	敷地面積 20,000 m <sup>2</sup> 建築面積 338 m <sup>2</sup> 延床面積 475 m <sup>2</sup> スタンド収容人員 6,000 人 砂入り人工芝コート 16 面、クラブハウス(鉄筋コンクリート造)
水泳場(休止中)	
相撲場	敷地面積 2,560 m <sup>2</sup> 建築面積 228 m <sup>2</sup> 延床面積 228 m <sup>2</sup> 収容人員 2,000 人 土俵 1
サッカー場 ラグビー場	敷地面積 32,000 m <sup>2</sup> 建築面積 400 m <sup>2</sup> 延床面積 400 m <sup>2</sup> スタンド収容人員 2,500 人 2 面(サッカー・ラグビー併用)
体育館	敷地面積 12,500 m <sup>2</sup> 建築面積 5,631 m <sup>2</sup> 延床面積 7,774 m <sup>2</sup> 収容人員 2 階固定椅子席 3,104 人、移動椅子席 2,094 人
第 1 競技場	卓球 18、バドミントン 8、バレーボール・バスケットボール 2
第 2 競技場	卓球 6、バドミントン 4、バレーボール・バスケットボール 1
弓道場	敷地面積 4,450 m <sup>2</sup> 建築面積 912 m <sup>2</sup> 延床面積 908 m <sup>2</sup> 近的 10 人立、遠的 6 人立
武道館	敷地面積 7,445 m <sup>2</sup> 建築面積 3,185 m <sup>2</sup> 延床面積 5,144 m <sup>2</sup> 収容人員 ベンチ席(2 階第 1 道場のみ)624 人 1 階第 2 道場 270 畳、2 階第 1 道場 512 畳
宿泊研修所	敷地面積 6,188 m <sup>2</sup> 建築面積 1,742 m <sup>2</sup> 延床面積 3,477 m <sup>2</sup> 収容人員 大ホール 200 人 研修室(2 研 50 人、3 研 90 人、4 研 90 人) 1 階 食堂、浴室 2 階 大ホール、第 2 研修室、第 3 研修室、和室、宿泊室 3 階 第 4 研修室、宿泊室 和室:15 畳 2 部屋 宿泊室:8 人部屋 24 室(192 人)
駐車場	バス 85 台、乗用車 530 台

(県資料より作成)

(注) 建築面積には観覧席などの張出部が含まれているため、延床面積を上回る施設がある。

#### イ．千葉市稲毛区天台町以外に所在する施設

施設名	施設概要
射撃場	敷地面積 27,803 m <sup>2</sup>
SBR 射撃場、AR 射撃場	建築面積 991 m <sup>2</sup> 延床面積 991 m <sup>2</sup> 26 射座
ビームライフル射撃場	建築面積 188 m <sup>2</sup> 延床面積 188 m <sup>2</sup>

施設名		施設概要
		10射座
	駐車場	20台
東総運動場		敷地面積 120,353 m <sup>2</sup>
	陸上競技場	建築面積 2,523 m <sup>2</sup> 延床面積 3,935 m <sup>2</sup> 収容人員 15,000 人 第2種公認 1周 400m 9コース(全天候型舗装)
	庭球場	収容人員 500 人 砂入り人工芝コート 8面
	駐車場	300台

(県資料より作成)

#### ウ．利用時間

スポーツ科学センター	9:00～21:00
上記以外の各施設	9:00～17:00
駐車場(稲毛区天台)	5:00～22:00
駐車場(上記以外)	9:00～17:00

#### エ．休所日

毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合は翌日)、年末年始(12月28日から1月4日)、その他の臨時休所日

#### オ．事業内容

- A．総合スポーツセンター(射撃場並びに東総運動場を含む。)の各施設の賃貸
- B．スポーツの指導者又は県民を対象とした研修事業の実施
- C．スポーツ教室の開催
- D．トレーニング指導事業
- E．体力測定相談事業

#### カ．利用料金

##### 【専用使用料金】

##### A．スポーツ科学センター

##### トレーニングルーム使用料

(単位:円)

施設名	利用区分	2時間まで
第1トレーニングルーム	一般使用	21,000
	引率使用	10,500
第2トレーニングルーム	一般使用	8,120
	引率使用	4,060

(県資料より作成)

(注)入場料を徴収して使用し、又は営利を目的とした催物に使用する場合は、別料金となる。

##### 多目的アリーナ使用料

(単位:円)

施設名	利用区分	9時～17時	17時～21時
		2時間まで	1時間まで
多目的アリーナ	一般使用	3,830	2,290
	引率使用	1,910	1,140

施設名	利用区分	9時～17時 2時間まで	17時～21時 1時間まで
冷暖房使用料 (1時間につき)		1,450	

(県資料より作成)

(注1)入場料を徴収して使用し、又は営利を目的とした催物に使用する場合は別料金となる。

(注2)半面使用は、半額となる。

#### 研修室使用料

(単位:円)

名称	規模 (㎡)	収容 人員	使用区分	9時 ～13時	13時 ～17時	17時 ～21時
第1研修室	289.4	168名	一般使用	5,960	5,960	7,150
			引率使用	2,980	2,980	3,580
第2研修室	76.2	36名	一般使用	1,540	1,540	1,850
			引率使用	770	770	930
第3研修室	65.3	24名	一般使用	1,340	1,340	1,600
			引率使用	670	670	800
第4研修室	76.3	36名	一般使用	1,540	1,540	1,850
			引率使用	770	770	930

(県資料より作成)

(注)第1研修室の半面使用は、半額となる。

#### B. スポーツ科学センター以外の各施設

(単位:円)

使用区分	入場料を徴収しない場合					
	アマチュアスポーツに使用		引率使用等			
	9時 ～13時	13時 ～17時	9時 ～17時	9時 ～13時	13時 ～17時	9時 ～17時
使用施設						
陸上競技場	7,420	8,420	14,850	3,260	3,690	6,530
第2陸上競技場	2,270	2,770	4,560	750	910	1,520
陸上競技場併用使用 又は半面使用	1,450	1,610	2,770	470	520	910
野球場	5,560	6,310	11,140	2,430	2,770	4,880
野球場屋内練習場	1,100	1,480	2,220	470	650	960
軟式野球場・ソフトボ ール場 各1面	1,340	1,720	2,700	590	750	1,190
テニスコート 各1面	960	1,450	1,950	310	470	650
水泳場(休止中)						
相撲場	1,720	2,080	3,450	750	910	1,520
サッカー・ラグビー場 各1面	2,700	3,330	5,440	1,190	1,450	2,390
弓道場 近的	2,220	2,820	4,460	960	1,240	1,950
弓道場 遠的	1,340	1,720	2,700	590	750	1,190
射撃場 各施設	3,690	4,460	7,420	1,610	1,950	3,260
体育館 第1競技場	8,780	10,900	13,620	3,860	4,780	5,970
〃 半面使用	5,440	6,560	8,160	2,390	2,860	3,580
第2競技場	2,820	3,450	4,200	1,240	1,520	1,840
会議室	1,220	1,590	2,450	520	690	1,080
武道館 第1道場	8,050	9,910	12,400	3,510	4,340	5,430
〃 半面使用	4,810	6,060	7,420	2,110	2,650	3,260
第2道場	4,070	4,940	6,190	1,780	2,170	2,700
会議室	1,100	1,220	2,080	470	520	910

使用区分 使用施設	入場料を徴収しない場合					
	アマチュアスポーツに使用			引率使用等		
	9時 ～13時	13時 ～17時	9時 ～17時	9時 ～13時	13時 ～17時	9時 ～17時
東総運動場 陸上競技場	7,160	8,120	14,330	3,150	3,560	6,300
東総運動場 テニスコート各1面	600	910	1,230	180	280	390

(県資料より作成)

(注)アマチュアスポーツ以外の使用、入場料を徴収しての使用、営利又は宣伝を目的とする使用の場合は別料金となる。

### 【共同使用料金】

#### A. スポーツ科学センター

(単位:円)

施設名	区分		単位	料金
第1トレーニングルーム 第2トレーニングルーム	一般	普通券	2時間以内	350
			2時間を超え30分を増すごとに	90
		回数券	11回分	3,500
	中・高校生	普通券	2時間以内	200
2時間を超え30分を増すごとに			50	
回数券		11回分	2,000	
多目的アリーナ	一般	1人1時間につき	100	
	高校生以下	1人1時間につき	50	

(県資料より作成)

#### 県民健康体力測定・相談 (単位:円)

区分	料金
一般	800
中・高校生	400

(県資料より作成)

#### スポーツ選手能力測定・相談 (単位:円)

測定項目	区分	料金
総合測定	一般	3,500
	高校生	1,700
基礎的体力測定	一般	1,800
	高校生	900
筋力測定	一般	1,500
	高校生	750
全身持久力測定	一般	1,700
	高校生	850
動作分析	一般	1,900
	高校生	950

(県資料より作成)

B. スポーツ科学センター以外の各施設 (単位:円)

施設名	区分	単位	料金	
陸上競技場	一般	1時間につき	70	
第2陸上競技場				
相撲場	幼児、小学生、中学・高校生及びこれらに相当すると知事が定める者	1時間につき	40	
弓道場				
体育館				
東総運動場陸上競技場				
武道館	一般	1時間につき	120	
	幼児、小学生、中学・高校生及びこれらに相当すると知事が定める者	1時間につき	60	
水泳場(休止中)				
射撃場	S B R	一般	1時間につき	70
	A R	一般	1時間につき	70
		高校生以下	1時間につき	40
	B R	一般	1時間につき	70
		幼児、小学生、中学・高校生及びこれらに相当すると知事が定める者	1時間につき	40

(県資料より作成)

C. 宿泊研修所

宿泊料 (単位:円)

区分	料金
一般	1,100
小・中・高校生	460

(県資料より作成)

研修室使用料 (単位:円)

名称	規模(m <sup>2</sup> )	収容人員	9時~13時	13時~17時	9時~17時	17時~21時	9時~21時
大ホール	237	200名	2,450	2,450	3,690	3,690	7,420
第2研修室	88	50名	970	970	1,480	1,480	2,970
第3研修室	113	90名	970	970	1,480	1,480	2,970
第4研修室	113	90名	970	970	1,480	1,480	2,970
和室各室	15	25名	1,220	1,220	1,840	1,840	3,690

(県資料より作成)

【駐車場使用料】

総合スポーツセンター、射撃場、東総運動場の駐車場は、すべて無料。

(2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県スポーツ振興財団(以下、「財団」という。)へ総合スポーツセンター(射撃場、東総運動場を除く)の管理運営を委託している。

## ア．主な委託業務

- A．施設・付属施設及び物品の供用に関すること。
- B．施設等の維持管理（補修を含む）に関すること。
  - ・施設等の予防保全及び事後保全
  - ・樹木等の維持管理
- C．事業の運営
  - ・県民健康・体力測定相談事業
  - ・県民トレーニング指導事業
  - ・スポーツ科学研修・指導事業
  - ・広域スポーツセンター事業
  - ・スポーツ情報提供事業
  - ・生涯スポーツ教室の開催
  - ・施設開放
  - ・体育施設の調査・研究
  - ・広報普及
  - ・施設内監視
  - ・建物管理
  - ・工作物管理
  - ・駐車場の利用、管理
  - ・物品管理
  - ・総合スポーツセンター管理規則（平成 11 年千葉県教育委員会規則第 16 号）に基づく使用許可事務の補助
- D．その他、施設等管理に必要な事務に関すること
  - ・施設等の清掃、警備
  - ・施設等の利用案内、受付
  - ・施設等の管理運営に関する調査及び研究
  - ・その他施設等の維持管理及び事業の運営のための必要な事項

## イ．運営体制

(平成 17 年 3 月 30 日現在)

所長	1 人	県職員 1 名
副所長	2 人	県職員 2 名
庶務課	8 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 7 名
企画指導課	5 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 4 名
相談普及課	7 人	県職員 1 名、県からの派遣職員 4 名、嘱託 2 名
管理課	13 人	県からの派遣職員 9 名、嘱託 1 名、日々雇用 1 名、退職日々雇用 2 名
合 計	36 人	

(県資料より作成)

(注 1) 管理課長は副所長が兼任しているため、管理課の人数から除いている。

(注 2) 合計人数が(3)財団の状況 財団全体の役職員数の総合スポーツセンター事業所の合計人数と一致しないのは、管理課の退職日々雇用 2 名が県の採用であるからである。

なお、射撃場については千葉県ライフル射撃協会へ、東総運動場については財団法人千葉県まちづくり公社へ管理運営を委託している。また、射撃場及び東総運動場については、平成 18 年度以降指定管理者制度の導入が予定されている。

### (3) 財団の状況

#### 財団の目的

県民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、県民が積極的にスポーツ活動に参加する機会を提供する事業、県民の要望に応える各種スポーツ大会を開催する事業その他のスポーツの振興に関する事業を行うとともに、県営スポーツ施設の管理を受託してその効果的運営を行うことにより、健康で豊かさあふれる県民生活の実現に資することを目的とする。

#### 事業内容

- ア．各種スポーツに関する事業の実施
- イ．各種スポーツ大会の開催
- ウ．スポーツに関する情報の収集及び提供
- エ．スポーツの指導者の養成及び研修事業の実施
- オ．県内のスポーツ団体の育成及び助成
- カ．千葉県スポーツ振興基金の造成及びこれに基づく助成事業の実施
- キ．千葉県及び千葉県教育委員会から委託を受けた各種スポーツに関する事業の実施及び各種スポーツ大会の開催
- ク．千葉県から委託を受けた県営スポーツ施設の管理運営
- ケ．その他上記の事業を達成するために必要な事業

#### 財団の財務状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
総 収 入	1,312,920	1,222,511	1,070,337
総 支 出	1,303,288	1,215,156	1,067,708
当期収支差額	9,631	7,354	2,628
総 資 産	1,357,650	1,349,135	1,323,693
有 利 子 負 債	-	-	-
正 味 財 産 (基 本 金)	1,180,022 (1,137,985)	1,203,855 (1,154,463)	1,209,484 (1,157,464)
県の出資比率	100%	100%	100%

(財団資料より作成)

#### 財団全体の役職員数

(平成 17 年 3 月 30 日現在)

	事務局	総合スポーツ センター事業所	国際総合 水泳場事業所	合 計
常 勤 役 員	1 人	-	-	1 人
正 職 員	15 人	30 人	10 人	55 人
うち県派遣職員	15 人	24 人	7 人	46 人
うち兼務職員	-	6 人	3 人	9 人
嘱 託 職 員	-	3 人	6 人	9 人
臨時・アルバイト	-	1 人	-	1 人
合 計	16 人	34 人	16 人	66 人

(財団資料より作成)

#### (4) 初期投資の状況

総合スポーツセンター（射撃場、東総運動場を除く）

（単位：千円）

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	不明	不明			1,279,715
建設費	5,814,085	不明			4,016,400
合計	5,814,085	不明			5,296,116

（県資料より作成）

射撃場

（単位：千円）

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	5,670	不明			186,834
建設費	83,565	不明			23,002
合計	89,235	不明			209,836

（県資料より作成）

東総運動場

（単位：千円）

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	-	-	-	-	539,345
建設費	3,738,148	不明			3,738,148
合計	3,738,148	不明			4,277,493

（県資料より作成）

（注 1）東総運動場の用地については、香取郡干潟町（現旭市）より寄付されたものであるため、用地費に係る事業費合計及び取得財源はゼロとしている。

（注 2）建設費に係る事業費合計と台帳記載額が一致しているのは、更新後の教育財産台帳が未だ施設課から配付されていないためである。

#### (5) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
専用使用	747,400 人	689,270 人	599,269 人
共同使用	77,307 人	73,706 人	60,820 人
自主事業	9,295 人	46,706 人	22,852 人
合計	834,002 人	809,682 人	682,941 人

（県資料より作成）

（注）自主事業とは、財団の事業のうち県からの受託事業以外の事業をいい、主なものとしてはスポーツの振興及び県民の健康・維持増進のための各種スポーツ教室等の開催がある。

平成 15 年 10 月から平成 17 年 3 月にかけての陸上競技場及び第 2 陸上競技場の改修工事の実施により、全体的に利用者数が大幅に減少している。さらに平成 16 年度は、屋外水泳場を休止したこともあり、利用者数が落ち込んでいる。一

方、自主事業については、県民の健康への関心の高まりやニーズにあわせた教室の開催により増加傾向が見られる。

### 収支状況

(単位：千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(県の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>55,150</b>	<b>55,969</b>	<b>54,882</b>
施設使用料	50,011	50,982	48,193
その他収入	5,138	4,986	6,689
<b>歳出 B</b>	<b>767,007</b>	<b>1,081,664</b>	<b>2,323,207</b>
管理運営費	767,007	1,081,664	2,323,207
人件費	90,456	72,609	74,172
委託費	361,222	344,405	352,046
うち財団	274,676	258,787	251,824
うち財団以外	86,546	85,618	100,222
補助金及び負担金	228,529	214,402	209,534
うち財団	228,529	214,402	209,534
体育施設費	80,840	72,617	58,928
改修費(陸上競技場)	-	376,270	1,624,050
その他	5,957	1,358	4,475
<b>県収支 (A B)</b>	<b>711,856</b>	<b>1,025,695</b>	<b>2,268,324</b>
(財団の収支)			
<b>収入 C</b>	<b>507,472</b>	<b>478,396</b>	<b>465,567</b>
受託事業収入	274,676	258,787	251,824
普及事業収入	4,266	5,206	4,209
補助金収入	228,529	214,402	209,534
<b>支出 D</b>	<b>506,699</b>	<b>477,109</b>	<b>464,621</b>
管理運営費	506,699	477,109	464,621
人件費	228,529	214,402	209,534
委託費	145,623	138,120	119,823
物件費	129,006	120,653	131,987
その他	3,538	3,932	3,276
<b>財団収支 (C D)</b>	<b>772</b>	<b>1,287</b>	<b>946</b>
<b>全体収支 +</b>	<b>711,083</b>	<b>1,024,408</b>	<b>2,267,377</b>

(県及び財団資料より作成)

(注) 財団の収支には、財団事務局、国際総合水泳場事業所に係る収支は含めていない。

県の歳入については、平成 16 年度の施設使用料収入が減少している。これは、陸上競技場及び第 2 陸上競技場の改修工事や屋外水泳場の休止により、利用者数が減少したためである。一方、県の歳出については、臨時的費用である改修費を除くと人件費、委託費、体育施設費の削減により減少傾向がみられるものの、県の収支は依然として多額のマイナスとなっている。

財団の収入については、県からの受託事業収入と補助金収入が大部分であるため、支出の減少に比例して、年々減少傾向にある。一方、財団の支出が年々減少しているのは、人件費や委託費の削減によるものである。

## (6) 監査の結果

委託契約について

指名競争入札による委託契約（1,000千円以上）のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務内容	項目	平成14年度	15年度	16年度
(財団)				
警備業務	契約金額	11,130	9,345	9,870
	委託先	千葉帝国 警備保障(株)	千葉帝国 警備保障(株)	千葉帝国 警備保障(株)
	予定価格	12,151	12,916	10,229
	落札率	91.5%	72.3%	96.4%
	指名業者数	10社	10社	10社
スポーツ科学センター トレーニングルーム 管理運営等業務	契約金額	19,708	18,532	18,480
	委託先	(有)スポーツスタイル	(有)スポーツスタイル	(有)スポーツスタイル
	予定価格	27,605	24,442	22,116
	落札率	71.3%	75.8%	83.5%
	指名業者数	8社	10社	10社
宿泊研修所及び スポーツ科学センター 清掃等業務	契約金額	27,825	27,825	27,825
	委託先	三和総業(株) 千葉営業所	三和総業(株) 千葉営業所	三和総業(株) 千葉営業所
	予定価格	29,879	27,865	28,272
	落札率	93.1%	99.8%	98.4%
	指名業者数	10社	10社	10社
運動施設内整備及 び除草清掃	契約金額	8,715	8,715	6,510
	委託先	(有)穴倉造園土木	(有)穴倉造園土木	(有)穴倉造園土木
	予定価格	9,124	9,098	7,042
	落札率	95.5%	95.7%	92.4%
	指名業者数	10社	10社	10社
西側植栽地管理業務	契約金額	9,450	9,450	9,660
	委託先	加茂造園(株)	千葉造園土木(株)	(株)幹樹園
	予定価格	9,940	9,832	9,950
	落札率	95.0%	96.1%	97.0%
	指名業者数	10社	10社	10社
スポーツ科学センター 空調設備保守	契約金額	3,150	2,362	2,362
	委託先	福井電機(株)	福井電機(株)	福井電機(株)
	予定価格	3,925	3,235	3,235
	落札率	80.2%	73.0%	73.0%
	指名業者数	10社	10社	10社

(財団資料より作成)

### (改善策)

監査の結果及び意見 1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。

射撃場の管理業務委託契約について

県は射撃場の管理業務を千葉県ライフル射撃協会(以下、「協会」という。)に委託しており、当該管理委託契約書上で以下のとおり規定されている。

第3条2項 「委託料を前金払する」

第9条1項 「事業計画及び収支予算については県の承認を受けなければならない。」

財務規則 126 条によれば委託料の前金払の特約をする場合、連帯保証人又は担保提供が必要であり、但書で、その必要がないと認めたときはこの限りではないとしている。支出負担行為では但書により担保等の免除と記載があるだけで、具体的な理由の記載がない。また、協会から事前に事業計画及び収支予算を入手することになっているが、実際には入手がなされていなかった。さらに、現状の契約では、射撃場で事故が発生した場合の責任関係について全く規定されていない。

射撃場利用券は一定単位で協会に売却し、県の収入に計上し、その後、協会が利用の都度利用者に売却している。したがって、県として利用の都度出納業務を行うことはなく、協会が利用の都度出納業務を行う形となっている。

しかし、協会との管理委託契約書では使用料徴収事務の委託は記載されていない。

#### (改善策)

担保等は前金払の信用リスクを回避するためのものであることから、財務規則 126 条但書により担保等を免除する場合、県はその具体的な理由を記載すべきであり、契約どおり事業計画及び収支計画も入手すべきである。

また、射撃場という事業内容を考えた場合、事故等が起きた場合の責任関係の規定を盛り込むべきである。

使用料徴収事務は管理委託契約で規定されていない以上、協会で行うのではなく、県として行うべきであり、また、協会で行う場合には使用料徴収事務委託についても契約に織り込むべきである。

#### 射撃場の法面改修工事について

平成 16 年 11 月 19 日付けで、建設業者との間に射撃場 SBR 射場法面改修工事請負契約を締結している。当該建設業者とは過去 2 年間に種類及び規模が同等の契約を数回以上にわたり締結し、誠実に履行してきたと判断し、財務規則 99 条第 2 項第 3 号により契約保証金の納付を免除している。しかし、射撃場 SBR 射場法面改修工事については、過去 2 年間に同等の種類及び規模の工事の実績はなく、契約保証金を納付させる必要があった。

#### (改善策)

県は財務規則 99 条第 1 項により契約保証金を納付させるべきであった。今後、契約締結においては、慎重に手続をすべきである。

#### 財産台帳について

県は、平成 15 年 10 月から平成 17 年 3 月にかけて陸上競技場及び第 2 陸上競技場の大規模改修工事を下記のとおり実施しているが、当該工事に係る改修費については公有財産台帳に記載していない。

(単位:千円)

	平成 15 年度	16 年度	合計
体育振興費			
工事請負費	376,270	1,624,050	2,000,320
委託料	8,658	33,512	42,171
合計	384,928	1,657,563	2,042,492

(県資料より作成)

(改善策)

千葉県公有財産管理規則第 44 条によれば、公有財産台帳に記載すべき増減事由は別表第三に規定されている。今回の改修費 2,042,492 千円によって、競技場の使用価値増加や耐用年数の延長が見込まれるため、当該別表に従い、県としては適切な区分・種目ごとに公有財産の増加として、財産台帳に記載すべきである。

教育財産台帳の更新について

教育財産台帳は、県施設課において 3 年に 1 度しか台帳更新が実施されていない。また、更新された台帳の配付が迅速になされていないため、体育課においては教育財産の直近の数量や現況価格を把握できない状況にある。

(意見)

教育財産台帳は、教育財産の現況を把握するためには重要な資料であり、掲載情報は毎年更新することが望まれる。また、更新された情報は、適時に印刷して各課へ配付することが望まれる。

金庫の管理について

総合スポーツセンターの金庫については、庶務課が保管・管理を実施している。当該金庫は、鍵と暗証番号によって、二重に施錠できる仕組みとなっているが、実際には、暗証番号による施錠のみによって管理がなされていた。また、鍵そのものは金庫内に保管されたまま利用されていなかった。

(改善策)

暗証番号のみの施錠方法では、暗証番号が外部に漏洩した場合に、金庫が無防備になる可能性がある。担当者が在席している時間帯は、暗証番号のみの施錠でも十分であると思われるが、休所日や閉館後は、鍵による施錠も併用すべきである。また、暗証番号は定期的に変更し、外部に漏洩しにくい環境を整備すべきである。

回数券の現物管理について

スポーツ科学センターのトレーニングルームにおける入場料の徴収は、券売機による入場券や回数券の販売を通してなされている。このうち入場券は、購入時にロール紙に印字して発行する。一方、回数券はそのままで利用が可能のため総合スポーツセンターの庶務課において管理がなされているものの、受払管理がなされていない。

(改善策)

回数券は盗難の危険性があるため、受払台帳を作成することにより残高を管理し、定期的に記帳内容を検証することにより、受払管理を実施すべきである。

支出負担行為伝票のかい長による承認

総合スポーツセンターにおける支出負担行為伝票のうち、副所長が代決者として承認したものについて、専決者である所長の追認がないものがあった。

(改善策)

千葉県財務規則第 5 条第 1 項によれば、財務会計に関する事務については別表第二に規定されており、当該別表上、支出負担行為は、かい長である所長の専決事項となっている。したがって、すべての支出負担行為伝票は、最終的には所長によって承認されるべきである。

支出負担行為伝票の代理出納担当者による審査、確認  
 財団事務局における支出負担行為伝票上、一部（一枚）について代理出納担当者の審査、確認印がなかった。

（改善策）

財団の財務規程第 22 条第 3 項によれば、支出負担行為の審査、確認に関する事務については別表第四に規定されており、当該別表上、1 億円未満の支出負担行為は、代理出納担当者の専決事項となっている。したがって、専決で定められた代理出納担当者は、審査、確認を行ったときは必ず押印すべきである。

予算の設定について

財団費のうち「需用費その他」の平成 16 年度及び平成 15 年度の予算配分額と実際支出額を対比すると以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 15 年度			16 年度		
	予算(当初)	実績	差額	予算(当初)	実績	差額
需用費その他						
物件費	15,652	25,564	9,912	15,903	29,850	13,947
光熱水費	108,302	67,494	40,807	119,309	69,680	49,628
修繕費	747	27,594	26,847	747	32,455	31,708
委託費	140,570	138,120	2,449	117,290	119,823	2,533
その他	46	13	32	46	13	32
計	265,317	258,787	6,529	253,295	251,824	1,470

(財団資料より作成)

「需用費その他」全体で見ると、予算と実績との差額はほとんどない。しかしながら、差額の内訳をみると「修繕費」の実績超過が多額であり、それを「光熱水費」の予算超過でカバーしている傾向にある。

（改善策）

予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。合計すれば予算と実績の差異が少なくなるとしても、これらの支出は県に対する受託料の請求という形で反映されるのであるから、予算は項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。また、予算には各支出が当初計画と比べて効率的に遂行されたかを管理する目的もあり、このような方法では、予算管理の目的を達成することができない。よって、予算上、光熱水費と修繕費はそれぞれ適切な額を見積もり、これに効率性を加味した金額を計上すべきである。

## (7) 監査の結果に添えて提出する意見

### 行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	318,986	287,012	283,706
県職員人件費	90,456	72,609	74,172
団体職員人件費	228,529	214,402	209,534
物に係るコスト	557,796	527,197	532,562
物件費(賃借料、物品購入費等)	45,082	42,965	50,018
維持管理費(委託料)	232,170	215,080	186,532
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	164,215	145,157	138,866
その他	45	13	13
減価償却費	116,281	123,980	157,131
その他のコスト	6,507	6,506	6,506
その他(租税公課等)	6,507	6,506	6,506
行政コスト合計	883,289	820,716	822,775
(収入項目)			
施設利用料収入	50,011	50,982	48,193
雑入・その他	5,138	4,986	6,689
収入項目合計	55,150	55,969	54,882
差引行政コスト	828,138	764,747	767,892
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	138	127	127
利用者数(人)	834,002	809,682	682,941
利用者1人当たり差引行政コスト(円)	993	945	1,124

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

(注3) 財団事務局及び国際総合水泳場事業所に係る収支は含めていない。

(注4) 平成15年度から平成16年度にかけて発生した陸上競技場及び第2陸上競技場に係る大規模改修費については、維持管理費ではなく公有財産の取得価額に含め減価償却費を通じて行政コストに反映させた。

総合スポーツセンターの県・財団を合わせたトータルの行政コスト(過去3年度分)の試算結果は上表のとおりである。

平成14年度から平成16年度までの推移を見ると、県民1人当たり差引行政コストについては、行政コストの減少に比例して、年々減少傾向にある。一方、利用者1人当たり差引行政コストは、平成15年度までは減少傾向にあったものの、平成16年度は「(5)施設の利用状況及び収支状況」に記載のとおり、施設利用者数が大幅に減少したため増加に転じている。

### (意見)

総合スポーツセンターの差引行政コストは、人件費、委託費、光熱水費を中心とした維持管理費の削減努力により、年々減少傾向にある。しかしながら、行政コスト計算書上は、将来発生するであろう改修費を考慮していない。当施設は供用開始年度から既に39年が経過しており、老朽化が進んでいるため、将来における改修費の負担が増大することが予想される。したがって、県は今後発生することが予想される改修コストを十分念頭に置きながら、施設の維持管理計画を策定していくことが望まれる。

#### 今後のあり方について

総合スポーツセンターは、県民の健康及び体力の保持増進、スポーツ選手の育成及び強化を図ることを目的に設置された施設である。設立当初は周辺に類似施設がなかったことから、設置目的に照らして、施設としての存在価値は十分有していたと考えられる。しかしながら、時代の経過とともに、当施設を取り巻く環境は以下のように変化してきている。

#### ア．施設の老朽化と県の財政悪化

総合スポーツセンター（射撃場、東総運動場を除く）の供用開始年度は昭和 41 年度であり、既に 39 年が経過しているため施設の老朽化が著しい状態にある。

また、射撃場についても、供用開始年度が昭和 46 年度であることから、同様に老朽化が著しい状態にある。

体育課としては、老朽化の著しい施設を早急に修繕しようとする意思はあるものの、現実には県の財政状態の悪化により、必要な予算が見つからない状態にある。

このような状態が毎年繰り返されることによって、以下の問題が発生している。

#### A．水泳場の休止

水泳場のうち、屋内プールについてはボイラー設備の老朽化と著しい漏水により、屋外プールについては修繕費予算が計上されなかったことにより、それぞれ平成 10 年度、平成 16 年度より施設を休止している。当該遊休施設については、躯体を撤去して更地化する場合の試算値は約 268 百万円であり、修繕を実施して再び利用可能な状態にする場合の見積では、平成 15 年度当時で約 184 百万円規模の費用がかかる見込みである。このため予算計上の困難な状況から、廃止ではなく、休止という状態を継続しているのが現状である。

#### B．相撲場の老朽化

相撲場については、現状では、コンクリート製の支柱が土俵に近すぎることで、吊天井を支える躯体のひび割れが著しいこと、また、吊天井の隙間からの雨漏りが激しいこと等の問題があり、利用者の安全を考慮すると、使用に堪えない状況となっている。

#### C．サッカー・ラグビー場の砂埃

サッカー・ラグビー場については、クレーコートのため、砂埃が発生しやすく、強風時には施設周辺の住宅にまで飛散することがあり、近隣住民からのクレームが発生している。これについては、人工芝の張替工事による対応が効果的であるが、工事費用を見積もったところ平成 17 年 8 月時点で 4 億 9,350 万円の費用がかかる見込みとなったため、予算上の制約から執行を断念した。そのため、現状では緊急避難的な措置として、重い砂を撒いたり、水撒きの回数を増やしたり、周囲に芝を植えたりする等の対応を取っている。しかしながら、周囲に芝を植えたことによって、結果的に、芝のある部分とない部分の境界に重い砂が蓄積し、プレー中の怪我を発生させ、かえって利用者からのクレームが発生するようになっている。

D．武道館の床板の段差

武道館については、床板のところどころに生じた段差が怪我の原因につながっているという利用者からのクレームが発生している。

E．庭球場の人工芝の剥離

庭球場についても人工芝の剥離が目立つようになり、部分補修で対応しているものの利用者からのクレームが発生している。改修費の見積額は、コートとその周囲を含む半面改修で 84 百万円かかる見込みであり、全面改修の場合は、2 倍の 1 億 6 千万円かかる見込みである。

F．弓道場の安土屋根の雨漏り

弓道場については安土屋根の雨漏りによる利用者からのクレームが発生している。当該修繕費の見積額は 3 百万円から 4 百万円程度であるが、予算上の制約から対処できていない状況にある。

G．駐車場不足による迷惑駐車問題

駐車場については、バス 85 台、乗用車 530 台の収容能力しかなく、非常に不足している状況にある。このため施設利用者からの改善要望が強く、また、迷惑駐車による近隣住民からの苦情も発生している。

イ．競技種目間の格差

国民のライフスタイルの変化や少子高齢化の進展により、競技種目間でも人気の高い種目と低い種目との間で競技人口の格差が広がりつつある。

こうした状況を反映して、庭球場については使用率が極めて高いものの、相撲場については、平成 9 年度以降、利用実績がない状態となっている。参考までに、平成 16 年度における各施設の利用状況を以下に示す。

	使用可能日数	使用不能日数		使用日数		使用件数・人数	
		休所日	工事等	日数	使用率 (%)	件数	人数
スポーツ科学センター	304	61	-	304	100.0	2,641	127,019
陸上競技場	1	61	303	1	100.0	8	18,000
第 2 陸上競技場	11	61	293	11	100.0	13	7,060
野球場	185	61	119	129	70.0	129	40,726
軟式野球場	199	61	105	132	66.0	267	31,768
ソフトボール場	201	61	103	116	58.0	113	22,600
庭球場	272	61	32	255	94.0	4,314	122,696
水泳場	-	-	-	-	-	-	-
相撲場	303	61	1	-	-	-	-
サッカー・ラグビー場	257	61	47	172	67.0	293	57,323
体育館	274	61	30	259	95.0	631	88,200
弓道場	272	61	32	264	97.0	339	23,214
武道館	262	61	42	185	71.0	735	62,341
宿泊研修所	304	61	-	230	76.0	540	25,396
射撃場	242	59	64	157	65.0	-	3,808
東総運動場陸上競技場	306	59	-	260	85.0	173	38,024
東総運動場庭球場	306	59	-	224	73.0	1,440	14,766
合計							682,941

(県資料より作成)

(注 1) 使用可能日数とは、365 日から使用不能日数を除いた日数である。

- (注 2)使用不能日数とは、休所日又は工事等を原因とする使用不能日数をいう。
- (注 3)休所日とは、毎週月曜日(月曜日が休日にあたるときは翌日)、年末年始(12月28日から1月4日)、その他の臨時休所日等をいう。
- (注 4)工事等とは、休所日以外の使用不能日数をいい、その主なものは工事期間中の使用不能日数であるが、工事以外の理由には様々な事例があり、具体的に定義することが困難であるため、すべて「等」に含めている。
- (注 5)使用日数とは、使用可能日数のうち、実際に使用された日数である。
- (注 6)使用率は以下の計算式により算出している。  

$$\text{使用率} = \text{使用日数} \div \text{使用可能日数} \times 100\%$$
- (注 7)水泳場については、屋内プールを平成10年より、屋外プールを平成16年より休止している。
- (注 8)陸上競技場及び第2陸上競技場の使用可能日数が少ないのは、平成15年10月から平成17年3月にかけて改修工事を実施したためである。

#### ウ．類似施設の立地

市町村や民間による類似施設の立地が進んできており、むしろそうした施設の方が交通の便がいい、設備が新しく充実している等、利用者にとっては利便性が高いケースも増えてきている。

総合スポーツセンターにおいて利用できるサービスのうち、トレーニングルームの共同使用では、稲毛区長沼にあるセントラルウェルネスクラブをはじめとして、民間のスポーツクラブが県内の各所に存在している。

サッカー・ラグビー場については、千葉市のフクダ電子アリーナや市原市のスポレクパークがあり、両施設は天然芝のグラウンドを整備しており、サッカーだけでなくラグビーのプレーも可能となっている。

また、野球場、庭球場、体育館、武道館については、財団法人千葉市スポーツ振興財団が管理運営する施設が千葉市内の各所に存在している。

#### エ．スポーツ科学センター設立構想と利用実態との乖離

##### A．スポーツ科学センターが建設された経緯

千葉県スポーツ振興審議会では、昭和48年度に「県営体育センターを設置すること」を、昭和52年度に「体力増進センターの建設について」を建議した。千葉県教育委員会では、これを受けて体力増進センター設置検討委員会を設け施策の具体化を図り、昭和61年度には、施設の目的・性格等を明らかにした基本計画を策定した。

その後、当該基本計画は、平成8年1月の「体力増進センター(仮称)整備基本構想」へと移行し、施設に必要な機能は、競技水準の向上に寄与する研究とトレーニング実践を行うこと、県民の健康維持・体力増進を図ること、学校体育の充実と地域スポーツの振興に資する指導者養成を行うこと等に限定された。

以上のような基本構想に基づき、当施設は、平成11年6月に総工費約27億円をかけて完成した。

##### B．スポーツ科学センターの現状

以上のような過程を経て完成した当施設は、各種健康体力測定や専門的体力測定、健康体力相談、トレーニング指導、栄養指導、研修会や講習会を通じた各種指導業務をアピールポイントにしている。しかしながら、実際の利用実態は、当初の計画とは異なったものとなっており、当初の基本構想と平成16年度の利用者実績を比較した結果は以下のとおりとなっている。

部門	目的	講習会等	対象	計画人数	計画期間(日)	計画延人数	平成16年度利用人数	差異
研修・指導	学校体育指導者に関する講習会	体育主任研修会	指導者	200	1	200	195	5
		初任高校体育主任研修会	指導者	30	2	60	66	6
		学校体育実技指導者研修会	指導者	500	1	500	-	500
		初任教員研修会	指導者	20	2	40	19	21
		経験者研修会	指導者	20	3	60	-	60
		中堅体育指導者研修会	指導者	30	8	240	203	37
		運動部活動指導者講習会	指導者	400	1	400	308	92
	体力向上担当者研修会	指導者	20	2	40	-	40	
	社会体育指導者に関する講習会	スポーツプログラマー等養成講習会	指導者	100	18	1,800	1,946	146
		市町村社会体育担当者研修会	指導者	120	2	240	107	133
		体育指導委員研修会	指導者	300	1	300	525	225
		スポーツクラブ指導者講習会	指導者	180	3	540	-	540
		職場スポーツ指導者講習会	指導者	100	1	100	80	20
		スポーツ施設指導者講習会	指導者	80	1	80	150	70
		スポーツ指導者実技講習会	指導者	150	2	300	-	300
		中高年齢者スポーツ指導者講習会	指導者	100	2	200	220	20
		県社会体育公認指導員研修会	指導者	200	3	600	-	600
		レクリエーション指導者講習会	指導者	60	10	600	-	600
		スポーツ指導員養成講習会	指導者	100	8	800	-	800
		スポーツテスト講習会	指導者	100	1	100	107	7
	スポーツ情報担当者研修会	担当	80	2	160	-	160	
	競技スポーツ指導者に関する講習会	競技スポーツリーダー講習会	指導者	150	6	900	-	900
	健康体力づくりに関する講習会	青年・壮年・高齢者等講習会	一般	150	12	1,800	270	1,530

部門	目的	講習会等	対象	計画人数	計画期間(日)	計画延人数	平成16年度利用人数	差異
研修・指導	健康体力づくり指導者向け講習会	幼児指導者講習会	指導者	100	2	200	451	149
	スポーツテストに関する講習会	学校体育指導者講習会	指導者	100	2	200		
	各種団体・スポーツクラブ等研修会	社会体育指導者講習会	指導者	100	2	200		
	スポーツテストに関する講習会	スポーツテスト会	一般	100	11	1,100	-	1,100
	各種団体・スポーツクラブ等研修会	競技別指導者講習会	指導者	750	1	750	-	750
健康・体力相談	健康体力相談	健康・体力相談(体力測定)	一般	20	100	2,000	574	1,426
		競技力向上相談(スポーツ選手能力測定)	選手	20	100	2,000	1,228	772
		栄養相談	一般・選手	-	-	-	148	148
トレーニング指導	トレーニング指導	トレーニング指導	一般・選手・指導者	260	150	39,000	54,269	9,731
		トレーニンググループだけの利用	一般・選手	100	250	25,000		
	競技力向上事業	陸上、サッカー、バレーボール他	選手	150	60	9,000	1,082	11,918
		野球・ソフトボール他	選手	100	40	4,000		
		スポーツ教室	選手	120	6	720	-	720
その他	県及び関係団体主催事業	国際千葉駅伝関係	関係者	-	-	-	218	218
		体育施設協会関係	関係者	-	-	-	75	75
		インターハイ関係	関係者	-	-	-	244	244
	スポーツセンター主催事業	スポーツ教室・講座	一般	-	-	-	8,265	8,265
	一般利用	多目的アリーナ	一般	-	-	-	30,487	30,487
		研修室	一般	-	-	-	25,782	25,782
合計						94,230	127,019	32,789

(県資料より作成)

上表からわかるとおり、トレーニング指導目的や競技力向上事業目的の平成16年度利用者実績は、明らかに基本構想の想定人数を下回っている。

そして、この不足人数を当初は想定していなかった使用目的すなわち多目的アリーナや研修室の利用を目的とした一般利用者の実績によって補っている。しかも、研修室はスポーツや健康とは全く関係のない会議等にも開放されている。

また、トレーニング指導目的の利用者実績をトレーニング指導とトレーニングルームだけの利用とに区分せず、両者を合算して集計しているが、利用者の大部分はトレーニングルームだけの利用を目的としており、全体としては、一般利用目的とトレーニングルームだけの利用目的が中心であることがうかがえる。

#### (意見)

総合スポーツセンターの県にとって最も望ましい姿は、全施設を整備し、維持・存続していくことである。しかし、県財政が厳しい環境のなかで、全施設の維持・存続は困難な状況にある。また、競技種目間の格差や類似施設の増加を考慮すると、そうした方針はもはや現実的ではなくなっている。

したがって、以下の対策を講ずることが望まれる。

#### 施設の見直し

施設別の利用状況や収支状況、市町村や民間とのサービスの競合状況を勘案し、県有施設として各施設を保有することの必要性について再度、見直すことが望まれる。

相撲場については、平成 9 年から利用実績がなく、施設のニーズが乏しい状態となっている。

サッカー・ラグビー場、軟式野球場、ソフトボール場についてはサークル目的の利用が多く、近隣市町村にも同様の施設があることを考慮すると、県として施設を保有することの意義が乏しくなっている。

スポーツ科学センターについては、一般利用目的が中心であり、トレーニングルームや多目的アリーナの利用が大部分である。したがって、トレーニングルームだけの利用ならば、民間のスポーツクラブと競合している状況にある。また、公益性が強いと主張されている体力測定事業は当施設で必ずしも実施する必要はなく、利用状況を考えると、県として当施設を保有する意義が薄い。したがって、比較的新しい施設であることから、老朽化する前に売却したり、指定管理者制度を導入する等の方策を検討することが望まれる。

#### 大規模修繕が必要とされる施設

老朽化した施設のうち、県として保有し続けることが必要と判断した施設については早急に修繕を実施することが望まれる。一方、不要と判断した施設については躯体を撤去し、駐車場用地への充当等を検討することが望まれる。

水泳場については、休止という措置がとられているが、再開によるコストと現状の県財政の状況を勘案すると曖昧な状態のまま放置せず、早急に意思決定することが望まれる。

相撲場については、「ア．施設の老朽化と県の財政悪化 B．相撲場の老朽化」に記載したとおり、利用者にとって危険な状態となっており、平成 9 年度以降、利用の申込がない状況にある。したがって、利用者の安全や施設に対するニーズを考慮すると施設の存続については慎重にかつ早急に検討することが望まれる。

#### 都市公園としての機能維持

県営スポーツ施設としての機能と都市公園としての機能を維持し、全体としてのバランスを保つことが望まれる。すなわち不要と判断した施設は早急に処分し、公園の景観維持やスポーツ施設の修繕を充実させていくことが望まれる。特に、公園内の公衆トイレについては、汚い、臭い等の苦情が多く、アンケー

ト調査の結果でも、改善の要望が多かったことから、早急に対処することが望まれる。

以上述べてきたように、総合スポーツセンターにおいては、個々の種目間における競技人口の格差の広がりを背景に、個々の施設ごとに利用率の高い施設と低い施設との格差が広がってきている。このような現状を鑑みるに、もはや県として全施設を維持管理する必要性は乏しくなっていると考えられるため、今後は「総合」という冠を廃し、必要な施設だけを維持管理し、機能を充実させていくことが望まれる。

#### 利用料金の見直しと施設別の収支状況の把握について

##### ア．利用料金の見直しについて

利用料金は、使用料及び手数料条例の中で詳細に規定されるため、その変更については、条例の改正が必要となり、弾力的な見直しが行われにくい状況となっている。また、実際の見直しについても、過去より物価水準等を勘案して改定されているのみとなっている。

これまでの利用料金の改定とその内容は以下のとおりである。

時 期	改 定 内 容
昭和 51 年 4 月 1 日	物価上昇率を勘案して、50.0%増
昭和 57 年 4 月 1 日	物価上昇率を勘案して、26.7%増
昭和 61 年 4 月 1 日	物価上昇率を勘案して 23.7%増
平成元年 10 月 1 日	現行単価に消費税相当 (3%) を加え、10 円未満の端数を切捨て
平成 6 年 4 月 1 日	昭和 61 年度に改定をしたものは、物価上昇率を勘案して、13.9%増 昭和 61 年度に改定をしなかったものは、物価上昇率を勘案して、23.8%増
平成 9 年 10 月 1 日	消費税率が 3% から 5% に改正されたため、改正前の価格に 1.05/1.03 を乗じて 10 円未満を切捨て
平成 12 年 4 月 1 日	消費者物価指数を勘案して、3.7%増。10 円未満の端数を切捨て

(県資料より作成)

##### イ．施設別の収支状況の把握について

現状、県は総合スポーツセンター全体の収支は把握しているものの、施設別の収支については、支出についての施設別の把握が困難であるという理由から把握していない。

県としては、県民に対するサービス内容の充実の観点からは、全施設の維持管理が必要であると考えている。しかしながら、県の財政状態が厳しい中、全施設の存続を前提とした維持管理方針では、予算上の制約から早急を実施すべき修繕工事すら実施できない状態となり、かえって県民サービスの質の低下をもたらしていると思われる。

##### (意見)

現状の県財政難等を勘案し、適宜、料金体系を見直す必要がある。料金改定は、これまで総合スポーツセンター全体を対象に実施されてきたが、今後は、各施設ごとに料金改定を実施していくことが望まれる。

また、効率的な運営を図るためには、施設別に収支状況を把握し、収支状況の悪い施設については、施設の存続を見直したり、施設ごとに利用料金を見直して

いくことが望まれる。今後の指定管理者制度の導入を検討していく上でも、施設別の収支状況の把握は重要である。

#### 専用使用の使用料金徴収について

専用使用の使用料金は(1)施設の概要に記載したとおり、入場料を徴収しない場合と入場料を徴収して使用又は営利を目的とする催物に使用する場合に区別して徴収しており、営利目的の使用に対しては高めの料金設定がされている。

一方、民間企業が大会を開催する際にも、その大会で入場料を徴収していなければ、入場料を徴収しない使用として扱われている。

#### (意見)

使用料金は、県の使用料及び手数料条例において定められており、現在はそれに基づいて料金の徴収を行っている。

しかし、民間企業が開催する大会は、たとえその大会自体で営利を目的としていなくても、企業名を表に出して開催すれば広告宣伝となり、間接的に営利を追求していることとなる。また、民間のスポーツクラブなどが、入場料を徴収せずに大会を開催したとしても、会費や月謝という形で結果的に参加費を徴収していれば、営利を目的とした大会となる可能性がある。このように民間企業が専用使用する場合は営利目的となりうる局面が多いと考えられる。

したがって、民間企業の専用使用の料金を別に設定するなど、料金体系の変更を検討することが望まれる。

#### 物品の購入について

スポーツ用品の購入については、総合スポーツセンターが単独で実施している。

#### (意見)

部局全体あるいは他の部局と共同でスポーツ用品のまとめ買いが可能であれば、コスト削減により、県全体の収支の改善に大きく寄与するものと思われる。したがって、部局内の他施設(例 - 学校)や他の部局と共同で購入できるものがないか検討することが望まれる。

## 7. 国際総合水泳場

### (1) 施設の概要

所在地

千葉県習志野市茜浜 2 丁目 3 番 3 号

所管部署

千葉県教育庁教育振興部体育課

供用開始年度

平成 8 年度

建設目的

以下の事項を目的として建設されている。

- ・ 国際的な大会をはじめとする各種競技会が開催できる県の水泳競技の中心施設として、指導員の育成及び選手強化事業並びに各種競技会等に貸出し、水泳競技力の向上に寄与する。
- ・ 通年利用の温水プールとして、県民の水泳をとおした健康・体力の維持、増進に係る幅広いニーズに応え、生涯スポーツ活動の推進に寄与する。
- ・ それぞれの年齢・体力に応じた積極的な利用促進、水に親しむ場・交流の場として活用する。
- ・ 自由時間の増大・生活水準の向上・高齢化社会の進展などの社会変化に伴い、多種多様な活動に対するスポーツ・レクリエーションの拠点を提供する。
- ・ 幕張新都心の西端である JR 京葉線「新習志野駅」前に位置し、駅前広場と一体型の都市機能を有したプールとして、都市形成の先導的役割を担い、都市のポテンシャルを高めるアメニティ施設とする。

施設の内容

敷地面積	: 17,633.11 m <sup>2</sup>
建築面積	: 13,016.77 m <sup>2</sup>
延床面積	: 24,282.22 m <sup>2</sup>
地下 1 階	6,708.14 m <sup>2</sup>
1 階	10,788.33 m <sup>2</sup>
2 階	5,572.37 m <sup>2</sup>
3 階	1,213.38 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）地下 1 階地上 3 階建

## 施設概要

メインプール	50m×25m 水深 2.0m 10コース(コース幅 2.5m)・国際基準 8コース・短水路公認コース 15コース
飛込プール	25m×25m 水深 5.0m 国際基準(飛台 10m・7.5m・5m・3m) (飛板 3m・1m)
サブプール	50m×18.5m 水深 1.2～1.4m 8コース(コース幅 2.25m)
初心者プール	15m×5m 水深 0.6m～0.8m
トレーニングルーム	262.20 m <sup>2</sup>
会議室	第1会議室 82.80 m <sup>2</sup> (定員 40名) 第2会議室 115.20 m <sup>2</sup> (定員 70名) 仕切をはずして1部屋として利用可能(定員 120名)
大会関係諸室	役員控室 1・2、記者控室、表彰準備室、放送室、映像操作室、 応接室、貴賓室、選手控室、救護室、マッサージ室
レストラン(閉鎖中)	275.40 m <sup>2</sup> 厨房面積 44.08 m <sup>2</sup>
観客席	メイン 3,662席 サブ 187席
駐車場	最大 171台 (機械式 26台、身障者専用 4台)

(県資料より作成)

開場時間 午前9時～午後9時 (最終入場 午後8時30分)  
プール・トレーニング室の利用は午後8時45分まで

休場日 毎週月曜日(祝日に当たるときはその翌日)  
年末年始(12月28日～1月4日)  
臨時休場日(機械等保守日)

## 料金

### 共同使用

施設名	利用対象者	入場料	超過料金
メインプール	100m以上泳げる人	2時間まで  一般 500円 中学生以下 200円	2時間を超え1時間までごとに 一般 250円 中学生以下 100円
飛込プール	事前に登録した人		
サブプール	誰でも利用可能		
初心者プール	ただし小学3年生までは 水着着用の保護者同伴		
トレーニング室	一般(高校生相当以上)		

身体傷害者とその介護者、65歳以上の利用者は無料。

### 専用使用

(2時間単位:円)

施設名	入場料を徴収しない場合				入場料を徴収して使用 又は営利を目的とする 催物に使用する場合	
	引率使用以外		引率使用			
	2コース	全面	2コース	全面	2コース	全面
メインプール	6,440	32,430	3,220	16,220	65,080	325,660
サブプール	6,440	25,980	3,220	12,990	65,080	260,460
飛込プール	-	16,220	-	8,110	-	162,710
初心者用プール	-	2,900	-	1,440	-	30,350

会議室使用料 (2時間単位:円)

施設名	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収して使用 又は営利を目的とする 催物に使用する場合
	引率使用以外	引率使用	
第1会議室	730	350	14,920
第2会議室	1,090	540	22,060

その他 (単位:円)

映像装置使用料	2時間につき	15,600
駐車場	1台1時間	200
	1時間を超え30分までごとに	100

(県資料より作成)

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県スポーツ振興財団(以下、「財団」という。)へ管理運営を委託している。なお、平成18年度より指定管理者制度を導入する予定である。

### 主な委託事業

- ア 国際総合水泳場の施設の維持、管理
- イ 使用並びに利用者に対する技術指導

### 運営体制

(平成17年3月30日現在)

場長	県職員1名
庶務課	県職員1名、県からの派遣職員4名、嘱託2名
事業課	県職員1名、県からの派遣職員3名、嘱託4名

(県資料より作成)

## (3) 財団の状況

### 6. 総合スポーツセンター(3)参照

## (4) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	1,129,798	不明			3,614,787
建設費	10,941,141	不明			7,996,866
合計	12,070,939	不明			11,611,653

(注) 用地費は教育庁が企業庁から購入した時の価格となっている。

(県資料より作成)

(5) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
<b>利用者数</b>	<b>353,097 人</b>	<b>367,784 人</b>	<b>360,706 人</b>
共同使用	259,674 人	250,840 人	244,566 人
内トレーニング室入場者	39,102 人	39,350 人	40,397 人
(内訳)一般	164,282 人 (63.3%)	150,937 人 (60.2%)	140,934 人 (57.6%)
中学生以下	32,506 人 (12.5%)	32,230 人 (12.8%)	32,352 人 (13.2%)
障害者	8,058 人 (3.1%)	9,143 人 (3.7%)	9,547 人 (3.9%)
高齢者(65 歳以上)	54,828 人 (21.1%)	58,530 人 (23.3%)	61,733 人 (25.3%)
専用使用	93,423 人	116,944 人	116,140 人
<b>開場日数</b>	<b>283 日</b>	<b>286 日</b>	<b>286 日</b>

(県資料より作成)

収支状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(県の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>130,702</b>	<b>132,122</b>	<b>124,294</b>
施設使用料	130,189	131,701	123,890
その他収入	512	421	403
<b>歳出 B</b>	<b>594,288</b>	<b>528,079</b>	<b>461,591</b>
管理運営費	594,288	528,079	461,591
人件費	64,666	31,632	30,404
委託費	461,789	430,216	362,906
うち財団	461,789	430,216	362,906
物件費	1,783	1,959	3,252
補助金及び負担金	66,049	64,270	65,027
うち財団	66,049	64,270	65,027
<b>県収支 (A B)</b>	<b>463,586</b>	<b>395,956</b>	<b>337,296</b>
(財団の収支)			
<b>収入 C</b>	<b>531,070</b>	<b>498,430</b>	<b>431,125</b>
受託事業収入	461,789	430,216	362,906
普及事業収入	3,231	3,943	3,191
補助金収入	66,049	64,270	65,027
<b>支出 D</b>	<b>531,263</b>	<b>498,328</b>	<b>431,130</b>
管理運営費	531,263	498,328	431,130
人件費	66,049	64,270	65,027
委託費	199,998	196,767	162,000
物件費	261,791	233,449	200,906
その他	3,424	3,841	3,196
<b>財団収支 (C D)</b>	<b>192</b>	<b>102</b>	<b>5</b>
<b>全体収支 +</b>	<b>463,779</b>	<b>395,854</b>	<b>337,301</b>

(県及び財団資料より作成)

過去3年間において、利用者数及び開場日数については大幅な増減はない。

ただし、平成16年度において、県予算の削減に伴い、63日間のメインエリア（メインプール・飛込プール・ジャグジー・採暖室）の臨時休業を実施している。メインエリアの休業にもかかわらず、利用者数の減少が少ない理由としては、メインエリアは競技用としてのプールであり、一般向けのサブエリア（サブプール・初心者用プール・トレーニング室）は例年通り開放していたためである。しかし、その影響により利用者の内訳は高齢者の比率が高まる一方、一般の比率が低下している。

収支状況においては、人件費に関して、平成14年度に県職員の退職金32,629千円が発生しているため増加しているが、それを除けばほぼ横ばいとなっている。臨時休業の間は嘱託職員を含み人員の削減を行っていないため、人件費の減少は生じていない。

その他平成15年度において、主に光熱水費の削減により物件費が削減され、16年度においては臨時休業の影響により光熱水費が削減され物件費が、外部委託している清掃・監視業務が削減され委託費がそれぞれ大幅に減少し、収入面では県の歳入である施設使用料が減少している。

## (6) 監査の結果

### 委託業務について

指名競争入札による委託契約（1,000千円以上）のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成14年度	15年度	16年度
(県)				
消 防 設 備 保守点検業務	契 約 金 額	4,578	4,578	4,462
	委 託 先	竹森電設(株)	能美防災(株)	ニッタン(株)
	予 定 価 格	4,676	4,699	4,474
	落 札 率	97.8%	97.4%	99.7%
	指名業者数	10	10	10
(財団)				
設 備 管 理	契 約 金 額	66,591	66,528	55,944
	委 託 先	東京ビル整美(株)	東京ビル整美(株)	東京ビル整美(株)
	予 定 価 格	69,343	68,538	56,700
	落 札 率	96.0%	97.0%	98.6%
	指名業者数	10	10	10
プ ー ル 監 視	契 約 金 額	59,522	59,472	52,475
	委 託 先	(株)オーエンス	(株)オーエンス	(株)オーエンス
	予 定 価 格	63,280	63,599	52,479
	落 札 率	94.0%	93.5%	99.9%
	指名業者数	10	10	10
清 掃	契 約 金 額	29,370	29,370	22,900
	委 託 先	千葉県ビルメンテナ ンス協同組合	千葉県ビルメンテナ ンス協同組合	千葉県ビルメンテナ ンス協同組合
	予 定 価 格	30,196	30,060	24,393
	落 札 率	97.2%	97.7%	93.8%
	指名業者数	10	10	10

業務	項目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
警 備	契 約 金 額	15,546	16,086	12,831
	委 託 先	千葉帝国 警備保障(株)	千葉帝国 警備保障(株)	千葉帝国 警備保障(株)
	予 定 価 格	21,956	20,967	16,947
	落 札 率	70.8%	76.7%	75.7%
	指 名 業 者 数	10	10	10
植 栽 地 管 理	契 約 金 額	3,780	3,675	2,205
	委 託 先	藤木園 緑化土木(株)	藤木園 緑化土木(株)	藤木園 緑化土木(株)
	予 定 価 格	3,799	3,798	2,226
	落 札 率	99.4%	96.7%	99.0%
	指 名 業 者 数	10	10	10

(県及び財団資料より作成)

(改善策)

監査の結果及び意見 1.各施設共通事項(5) 一般競争入札について参照。

施設の遊休スペースについて

3 階にあるレストランスペースは平成 13 年度末、テナントの撤退により未利用の状況にある。テナント撤退の主な理由は、近隣の開発により飲食店が増加したため客数の減少によるものである。

(改善策)

テナントの撤退後平成 14 年度中に 2 度テナントの募集を行っているが希望者が無く、その後に募集は行っていない。現状では遊休状態のままに放置されている。近隣の経済環境に合わせた賃料の設定や、テナントの募集活動を実施するなど、施設を有効に活用すべきである。

休止設備について

地下駐車場の機械式駐車場が数年前から休止設備となっているものがあった(現況価格平成 17 年 3 月末で 10,970 千円)。

(改善策)

現在のように、使用可能性を検討せずに放置しておく、売却機会の減少や、撤去時のコストの増加等が発生するおそれがある。早期に使用可能性を検討し、効率的な利用方法等を検討すべきである。

備品出納簿の整備について

備品を受け入れた際には、財務規則第 207 条に基づき備品出納簿へ受入数量を記載する必要があるが、受入数量の記載方法に以下の状況が見受けられた。

- ア 「電子音式スタート装置」(単位:台)を平成 8 年 4 月に 2 台、平成 14 年 7 月に 1 台受け入れている。その後、平成 16 年 9 月に当該装置の一部であるスタートピストルを 2 丁購入しているが、備品出納簿へは「電子音式スタート装置」の 2 台受入として処理し、残高を 5 台として記載していた(受入単位の不統一)。
- イ 上記のように、複数の物品で一つの装置を構成しているにも拘らず、備品出納簿に物品の内訳が記載されていないため、物品と備品出納簿の関係が不明瞭な場合があった。

(改善策)

備品出納簿への記載に当たっては、受入数量単位の統一を図るとともに、物品の内訳が容易に把握できるよう工夫を凝らしていくべきである。備品出納簿は、一定時点における物品の保有状況や現物の実在性を確認する上で重要な役割を果たすものである。そのような趣旨を十分に理解し、実効性のある備品出納簿を作成していくべきである。

備品出納簿及び消耗品出納簿への記載対象となる物品について

財務規則第 181 条において物品の分類が行われ、当該分類に基づき財務規則第 207 条で備品出納簿や消耗品出納簿への記載が要請されている。

財務規則第 181 条では、備品を「その性質上長期間にわたって使用されるべき物」としているが購入価格が 2 万円未満の物（一定の図書を除く）については、消耗品とすることができるものと規定している。

備品出納簿を通査したところ、以下の状況が生じていた。

- ア 公式競技用水球ボールについては、受入当初にまとめて複数購入したことから、購入総額が財務規則第 181 条における金額基準（2 万円）を超えたため、備品出納簿へ受入の記載を行った。
- イ その後、消耗等により都度、公式競技用水球ボールの廃棄及び購入を行っているが、個々の単価が財務規則第 181 条における金額基準を下回っていたため、その後の購入及び廃棄に係る事実が備品出納簿上反映されていない。したがって、現在備品出納簿に記載されている数量は、受入当初における購入数量である。
- ウ 新たに購入した公式競技用水球ボールについては、消耗品出納簿への記載も行っていない。

(改善策)

物品に係る帳簿を作成する趣旨を十分に理解し、備品出納簿及び消耗品出納簿を作成する必要がある。帳簿に記載する必要があるにも拘らず記載が漏れているものについては、ただちに帳簿への記載を行うべきである。

備品について

備品受入時には、財務規則第 202 条に基づき「本庁における各課又はかいの名称及び番号」を付す必要があるが、当該情報を示す備品シールが現物に貼付されていないものが多く見受けられた。

(改善策)

備品シールは、備品出納簿と現物を照合して物品の同一性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、財務規則第 202 条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。

遊休物品の保管方法について

保管場所の不足等を理由として、現在使用されていない物品が地下駐車場の隅にまとめて保管されている。主な物品は以下のとおりである。

(単位:千円)

物品名	取得年月	購入金額	数量
プールロボット	H8.3	6,571	2
入水スロープ	H8.3	2,024	1

財団担当者によると、管理に注意を要する精密機械等は地下駐車場に保管されていないとのことであるが、シート等は特段被せられていない状況である。また、現存する遊休物品については、使用見込みは低い仕様どおりの機能は現時点においても有しており、使用可能な状態にあるとのことである。

(改善策)

遊休物品を放置しておく、売却機会の減少や処分コストの増加等が発生するおそれがある。このことを踏まえ、遊休物品の状態や今後の使用見込みを再度チェックし、今後使用が見込まれない物品については、早期に処分方針を策定すべきである。また、今後使用が見込まれる物品については、本来の保管場所でない地下駐車場に放置せず、適切な保管場所にて管理を行っていくべきである。

廃棄済み備品の台帳処理漏れについて

現物と備品出納簿を照合したところ、以下の備品について現物と備品出納簿上の数量に相違があった。

物品名	取得年月	帳簿数量	現物確認数	差異
パルスモニター	H8.4	5	0	5
プリンティングタイマー	H8.4	4	2	2

差異原因を財団担当者に確認したところ、いずれも過去に現物を廃棄したが備品出納簿へ当該事実を記載しなかったためであるとの回答を得た。

(改善策)

備品出納簿を作成する趣旨を十分に理解し、物品を廃棄した際には遅滞なく備品出納簿へ当該事実を反映させるべきである。

職員の駐車場利用について

職員が利用した場合の地下駐車場使用料は使用料及び手数料条例第5条第3項第3号の規定に基づき、職員の車両を緊急時の対応に使用するという目的があるため、総務部長通知における「地方公共団体が、直接公共又は公用の目的に使用するとき」という規定に該当すると解釈して免除している。

(改善策)

職員の駐車場使用料の免除は、明確には定められておらず、規定の解釈によっては免除の対象が広がってしまう可能性がある。職員の駐車場使用料の免除の取扱いを明確にしておくべきである。

金庫の管理について

金庫は庶務課において管理を行っているが、日中に施錠されていなかった。

また、未使用の回数券や入場券、使用済みの入場券が庶務課内のキャビネットに保管されていたが、キャビネットの施錠もされておらず、管理者以外も持ち出すことが可能となっていた。

(改善策)

金庫及びキャビネットは貴重品を保管しているおり、施錠していないと盗難等による事故が発生するおそれがある。

たとえ日中管理者が付近にいたとしても施錠し、管理者以外開けることができないように管理すべきである。

#### 入場券の現物管理について

現在、水泳場における入場料の徴収は、券売機で入場券及び回数券を販売することにより行われており、利用者はこれらを購入することにより施設の利用が可能となる。入場券については利用後回収されるが再利用可能であり、回収後再び券売機に投入される。

これらの入場券及び回数券の管理は庶務課において行っているが、受払い管理を行っているものは未開封のもののみであり、一旦券売機に投入するため開封してしまうとその後の管理は行われていない。

#### (改善策)

入場券については回収後も利用可能であり、カードの損傷がひどくなるまで再投入して利用している。また、回数券は、販売後回収されることは無いが、1枚で11回の入場が可能となっている。

これらの入場券及び回数券は盗難の危険性も高いため、日々、券売機への投入枚数、販売枚数、回収枚数を集計して理論枚数を計算し、定期的にも実際の枚数をカウントして比較分析することにより、枚数管理を行うべきである。

#### 現金過不足について

窓口における返金や券売機や精算機において発生した現金過不足は、回収担当者がシステムに入力することにより売上の増減として取扱われる。返金についてはその都度庶務課の担当者が確認をし、返金理由を記載した台帳を作成しているが、現金過不足については理由や内容を記載する箇所がない。

#### (改善策)

券売機等から発生した現金過不足についても、その発生内容や対処方法に関し記載する台帳を作成し、日々その内容について管理責任者が承認するなどの管理を実施すべきである。

#### 予算の設定について

財団費のうち「需用費その他」の平成16年度及び平成15年度の予算配分額と実際支出額を対比すると以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成15年度			平成16年度		
	予算(当初)	実績	差額	予算(当初)	実績	差額
需用費その他						
消耗品費	12,405	15,164	2,759	8,683	3,363	5,319
燃料費	187	97	89	159	50	109
印刷製本費	2,660	814	1,845	1,862	771	1,090
光水熱費	196,000	169,898	26,101	168,113	158,902	9,210
修繕費	320	20,952	20,632	224	13,511	13,287
計	211,572	206,927	4,644	179,041	176,598	2,442

(財団資料より作成)

「需用費その他」全体での予算と実績の差額は若干実績が下回っているが、「修繕費」の実績超過が多く、それを主に「光熱水費」の予算の残額でカバーしている傾向にある。

(改善策)

予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。合計すれば予算と実績の差異が少なくなるとしても、これらの支出は県に対する受託料の請求という形で反映されるのであるから、予算は項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。また、予算には各支出が当初計画と比べて効率的に遂行されたかを管理する目的もあり、このような方法では、予算管理の目的を達成することができない。よって、予算上、光熱水費と修繕費はそれぞれ適切な額を見積もり、これに効率性を加味した金額を計上すべきである。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	130,716	95,903	95,432
県職員人件費	64,666	31,632	30,404
財団職員人件費	66,049	64,270	65,027
物に係るコスト	685,819	654,839	588,178
物件費(賃借料、物品購入費等)	32,737	23,104	11,531
維持管理費(委託料)	199,998	196,767	162,000
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	230,837	212,304	192,627
減価償却費	218,822	218,822	218,822
その他	3,424	3,841	3,196
行政コスト合計	816,535	750,743	683,610
(収入項目)			
施設利用料収入	130,189	131,701	123,890
自主事業収入	3,231	3,943	3,191
雑入・その他	512	421	403
収入項目合計	133,933	136,065	127,486
差引行政コスト	682,602	614,677	556,124
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	114	102	92
利用者数(人)	353,097	367,784	360,706
利用者1人当たり差引行政コスト(円)	1,933	1,671	1,542
有料利用者(人)	290,211	300,111	289,426
有料利用者1人当たり差引行政コスト(円)	2,352	2,048	1,921

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

(5)施設の利用状況及び収支状況に記載のとおり、平成14年度に県職員の退職金32,629千円を支払った結果、人に係るコストが大幅に増加しているが、それを除けばほぼ横ばいとなっている。物に係るコストは経費削減の効果により減少傾向にあるが、平成16年度については臨時休業を行った上での削減である。

収入項目においては平成16年度において臨時休業を行った結果、施設利用収入が減少しているが、最終的な差引行政コストは減少傾向にある。

県人口及び利用者についての大幅な変化がないため、県民1人当たり差引行政コスト及び利用者1人当たり差引行政コストも同様の理由により減少傾向となっている。

(意見)

利用者 1 人当たりの差引行政コストは経費削減と施設のクローズにより減少傾向にある。現在施設は供用開始から 10 年と日が浅いため施設の維持管理に関するコストがそれほど発生していないが、将来的にはこれらのコストが増加することを考慮すると、現状の維持管理費を削減する方法には限界がある。また、平成 16 年度においては施設をクローズしているにもかかわらず、人件費は削減されていない。これは、クローズ期間中も嘱託職員も含め、通常通りのシフトが組まれていたためである。

繁忙期において人員を多く配置し、閑散期においては人員を減らすなど効率的な人員配置を実施し、人件費の削減に結びつけることが望まれる。

また、平成 18 年度より実施される指定管理者制度も人件費の削減という点からは有効な手段であると考ええる。

国際総合水泳場の役割について

国際総合水泳場は大きくメインエリア（メインプール・飛込プール・ジャグジー・採暖室）とサブエリア（サブプール・初心者用プール・トレーニング室）に区分されている。メインエリアのメインプール及び飛込プールは国際基準を満たした施設で、主に競技者を利用対象とし利用可能者を制限しているため、主に県民の水泳競技力の向上という役割を担っている。一方サブエリアは利用に制限が無く、一般利用者から高齢者、初心者等幅広く利用されており、主に通年利用可能な温水プールとして県民の生涯スポーツ活動の推進という役割を担っている。

このような役割の中で、平成 16 年度において、約 75,000 千円の大幅な予算削減が実施されたことに伴い、運営経費の削減を行ったがカバーできず 63 日間メインエリアの休場を行った。

しかし、メインエリアを休場したため、メインプールを使用しての大会開催や水泳技術の向上を図る利用者からの反響が大きく、平成 17 年度においては、全面休業を 20 日間実施することにより、前年度に比べ 43 日間メインエリアを長く開場することとなっている。

(意見)

国際総合水泳場は県の運営する施設であり、他の市町村や民間の運営する施設では達成できない役割を担うことが望まれる。

メインエリアは県内でも数少ない国際基準を満たした水泳場であり、高度な水泳競技力の向上を求める県民にとっては必要な施設と考えられるため、休場はできるだけ少なくすることが必要である。一方、サブエリアが持つ役割は市町村や民間が運営する施設でもある程度達せられるものであり、近隣市町村にも同様の施設があるため、県として運営しなければならないという必要性はそれほど高くないと考えられる。

このように一つの施設で異なる役割を持つためにこれらのエリアを完全に切り離して考えることはできないが、サブエリアのみの休場による経費削減や受益者負担の原則に基づく使用料金体系を改定すること、また、サブエリアには近隣住民が多く利用していることを考えると、近隣の市町村の温水プール施設に運営期間の調整等協力を求めることも検討する余地があると思われる。

使用料金について

他の都道府県の競技用水泳場における料金体系及び減免規定の状況は以下のとおりである。

(2時間単位:円)

施設名	設置者	使用料			減免規定	
		一般	高校生	中学生以下	高齢者	障害者
千葉県国際総合水泳場	千葉県	500	500	200	65歳以上無料	無料
宮城県総合運動公園	宮城県	700	350	350	-	-
笠松運動公園	茨城県	500	350	小学生以下 350 260	-	無料
東京辰巳国際水泳場	東京都	600	600	260	-	無料
静岡県立水泳場	静岡県	夏 500	250	250	70歳以上無料	無料
		冬 600	300	300		
なみはやドーム	大阪府	720	360	360	-	-

(県資料より作成)

使用料金は一般及び中学生以下が他の都道府県の施設と比し、低く設定されているのに対し、高校生は一般と同額となっている。

また、現在高齢者からは施設使用料金を徴収していないが、同様の減免規定を設けているのは静岡県のみで他の都道府県においては使用料金を徴収している。

(意見)

(5)施設の利用状況及び収支状況に記載のとおり、一般の利用者は減少しているのに対し高齢者の利用者は平成16年度においては共同使用者の4分の1を占めており、年々占める割合が増加している傾向にある。施設は平成16年度に経費削減のためメインエリアを休場しているが、これにより一般の利用者が減少し、一方サブエリアは通常どおりの営業となっていたため、主にサブエリアを使用する高齢者の割合が増加したものと考えられる。

このように運営環境が厳しい中で使用料は他の都道府県と比べると若干低い料金設定がなされており、高齢者に対する使用料減免規定も設けているが、利用者のアンケート結果から、休場期間の設定に反対する声や高齢者からの使用料金の徴収を求める声が多くあがっている。この点を考慮すると利用者の負担を多少増加させて休場期間を短くすることも検討することが必要と考えられる。

受益者負担の観点からも、使用料金の改定や高齢者からの使用料徴収を検討することが望まれる。

専用使用の使用料金徴収について

6.総合スポーツセンター(7)監査の結果に添えて提出する意見 専用使用の使用料金徴収について参照。

## 8. 千葉県立美術館

### (1) 施設の概要

#### 所在地

千葉県中央区中央港一丁目 10 番 1 号

#### 所管部署

千葉県教育庁教育振興部文化財課

#### 供用開始年度

昭和 49 年度

#### 建設目的

本県文化の伝統を正しく理解し、その基盤の上に新たな文化を創造していくために、郷土における先人の偉大な作品に直接ふれる機会を与えるとともに、造形美術の創作ならびに鑑賞を通し、美術愛好の気風を醸成して県民芸術文化向上に寄与するため、常に芸術活動を行うことを目的とする。

#### 施設の内容

敷地面積 33,058 m<sup>2</sup>

建築面積 8,778 m<sup>2</sup>

延床面積 10,664 m<sup>2</sup>

外壁は常滑焼の特殊煉瓦仕上げ

屋根は天然スレートの 3 枚重葺

展示棟は全室を通じ段差がない

内装の壁面は布張り塗装仕上げ、化粧合板

床はビニールタイル張り（一部御影石・ジュータン張り）

#### 主な施設の内容の詳細

展示棟	1 階	第 1 展示室 (438 m <sup>2</sup> )、第 2 展示室 (400 m <sup>2</sup> )、第 3 展示室 (469 m <sup>2</sup> )、第 4 展示室 (403 m <sup>2</sup> )、第 5 展示室 (824 m <sup>2</sup> )、第 6 展示室 (331 m <sup>2</sup> )、第 7 展示室 (567 m <sup>2</sup> )、第 8 展示室 (865 m <sup>2</sup> )、食堂 (44 席、レストラン「白ゆり」)、玄関ホール、ミュージアムショップ他
県民アトリエ棟	1 階	講堂 (259 m <sup>2</sup> 、200 人)、情報資料室 (173 m <sup>2</sup> )、研修室 (75 m <sup>2</sup> 、40 人)、第 1 アトリエ (156 m <sup>2</sup> )、第 2 アトリエ (184 m <sup>2</sup> )、第 3 アトリエ (95 m <sup>2</sup> )、窯場他
管理棟	1 階	搬出入口、審査室、エレベーター、機械室 2 室、電気室他
	2 階	名誉館長室、館長室、庶務課、学芸課、普及課、会議室、研究工作室、収蔵庫 4 室他
駐車場		97 台利用可 (無料)

入館料 常設展 一般 300 円、高校・大学生 150 円、小・中学生 無料  
企画展 一般 500 円、高校・大学生 250 円、小・中学生 無料  
20 名以上団体割引有  
年間パスポート 1,500 円

駐車場 無料

開館時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

休館日 月曜日

(ただし、月曜日が祝日又は振替休日のときは開館し、翌日休館)

年末年始(12月26日から1月4日)

特別の事情により、館長が必要と認めた日

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県社会教育施設管理財団(以下、「財団」という。)へ管理運営を委託している。

主な委託業務

千葉県立美術館(以下、「県立美術館」という。)の施設管理・運営  
(平成18年度より県の直営の予定)

運営体制

ア 常勤職員

県職員 5 名

財団派遣職員 11 名

イ その他

名誉館長 1 名、ボランティア、受付、アルバイト等

## (3) 財団の状況

3. さわやかちば県民プラザ(3)参照。

## (4) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	2,624,794	2,624,794	-	(542,000)	14,146,685
建設費	2,237,224	1,643,224	60,000		1,235,971
合計	4,862,019	4,268,019	60,000		15,382,656

(注)県債 542,000 千円の用地費又は建設費への充当額が不明のため、国庫補助金以外はすべて一般財源としている。

(県資料より作成)

## (5) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

(単位:人)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
無料入場者数	174,211	160,611	121,170
有料入場者数(注)	8,513	-	16,446
合計	182,724	160,611	137,616

(県資料より作成)

(注)常設展は平成 15 年度まで無料であったが、平成 16 年度より有料となった。また、有料である特別展の開催は、平成 14 年度はあったが、平成 15 年度はなかった。

平成 16 年度に利用者数が大幅に減少しているのは、新たに入場料を徴収するようになったためである。

また、平成 16 年度の年間の入場者の内訳は以下のとおりである。

(単位:人)

		月	火	水	木	金	土	日	計	
個人	有料	一般	577	1,402	1,836	1,677	1,722	3,599	4,141	14,954
		高校・大学生	20	70	82	86	92	116	158	624
		計	597	1,472	1,918	1,763	1,814	3,715	4,299	15,578
	無料	一般	1,361	7,356	6,320	7,189	7,749	14,788	19,964	64,727
		高校・大学生	63	826	436	505	509	475	932	3,746
		小・中学生	136	799	737	825	814	4,553	7,269	15,133
		65 歳以上	648	3,104	2,745	3,033	3,330	6,394	8,667	27,921
		学齢前	93	370	269	427	415	1,979	2,228	5,781
		障害者	14	113	180	90	87	157	177	818
	計	2,315	12,568	10,687	12,069	12,904	28,346	39,237	118,126	
計	2,912	14,040	12,605	13,832	14,718	32,061	43,536	133,704		
団体	有料	一般	10	112	93	156	78	189	75	713
		高校・大学生	-	-	12	121	-	-	22	155
		計	10	112	105	277	78	189	97	868
	無料	一般	-	161	211	71	121	58	149	771
		高校・大学生	-	180	34	59	10	-	-	283
		小・中学生	15	80	172	90	134	-	153	644
		65 歳以上	5	126	189	161	115	21	101	718
		学齢前	5	164	223	90	-	-	5	487
		障害者	-	21	29	-	50	20	21	141
	計	25	732	858	471	430	99	429	3,044	
計	35	844	963	748	508	288	526	3,912		
合計	2,947	14,884	13,568	14,580	15,226	32,349	44,062	137,616		
午前 9 時から午前 10 時の間の入場者		91	1,016	970	889	937	1,558	2,883	8,344	
上記の入場者の合計の入場者に占める割合		3.1	6.8	7.1	6.1	6.2	4.8	6.5	6.1	
午後 3 時以降の入場者		611	1,681	1,721	1,879	1,964	5,129	7,698	20,683	
上記の入場者の合計の入場者に占める割合		20.7	11.3	12.7	12.9	12.9	15.9	17.5	15.0	

(県資料より作成)

土・日曜日の利用が相対的に多く、平日の利用者は無料の一般と 65 歳以上の方が相対的に多く入館している。ただし、一般の方の有料入場者は一般の方の無料に比べると少ない状況である。また、開館後 1 時間に入館する方は 3.1~7.1%で相対的に少ない。さらに小・中学生や高校・大学生といった学生の利用は少ない。

## 収支状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(県の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>13,762</b>	<b>7,145</b>	<b>13,041</b>
施設使用料	13,043	6,372	12,288
その他収入	719	772	752
<b>歳出 B</b>	<b>369,870</b>	<b>345,609</b>	<b>336,116</b>
管理運営費	323,026	298,765	289,272
人件費	55,270	50,164	58,526
委託費	157,906	139,012	128,979
うち財団	156,605	133,298	128,012
うち財団以外	1,301	5,713	967
物件費	6,701	5,568	8,608
補助金	103,147	104,020	93,158
うち財団	103,147	104,020	93,158
県債費	46,843	46,843	46,843
県債利息	33,989	35,644	37,381
県債元金償還額	12,853	11,198	9,462
<b>県収支 (A B)</b>	<b>356,107</b>	<b>338,464</b>	<b>323,074</b>
(財団の収支)			
<b>収入 C</b>	<b>262,595</b>	<b>240,380</b>	<b>225,074</b>
受託事業収入	156,605	133,298	128,012
普及事業収入	1,388	1,414	1,762
利用者サービス事業収入	1,454	1,647	2,142
補助金収入	103,147	104,020	93,158
<b>支出 D</b>	<b>262,214</b>	<b>240,462</b>	<b>224,891</b>
管理運営費	259,768	237,319	221,170
人件費	103,147	104,020	93,158
委託費	108,154	86,169	83,643
物件費	48,467	47,129	44,369
普及事業費	2,445	3,143	3,721
<b>財団収支 (C D)</b>	<b>381</b>	<b>81</b>	<b>183</b>
<b>全体収支 +</b>	<b>355,725</b>	<b>338,545</b>	<b>322,891</b>

(県及び財団資料より作成)

県の歳出の財団に対する委託費や補助金が財団の財源となり、財団が管理・運営しているといったことを考慮すると、有料化や委託費・人件費の削減の影響により、若干の改善をしている。ただし、平成 16 年度より常設展も有料化になったが、その歳入は歳出に比して著しく少ない。

## (6) 監査の結果

### 委託業務について

指名競争入札による委託契約(1,000千円以上)のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(財団)				
総合管理業務	契約金額	67,536	67,536	65,520
	委託先	(株)ハリマビシステム	(株)ハリマビシステム	(株)ハリマビシステム
	予定価格	67,638	67,595	65,698
	落札率	99.8%	99.9%	99.7%
	指名業者数	10社	10社	10社
庭園管理業務	契約金額	4,914	4,882	4,830
	委託先	(株)坂月造園士	(株)坂月造園士	(株)坂月造園士
	予定価格	4,966	4,900	4,882
	落札率	98.9%	99.6%	98.9%
	指名業者数	10社	10社	10社

(財団資料より作成)

(改善策)

監査の結果及び意見 1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。

物品出納簿について

千葉県財務規則第 207 条に基づき、県立美術館は物品の管理のため、物品出納簿及び重要物品台帳を作成している。重要物品台帳記載の物品を除いて、現物調査を定期的には実施していないため、記載数量が不正確となっている可能性がある。物品は出納簿に連番を付す事によって管理しているが、273 番の出納簿が発見できなかった。

(改善策)

物品出納簿に記載の物品については、すべての物品を対象として、定期的に現物調査を実施すべきである。ただ、現在の出納簿には、保管場所の記載がないため、現物の捜索に相当手間取ることが予想される。まず、一度、一斉に現物調査を実施して物品の保管場所を記した補助簿等を作成すべきである。また、現物調査の際には、物品に貼付された物品管理シールの状態、物品の使用可能性の有無等も確認すべきである。

欠番となっていた 273 番の出納簿は、誤って物品出納簿に記載していた美術品を、美術品台帳に変更記入した際に発生したものであるが、連番管理の実効性の観点からは、この場合でも、当該出納簿は保管しておくべきである。

図書の管理について

千葉県財務規則第 181 条に記されているとおり、情報資料室に閲覧用に備えてある図書については物品として管理する必要がある。したがって千葉県立美術館では、図書台帳を作成の上、図書を管理している。しかし、寄贈された図書については台帳上、評価額の記載が行われていない。

図書が寄贈される場合、同じ図書を施設が所蔵している場合であっても、美術とは関連の無い分野の図書であっても、原則として、受け取った上で施設に保管している。しかし、これらの図書については、台帳に記載されずに、重複図書・未登録図書棚に保管されており、特段の在庫管理が行われていない。

また、図書の実査は、人手が足りないことを理由として、平成 13 年 12 月に実施したのを最後に行われていない。

(改善策)

千葉県財務規則第 212 条に基づき、購入図書については購入価格で、寄贈された図書についても、評価額を付与する必要がある。寄贈図書の評価は困難な作業ではあるものの、販売価格に一定の割引率を乗ずるなどの基準を設ける方法等によって、評価額を決定すべきである。

寄贈された図書については、その内容如何に拘らず、図書台帳に記載の上管理すべきである。書架のスペースがないことを理由として美術図書以外は台帳記入を実施していないとのことであるが、不必要な図書については受理しない、又は、他の施設に寄贈するといった対応をとるべきである。

また、図書についても他の物品と同様、定期的に現物実査を実施し、現物と台帳との一致を図るべきである。

(意見)

情報資料室は、来館者並びに職員の美術品研究資料としての図書を保管しており開館日の午後 1 時から 4 時まで開室している。資料の貸出は行っていない。来館者の利用実績は不明であるが、美術館往査時に確認した限り、決して利用率が高いとはいえないものと考えられる。予算の引き締めで購入が不可能な状況や約 6,000 冊の蔵書の維持管理費負担を鑑みると、施設の運営費削減の観点からは、ボランティアとの協働運営や美術関連情報入手のためのインターネット端末の配置などの対応が望まれる。

資料カードの貸し出しに関する記載漏れについて

収蔵資料を貸し出す際には、美術館資料貸出台帳及び資料貸出カードに貸出に関する記載をするのだが、美術館資料貸出台帳に貸出の記載があるが資料カードに貸出しの記録の記載がないものがあった。

(改善策)

貸出に伴い美術館資料貸出台帳とともに資料カードにも適時・適切に記載すべきである。

館蔵資料台帳の記載について

千葉県財務規則第 181 条第 1 号によれば収蔵資料は備品となるが、千葉県財務規則第 207 条第 1 号による同規則別記第 116 号様式に準じた館蔵資料台帳を作成しており、それを閲覧したところ以下の 3 点について購入額の記載がもれていた。

番号	分類番号	資料名	作家名	受入方法
99	工 - 17	備前焼小花生	記載なし	保管換
162	日 - 30	利根風景	菅沢幸司	保管換
365	日 - 69	風景	田岡春径	保管換

また、収蔵箇所については記載がなされていなかった。

(改善策)

適切な購入額を調査し、適切な金額を記載すべきである。また、収蔵箇所についても同様である。

公有財産の管理状況について

公有財産台帳記載の下記の工作物について、現物調査を実施したところ、台帳の記載内容が不十分であるため現物を明確に判別できなかった。

(単位:千円)

財産番号	種目	名称	構造	仕様	取得時価格
1-00011	舗床	駐車場等	その他	アスファルト	10,247
1-00012	舗床	駐車場	その他	アスファルト	4,618
1-00014	築庭	庭園	土造	-	8,882
1-00015	築庭	庭園	土造	-	25,684
1-00016	築庭	庭園	土造	ツゲ	3,000
1-00017	築庭	庭園	土造	土盛	720
1-00019	築庭	庭園	土造	土盛 芝張り	3,122
1-00020	築庭	庭園	土造	芝張	300
1-00021	築庭	庭園	土造	張芝 生垣 盛土	6,255
1-00022	築庭	庭園	土造	芝張り	4,790

(注) 上記の表は、台帳記入内容を、そのまま記載している。

## (改善策)

建物については、躯体だけでなく、その附属設備についても適正な維持管理が行えるように、個々の資産毎に取得時期や取得価格等を記載した台帳もしくは補助簿を作成すべきである。

重要な契約書については、その原本を適切に保管・整理すべきである。

## 時間外勤務簿について

一般職員が残業を行う場合、時間外勤務命令簿に勤務内容を具体的に記入することとなっているが、学芸課と普及課の一部の職員の時間外命令簿については、勤務内容が具体的に記載されていなかった。

## (改善策)

勤務内容は明確に記入するとともに、上司は内容を確認してから残業を承認すべきである。

## (7) 監査の結果に添えて提出する意見

## 行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	158,417	154,184	151,684
県職員人件費	55,270	50,164	58,526
団体職員人件費	103,147	104,020	93,158
物に係るコスト	208,081	188,067	181,104
物件費(賃借料、物品購入費等)	45,415	24,045	21,849
維持管理費(委託料)	88,070	89,983	82,926
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	31,051	30,494	32,784
減価償却費	43,544	43,544	43,544
その他のコスト	36,522	38,846	41,130
支払利息	33,989	35,644	37,381
その他(租税公課等)	2,532	3,201	3,749
行政コスト合計	403,021	381,097	373,919

	平成 14年度	15年度	16年度
(収入項目)			
教育施設使用料	13,043	6,372	12,288
その他収入	3,561	3,834	4,657
収入項目合計	16,605	10,206	16,945
差引行政コスト	386,416	370,891	356,973
県人口(千人)(注1)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	64	62	59
入場者数(人)	182,724	160,611	137,616
入場者1人当たり差引行政コスト(円)	2,115	2,309	2,594

(注1) 各年度とも10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

差引行政コストに関しては、収支状況と同様に平成14年度の差引行政コストより徐々に改善を見せている。また、県民1人当たり差引行政コストは改善を見せているが、平成16年度からの有料化の影響で入場者数が大きく減少しているため、入場者1人当たり差引行政コストは悪化している。

#### (意見)

行政コストは改善しているものの、現状の県財政を考慮し、さらなる改善を目指すとともに、入場者1人当たり差引行政コストの低減を図る必要がある。このためには、指定管理者制度導入によるコスト削減のほか、入場者数増加に伴う1人当たりコストの負担低減や入場料収入増加のための方策を講じていくことが望まれる。なお、その際には、入場者総数に占める有料入場者数の割合(平成16年度で約12%)が低い現状を考慮し、かつ受益者負担の観点も踏まえて、入場料金体系の見直しについて、あわせて検討を行うことが望まれる。

#### 今後のあり方について

県立美術館は現在、財団により運営されている。管理委託制度が廃止された後の平成18年度からは県の直営となる方針である。

県立美術館は、県民が県文化の伝統を理解し、文化を創造していくため偉大な作品にふれる機会を与え、造形美術の創作や鑑賞を通して、美術文化の向上に寄与することを目的に建設されている。そこで、県立美術館は、県の美術分野の中心的機能を持つ施設に位置づけ、市町村などとの間で美術館活動の連携を強化するために、平成18年度は、県の直営とし、その後、指定管理者制度の導入について検討を進めることとしている。

#### (意見)

県立美術館の利用者の満足度の向上や、その結果として利用者の増加を図ることは、民間でもその目的は充分達成できるものと考えられる。また、利用収入の増加や支出の削減を図り、結果として行政コストの削減を図ることに関しても、民間にはノウハウがあると考えられる。現に、長崎歴史文化博物館は指定管理者制度を採用し、運営及び研究活動を民間に委託している。県立美術館については、指定管理者制度の導入の検討を進めることとしているが、導入できるのであれば積極的に採用すべきと考えられる。

### アンケートについて

県立美術館の使命の一つとして、来館者数や来館者の満足度を増加させることがあげられる。増加させるためには、アンケート等を通じて、現状に対する意見等を汲み取る必要がある。今までは、アンケートは企画展開催時に来館者のみに対して実施されている。このことは、ごく限られた方に対してのみアンケートが実施され、意見が吸い上げられていることとなってしまう、多くの県民等の声が届く仕組みが構築されていないこととなってしまう。

### (意見)

現状行っている企画展来館者に対するアンケートのみならず、それ以外の来館者に対しての受付等でのアンケートや潜在的な来館者も含めた Web 上でアンケートを実施するなどして、館の今後の発展のために必要となる情報収集を幅広い層の方からすることが望まれる。また、それにより得た情報から、さらなる来館者増加策や満足度向上につながる施策を生み出すためのものとして有効利用されることが望まれる。

### 利用者の増加策について

県立美術館とその近隣の公立美術館との平成 16 年度の状況の比較表を以下に示す。

(単位、面積:m<sup>2</sup>、収蔵品数:点、人数:人、金額:円)

館名	千葉県立美術館	茨城県近代美術館	栃木県立美術館	群馬県立近代美術館	埼玉県立近代美術館	東京都現代美術館	千葉市美術館
開設日	昭和 49 年	昭和 63 年	昭和 56 年	昭和 49 年 平成 10 年 (増改築)	昭和 57 年 平成 14 年 (増改築)	平成 7 年	平成 7 年
特色等	近・現代美術 千葉県ゆかりの 美術家の作品	茨城の美術を 核に国内外の 近代・現代美術	栃木県関係 美術、国内外 近現代美術	近代から現 代までの群 馬県関係 者、国内外 代表作家作 品	収集・展示の 他、創作活 動・作品発表 もできる総合 美術館	現代美術 大規模国際 展を含めた 企画展	日本文化の 核を形成す る近世・現代 の作品
展示床面積	4,296	2,519	2,589	3,318	2,709	7,400	1,784
収蔵品数	2,250	1,906	8,385	1,934	2,750	4,064	約 7,000
有料者数	16,446	4,013	23,819	28,853	45,981	264,051	26,784
総入館者数	137,616	100,447	80,006	70,596	99,403	403,534	103,677
入場料	一般 300 大学生 150 高校生 150 小・中学生 無料 65 歳以上 無料	一般 300 大学生 230 高校生 230 小・中学生 無料 高齢者 無料	一般 250 大学生 120 高校生 120 小・中学生 無料 高齢者 対応なし	一般 300 大学生 150 高校生 150 小・中学生 無料 高齢者 対応なし	一般 200 大学生 100 高校生 100 小・中学生 無料 65 歳以上 無料	一般 500 大学生 400 高校生 250 小・中学生 無料 65 歳以上 250	一般 200 大学生 150 高校生 150 小・中学生 100 60 歳以上 無料
入館者 / 面積	32	40	31	21	37	55	58

(県資料より作成)

関東近県や千葉市の美術館と比較すると、料金は平均的であるが、有料入館者数や展示床面積当たりの入館者数が少ない。県の財政状況が影響して予算が削減されていることもあり、現状では入館者の増加に対する施策に目新しいものが打てていない。現状では午後 4 時 30 分に閉館となるが、平日に社会人が来館するこ

とは多くの場合は困難な状況である。参考までに千葉市美術館は金曜日のみではあるが午後 8 時まで開館しており、利用者頻度（利用者 / 面積）は県より高い状況となっている。

（意見）

館の建設目的からしても利用者の増加を目指す必要があるが、たとえば午後 8 時まで開館時間を延長し、平日の来館者数を増加させることを試みるといったことが望まれる。また、ただ単に開館時間を延長したとしても、来館しうる人に対してそのことをアピールし、平日のアフターファイブにも利用できるということを確認してもらわなければ効果がでない。認識してもらうための具体的な方法としては「県民だより」や新聞の折込等を積極的に活用するといったことが考えられる。また、現在、最寄駅である千葉みなと駅にはポスターを置いているとのことだが、千葉駅等のより集客力の高い駅やその他の施設にも積極的にポスターを置くことが望まれる。また、ポスターの作成に当たっても、そこに載せる企業広告を募集するなどしてポスターの印刷代が増加することに対する補完的な歳入を考え財政負担を増やさないようにする工夫をすることが望まれる。

さらに近隣の商業施設やランドマークとなるような施設とタイアップすることにより、施設相互間での相乗効果を生み出すことも考えられる。

最後に、小・中学生等の休みの期間に学童がふらりと美術館に足を向けるための施策を打つことにより、年齢が低いころから美術にもより関心を持つようにすることで、生涯にわたり、美術に対する関心をより高めることが考えられる。具体的な例として、美術館に行くことを社会科見学、美術の課外授業として小・中学生のカリキュラムに組み入れることが考えられる。

#### 勤務ローテーションについて

県立美術館の利用者は土曜日と日曜日を中心とした週末に多くなるが、管理職の勤務ローテーションは、普及課長と学芸課長のどちらかは土日に勤務するものの、館長及び副館長は原則として土日は休みとなっている。

また、月曜日は休館日だが、展示品の搬出搬入等があるため職員の業務量は多い。

（意見）

週末及び月曜日については、館の運営責任者である館長か副館長のどちらかは出勤することが望まれる。

#### 友の会に対する使用料の減免について

県立美術館内にあるミュージアムショップの運営について、有志による任意団体である千葉県立美術館友の会が運営しており、場所の使用料が本来年間 82 千円（平成 17 年度）発生する。これについて、友の会は美術館利用者に対し図録・絵葉書等の販売により美術文化の普及に努めるものである、という理由から使用料が全額免除されている。

なお、友の会によるショップ運営の収支状況は次のとおりとなっている。

（単位：千円）

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
売上	6,395	6,086	6,038
その他収入	0	0	596
商品購入費	4,605	3,975	4,521
賃金	2,846	2,125	2,711
その他経費	152	109	50

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
収支差額	1,209	123	649
前年度繰越金	3,128	1,919	1,796
次年度繰越金	1,919	1,796	1,147

(県資料より作成)

毎年度の収支はマイナスとなっており、ミュージアムショップの運営によるリスクを県の代わりに友の会が負担しているようにも見える。しかし、ミュージアムショップの向かい側では県職員が受付業務を行っており、ショップと受付は距離が離れていないことから、兼務も可能と考えられる。仮に、ミュージアムショップを県の運営とし、人件費(上記の「賃金」)の発生を抑えられるとすれば、収支はプラスとなる。

また、友の会では、美術館内のアトリエを利用して実技講座を主催しており、平成 16 年度の収支については、収入 2,204 千円、支出 2,177 千円、単年度収支 27 千円、次年度繰越金 596 千円であった。しかし、アトリエの使用料については、規定どおりに計算すると平成 16 年度は 306 千円発生するが、県立美術館の後援団体であるとの理由により全額が免除されている。

(意見)

県立美術館の運営が厳しいなかで、今後も使用料の全額免除を継続することの妥当性やミュージアムショップの運営を県立美術館が直接実施することについて、県の収支改善の観点から検討することが望まれる。

千葉県美術品等取得基金について

県立美術館や県立博物館の美術品等の購入に充当するため、昭和 55 年より千葉県美術品取得基金制度が設けられており、当初 20 億円があったものの、平成 3 年度から平成 12 年度にかけて、当該基金を活用して 13.1 億円の美術品等(うち県立美術館が 10.2 億円)の取得が行われ、平成 16 年度末現在の基金残高(現預金のみ。取得物品を除く)は 6.9 億円となっている。その後、県の財政が厳しいこともあり、基金による取得や基金への充当は行われていない。

なお、美術品の購入については、平成 14 年度までは備品購入費でも購入していたが、その後新規購入は行われていない。

また、当該基金の運用については、最近では 3 ヶ月の定期預金で運用しており、利率は 0.01% 程度となっている。当該基金の活用方法について、定期預金で運用しても、金利が非常に低い状況が続いているため、利息は 3 ヶ月で 17,297 円に過ぎない。

(意見)

より有利かつ安全な運用方法を検討することも必要だが、利用者の減少や予算の削減が続くなかで、県立美術館の運営健全化を図るためにもっと用途を拡大することも検討が望まれる。

たとえば、次のような検討が考えられる。

- ・ 目玉となる作品の新規購入
- ・ 保険料等、必要経費への充当
- ・ 利用者増加策の財源とする(たとえば、広告の強化、他館との共通チケット、営業時間の延長等)

### 高額収蔵資料の展示状況について

収蔵資料のうち 1 点評価額 30 万円以上のものは、平成 16 年度末現在で合計 1,645 点、評価額ベースでは 59.2 億円（1 点評価額 30 万円以上のもの）である。そのうち 1 点評価額 1 億円以上の高額な収蔵資料は下記の 6 点であり、これらの収蔵資料の平成 16 年度の展示状況は以下のとおりであった。

(単位、金額: 百万円)

作品名	購入価格 (又は 評価額)	購入 時期	展示期間					
			4/1～ 6/13	6/15～ 8/8	8/10～ 10/11	8/28～ 10/11	1/29～ 3/6	3/8～ 4/10
			65 日	48 日	55 日	39 日	33 日	27 日 (注)
ミレー 「垣根に沿って草 を食む羊」	300	昭和 63 年						
ルノワール 「少女像」	235	平成 4 年						
梅原龍三郎 「伊豆大仁風景」	147	平成 2 年						
フォンタネージ 「十月、牧場の夕 べ」	145	平成 3 年						
浅井忠 「漁婦」	145	平成 7 年						
東山魁夷 「秋深」	120 (評価額)	昭和 53 年 (寄付)						

(県資料より作成)

(注) 3月31日までの日数

これらの収蔵資料のうち、「伊豆大仁風景」、「秋深」は年間 27～87 日しか展示されておらず、「少女像」にいたっては、全く展示されていなかった。

なお、「伊豆大仁風景」は、平成 15 年度は展示実績が全く無く、「秋深」は平成 15 年度の展示実績は 32 日に過ぎなかった。「少女像」は平成 13 年度に展示されて以来、平成 17 年 10 月末現在に至るまで、3 年以上展示されておらず、平成 17 年度の展示予定はない。これらの収蔵資料は他の収蔵資料との調和等により展示から外される場合が多いとのことであった。一般的に、高額な収蔵資料は利用者の期待や注目度も高く、いくら他の作品との調和が大事とはいえ、あまりに展示頻度が低いと、利用者の期待を裏切ることになりかねない。

### (意見)

高額な収蔵資料については有効な活用により、少しでも利用者の満足度を高めていくことが望まれる。また、展示頻度が極端に低いと、なぜこれらの収蔵資料を取得したのか、当時の購入判断の責任が問われてしまうことにもなりかねないので、収蔵資料の有効利用を積極的に推進するよう検討することが望まれる。収蔵資料の有効利用とは、必ずしも県立美術館で展示することに限られたものではなく、他の美術館等への貸出や、新規作品購入の財源とするためなどの売却といったことも含まれると考える。

#### 収蔵資料の現物確認等の作業の実施について

収蔵資料は美術品として重要なものである。いまや 2,000 点を超える状況であり、これらについては館蔵資料台帳、資料カードやその他の資料で管理しているが、それらと現物との突合等の確認作業は定期的・網羅的には行われてない。

#### (意見)

収蔵資料の重要性に鑑み、公有財産、重要物品等と同じように館蔵資料台帳と現物との突合等の確認作業を実施することが望まれる。収蔵資料の数は多数あるので、一定時点で確認作業を実施することは実務上困難であることが想定されるため、たとえば一月かけての実施やそれを年数回に分けるなどして、対象とする収蔵品のローテーションを決めて網羅的に確認作業を実施することなどが考えられる。

#### 収蔵資料の付保状況について

収蔵資料には、1 点評価額 30 万円以上のものについて、損害保険会社との間で火災保険を含む動産総合保険が付されている。しかし、県の予算不足のため、現在保険が付されているのは上記全件ではなく、約半分の評価額 30 億円分に過ぎない。残りの評価額 29 億円分については保険が付されておらず、そのなかには東山魁夷等の高額な作品も含まれている。なお、平成 16 年度の年間保険料は 1,770 千円であり、仮にすべての作品に保険を付した場合、年間保険料は 2,992 千円となる。予算不足とはいえ、仮に保険を付していない作品に万が一のことがあった場合、県は責任を問われる可能性が高い。

#### (意見)

年間であと 1,222 千円追加すれば、全点に保険を付すことが可能なのだから、早急に全件に保険を付すことが望まれる。そのためには、前述したミュージアムショップの直営化、基金の活用等により、財源の捻出をはかり、保険料に充当することが望まれる。

## 9 . 千葉県立中央博物館

### (1) 施設の概要

#### 所在地

(本館) 千葉県千葉市中央区青葉町 955 番 2  
(分館 海の博物館) 千葉県勝浦市吉尾 123 番

#### 所管部署

千葉県教育庁教育振興部文化財課

#### 供用開始年度

(本館) 昭和 63 年度  
平成 4 年 3 月に旧文部省「科学研究費補助取扱規程」に基づく研究機関に  
指定  
(分館 海の博物館) 平成 10 年度

#### 建設目的

博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うことを目的としている。

特に中央博物館については、自然誌を中心として歴史も加えた博物館として設置された。

また、分館である海の博物館は、房総の良好な海辺の自然環境の中で、県民が自然に直接触れて深く学べる場を提供し、中央博物館の野外における博物館活動を推進する施設として設置された。

#### 施設の内容

##### (本館)

建築面積 : 7,024 m<sup>2</sup>  
延床面積 : 15,254 m<sup>2</sup>  
建築構造 : 地下 1 階、地上 2 階建て 鉄骨鉄筋コンクリート造

##### (生態園)

面積 : 6.6ha  
主な施設 : オリエンテーションハウス、野鳥観察舎、管理棟

##### (分館 海の博物館)

建築面積 : 1,682.83 m<sup>2</sup> (本館棟)  
延床面積 : 3,919.37 m<sup>2</sup> (本館棟)  
建築構造 : 地下 1 階、地上 3 階建て 鉄筋コンクリート造  
立体駐車場 1 棟  
(建築面積 1,987.96 m<sup>2</sup>、延床面積 3,694.26 m<sup>2</sup>)

部門別床面積（本館）

部門名	面積 (m <sup>2</sup> )
管理（事務）部門	458.34
管理（研究）部門	557.55
管理（設備等）部門	3,151.55
教育普及部門	645.42
技術部門	1,111.61
保管部門	4,150.79
サービス部門	887.32
展示部門	4,290.93
計	15,253.31

（県資料より作成）

開館時間 : (本館・生態園・分館) 9:00 ~ 16:30  
分館の駐車場は 8:30 ~ 17:15 (夏期時間延長あり)

休館日 : (本館・生態園) 月曜日 (祝日の場合はその翌日)  
祝日  
年末年始休館日  
臨時休館日  
(分館) 月曜日 (祝日の場合はその翌日)  
祝日  
年末年始休館日  
臨時休館日

料金

(本館)

	中学生以下 65歳以上	高・大学生	一般
個人	無料	150円	300円
20人以上の団体		120円	240円
特別展覧会を開催している期間内の入場料の額は 1,000円以内で別に定める額とし、企画展覧会を開催している期間内の入場料の額は 500円以内で別に定める額とする。			
年間入場料		750円	1,500円
特別展覧会及び企画展覧会を開催している期間内の入場については、適用しない。			

(注) 生態園への入場は無料である。

(分館海の博物館)

	中学生以下 65歳以上	高・大学生	一般
個人	無料	100円	200円
20人以上の団体		80円	160円
特別展覧会を開催している期間内の入場料の額は 1,000円以内で別に定める額とし、企画展覧会を開催している期間内の入場料の額は 500円以内で別に定める額とする。			
年間入場料		500円	1,000円
特別展覧会及び企画展覧会を開催している期間内の入場については、適用しない。			

(全館共通年間入場料)

高・大学生	一般
1,000 円	2,000 円
特別展覧会及び企画展覧会を開催している期間内の入場については、適用しない。	

(分館海の博物館の駐車場)

	大型自動車	普通自動車
2 時間以内	600 円	200 円
2 時間を超え 1 時間を増すごとに	300 円	100 円

(県資料より作成)

事業の内容

調 査 研 究	創造的な調査研究を行い、県民の知的資産を増大するとともに、学術の発展に寄与する。また、独創的で質の高い成果を生み出すために、自由で開放的な研究環境を整備する。調査研究の成果は学術論文として公表するとともに、展示及び教育普及活動等によって県民に還元する。
資 料 収 集	自然誌及び歴史に関する資料を、房総を中心としつつ、さらに世界的視野に立ち、明確な目的のもとに組織的、かつ計画的に収集する。
整 理 保 存	県民及び科学の諸分野からの多様な利用に効果的に対応できるよう博物館資料を整理保存し、適切な保存処理を施すとともに、維持管理に努め、次の世代に伝える。
展 示	房総の自然誌及び歴史を主な展示対象とする。調査研究の成果及びそれに伴う博物館資料に基づき、各種展示を構成し、一般に公開する。
教 育 普 及	調査研究の成果を県民に還元し、その生涯学習に資するための活動を行う。また当館の活動について、県民に周知を図り利用を促進するために積極的な広報活動を実施し、併せて県民の博物館諸活動への恒常的な参加を目指し、協力団体の育成を図る。

(県資料より作成)

収蔵資料点数  
(本館)

	資料種類	資料点数
地学資料	岩石・鉱物	9,685
	地層(剥ぎ取りなど)	25
	植物化石	91
	脊椎動物化石	813
	軟体動物化石	4,650
	その他無脊椎動物化石	2,501
	その他(ポーリング資料など)	819
動物資料	哺乳類	4,226
	鳥類	1,663
	魚類	11,147
	両性・爬虫類	2,049
	昆虫	117,901
	甲殻類	8,349

資料種類		資料点数
	カブトガニ・ウミグモ・多足類	574
	クモ類	289
	軟体動物	50,996
	多毛類	946
	その他無脊椎動物	72
植物資料	維管束植物	181,613
	蘚苔類	29,342
	藻類	5,205
菌類資料	地衣類	9,000
	担子菌類	20,432
	微小菌類	1,230
	変形菌類	158
歴史資料	古文書・古典籍	207
	美術工芸品	76
	埋蔵文化財	130
	その他	45
生態・環境資料	生態・環境にかかわる生物音響資料	823
	生態・環境にかかわる映像資料	14,117
	生態・環境にかかわる文献資料	5,543
	環境教育関係資料	43
	地域の生態系に関する資料	36
文献図書資料	単行本	34,761
	雑誌	4,372
特殊資料	リンネ関係	5,397
	その他(稀覯本)	50

(分館海の博物館)

資料種類	資料点数
無脊椎動物標本	14,934
魚類標本	9,884
藻類標本	5,838
種子植物標本	56
写真資料	10,754
動物資料	920
図書資料	1,452

(県資料より作成)

(2) 施設の管理運営方法

所管部署による直営である。

## 運営体制

平成 17 年 4 月 21 日現在 (単位: 人)

	常勤			非常勤
	行政職	研究職	計	
館長				1
副館長		2	2	
庶務部	6	4	10	10
自然誌・歴史研究部		27	27	
生態・環境研究部		20	20	
分館海の博物館	4	8	12	2
計	10	61	71	13

(県資料より作成)

## (3) 初期投資の状況

(単位: 千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	31,772	31,772		(7,525,000)	133,429
(本館)					
(分館)	31,772	31,772			133,429
建設費	9,010,817	8,860,817	150,000		5,769,272
(本館)	5,991,470	5,841,470	150,000		3,109,779
(分館)	3,019,347	3,019,347			2,659,493
合計	9,042,590	8,892,590	150,000		5,902,702

(注)県債 7,525,000 千円の用地費及び建設費への充当額が不明のため、国庫補助金以外はすべて一般財源としている。

(県資料より作成)

## (4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位: 千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用実績			
本館	171,501 人	193,324 人	170,605 人
分館	229,804 人	238,051 人	89,312 人
歳入 A	<b>20,553</b>	<b>17,399</b>	<b>31,078</b>
教育施設使用料(入館料)	4,117	930	16,676
(うち本館)	(4,117)	(930)	(8,211)
(うち分館)	( )	( )	(8,465)
教育施設使用料(その他)	15,936	15,998	13,916
(うち本館)	(11)	(11)	(65)
(うち分館)	(15,924)	(15,987)	(13,851)
雑入	500	469	485
歳出 B	<b>1,715,847</b>	<b>1,707,437</b>	<b>1,688,407</b>
管理運営費	1,144,104	1,123,510	1,109,209
人件費	760,754	766,849	799,361
委託費	235,796	214,777	190,376
需要費	124,817	114,475	104,813
その他	22,737	27,407	14,658
県債費	571,742	583,927	579,198
県債利息	136,159	123,552	110,443
県債元金償還額	435,582	460,375	468,755
収支 (A B)	<b>1,695,293</b>	<b>1,690,038</b>	<b>1,657,329</b>

(県資料より作成)

入館者数については、増加傾向にあったものの平成 16 年度からの入館料有料化に伴い、本館、分館ともに減少に転じた。特に、分館については、平成 15 年度の入館者数が 238,051 人であったのに対し、16 年度は 89,312 人となり、148,739 人の減少（62%減）となった。他方、歳入については、平成 16 年度からの入館料有料化に伴い（平成 15 年度までは特別展開催期間のみ有料）、教育施設使用料が平成 15 年度 16,929 千円から 16 年度 30,593 千円となり、13,663 千円の増加（81%増）となった。なお、分館における教育施設使用料（その他）の主な内訳は、有料駐車場の駐車料金である。分館駐車場の近隣には、勝浦海中公園が位置しており、勝浦海中公園の利用者も分館駐車場を利用するため、分館における入館者数が大幅に減少しているのに対し、駐車場利用収入については大きな落ち込みは生じていない。

歳出については、平成 15 年度に 35,291 千円、16 年度に 80,883 千円の職員退職金が発生しているため、平成 14 年度から 16 年度にかけ人件費が増加傾向にあるが、当該退職金の要因を排除すると平成 15 年度は 731,558 千円、16 年度は 718,478 千円となり、減少に転じている。委託費、需用費についても、平成 14 年度から 16 年度にかけてともに減少傾向にある。

（最近 3 年間の利用者数の推移）

	平成 14 年度		15 年度		16 年度	
【本館】						
開館日数 (日)	294		296		300	
入館者数(人)	171,501	583 人/日	193,324	653 人/日	170,605	569 人/日
【分館】						
開館日数 (日)	306		307		307	
入館者数(人)	229,804	751 人/日	238,051	775 人/日	89,312	291 人/日

(県資料より作成)

(注) 本館の入館者数には生態園入館者数が含まれている。

（平成 16 年度入館者数等の内訳）

区分	入館者数(人)	うち有料入館者数 (人)	入館料(千円)	開館日数(日)
本館	97,513	23,092	8,211	300
生態園	73,092			
分館海の博物館	89,312	43,197	8,465	307
合計	259,917	66,289	16,676	

(県資料より作成)

## (5) 監査の結果

### 委託契約について

指名競争入札による委託契約（1,000千円以上）のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成14年度	15年度	16年度
本館警備業務	契約金額	10,710	10,376	9,964
	委託先	(株)シルバー スターセキュリティ	(株)シルバー スターセキュリティ	(株)シルバー スターセキュリティ
	予定価格	15,214	14,637	10,760
	落札率	70.4%	70.9%	92.6%
	指名業者数	10	10	10
本館清掃業務 (注)	契約金額	14,175	14,332	13,923
	委託先	太平ビルサービス(株)	太平ビルサービス(株)	太平ビルサービス(株)
	予定価格	16,117	16,128	14,847
	落札率	87.9%	88.9%	93.8%
	指名業者数	10	10	10
本館設備 管理業務 (注)	契約金額	24,150	24,066	23,940
	委託先	東京美装興業(株)	東京美装興業(株)	東京美装興業(株)
	予定価格	24,580	24,580	24,192
	落札率	98.2%	97.9%	99.0%
	指名業者数	10	10	10
本館空調 設備業務	契約金額	12,600	12,600	12,337
	委託先	ダイダン(株)	ダイダン(株)	ダイダン(株)
	予定価格	13,639	13,660	12,726
	落札率	92.4%	92.2%	96.9%
	指名業者数	10	10	10
分館設備 管理業務	契約金額	21,840	18,795	16,789
	委託先	(有)金高産業	(有)金高産業	(有)金高産業
	予定価格	22,106	19,225	17,379
	落札率	98.7%	97.7%	96.6%
	指名業者数	10	10	10
分館警備業務 (注)	契約金額	16,695	15,540	13,104
	委託先	コスモセキュリティ(株)	コスモセキュリティ(株)	コスモセキュリティ(株)
	予定価格	17,537	15,701	14,344
	落札率	95.1%	98.9%	91.3%
	指名業者数	10	10	10
分館清掃業務	契約金額	18,742	14,491	13,041
	委託先	(株)エイド	(株)エイド	(株)エイド
	予定価格	18,938	14,856	13,123
	落札率	98.9%	97.5%	99.3%
	指名業者数	10	10	10
分館空調業務	契約金額	6,615	5,565	5,565
	委託先	富士電機総設(株)	富士電機総設(株)	富士電機総設(株)
	予定価格	6,865	5,924	5,756
	落札率	96.3%	93.9%	96.6%
	指名業者数	10	10	10

業務	項目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
分館海水处理業務	契約金額	3,087	2,940	2,835
	委託先	荏原実業(株)	荏原実業(株)	荏原実業(株)
	予定価格	3,146	2,998	2,998
	落札率	98.1%	98.0%	94.5%
	指名業者数	2	2	2

(県資料より作成)

(注) 開業以来落札業者は同一である。

(改善策)

監査の結果及び意見 1.各施設共通事項(5)一般競争入札について参照。

随意委託について

以下の業務については、過去3年間同一業者により単独見積による随意契約になっている。

(本館 外構及び生態園管理業務)

(単位:千円)

年 度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
契約金額	24,541	20,685	17,395
委託先	(財)千葉県まちづくり公社	(財)千葉県まちづくり公社	(財)千葉県まちづくり公社
予定価格	24,606	21,506	17,409
落札率	99.7%	96.2%	99.9%

(県資料より作成)

(随契要件理由)

過去の業務実績及び知識と経験を有するとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としている。なお、毎年仕様変更を行い契約金額及び予定価格が減少している。

(分館 駐車場料金徴収業務)

(単位:千円)

年 度	平成 14 年度	15 年度	16 年度
契約金額	4,620	4,620	4,200
委託先	(財)千葉県勝浦海中公園センター	(財)千葉県勝浦海中公園センター	(財)千葉県勝浦海中公園センター
予定価格	4,830	4,620	4,597
落札率	95.6%	100%	91.3%

(県資料より作成)

(随契要件理由)

過去の業務実績及び知識と経験を有するとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としている。

(改善策)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするときは、随意契約によることができると規定しているが、上記2契約はいずれもその要件としては具体的かつ明確ではなく、最低でも指名競争入札を採用すべきである。

また、本館外構及び生態園管理業務については、設計段階で仕様や積み上げ等を見直し、効率的な予算執行をすべきである。

#### 印紙税貼付漏れについて

県が保存する分館駐車場料金収入徴収に係る業務委託契約書（平成 14 年度から 16 年度分）に所定の印紙税が貼付されていなかった。

#### （改善策）

印紙税法に従って印紙税の貼付を確認すべきである。

#### 故障物品について

重要な機械及び器具等台帳と実物の調査を行った結果、以下の物品について故障中のため使用されていないとの回答を得た。

品名	取得日	取得価額	用途
走査電子顕微鏡	平成元年 3 月 25 日	28,793 千円	研究用

（県資料より作成）

この物品は修理を行えば使用可能であるとのことだが、その場合修繕コストが発生するため、修繕も不用決定もされずに展示場に展示された状態となっている。また、この事実が台帳上に何も記載されていなかった。

#### （改善策）

現在展示品として展示室に保管されているが、本来の目的としての利用方法では取扱われていない。この状況のまま放置しておく、再使用する際に発生する修繕コストがさらに増加するおそれがあり、また売却等の処分を行う選択肢も減少するものと考えられる。したがって、早期に利用方法を検討し、処理すべきである。

また、故障や用途の変更があった場合には随時台帳に状況を記載し、管理担当者が変わった場合においても、常に台帳によりその物品の現状が把握できる状態にしておくべきである。

#### 収蔵資料の管理方法について

現在保有する収蔵資料については、財務規則上の物品の定義に該当しないという理由により、各分野において定めた台帳により各担当者が記入し、資料管理研究科がとりまとめている。当該台帳の作成方法には統一的な決まりがなく、手書きや電子化された台帳により対応しており、その記載内容についてはそれぞれの分野で決められている状態である。

#### （改善策）

収蔵資料については、各分野により記載内容等が異なるため、画一的な管理は困難と思われるが、台帳に最低限記載すべき事項等の基本方針については、内規を作成し明確にしていくべきである。

#### 収蔵資料の出納管理

収蔵資料の受託、借用、貸出については、内規により受託資料出納簿、借用資料出納簿、貸出資料出納簿に記載することとされているが、これらの出納簿への記載が行われていなかった。

#### （改善策）

内規に基づいた出納管理を実施する必要がある。また、内規で不備な点や実態に則していない箇所があるならば、その都度改定し更新していくべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	760,754	766,849	799,361
県職員人件費	718,081	739,503	768,884
その他	42,673	27,346	30,477
物に係るコスト	560,504	533,777	487,002
物件費(賃借料、物品購入費等)	5,193	4,845	3,444
維持管理費(委託料)	235,796	214,777	190,376
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	128,256	122,341	104,229
その他	14,042	14,596	11,736
減価償却費	177,216	177,216	177,216
その他のコスト	136,221	123,652	110,504
支払利息	136,159	123,552	110,443
その他(租税公課等)	61	99	61
行政コスト合計	1,457,480	1,424,279	1,396,868
(収入項目)			
教育施設使用料(入館料)	4,117	930	16,676
(うち本館)	(4,117)	(930)	(8,211)
(うち分館)	( )	( )	(8,465)
教育施設使用料(その他)	15,936	15,998	13,916
(うち本館)	(11)	(11)	(65)
(うち分館)	(15,924)	(15,987)	(13,851)
雑入	500	469	485
収入項目合計	20,553	17,399	31,078
差引行政コスト	1,436,926	1,406,879	1,365,790
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	239	233	226
入館者数(千人)	401	431	259
うち本館	171	193	170
うち分館	229	238	89
入館者1人当たり差引行政コスト(円)	3,581	3,261	5,255

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は、定額法により耐用年数50年、残存価額ゼロで計算している。

収入項目については、「(4) 施設の利用状況及び収支状況」に記載のとおり、平成16年度からの有料化に伴い(15年度までは特別展開催期間のみ有料)、16年度において教育施設使用料(入館料)が大幅に増加している。他方、分館における教育施設使用料(その他)の主な内訳は、有料駐車場の駐車料金であるが、分館駐車場の近隣には、勝浦海中公園が位置しており、勝浦海中公園の利用者も分館駐車場を利用するため、分館における入館者数が大幅に減少しているのに対し、駐車場利用収入については大きな落ち込みは生じていない。

支出項目については、「(4) 施設の利用状況及び収支状況」に記載のとおり、平成15年度に35,291千円、16年度に80,883千円の職員退職金が発生しているため、平成14年度から16年度にかけて人件費が増加傾向にあるが、当該要因を排除すると人に係るコストは、平成15年度は731,558千円、16年度は718,478千円となり、減少に転じている。委託費、需用費についても、平成14年度から16

年度にかけてともに減少傾向にある。減価償却費については、施設に係る新たな資本的支出が生じていないため、毎年度一定額が計上されている。

行政コスト合計は、人件費や委託費の減少を受けた結果、平成 14 年度の 1,457,480 千円から、15 年度は 1,424,279 千円、16 年度は 1,396,868 千円と減少推移にある。なお、県職員人件費に含まれている県職員退職金を差し引くと、平成 14 年度は 1,457,480 千円、15 年度は 1,388,987 千円、16 年度は 1,315,985 千円となり、減少傾向は顕著となる。

平成 16 年度からの入館料徴収に伴う収入増加の結果、差引行政コストも減少推移にある。

差引行政コストが減少推移にある結果、県民 1 人当たり差引行政コストも平成 14 年度の 239 円から 16 年度の 226 円へと減少推移にあるが、入館者 1 人当たり差引行政コストは、平成 16 年度における入館料徴収の影響で入館者数が大幅に減少した結果、平成 14 年度の 3,581 円から 16 年度の 5,255 円へと大幅に上昇している。

なお、上記推移は本館及び分館海の博物館（駐車場含む）の収支を合わせたものである。収入金額の実績については、本館・分館別に把握することが可能であるが、支出金額の実績については、本館・分館合計で把握されているため、施設別の収支を把握することが難しい状況である。

#### （意見）

平成 16 年度から開始した入館料の有料化は、入館料収入の増加を通じて差引行政コストの削減に貢献しているが、他方、入館者数の減少に伴い入館者 1 人当たり差引行政コストは大幅に上昇している。これは、県財政の負担軽減が図られた一方、博物館利用者に、より多くの負荷がかかることになった結果を浮き彫りにしている。この状況は、博物館が有する本来の役割を鑑みると望ましい姿とはいえ、県はこのことを十分に念頭に置き、今後の博物館運営の方針を策定していくことが望まれる。

また、現状、施設別・事業活動別の収支を厳密に把握していない。事業活動の評価や事業計画の策定を効果的に行っていくためには、施設別・事業活動別の収支を把握していくことが有用であると考えられるため、今後の体制整備が望まれる。

#### 入館料の有料化について

県では、平成 16 年度より県立博物館の入館料有料化に踏み切ったが、利用者数は県立博物館全体で約 40% 減少している。これを受けて、県では有料化に伴う利用者減少に係る分析を実施し、その結果、従来のリピーターの利用件数の減少が主要因であると分析している。この対応策として、平成 17 年度に年間パスポート、団体割引の導入を行っている。

他方で、有料化に関するアンケート調査結果を見ると、サービス内容が変わっていないにもかかわらず、料金を徴収するのは不合理であるとの意見が多く見受けられた。

#### （意見）

入館料の有料化を実施した結果、利用者数が本館及び分館ともに減少に転じている。アンケート結果からも分かるように、有料化に伴いサービス内容に変化がない以上、利用者数の減少は当然の結果であるが、博物館が有する公共的使命を考えれば、このような状況は望ましいとは言えない。厳しい県の財政状況及び受益者負担の原則を勘案すると、有料化への移行についてはやむを得ない面があるが、博物館本来の役割を踏まえ、有料化にあわせて利用者サービスの向上を図る

施策を講じていくことが必要であったと考える。たとえば、「ボランティアの受け入れについて」で指摘する、ボランティアを活用した解説員の増強などを行っていくことが考えられる。

また、施設を県民に広く利用してもらい、県民全体の教養を高めていくことも博物館としての大きな使命であると考えられことから、既存の利用者の維持のみを念頭に入れるのではなく、新規利用者の開拓にも力を入れていくことが望まれる。新たな利用者を獲得していくためには、博物館に対する県民の認知度を高めていく必要があり、そのための PR 活動をより積極的に実施していくことが望まれる。

#### 施設別・事業活動別収支の把握について

「行政コスト計算書について」で指摘のとおり、中央博物館では現状、施設別・事業活動別の収支を厳密に把握していない。予算数値に基づく事業費種類別の金額は内部管理資料として作成されているが、実績数値が集計されていない。

#### (意見)

施設の効率的運営を行っていくためには、事業活動の評価や事業計画の策定を効果的に行っていく必要があるが、そのためには施設別や事業活動別収支の把握を行っていくことが有用であると考えられる。

現在、県立中央博物館では以下の施設を有している。

施設名	所在地	役割
本館	千葉市中央区	自然誌を中心とし歴史も加えた博物館。県内の各博物館がその機能を効果的に発揮するための博物館ネットワークのセンターとしての役割を担う。
生態園 (野鳥観察舎等)	同上	房総の代表的な自然を再現し、動植物の生態を身近に観察できる野外の博物館施設。生態園への入場は無料。
分館海の博物館 (本館棟)	勝浦市	中央博物館の野外における博物館活動を推進する施設。
分館海の博物館 (駐車場)	同上	有料駐車場であり、近隣施設の勝浦海中公園利用者にも利用されている。

料金徴収体系や施設所在地、施設が有する役割を考えると、本館（生態園含む）、分館海の博物館（本館棟）、分館海の博物館（駐車場）の3施設に分け、当該施設別に収支の把握を行っていくことが望まれる。その際には、各施設の特性を踏まえ、以下の観点を考慮して施設別収支の把握・分析を行っていくことが望まれる。

施設	収支を把握していく上での留意点
本館(生態園含む)	博物館の設置目的には、大きく県民の生涯学習への貢献、及び科学の進歩への寄与がある。この博物館が担っている目的を達成するための活動状況の把握、及び施設運営の効率性を測定するという観点から、事業活動別に収支を把握する。博物館の事業活動は大きく、「調査研究活動」、「収集保存活動」、「展示活動」、及び「教育普及活動」に分けられる。たとえば、これを研究活動である調査研究・収集保存過程と、研究成果を資料の公開等により県民へ還元する活動である展示・教育普及過程の二つに分けて収支を把握していくことが考えられる。 また、県は平成16年度より適正な受益者負担を求める観点
分館海の博物館(本館棟)	

施 設	収支を把握していく上での留意点
	から入館料の徴収を実施しているが、現在の入館料が適正な受益者負担に応じたものであるかどうかを検証するという観点も必要であると考え。
分館海の博物館(駐車場)	有料駐車場であるが、駐車場利用が必ずしも博物館の利用と結びつかない。このことを踏まえ、博物館サービスとは切り離して、収支を詳細に把握していくことが必要であると考え。

なお、上記の観点から、平成 17 年度当初予算をもとに一定の仮定を設け、施設別収支及び事業活動別収支を算出した。また、資金の支出は伴わないが、施設建設費に対応する減価償却費についても上記行政コスト計算書上と同一条件で計算し、さらに一定の仮定のもと各事業活動へ按分した。なお、施設別減価償却費年額の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

本 館		分 館	
施設名	減価償却費	施設名	減価償却費
本館棟	111,312	本館棟	48,043
生態園	5,517	駐車場	12,343
計	116,829	計	60,386

(県資料より作成)

(注 1) 本館の「本館棟」には、車庫棟が含まれており、「生態園」にはオリエンテーションハウス、野鳥観察舎、管理棟、温室、電気室(2棟)が含まれている。

(注 2) 分館の「本館棟」には、海水処理棟、海水取水ポンプ棟等が含まれている。

人件費については、現状、事業活動別に紐付け・按分するための基準が存在しないため、「行政職」と「研究職」に区分して表示している。また、県債に係る支払利息は考慮していない。

以上の前提のもと、本館及び分館それぞれの事業活動別収支を算出すると次のとおりとなる。

中央博物館本館における事業活動別収支の状況 (単位:千円)

	平成 17 年度 当初予算	備考
<b>【支出項目】</b>		
<b>展示・普及事業費 (A)</b>	70,035	各事業において直接発生する支出である。
展示事業	9,900	
普及事業	60,135	
<b>調査研究・資料収集事業費 (B)</b>	6,667	
調査研究事業	5,719	
資料収集事業	948	
<b>維持管理経費</b>	156,736	延べ床面積比により金額按分を行った。 展示・普及事業 4,936.35 m <sup>2</sup> (展示部門、教育普及部門) 調査研究・資料収集 4,708.34 m <sup>2</sup> (研究部門、保管部門)
展示・普及事業 (C)	80,221	
調査研究・資料収集事業 (D)	76,515	
<b>減価償却費</b>	116,829	延べ床面積により金額按分を行った。
展示・普及事業 (E)	59,795	
調査研究・資料収集事業 (F)	57,033	
<b>展示・普及事業に係るコスト (G)</b>	<b>210,051</b>	<b>(A) + (C) + (E)</b>
<b>調査研究・資料収集に係るコスト (H)</b>	<b>140,215</b>	<b>(B) + (D) + (F)</b>
<b>【収入項目】</b>		
入館料 (I)	8,312	入館料徴収対象者を 17,266 人と見込む。
<b>【差引コスト(人件費を除く)】</b>		
<b>展示・普及事業</b>	<b>201,739</b>	<b>(G) - (I)</b>
<b>調査研究・資料収集事業</b>	<b>140,215</b>	<b>(H)</b>
<b>県職員人件費</b>		
行政職 (6 人)	59,703	本館及び分館の総人件費を各館に所属する研究職及び行政職の人数比により金額按分を行った。
研究職 (53 人)	527,381	

(県資料より作成)

中央博物館分館における事業活動別収支の状況 (単位:千円)

	平成 17 年度 当初予算	備考
展示・普及事業費(A)	7,182	各事業において直接発生する支出である。
調査研究・資料収集事業費(B)	2,788	
維持管理経費	95,117	分館の本館棟と駐車場への按分は、簡便的に減価償却費の比率により行った。また、分館の本館棟へ按分された維持管理経費については、さらに展示・普及事業と調査研究・資料収集事業へ中央博物館本館における延べ床面積比を準用して金額按分を行った。
展示事業・普及事業(C)	38,732	
調査研究・資料収集事業(D)	36,942	
駐車場(E)	19,443	
減価償却費	60,386	分館の本館棟については、簡便的に中央博物館本館における延べ床面積比を準用して金額按分を行った。駐車場棟については、個別に金額を算出した。
展示・普及事業(F)	24,589	
調査研究・資料収集事業(G)	23,453	
駐車場(H)	12,343	
展示・普及事業に係るコスト(I)	70,503	(A) + (C) + (F)
調査研究・資料収集事業に係るコスト(J)	63,183	(B) + (D) + (G)
駐車場(K)	31,786	(E) + (H)
【収入項目】		
入館料(L)	8,255	入館料徴収対象者を 37,856 人と見込む。
駐車場料金(M)	13,818	
【差引コスト(人件費を除く)】		
展示・普及事業	62,248	(I) - (L)
調査研究・資料収集事業	63,183	(J)
駐車場	17,968	(K) - (M)
県職員人件費		
行政職(4人)	39,802	本館及び分館の総人件費を各館に所属する研究職及び行政職の人数比により金額按分を行った。
研究職(8人)	79,605	

(県資料より作成)

(注) 概括的なトレンドを把握することを目的として、一定の仮定のもと各事業活動への費用按分を行っているため、各事業活動で発生した支出を正確に表したものではない。

上表より、全体的な特徴として、以下のことがいえる。

- ア 事業に直接関連する費用を見ると、本館及び分館ともに、展示・普及事業費が調査研究・資料収集事業費を上回っており、事業費予算の状況からは、活動の重点を展示や教育普及活動に置く傾向にあると考えられる。
- イ 他方、研究室や収蔵庫といった調査研究・資料収集事業に係る施設の占有面積割合が高く、研究施設が充実しているといえる。
- ウ 人員構成の特徴として研究職員の割合が高く、また人数も多い。金額的にも、総費用に対する研究員の人件費割合が高い。
- エ 分館における有料駐車場では、発生費用（減価償却費相当額を含む）が駐車場収入を上回っている。

普及・展示活動は、展示や講座・観察会の開催を通じて県民の生涯学習の機会を与えることにより、博物館活動を県民へ直接還元するものである。他方、調査研究・資料収集活動は、普及・展示活動を通じて県民へ還元されるものであるが、科学の進歩に寄与することを目的とした研究活動的な意味合いが強い。両事業を完全に切り離すことはできないが、異なる側面を持つ以上、何らかの基準により事業別収支を把握し、事業活動別の業績評価に役立てていくことが望まれる。たとえば、普及・展示活動においては、平成 16 年度より適正な受益者負担を求める観点から入館料の徴収を実施しており、経費等の支出額の削減と相まって、差引コストは減少傾向にあるが、コストの削減のみをもって業績評価を行うことは望ましくない。普及・展示活動の本来の目的から見ると、より多くの県民に展示や講座・観察会に参加してもらうことが望ましく、そのような観点からは、業績評価を行うに当たり、利用者や参加者の状況も加味した一人当たりのコストを考慮することが考えられる。

以上の観点から、総費用に対する割合が高い人件費についても、一定の基準を設けて各事業活動に反映していくことが望まれる。特に総職員に対する構成割合が高い研究員については、調査研究・資料収集事業に係る職務のほか、講座・観察会等を通じた普及活動や展示室の維持管理・拡充・更新等の展示・普及事業にも携わっているため、各事業への貢献度を測定する観点から基準を策定していくことが望まれる。このことは、研究員がどのような博物館活動を実施し、どの程度博物館活動が県民へ直接還元されているのかを県民に示すためにも有用であると考えられる。

分館の駐車場については、駐車場利用者が必ずしも博物館入館者でないことを踏まえ、博物館サービスとは切り離して、収支を詳細に把握していくことが必要と考える。また、詳細な収支を把握した上で、駐車場の老朽化に伴う修繕費用等の将来コストを考慮した全体収支が均衡するように管理運営を行っていくことが望まれる。

#### 県立中央博物館の今後のあり方について

近年、指定管理者制度の導入に伴い、公立博物館を取り巻く事業環境は大きく変化している。このような中で、県立中央博物館については、文部科学省の研究機関にも指定されている研究型博物館であり、県立博物館全体の調査研究・企画展示・教育普及・情報発信等のセンター機能を有した総合博物館であるため、平成 18 年度以降も引き続き直営により管理運営を行っていく方針であるとの回答を得ている。

#### （意見）

指定管理者制度の導入如何に拘らず、博物館運営のあり方を見直し、より効率のかつ効果的な方向性を模索していくことは重要である。ここでは、そのような

観点から、県立中央博物館における施設運営管理の今後のあり方について意見を述べる。

前述のとおり、中央博物館は、広いバックヤードを有する研究型博物館であり、研究職の職員を多く抱え、収蔵資料点数も充実している。他方、研究成果を資料の公開や講座・観察会の実施により、県民へ還元する役割を担っている。このように、2つの側面をもつ事業活動を行っているため、「行政コスト計算書について」で記載したように、事業活動の評価や事業計画の策定を効果的に行っていくためには、事業活動別の収支を継続的に把握していくための体制整備が望まれる。特に、平成16年度より適正な受益者負担を求める観点から入館料の徴収を実施しており、有料化の趣旨を利用者へ適切に説明していくためにも、このような事業活動別の収支管理を実施していくことが必要であると考えます。

また、「入館料の有料化について」で述べたとおり、有料化に伴う利用者の減少は、博物館の設置目的からは望ましくない。たしかに有料化に伴い行政コストは抑えられるかもしれないが、利用者一人当たりの行政コストを算出した結果、有料化前に比べ上昇してしまうようであれば、有効性及び効率性の観点からも望ましいことではない。博物館は、調査研究活動の拠点であると同時に、普及・展示活動を通じて、その成果を県民へ還元していく役割を担っているため、広く県民に利用してもらえるような施策を講じていくことが望まれる。

特に、分館海の博物館については、利用者数が平成14年度229,804人、15年度238,051人と20万人台を推移していたが、平成16年度の入館料有料化に伴い、89,312人と大幅に減少した。これは、近隣施設である勝浦海中公園の利用者が、入館料有料化に伴い海の博物館に立ち寄りなくなったことが主な原因であると考えられる。また、平成17年度当初予算によると、分館の維持管理費として年間95,117千円（駐車場の維持管理費用含む）が計上されているが、施設の老朽化等に伴い維持管理に係る財政負担は今後大きくなる可能性がある。財政負担を軽減するためにも、入館料収入の増加を通じて収支の改善を図る必要があり、このような観点からも利用者数の増加を図っていくことが望まれる。分館海の博物館の立地条件や入館料有料化前の入館者数の推移を踏まえると、施設の潜在的な利用者数は依然高水準にあると思われるため、このような潜在的な利用者をいかに取り込んでいくかが今後の課題であると考えられる。

利用者数を増やすための施策として、展示内容の充実や解説の工夫、魅力あるイベントの企画等を実施していくことが考えられるが、そのほかに、近隣施設との提携も視野に入れた、認知度を高めていくための施策を講じていくことが望まれる。

#### 収蔵資料の台帳管理とデータベース管理の一元化について

「(5) 監査の結果 収蔵資料の管理方法について」で記載のとおり、本館では人文系と自然史系それぞれにおいて収蔵資料の分類方法（学術的分類、収集場所、年代、等）が異なることを背景に、管理台帳の統一化が図られていない。また、現状、各セクションにて異なるフォーマットで手書きや電子化された台帳が作成されているが、収蔵資料点数が膨大なため、すべての収蔵資料が台帳に記帳しきれっていないのが現状である。

他方で、収蔵資料の情報を一般県民向けに公開することを目的として、現在、情報システム上に存在するデータベースへの収蔵資料の登録が進められている状況である。

このような状況の下、本館における現在の収蔵資料の保有点数及び登録状況は次のとおりである。

資料の保有点数及び登録状況

	資料点数	登録率
保有資料 (未整理サンプルを含む)	1,769,831 点	
うち台帳記帳済み	529,831 点	29.9%
うちデータベース入力済み	130,313 点	7.3%

(県資料より作成)

データベースへの登録率が著しく低い状況となっている。データベースへの登録は、資料管理研究科の担当者が管理する台帳の情報に基づき行われているが、台帳の記入、データベースへの登録ともに、担当者の空いた時間に行われているため、収蔵資料の増加点数に対する登録作業が間に合わない状況である。

なお、資料の整理において課題を抱えている博物館は全国的に見ても少なくなく、特に自然史系で台帳に記載されない資料を持つ博物館が多く見受けられる。参考に、全国の博物館における館種別の資料台帳の整理状況をまとめると次のとおりとなる。

資料の整理状況

	「資料台帳」に記載の資料の割合(%)						
	ほとんどすべて	4分の3程度	半分程度	4分の1程度	ほんの少し	無回答	
全体	53.3	13.3	10.4	4.3	8.2	10.6	
館種	総合	40.8	17.5	16.5	7.8	13.6	3.9
	郷土	46.4	19.9	15.4	5.2	7.9	5.2
	美術	76.0	7.8	5.1	1.7	2.4	6.8
	歴史	53.5	13.8	10.7	5.1	8.0	8.8
	自然史	27.2	13.6	20.4	9.7	13.6	15.5
	理工	28.3	9.4	8.5	0.9	15.1	37.7
	動物園	60.5	10.5	5.3	0.0	5.3	18.4
	水族館	53.1	12.2	2.0	0.0	12.2	20.4
	植物園	16.7	19.0	7.1	0.0	23.8	33.3
	動水植	64.7	0.0	5.9	5.9	5.9	17.6

(「博物館総合調査報告書」平成 17 年 3 月 財団法人日本博物館協会 より作成)

## (意見)

収蔵資料の整理に課題を抱えている博物館は少なくないが、管理台帳への収蔵資料の登録遅延は、収蔵資料の管理という観点から望ましくない。また、データベースへの登録が管理台帳から行われているため、管理台帳への登録遅延は、データベースへの登録遅延にもつながる。データベースは、収蔵資料を一般県民向けに公開することを目的としたものであり、登録の進捗状況が遅れることは利用者への収蔵資料公開の遅延につながる。博物館の公益施設としての役割からも収蔵資料の台帳管理とデータベース登録率を向上させる必要があるが、台帳及びデータベースへの登録を行うための時間を確保するには限界がある。より効率的に登録作業を行っていくことが登録率の向上につながることから、収蔵資料台帳の電子化を推し進めていくことが望まれる。その際には、電子化された収蔵資料台帳の情報をデータベースへ自動登録できるような仕組みを構築し、収蔵資料台帳とデータベースへの登録の一元化を図っていくことが望まれる。

収蔵資料の付保状況について

「収蔵資料保険及び資料運送保険要項」によると、保険に付すことのできる資料を以下のように定めている。

- ア 館収蔵の実物資料のうち、1点評価額 30 万円以上のもの（ただし、指定文化財については、1点評価額 10 万円以上）
- イ 借用資料及び受託資料（1点評価額 10 万円以上）
- ウ 千葉県美術品等取得基金により取得した物品のうち、同基金管理要綱により保管されているもの

しかし、県財政難の状況から上記基準に該当するすべての収蔵資料に保険が付されているわけではなく、予め設定された一定金額内において優先順位付けが行われ、付保対象が選定されている状況である。

施設担当者によると、このような状況のもと平成 17 年度においては、上記要項の対象となる収蔵資料のうち 85%程度に保険が付されているとのことである。

（意見）

予算不足とはいえ、仮に保険を付していない作品に万が一のことがあった場合、県は責任を問われる可能性が高い。現状は、付保の上限金額が定められた後、優先順位付けにより付保対象が選定されているが、今後は、付保が必要とされる収蔵資料を精査し、その結果に基づき付保対象を選定していくことが望まれる。

ボランティアの受け入れについて

平成 16 年度に「千葉県立中央博物館ボランティア活動受入れ要綱」を定め、ボランティア活動について受入体制の整備を実施した。ただし、平成 16 年度は本格的な受入に当たっての試行段階の年であったため、生態園に関連するボランティア（生態園パートナー）について生態園や中央博物館のホームページで募集を実施した以外は、公に募集が行われていない状況であった。

平成 16 年度及び 17 年度におけるボランティアの採用状況は次のとおりである。

ボランティア実績表

種 類	人数(人)		活動内容
	平成 16 年度	17 年度	
資料整理ボランティア	7	13	博物館資料の保存管理・活用のための活動
生態園パートナー	53	46	生態園において、来園者の自然観察を補助する活動
水展ボランティア	53	77	関連イベントを補助する活動
石仏展ボランティア	20		展示会における質問対応
房総の山の観察会サポーター		5	観察会を補助する補助
自然誌系調査研究ボランティア		13	千葉県自然誌の調査研究のための活動
講座・観察会ボランティア		6	博物館で実施の講座・観察会・イベントの補助活動
合 計	133	160	

（県資料より作成）

（注）人数は登録者数である。また、平成 17 年度については 8 月末現在の状況である。

平成 17 年度（8 月末現在）のボランティア登録者数は 16 年度と比較して増加傾向にあるが、生態園パートナー及び一部の企画展以外では中央博物館ホームページでの募集は行われていない。

（意見）

ボランティア活動を通じて県民に勉強の機会を与えることは、博物館にとって重要な使命の一つであると考えます。したがって、ボランティア活動の認知度をより一層高めて、一般県民の参加機会を広げていくことが望まれる。また、博物館にとってもボランティアを効果的に受け入れることにより、ボランティア活動を通じて博物館利用者に対するサービス向上を図ることが可能であると考えます。そのためには、利用者へのアンケートにより把握された利用者の要望や中央博物館の各部課におけるボランティアのニーズをとらえて、受け入れを行っていくことが望まれる。

なお、今後本格的にボランティアの活用を行っていくに当たっては、ボランティアの募集方法（時期等）や参加希望者に対する面接方法等を定める内規を早期に整備していくことが望まれる。

## 10. 千葉県立現代産業科学館

### (1) 施設の概要

所在地  
千葉県市川市鬼高 1-1-3

所管部署  
教育庁教育振興部文化財課

供用開始年度  
平成 6 年度

#### 施設の目的

千葉県立現代産業科学館は、子供から大人まで、だれもが産業に応用された科学技術を体験的に学ぶことができる場を提供することを目的として設置された。

構想は昭和 56 年に遡り、当時の「県立博物館設置構想」に基づき、「房総のむら」、「中央博物館」とともに理工系博物館として設置することになった。

展示内容は、千葉県の戦後の成長を支えた基幹産業と今後の千葉県を支える先端技術産業をテーマとしている。

用地については、市川市から県に寄付されている（日本毛織(株)の工場跡地であった）。

#### 施設の内容

施設の内容は以下のとおりである。

項目	仕様等
敷地面積	18,181.85 m <sup>2</sup>
建築面積	5,150.14 m <sup>2</sup>
延床面積	8,492.61 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上 2 階、地下 1 階
駐車場(平面)	普通車 80 台、大型バス 8 台

また、館内は主に次のエリアで構成されている。

エリア	内容
現代産業の歴史	基幹産業である電力、石油、鉄鋼産業の歴史や技術を紹介する。T 型フォード等が展示されている。
先端技術への招待	エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー等を紹介している。実験カウンターがあり、1 日数回技術員により新素材を使った科学実験を行っている。
創造の広場	身近な工業製品や生活用品の科学の原理や仕組みについて、参加、体験型の展示を行っている。日本でも数少ない放電実験室(人工的に雷を発生させる)や近代科学を支えた人々の功績を人形劇を通して紹介するサイエンスステージ等がある。
科学情報コーナー	科学技術、産業技術、千葉県の産業に関する書籍の閲覧や端末による情報番組の閲覧ができる。
体験学習室 / 研修室	体験学習室は実験や工作教室などの体験活動の場として、研修室は講演会や研修会、コンピュータ講座などの会場として利用している。
ワークショップ	展示資料の製作や修理等を行う。

エリア	内容
サイエンスドーム	平成 15 年度までは映像ホールとして全天周型大型映像の放映を行っていた。16 年度以降は映像装置を撤去し、講演やコンサート等を催している。

(県資料より作成)

また、財団独自で、ミュージアムショップや自販機、レストラン(15 年度まで)を運営している。

なお、展示品を含めた収蔵資料の主な内訳は次のとおりである(平成 17 年 3 月 31 日現在)。

(展示品の状況)

展示品の種別	展示品数	収蔵品数	合計品数	購入・評価 合計額 (単位:千円)
購入品	22	53	75	3,977
委託製作品	32	21	53	44,043
工事製作品	644	2	646	983,853
寄贈品	184	694	878	204,196
受託品	2	0	2	-
借用品	2	0	2	-
合計	886	770	1,656	1,236,071

(県資料より作成)

入場料は平成 16 年度より徴収しており、次のとおりとなっている。

	一般	高・大学生	備考
個人	300 円	150 円	
団体(20 人以上)	240 円	120 円	平成 17 年度から
年間パスポート(現代)	1,500 円	750 円	平成 17 年度から
年間パスポート(共通)	2,000 円	1,000 円	平成 17 年度から

(県資料より作成)

ただし、企画展開催期間中(年間で 2 ヶ月程度実施する)は従来から入場料を徴収しているが、現行は次のとおりとなっている。

	一般	高・大学生	備考
個人	500 円	250 円	
団体(20 人以上)	400 円	200 円	平成 17 年度から
年間パスポート所有者	200 円	100 円	平成 17 年度から

(県資料より作成)

なお、企画展開催期間中も含め、小・中学生や 65 歳以上は無料となっている。駐車料金についても平成 16 年度より徴収しており、次のとおりとなっている。

	1 時間 30 分まで	30 分増すごとに
大型自動車	無料	300 円
普通自動車	無料	100 円

(県資料より作成)

開館時間は次のとおりである。

開館時間 9 時～16 時 30 分(入館は 16 時まで)

休館日 月曜日(ただし、祝日、夏季、年末年始等は例外あり)

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人千葉県社会教育施設管理財団へ管理運営を委託している。平成 18 年度からは、直営となる予定である。

主な委託業務

- ア 施設の維持管理
- イ 事業の運営（展示活動、資料収集保管、調査研究、広報普及等）

運営体制

	県職員	財団派遣職員	財団雇用職員
(常勤職員)			
館長	1名	-	-
副館長	1名	-	-
庶務課	1名(課長)	3名	-
普及課	1名(課長)	8名(研究職)	-
学芸課	1名(課長)	8名(研究職)	-
(期間雇用職員)			
嘱託	-	-	1名
展示解説員	-	-	9名
主任技術員	-	-	8名

(県資料より作成)

## (3) 財団の状況

- 3. さわやかちば県民プラザ(3)参照。

## (4) 初期投資の状況

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	なし(注)	-	-	-	3,327,368
建設費	4,917,745	1,132,445	349,000	3,436,300	2,902,243
合計	4,917,745	1,132,445	349,000	3,436,300	6,229,611

(注)すべて市川市から寄付のため、取得費はかかっていない。

(県資料より作成)

## (5) 施設の利用状況及び収支状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用状況			
利用者数	356,136 人	344,964 人	160,584 人
うち有料者数	50,012 人	41,858 人	24,875 人
(県の収支)			
歳入 A	<b>19,146</b>	<b>15,710</b>	<b>9,526</b>
入場料収入	18,496	15,042	9,187
その他収入	651	668	339
歳出 B	<b>1,299,968</b>	<b>953,906</b>	<b>644,867</b>
管理運営費	765,446	660,448	512,622
人件費	94,411	88,731	55,057

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
委託費	401,899	304,864	241,266
うち財団	399,930	302,923	239,350
うち財団以外	1,969	1,941	1,916
物件費等	5,060	4,722	435
補助金	264,075	262,131	215,864
うち財団	264,075	262,131	215,864
県債費	534,522	293,458	132,245
県債利息	145,519	69,043	23,595
県債元金償還額	389,003	224,414	108,650
<b>県収支 (A B)</b>	<b>1,280,822</b>	<b>938,196</b>	<b>635,341</b>
(財団の収支)			
<b>収入合計 C</b>	<b>664,005</b>	<b>565,054</b>	<b>455,214</b>
受託料収入	399,930	302,923	239,350
補助金収入	264,075	262,131	215,864
<b>支出合計 D</b>	<b>664,005</b>	<b>565,054</b>	<b>455,214</b>
管理運営費	664,005	565,054	455,214
人件費	264,075	262,131	215,864
委託費	120,455	114,765	103,883
物件費等	279,475	188,158	135,467
<b>財団収支 (C D)</b>			
<b>全体収支 +</b>	<b>1,280,822</b>	<b>938,196</b>	<b>635,341</b>

(注) 14 年度及び 15 年度の有料者数は、映像ホール利用者(1 人 600 円)と企画展開催時の入場者である。

(県及び財団資料より作成)

平成 16 年度に利用者数が大幅に減少しているのは、新たに入場料を徴収するようになったためである。有料者数の割合が非常に低いが、これは無料となる小中学生や 65 歳以上の利用が多いことのほか、利用者数のカウントに展示エリアまで入らない入場者も含まれていることによる。

なお、県歳出の人件費は 14 年度及び 15 年度は退職金が含まれているため多くなっており、財団の人件費が 16 年度に減少しているのは職員数の減少によるものである。また、財団の物件費等が大きく減少しているのは、主に映像ホール(現サイエンスドーム)の諸費用(映写システム及び映像ソフトの賃借料の合計は、14 年度が 105,558 千円、15 年度が 39,587 千円である)がなくなったことによるものである。

## (6) 監査の結果

### 委託契約について

指名競争入札による委託契約(1,000 千円以上)のうち、過去 3 年間同一業者により落札されているもの又は過去 3 年間落札率が 95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
(県)				
消防設備保守 点検業務	契約金額	1,837	1,816	1,795
	委託先	防災技術 センター(株)	防災技術 センター(株)	防災技術 センター(株)
	予定価格	1,869	1,869	1,869
	落札率	98.3%	97.2%	96.1%
	指名業者数	6	6	6
(財団)				
設備管理・保守 点検業務(注)	契約金額	43,936	41,743	39,900
	委託先	(株)ハリマピステム 千葉支店	(株)ハリマピステム 千葉支店	(株)ハリマピステム 千葉支店
	予定価格	44,672	43,849	41,660
	落札率	98.4%	95.2%	95.8%
	指名業者数	10	10	10
清掃業務(注)	契約金額	35,490	35,280	29,400
	委託先	(株)市川環境 エンジニアリング	(株)市川環境 エンジニアリング	(株)市川環境 エンジニアリング
	予定価格	35,609	35,418	31,688
	落札率	99.7%	99.6%	92.8%
	指名業者数	10	10	10

(注) 予算の削減により仕様を変更したことから、契約額が減少した。

(県及び財団資料より作成)

## (改善策)

監査の結果及び意見 1. 各施設共通事項(5) 一般競争入札について参照。

## 物品の管理について

## ア 物品出納簿について

現代産業科学館では、千葉県財務規則第 207 条に基づき物品出納簿を作成しているが、現物調査を実施していないため、数量の記載が不正確となっている。また、一部の物品の物品管理シールが、剥れてしまっていた。

## イ 図書台帳について

千葉県財務規則第 181 条に記されているとおり、図書室に閲覧用に備えてある図書については物品として管理する必要がある。したがって現代産業科学館では、表計算ソフトで図書台帳を作成の上、管理している。しかし、寄贈された図書については台帳上、評価額の記載が行われていない。

## ウ 展示資料の管理について

展示資料については、収蔵資料一覧を用いて管理しているが、当該台帳に記載されている主幹番号が資料名単位で付与されているため(例:「電子管一式(35点)」に対して主幹番号が1つ付与される)、その一部のみを展示会場に展示した場合や、一部のみを他の博物館に貸与した場合等に、台帳と展示資料との個別の照合に時間を要する状態となっている。

## (改善策)

物品については、少なくとも1年に1度は現物調査を実施し、数量の記載を正確にすべきである。1年に1度の現物調査の際には、物品に貼付された物品管理シールがはがれていないか、資産番号が擦れていないか等も確認する必要がある。

千葉県財務規則第 212 条に基づき、購入図書については購入価格で、寄贈された図書についても、評価額を付与する必要がある。寄贈図書の評価は困難な作業ではあるものの、たとえば販売価格に一定の割引率を乗ずる等の基準を設ける等の方法によって、評価額を決定する必要がある。

展示資料については、歴史的に重要な資料も数多くあるため、より厳格に即物的な管理が要求される。展示資料の入れ替えが以前に比べ頻繁になってきている現状においては、複数点の展示資料に対して一つの主幹番号を付しているものについては、枝番を付す等の対応によって個別管理を実施する必要がある。

#### 財団経費（光熱水費）の予算管理について

財団経費「需用費その他」の平成 16 年度及び平成 15 年度の予算配分額と実際支出金額を対比すると以下のようになっている。

(単位:千円)

	平成 15 年度			平成 16 年度		
	予算	実績	差額	予算	実績	差額
需用費その他						
消耗品費	11,156	22,383	11,227	9,133	13,734	4,601
燃料費	513	96	417	513	99	414
印刷製本費	3,660	5,512	1,852	2,689	6,290	3,601
光熱水費	64,447	33,305	31,142	60,178	31,424	28,754
修繕費	100	22,587	22,487	280	21,653	21,373
被服費	484	222	262	285	408	123
計	80,360	84,108	3,748	73,078	73,612	534

(財団資料より作成)

「需用費その他」全体での当初予算・実績の差異金額は比較的少ないものの、各費目別にみると、「消耗品費」・「修繕費」の実績超過が多く、それを「光熱水費」の予算でカバーしている傾向にある。

特に、「修繕費」は、予算では極少額しか計上されておらず、大幅な予算超過となっている。

#### (改善策)

予算設定において、光熱水費が明らかに過大、修繕費が明らかに過小に設定されている。合計すれば予算と実績の差異が少なくなるとしても、これらの支出は県に対する受託料の請求という形で反映されるのであるから、予算は各項目ごとに実態に即した金額を設定すべきである。また、予算には各支出が当初計画と比べて効率的に遂行されたかを管理する目的もあり、このような方法では予算管理の目的を達成することができない。よって、予算上、光熱水費と修繕費はそれぞれ適切な額を見積もり、これに効率性を加味した金額を計上すべきである。

#### 小口現金の管理について

財団所有の現金については現金出納帳を作成し記帳しているが、釣銭現金に関してはその金額は現金出納帳から漏れてしまっており、簿外で管理されている状況にある。

#### (改善策)

すべての現金を管理するためには、釣銭用の現金を含めた形での記帳が必要であり、また、18 年度以降県直営に移管したとしても同様のことが言える。

#### ミュージアムショップのレシートについて

財団の事業として館内においてミュージアムショップを運営しているが、売上金額を第一義的に把握しているレジのデータであるレシートは、レシートのデータを基に作成した月報作成後、月報とは別に保存している。

#### (改善策)

レジのレシートは原始証憑として重要なものであり、月報とともに保存すべきである。

#### ハイウェイカードの管理について

庶務課はハイウェイカードを現状 4 枚保有しており、依頼に応じて使用者に貸与している。貸与状況は「ハイカ管理簿」により把握されているが、使用実績はカード裏面の印字や領収書で確認できるものの、管理簿への記載は無かった。また、領収書が返却されないこともあるとのことであった。

#### (改善策)

ハイウェイカードは今年度末をもって利用廃止となるが、貸出し中のカードを誰が使用しているかがわかるようにし、使用後の使用実績を管理するために受払簿等の作成が必要である。また、利用廃止に伴い払戻を行うことが想定されるが、払戻金額を確認するためにも同様である。

#### 入館チケットの管理について

未使用の入館チケットの管理用に受払簿を作成しているが、連番の発券番号が未印刷のものに関しては記載されていなかった。さらに、チケットに関して、当初は連番が付されていないものについては、後日職員が番号を付している。

#### (改善策)

受領したチケットに関しては、受払簿に速やかに記入し、入館チケットの受払簿等の補助簿を作成すべきである。また、チケットの連番が当初付されていない点について、枚数管理がなされていないために不正が行われるおそれがあるし、手間が二重になってしまうため、当初から連番を付すべきである。

#### 現代産業科学館友の会の事務処理について

友の会の事務処理を普及課で行っているが、往査日時点においては帳簿への記帳が適時に行われていなかった。

#### (改善策)

不正・紛失・盗難等の防止・早期発見といった観点から、現金出納帳や会計帳簿を整備し、適時・適切に記帳を行うべきである。

### (7) 監査の結果に添えて提出する意見

#### 行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	358,486	350,862	270,921
県職員人件費	94,411	88,731	55,057
団体職員人件費	264,075	262,131	215,864

	平成 14年度	15年度	16年度
物に係るコスト	498,285	400,948	333,026
物件費（賃借料、物品購入費等）	155,518	76,223	30,891
維持管理費（委託料）	122,425	116,707	105,800
維持管理費（修繕費、光熱水費等）	66,740	60,123	59,665
減価償却費	91,375	91,375	91,375
その他（雑費）	62,227	56,520	45,295
その他のコスト	145,570	69,057	23,646
支払利息	145,519	69,043	23,595
その他（租税公課等）	51	13	51
行政コスト合計	1,002,341	820,867	627,593
（収入項目）			
利用料金収入	18,496	15,042	9,187
その他収入	651	668	339
収入合計	19,146	15,710	9,526
差引行政コスト	983,195	805,157	618,067
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	164	133	102
利用者数(人)	356,136	344,964	160,584
利用者1人当たり差引行政コスト(円)	2,761	2,334	3,849

(注1) 県人口は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

差引行政コストは毎年度減少しているが、その内容は主に団体職員人件費の減少（職員数の減少による）と物件費の減少（映像ホール関連費用の減少による）、支払利息（県債利息）の減少によるものである。同様に県民1人当たり差引行政コストも大きく減少している。

一方で利用者1人当たり差引行政コストは16年度に大幅に増加している。これは入場料の有料化による影響と考えられる。

#### （意見）

行政コストは改善しているものの、現状の県財政を考慮し、さらなる改善を目指すとともに、著しく悪化した利用者1人当たり差引行政コストの改善を早急に図る必要がある。このためには、指定管理者制度導入によるコスト削減のほか、利用者数増加に伴う1人当たりコストの負担低減や入場料収入増加のための方策を講じていくことが望まれる。なお、その際には、利用者総数に占める有料利用者数の割合（平成16年度で約15%）が低い現状を考慮し、かつ受益者負担の観点も踏まえて、入場料金体系の見直しについて、あわせて検討を行うことが望まれる。

#### 利用状況について

現代産業科学館の利用状況について、16年度より入場料の有料化により利用者数が大幅に減少しているが、詳細な内訳は次のとおりとなっている。なお、14年度と15年度の有料者数には、特別展入場者のほか、映像ホール（現サイエンスドーム）利用者が含まれる。

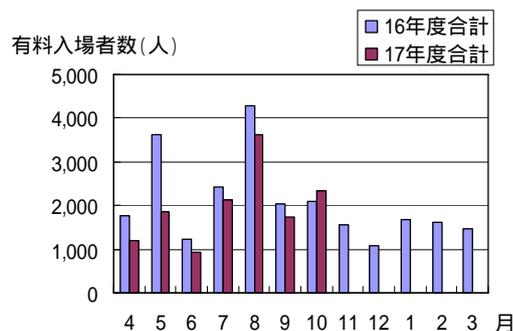
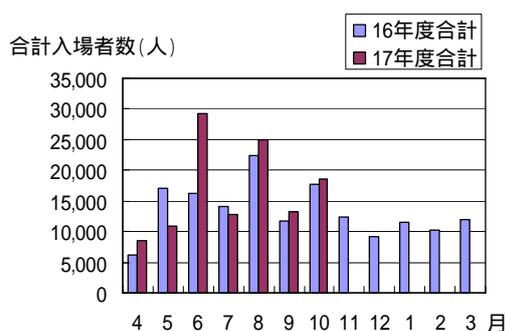
(単位:人)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	減少率
<b>利用者数</b>	<b>356,136</b>	<b>344,964</b>	<b>160,584</b>	<b>53%</b>
<b>うち有料者数</b>	<b>50,012</b>	<b>41,858</b>	<b>24,875</b>	<b>40%</b>
(利用者数の内訳)				
乳幼児	20,718	21,009	9,576	54%
小中学生	104,590	95,592	27,146	72%
高大学生	3,296	2,779	973	65%
一般	200,158	197,504	105,555	47%
<b>個人計</b>	<b>328,762</b>	<b>316,884</b>	<b>143,250</b>	<b>55%</b>
乳幼児	2,004	1,733	1,558	10%
小中学生	16,800	17,301	10,050	42%
高大学生	1,360	1,650	923	44%
一般	7,210	7,396	4,803	35%
<b>団体計</b>	<b>27,374</b>	<b>28,080</b>	<b>17,334</b>	<b>38%</b>

(県資料より作成)

減少率は 15 年度から 16 年度にかけての減少状況を示したものであり、数値が大きいほど減少幅が大きいことを示している。上表からは、団体よりも個人、個人の中でも特に小中学生の落ち込みが大きいことがうかがえる。これは、従来親子連れで来館していた入場者が、有料化に伴って来館しなくなった影響が大きい。なお、16 年度の一般入場者数は有料入場者数よりもはるかに多いが、これは各種講座・イベントのみの参加者に加え、無料と勘違いして入館して引き返した者も相当数いると考えられる。なお、65 歳以上は無料であるが、個人と団体を合わせても 16 年度で 2,481 名に過ぎない。

また、16 年度及び 17 年度の月別の利用者数は下記のとおりであり、5～8 月が比較的多くなっている。17 年度の状況については、下記のとおり合計入場者数は 16 年度よりも増えているものの、有料入場者数に関しては 16 年度よりもさらに減少している。



また、サイエンスドーム及び研修室についても財団での主催行事(講座開設等)や一般への貸出を行っているが、16 年度の稼働率は次のとおり低い状況となっている。

(単位:日数)

	サイエンスドーム	研修室	体験学習室
(用途)			
財団主催行事	4	41	37
友の会主催行事	1	1	1
その他行事	69	-	-
団体対応等	-	61	87
合計日数	74	103	125
稼働率	25%	34%	42%

(県資料より作成)

上記のように、展示ブースやサイエンスドーム等の入場者数及び稼働率が低い要因として、次の可能性が考えられる。

#### ア．展示品の更新がなされていない

展示品は主に開館当初の工事製作物及び寄付に頼っており、当初は放電実験室、T型フォードなど入場者の関心が高いと思われる展示物が多かったが、その後は大型の寄付はほとんどない状況である。また、千葉県美術品等取得基金を活用して展示物を購入することも可能であるが、現代産業科学館に対してはほとんど使われていない状況である。

なお、購入価額もしくは評価額1千万円以上の展示品(収蔵品含む)は36件あるが、いずれも開館当初に取得されたものであり、その後目玉となる展示物の購入等を行われていない。

#### イ．閉館時間が早い

現状の開館時間は曜日等を問わず、午前9時から午後4時半までである(入館は午後4時まで)。定期休館日は月曜日(祝日又は振替休日の場合は開館し翌日休館)となっているほか、年末・年始休館日(12月28日～翌1月4日)、臨時休館日がある。なお、平成17年度は、夏季(7月21日～8月31日)及び企画展開催期間中(10月8日～11月27日)の月曜日は開館し、可動展示物等のメンテナンスのため、8月8日及び10月31日のみ休館日としている。

そのため、小・中学校等の夏・冬・春休みの期間を除く平日(月曜日から金曜日)で午後4時までに入館できる人は近隣の小・中学生、専業主婦、高齢者等と限定されてしまう可能性が高い。入館の締め切り時間を延長することにより仕事帰りの社会人等の潜在的な利用者のニーズが満たされる可能性がある。また、年末年始の閉館中の利用ニーズについては、学校、職場も休みとなっている方も多く、夏休み等と同様に高くなっていると考えられる。

#### ウ．研究活動の成果不足

現代産業科学館では、学芸課及び普及課の研究員により研究活動も行われており、研究内容は展示の充実や館の活性化も意識することとしている。これらの研究成果はレポートとして取りまとめられ、他の博物館や県庁等に置かれることになるが、あまり一般の利用者に読まれることはない。また、研究報告で現代産業科学館の今後のあり方について提言を行っても、その後の状況について特に検証も行われていない状況である。

#### エ．広告・アンケートの活用不足

現代産業科学館の立地は、最寄り駅から近いとはいえないものの(JR本八幡駅から徒歩15分)、複合ショッピングモールや主要県道と隣接している。さらに、県内では最も人口密度の高い地域にあり、東京都からも近いいため、他の県

立施設よりも相対的に集客には有利と考えられる。現状では、駅やショッピングセンター等に若干ポスターを貼っているが、効果はあまり出ていないと考えられる。

また、入場者に対して任意でアンケート調査を実施しているが、回収率は数パーセントと非常に低く、一部の来館者の意見しか聞いていない状況である。そのアンケート結果については、全体の満足度は高かったものの、来館目的として施設見学よりも楽しく過ごすことを目的とする人が多く、科学館の存在を人から聞いて知った人が多かった。これらのことから、強い目的意識を持った入場者は少なく、存在自体を知らない人も多数いることが想定できる。

#### (意見)

今後、現代産業科学館の利用者数を増やし、少しでも料金収入を増やしていくためには、次のような対策が必要と考える。

#### ア．展示品の魅力を増やす

千葉県美術品等取得基金を活用して新たに目玉となる展示品を取得したり、企業からの寄付を募るために積極的な活動を行うことが望まれる。そのためには、ニーズに合った展示物について、研究活動等を通して十分に検討し、300円を払ってでも見たくするような展示物を増やし、リピーターの獲得に繋げていく必要があると考える。

#### イ．開館時間を延長する

現状の開館時間では、平日の仕事帰りに立ち寄ることは困難である。また、年末年始は休みの方が多いため、入場者を増やすチャンスでもある。

そのため、当初は試行でも良いので、開館時間の延長や年末年始の営業も検討することが望まれる。

#### ウ．研究活動の強化

研究活動において示された展示内容の向上策や利用者満足度の強化策、利用者数の増加策等について、その後どのように実行され、どのような効果があったかを追跡する仕組みを構築することが望まれる。また、研究成果はホームページや県報等で広く周知し、県民からの意見を積極的に取り入れることが望まれる。

#### エ．広告・アンケートの積極的な活用

比較的恵まれている立地をより積極的に活用することが望まれる。たとえば、隣接ショッピングモールに現代産業科学館への案内板を大きく掲示する、ショッピングモールや駅に割引券を設置する、ショッピングモールが本八幡駅から運行している無料バスに、現代科学館の広告も入れてもらう、等の方策が考えられる。

また、アンケート調査を入場者に加えて駅利用者やショッピングモール利用者に対しても行い、県民への周知度や要望をより幅広い視点から具体的に取り込み、運営に反映させることが望まれる。

#### 今後のあり方について

現代産業科学館では、県内の産業や科学技術に係る理工学分野の中心的機能を持つ施設に位置づけ、市町村立博物館等との間で、博物館活動の連携を強化するために、平成18年度は県の直営とし、その後指定管理者制度の導入について検討を進めることとしている。

(意見)

現代産業科学館の研究活動は、利用者の満足度や利用者増に直結するものが中心であり、民間では不可能とは考えられない。たとえば、今年度開館した公立の長崎歴史文化博物館のように、指定管理者制度により民間企業が運営及び研究活動を行い、話題を集めている事例もある。研究活動を行っているからといって、安易に指定管理者制度を選択肢から外すことは避けるべきと考える。

また、直営化後も で掲げた方策を実施することにより、利用者の満足度や利用者増はもとより、コスト削減にもつなげていくべきと考える。利用者 1 人当たりコストが 3,000 円 (有料者に限れば 24,000 円) を超える状況では、コストと効果を比較した場合に存在意義についても見直さざるを得ないと思われる。

仮に、直営化後も利用者の満足度や利用者増、コスト削減に大きな改善が見られない場合、館の存続の検討や指定管理者制度の早急な導入が必要と考える。

展示品の付保状況について

展示品には、1 点評価額 30 万円以上のものについて、損害保険会社との間で火災保険を含む動産総合保険が付されている。しかし、県の予算不足のため、現在保険が付されているのは全件ではなく、評価額 1.8 億円分に過ぎない。購入額もしくは評価額 1 千万円以上の展示品 36 品目のうち、保険が付されていない展示品は 29 品目にものぼる。

(意見)

予算不足とはいえ、仮に保険を付していない作品に万が一のことがあった場合、県は責任を問われる可能性が高い。そのためには、基金の活用等により財源の捻出をはかり、保険料に充当することが望まれる。

人形劇団について

現代産業科学館では、来館した利用者に対して科学の原理等についての興味や関心を高めるという目的で、外部委託により人形劇の公演を実施している。しかし、県の予算が削減されていることから公演回数は減少しており、公演回数及び観覧者数等の推移は以下のとおり減少している。また、演目については、同様の 7 演目のローテーションを組んで公演している。

人形劇観覧者数等の推移

年度	公演回数 (注 1)	観覧者数	一回毎の観覧者数	稼働率 (注 2)
平成 14 年度	517 回	25,512 名	49.3 名	70.4%
15 年度	440 回	27,872 名	63.3 名	90.4%
16 年度	376 回	18,885 名	50.2 名	71.7%

(県資料より作成)

(注 1) 公演回数は仕様の縮小の結果、逡減している。

(注 2) 稼働率は、公演 1 回毎の定員を 70 名として算出している。

(意見)

人形劇の上演については、比較的高い稼働率を維持しているものの、毎年度同様の演目ローテーションによっているため、リピーター発掘等の効果は期待しづらいと考えられる。

今後は、稼働率だけではなく、現代産業科学館の目玉の 1 つとして、親子連れ等の有料入場者数の増大にも貢献できるよう、リピーター発掘も考慮した演目の設定が望まれる。

#### 公用車について

現代産業科学館は、現在、以下の公用車を保有している。

種類	登録年月	平成 16 年度 利用日数	平成 16 年度末 時点累計走行距離	ミッション形式
トヨタ・ライトエース	平成 5 年 7 月	53 日	54,366 km	AT
トヨタ・クラウンワゴン	平成 6 年 9 月	8 日	15,258 km	MT

(県資料より作成)

このうち、下段のクラウンワゴンについては、著しく使用頻度が低くなっている。現代産業科学館の担当者によると、ライトエースの方が多くの荷物が積載可能である、ミッション形式が AT である等の理由のためライトエースの使用頻度が高くなっている、とのことである。

#### (意見)

上記のとおり、クラウンワゴンの利用頻度が著しく低くなっている。現代産業科学館の担当者によると、クラウンワゴンを手放し必要時にはレンタカーを借りる、といった対応の検討をしたことはない、とのことであった。

したがって、早急に、今後も 2 台の公用車を保有し続けることのメリット・コスト等を十分に検討することが望まれる。

## 11. 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園）

県には、高齢者福祉の観点から、県内 5 地域に生涯大学校を設置している。今回の監査対象施設は京葉学園及び外房学園であるが、設置の趣旨及び運営方針は、県の施策のもと 5 地域が一体となって策定・実施されているため、生涯大学校の施設運営に関するあり方及びその他必要に応じて、生涯大学校全体のデータを提示し、それに基づき意見を述べている。

### (1) 施設の概要

所在地（県内 5 地域）

京葉学園	千葉県千葉市中央区仁戸名町 666 - 2
外房学園	千葉県茂原市小轡 319 - 1
園芸科教室	千葉県勝浦市串浜 1836 - 1
東葛飾学園浅間台校舎	千葉県松戸市上矢切 299 - 1
浅間台校舎園芸科教室	千葉県松戸市中矢切 492
江戸川台校舎	千葉県流山市美原 1 - 158 - 2
東総学園	千葉県銚子市台町 2203
園芸科教室	千葉県香取郡神崎町神崎神宿 54
南房学園	千葉県館山市北条 838
園芸科教室	千葉県木更津市潮見 2 - 13 - 1
陶芸家教室	千葉県館山市湊 403 - 2

所管部署

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

供用開始年度

京葉学園 昭和 53 年度  
(園芸科教室は昭和 59 年度、陶芸科教室は昭和 63 年度)

外房学園 平成 11 年度 (園芸科教室及び陶芸科教室は平成 2 年度)

建設目的

本格的な少子高齢化社会の進展にともない、高齢者が社会環境の変化に順応する能力を再開発し、心豊かで生きがいのある生活を営むための環境づくりは、高齢者福祉の大きな課題となっている。

このような社会的要請に応えるため、高齢者が、より身近に学習の機会が得られるよう、県内 5 地域に生涯大学校を設置している。

生涯大学校は、60 才以上の方が、新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動で役立てるなど社会参加による生きがいの高揚に資することも目的として建設されている。

施設の内容

京葉学園

敷地面積	4,600.00 m <sup>2</sup>	園芸実習地 2,741.89 m <sup>2</sup>
建物	教室・講堂 (1,401.00 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 2 階建て一部平屋)
	園芸科教室 (233.00 m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋)

温室 1 棟（アルミ製ガラス張り）  
 陶芸科教室（258.00 m<sup>2</sup> 鉄骨造平屋）  
 付属設備 前記建物に付属する電気・給排水衛生・冷暖房設備・園芸盆栽棚、陶芸用電気炉等  
 駐車場 なし

#### 外房学園

敷地 3,871,44 m<sup>2</sup>  
 建物 教室等（800.00 m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造一部鉄骨・平屋）  
 陶芸科教室（250.00 m<sup>2</sup> 鉄骨造平屋）  
 付属設備 前記建物に付属する電気・給排水衛生・冷暖房設備、陶芸用電気炉等  
 駐車場 59 台（無料）

#### 外房学園園芸科教室

敷地 2,150.00 m<sup>2</sup>  
 建物 教室等（250.00 m<sup>2</sup> 鉄骨造 2 階）  
 更衣室・倉庫・ガラス温室 1 棟・ビニール温室 3 棟  
 付属設備 前記建物に付属する電気・給排水衛生・冷暖房設備・園芸盆栽棚  
 温室等  
 駐車場 なし

（県資料より作成）

### 課程、学科及び定員の状況

#### ア 一般課程（通学） 2 年制

学科名	福祉科	生活科	園芸科	陶芸科
学園名				
京葉学園	70	70	140	50
外房学園	70	30	70	25

#### イ 通信課程（在宅学習） 2 年制

京葉学園 福祉生活科 500 名

#### ウ 専攻課程（通学） 2 年制

学科名	社会専攻科	園芸専攻科	陶芸専攻科
学園名			
京葉学園	310	110	20

（県資料より作成）

### 入学資格

昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた千葉県内居住の人で、かつ学習の成果を地域活動で役立てるなど社会参加意欲のある人（平成 16 年度）

## 授業料

一般課程 年額 18,000 円

通信課程 年額 4,000 円

専攻課程 年額 8,000 円

その他実習に要する材料費、校外学習に要する交通費・宿泊費等は学生の負担となる。

(県資料より作成)

## 主な学習内容

### ア 一般課程

共通科目		1 地域指導者としての活動に必要な基礎的知識の習得
		2 地域社会で活動していくために必要な知識の習得
		3 社会福祉に関する知識の習得
		4 健康管理に関する知識の習得
		5 趣味・教養等に関する知識の習得
		6 研究体験発表会等
専門科目	福祉科	1 社会福祉及び地域社会での活動に必要な知識の習得
		2 介護に必要な知識の習得
		3 健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション
	生活科	1 新しい時代の中で健康的・合理的な社会生活を営むための知識の習得
		2 地域社会でのふれあいを深め、良き生活文化を理解するための知識の習得
		3 環境との関わり方について正しい認識を持つための知識の習得
		4 健康づくり(調理実習・軽スポーツ等)
	園芸科	1 園芸に関する基礎的な知識・技術の習得
		2 園芸に関する実習・見学
	陶芸科	1 陶芸に関する基礎的な知識・技術の習得
		2 陶芸に関する実習

一般課程は、おおむね毎週1日(年間37日程度)登校して学習する。

1日の授業時間は、午前10時から12時、午後1時から3時までの4時間である。

### イ 通信課程

福祉生活科	1 一般課程における学習内容を中心としたテキスト(年8回発行)による知識の習得
	2 一般課程における学習内容を中心としたスクーリング(年5回実施)による知識の習得

1回のスクーリングの授業時間は、午前10時から12時、午後1時から3時までの4時間である。

### ウ 専攻課程

共通科目	1 地域社会での指導者として必要な専門的な知識・理論の習得
------	-------------------------------

専門 科目	社会専攻科	1 地域社会で指導者として必要な地域活動の運営技術の習得 2 自己の設定した課題による地域活動の実践 3 訪問介護員養成研修コース(3級課程・2年次に設置・選択制)
	園芸専攻科	1 園芸に関する実践的な知識・技術の習得
	陶芸専攻科	1 陶芸に関するより高度な知識・技術の習得

専攻課程は、おおむね隔週1日(年間18日程度)登校して学習する。  
1日の授業時間は、午前10時から12時、午後1時から3時までの4時間である。

(県資料より作成)

## (2) 施設の管理運営方法

財団法人 千葉県福祉ふれあい財団(以下、「財団」という。)へ管理運営を委託している。なお、平成18年度より指定管理者制度を導入することとなっている。

主な委託業務

ア 千葉県生涯大学校の運営(入学者の決定を除く。)

イ 千葉県生涯大学校の維持管理

運営体制

運営体制は次のとおりとなっている。

京葉学園

平成16年4月1日現在

	常勤役員	正職員		嘱託職員	臨時 アルバイト	合計
		県派遣職員	プロパー職員			
学園長			1人			1人
副学園長						
主任主事			1人			1人
主任教授		1人				1人
教授				6人		6人
助教授				2人		2人
講師				1人		1人
日々雇用					3人	3人
合計		1人	2人	9人	3人	15人

(県資料より作成)

外房学園

平成16年4月1日現在

	常勤役員	正職員		嘱託職員	臨時 アルバイト	合計
		県派遣職員	プロパー職員			
学園長			1人			1人
副学園長		1人				1人
教授				1人		1人
助教授				1人		1人
日々雇用					4人	4人
合計		1人	1人	2人	4人	8人

(県資料より作成)

事務局(5 学園を総括)

平成 16 年 4 月 1 日現在

	常勤役員	正職員		嘱託職員	臨時 アルバイト	合計
		県派遣職員	プロパー職員			
局長	1 人					1 人
部長		1 人				1 人
課長		2 人	1 人			3 人
主査			1 人			1 人
主任主事			3 人			3 人
主任教授		1 人				1 人
教授				1 人		1 人
日々雇用					2 人	2 人
合計	1 人	4 人	5 人	1 人	2 人	13 人

(県資料より作成)

### (3) 財団の状況

#### 財団の目的

児童から高齢者までの幅広い年齢層の県民を対象とした施設を設置し、これを管理運営するとともに、社会全体で子育てを支援し、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するための事業及び高齢者福祉の増進を図り明るく豊かで活力ある長寿社会を実現するための事業を実施することにより、県民の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的として設立された。

#### 事業内容

- ア 児童の健全育成のための施設、高齢者と他世代の交流のための施設、その他県民福祉の向上に寄与する施設の設置及び管理運営に関する事業
- イ 子供の健やかな育成に関する事業
- ウ 社会全体での子育て支援に関する事業
- エ 長寿社会づくりについての啓発及び普及に関する事業
- オ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進事業
- カ シルバーサービスの振興及び健全育成に関する事業
- キ 県からの委託を受けて行う千葉県生涯大学校及び富津公園の公園施設の管理運営
- ク 前号に掲げるもののほか、県からの委託を受けて行う子育て推進事業及び長寿社会実現のための事業

#### 財団の財務状況

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
総収入	3,064,679	2,241,675	2,002,685
総支出	3,054,661	2,251,648	2,061,269
当期収支差額	10,017	9,973	58,583
総資産	6,807,640	6,423,186	6,129,990
有利子負債	1,476,249	1,230,629	1,062,432
正味財産 (基本金)	4,422,198 (250,124)	4,224,190 (250,524)	3,924,654 (250,824)
県の出資比率	55%	55%	55%

(注) 県の出資比率は、基本金からひまわり基金を除いて計算している。

(県資料より作成)

### 財団全体の役職員数

平成 16 年 4 月 1 日現在

常 勤 役 員	5 人
正 職 員	74 人
うち県派遣職員	13 人
うちプロパー職員	61 人
嘱 託 職 員	27 人
臨 時・ア ル バ イ ト	106 人
合 計	212 人

(県資料より作成)

### (4) 初期投資の状況

#### 京葉学園

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	326,107	不明			354,212
建設費	255,690	127,690		128,000	128,040
合計	581,797	127,690		128,000	482,252

(県資料より作成)

#### 外房学園

(単位:千円)

	取得価格	取得財源			現況価格
		一般財源	国庫補助金	県債	
用地費	借地				
建設費	424,570	32,570		392,000	300,125
合計	424,570	32,570		392,000	300,125

(県資料より作成)

### (5) 施設の利用状況及び収支状況

京葉学園及び外房学園を区分することが困難のため、生涯大学校全体の数値を記載している。

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
入学状況			
(一般課程・通信課程)			
定員	1,680 人	1,935 人	1,935 人
応募者数	2,805 人	2,558 人	2,170 人
倍率	1.67 倍	1.32 倍	1.12 倍
合格者数	1,247 人	1,398 人	1,379 人
(専攻課程)			
定員	580 人	580 人	580 人
応募者数	680 人	654 人	636 人
倍率	1.17 倍	1.13 倍	1.10 倍
合格者数	516 名	520 人	518 人
(県の収支)			
<b>歳入 A</b>	<b>634</b>	<b>26,613</b>	<b>51,020</b>
授業料収入		26,037	50,457
その他収入	634	575	562

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
<b>歳出 B</b>	<b>452,223</b>	<b>441,914</b>	<b>447,010</b>
管理運営費	425,932	415,921	421,315
人件費	1,287	1,287	1,287
委託費	227,214	232,023	325,520
うち財団	227,214	232,023	325,300
うち財団以外			220
補助金及び負担金	197,231	182,410	91,042
うち財団	197,231	182,410	90,826
うち財団以外			216
その他	200	200	3,465
県債費	26,290	25,993	25,695
県債利息	5,870	5,573	5,275
県債元金償還額(積立含む)	20,420	20,420	20,420
<b>県収支 (A B)</b>	<b>451,589</b>	<b>415,300</b>	<b>395,990</b>
(財団の収支)			
<b>収入 C</b>	<b>424,445</b>	<b>414,434</b>	<b>416,126</b>
受託料収入	227,214	232,023	325,300
補助金収入	197,231	182,410	90,826
<b>支出 D</b>	<b>424,445</b>	<b>414,434</b>	<b>416,126</b>
管理運営費	424,445	414,434	416,126
人件費	295,508	282,585	278,276
委託費	20,463	21,036	21,150
物件費	106,140	108,077	114,122
その他	2,332	2,735	2,577
<b>財団収支 (C D)</b>			
<b>全体収支 +</b>	<b>451,589</b>	<b>415,300</b>	<b>395,990</b>

(県及び財団資料より作成)

平成 15 年度より土日コースを開始、平成 15 年度より入学する学生から授業料の徴収を行っているので、平成 15 年度より収入は多くなっている。

県は財団への委託費の支払のほか、人件費等に係る補助金を支出しており、実質的に財団の収支を補填している。なお、平成 16 年度において、県派遣職員と財団プロパー職員との間で人数の調整があり、その分補助金が減少し委託料が増加しているが、合計額ではほぼ横ばいで推移している。

(最近 3 年間の入学状況の学科別推移)

(一般課程・通信課程)

(単位:人)

学園名	学科	定員	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
			応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数
京 葉 学 園	福 祉 科	70	175	2.50	77	130	1.86	77	95	1.36	77
	生 活 科	35	135	3.86	39	107	3.06	39	71	2.03	39
	生 活 科 (土日コース)	35				51	1.46	39	48	1.37	39
	園 芸 科	70	293	4.19	76	210	3.00	77	121	1.73	77
	園 芸 科 (土日コース)	70				109	1.56	77	92	1.31	77
	陶 芸 科	25	198	7.92	27	171	6.84	28	124	4.96	28
	陶 芸 科 (土日コース)	25				36	1.44	28	59	2.36	28

学園名	学科	定員	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
			応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数
東葛飾学園 浅間台校舎	福祉科	70	112	1.60	76	69	0.99	72	76	1.09	76
	生活科	30	106	3.53	33	79	2.63	33	72	2.40	33
	園芸科	70	352	5.03	76	282	4.03	77	213	3.04	77
	陶芸科 (土日コース)	70				140	2.00	77	106	1.51	77
東葛飾学園 江戸川台校舎	福祉科	140	213	1.52	150	168	1.20	154	185	1.32	154
	生活科	60	202	3.37	65	171	2.85	66	151	2.52	66
	生活科 (土日コース)	30				83	2.77	33	37	1.23	33
	陶芸科	25	289	11.56	28	236	9.44	28	174	6.96	28
	陶芸科 (土日コース)	25				59	2.36	28	96	3.84	28
東総学園	福祉科	70	53	0.76	53	15	0.21	15	0	0.00	0
	生活科	30	30	1.00	29	19	0.63	20	20	0.67	20
	園芸科	70	72	1.03	71	54	0.77	62	46	0.66	48
	陶芸科	25	32	1.28	26	24	0.96	25	24	0.96	24
外房学園	福祉科	70	85	1.21	77	55	0.79	61	60	0.86	62
	生活科	30	43	1.43	32	42	1.40	33	27	0.90	29
	園芸科	70	65	0.93	65	55	0.79	60	48	0.69	52
	陶芸科	25	46	1.84	28	35	1.40	28	38	1.52	28
南房学園	福祉科	70	30	0.43	30	9	0.13	9	12	0.17	12
	生活科	30	34	1.13	34	21	0.70	21	19	0.63	19
	園芸科	70	159	2.27	76	62	0.89	65	76	1.09	75
	陶芸科	25	27	1.08	27	25	1.00	26	35	1.40	28
通信課程	福祉生活科	500	54	0.11	52	41	0.08	40	45	0.09	45

(専攻課程)

(単位:人)

学園名	学科	定員	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
			応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数
京葉学園	社会専攻科	310	164	0.53	190	188	0.61	199	179	0.58	198
	園芸専攻科	110	153	1.39	132	141	1.28	129	128	1.16	128
	陶芸専攻科	20	55	2.75	25	63	3.15	25	71	3.55	24
東葛飾学園	社会専攻科	70	195	2.79	84	154	2.20	82	156	2.23	84
	園芸専攻科	50	76	1.52	60	69	1.38	60	66	1.32	60
	陶芸専攻科	20	37	1.85	25	39	1.95	25	36	1.80	24

の合格者数は第2希望合格者を含む。また、土日コースは平成15年度より開催している。

(県資料より作成)

## (6) 監査の結果

委託契約について

指名競争入札による委託契約（1,000千円以上）のうち、過去3年間同一業者により落札されているもの又は過去3年間落札率が95%以上のものは以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成14年度	15年度	16年度
(財団)				
京葉学園 校舎内清掃業務	契約金額	2,343	2,646	2,646
	委託先	(株)ハリマビシステム	(株)ハリマビシステム	(株)ハリマビシステム
	予定価格	2,467	2,675	2,747
	落札率	94.9%	98.9%	96.2%
	指名業者数	6	6	9
東総学園 校舎内清掃業務	契約金額	1,197	662	1,197
	委託先	清和興業(株)	清和興業(株)	清和興業(株)
	予定価格	1,461	1,447	1,351
	落札率	81.8%	45.7%	88.5%
	指名業者数	6	6	6
外房学園 校舎内清掃業務	契約金額	1,297	1,297	1,297
	委託先	(株)ハリマビシステム	(株)ハリマビシステム	(株)ハリマビシステム
	予定価格	1,299	1,400	1,377
	落札率	99.8%	92.6%	94.2%
	指名業者数	6	6	9

(財団資料より作成)

京葉学園校舎内清掃業務及び外房学園校舎内清掃業務は調査可能な平成11年度以来落札業者は同一である。

なお、東総学園校舎内清掃業務の平成15年度の落札率が低いのは、特段委託内容の仕様を変更したわけではなく、適切に指名競争入札を実施した結果であるとの回答を得た。

### (改善策)

監査の結果及び意見 1 . 各施設共通事項 (5) 一般競争入札について参照。

契約保証金の免除について

財団の財務規程第65条ただし書きに、過去2年間千葉県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたときに限り理事長決裁において免除できるという規定が定められている。

平成16年度より生涯大学校東葛飾学園江戸川台校舎清掃業務委託について、柏ビル管理株式会社と新規に契約を行っており、その際契約保証金を免除しているが、この業者が上記の条件を満たす業者かどうかの判断は、平成14年10月1日千葉県発行の物品等入札参加業者登録者名簿に登録されていたということで判断されている。

### (改善策)

物品等入札参加業者登録者名簿には、過去2年間における契約の実績が記載されていないため、契約保証金免除となるかどうかは判断できない。明確な根拠となる資料を用いた上で免除可能かどうかの判断を行うべきである。

#### 指名業者の選定方法について

生涯大学校における指名業者の選定は平成 14 年 10 月 1 日千葉県発行の物品等入札参加業者登録者名簿に基づき選定している。

#### (改善策)

古い物品等入札参加業者登録者名簿の情報を用いて業者を選定した場合、現在においては指名業者としての適格性を持たない業者を指名してしまうおそれがある。指名業者は、最新の企業情報に基づいて選定すべきである。

#### 備品出納簿の整備について

財務規則第 207 条に基づき作成される備品出納簿について、記載内容を通査したところ、以下の事実が生じていた。

- ア 施設供用開始当初において購入した備品については、備品出納簿への記載が行われていない。財団担当者によると、備品購入に係る支出が施設建設時の工事請負費に含まれていたため、備品出納簿への記載が行われなかったとのことである。
- イ 備品の購入は各学園では行われず、生涯大学校事務局がとりまとめて行っている。このため、事務局では備品出納簿が作成されているが、各学園では作成されておらず、学園別の備品出納簿が存在しない状況である。また、事務局で作成される備品出納簿は、備品購入時に受入れの記載を行い、事務局から各学園へ備品を払出した際に、払出しの記載を行っているだけであり、各学園で廃棄処分等に基づく払出しの事実が生じたとしても、当該備品出納簿へは全く反映されていない。このため、各学園別の備品出納簿が存在しないばかりでなく、事務局にて生涯大学校全体として作成される備品出納簿自体、備品の受払の事実が適切に反映されていない。
- ウ 平成 12 年度以降、備品出納簿への記載が行われていない。

#### (改善策)

備品出納簿は、一定時点における備品の保有状況や現物の実在性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、施設別の備品出納簿を作成するとともに、備品の異動に関する事実をもれなく備品出納簿に記載すべきである。

#### 備品管理について

備品受入時には、財務規則第 202 条に基づき「本庁における各課又はかいの名称及び番号」を付す必要があるが、当該情報を示す備品シールが現物に貼付されていない。

#### (改善策)

備品シールは、備品出納簿と現物を照合して物品の同一性を確認する上で重要な役割を果たすものである。このような趣旨を十分に理解し、財務規則第 202 条に基づき現物に備品シールを漏れなく貼付すべきである。

#### 寄贈品について

財務規則第 212 条第 2 号によると、購入物品以外のものを受け入れた際には、その評価額を帳簿へ記載する必要があると定めている。しかし、各学園では毎年、学園の卒業生から卒業記念品を寄贈品として受け入れているが、当該寄贈品について備品出納簿や消耗品出納簿への記載が行われていない。

また、財務規則第 187 条によると、物品の寄附の申込みがあったときは、寄附申込書を徴し、知事の承認又は知事への報告をしなければならないと定めているが、各学園では当該手続を実施していない。

(改善策)

財務規則第 212 条第 2 号に基づき、寄贈品についてもその評価額で帳簿へ記載を行うべきである。

財務規則第 187 条に基づき、寄附申込書を徴し、知事の承認又は知事への報告をすべきである。

切手について

外房学園では本部事務局より必要の都度切手を補充してもらっているが、受払簿を作成せず、定期的な現物確認もなされていない。

(改善策)

切手は金銭同等物であり換金価値も高いため、財務規則 203 条及び 207 条に基づき出納簿を作成し、毎月一回現物確認を行うべきである。なお、平成 17 年度は改善されていた。

調整手当について

財団の職員に対する給与の支給は内規である「財団法人千葉県福祉ふれあい財団職員給与支給規程」に基づいて支給されている。その中で、調整手当については同規程第 10 条の規程に基づき、また、同規程第 22 条において手当の支給方法は千葉県職員に準じて支給されることとなっている。しかし、東総学園、外房学園、南房学園に勤務する財団職員は丙地の職員となり給料等の 100 分の 2 を乗じた調整手当が支給されることとなるが、乙地と同様に給料等の 100 分の 5 を乗じた調整手当が支給されていた。

これについて、千葉県の職員の給与に関する条例第 10 条の 4 によると、支給割合の低い地域に異動した場合には、異動の日から 2 年間、異動前に在勤していた地域に係る支給割合の 1 年目は 100 分の 100 を、2 年目には 100 分の 80 を支給することとなっている。

今回、丙地に勤務する職員はすべて乙地よりの異動 2 年以内の職員であったが、2 年目の職員は給料等の 100 分の 4 の調整手当を支給すべきであり、過大な支給がされていた。

(改善策)

千葉県の職員の給与に関する条例に基づいた調整手当の支給を行うべきである。

また、このような状況が発生した原因として、県の条例の改正が適時に財団の内規に反映されていない点があげられる。今後は、県の条例に改正があった場合、即座にその改正に基づいた内規の改定が実施できるような体制を構築すべきである。

通帳について

外房学園長は平成 16 年 4 月 1 日に現学園長に異動になっているが、外房学園で保管している普通預金通帳の名義人及び届出印の変更が平成 17 年 6 月 1 日になされており、その間口座名義人の変更手続が失念されていた。

(改善策)

今後、口座名義人たる学園長が異動になった場合は、不測の事態に備えるためにも適切な時期に変更手続を行うべきである。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

(単位:千円)

	平成 14年度	15年度	16年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	317,511	306,064	303,079
県職員人件費	296,795	283,872	279,563
臨時・嘱託等件費	20,715	22,192	23,515
物に係るコスト	141,921	143,199	147,088
物件費(賃借料、物品購入費等)	54,913	60,684	61,764
維持管理費(委託料)	20,463	21,036	21,370
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	26,972	21,906	24,380
減価償却費	39,571	39,571	39,571
その他のコスト	11,942	11,801	15,994
支払利息	5,870	5,573	5,275
その他(租税公課等)	6,071	6,228	10,719
行政コスト合計	471,375	461,066	466,162
(収入項目)			
授業料収入		26,037	50,457
雑入・その他	634	575	562
収入項目合計	634	26,613	51,020
差引行政コスト	470,741	434,452	415,142
県人口(千人)	6,001	6,028	6,047
県民1人当たり差引行政コスト(円)	78	72	69
学生数(人)	3,315	3,368	3,382
学生1人当たり差引行政コスト(円)	142,003	128,994	122,750

(注1) 県人口及び学生数は、各年度ともに10月1日現在のものである。

(注2) 減価償却費は定額法により、耐用年数50年、残存価格ゼロで計算している。

人に係るコスト自体は減少傾向にあるものの、物に係るコスト及びその他のコストが増加傾向にあり、行政コスト自体は大きな増減はない。一方、平成15年度から授業料を徴収していることから、結果として差引行政コストは若干ながらも年々減少傾向にある。

県民1人当たり差引行政コストについても平成14年度78円、15年度72円、16年度69円と若干ながら減少傾向にある。また、学生1人当たり差引行政コストも、平成14年度の142,003円から16年度の122,750円と減少している。人口及び学生数が大きく増減していないことから、差引行政コストと同様の原因と考えられる。

財団事務局の係る人件費及び経費は上記行政コスト計算書には反映していない。

(意見)

差引行政コストは減少傾向にあるものの、行政コスト計算上は、「(7) 財団の退職給与引当金について」に記載されている退職給与引当金計上不足額や将来発生するであろう施設の改修費用は含まれていない。今後、改修費用等の支出を十分考慮した維持管理計画を策定していく必要があるものとする。

また、平成 16 年度の学生 1 人当たりの差引行政コストは 122,750 円と高額である。今後、受益者負担の観点から授業料の見直し、学生数の増加や定員割れの改善について検討し、学生 1 人当たりの差引行政コストの低減を図ることが望まれる。

#### 指定管理者制度について

平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、5 学園を一括して指定管理者に委託する。地理的にも離れている 5 学園を一括して指定管理者に委託する理由として、

- ア 全学園を同一カリキュラムで運営するに当たり、指定管理者は同一であることが望まれる。
- イ 現状で、学園ごとの収支が把握されておらず、学園ごとに指定管理者を導入する場合の効果が測定できない。

等が挙げられている。

#### (意見)

全学園を同一カリキュラムで運営することよりも、都市部及び農村部の特性を踏まえ、学園ごとに趣向を凝らした学習カリキュラムを展開することが事業目的に合致し、かつ有益であると思われる。今後は、指定管理者制度の導入に当たって、学園又は地域ごとに指定管理者を決定することも十分検討の余地はあると考える。

また、学園ごとの収支を把握し、指定管理料の算定手続に反映させることで、より詳細な算定が可能になり、コスト削減になる可能性もあると考える。さらには、学園ごとに指定管理者制度導入の効果測定単位とすることで、今後の指定管理料の見直しや他施設への導入の参考にもなりうると考える。

#### 今後のあり方について

高齢者の地域での社会活動を支援するため、県内各市町村でも同様事業を実施しており、主なものは次のとおりである。

	定員	修学 年数	授業 日数	専用校舎の 有無	校舎の 規模	入学金	授業料
千葉県 ことぶき 大 学 校	教養講座 100 (1 学年時)	1 年	週 1 回	有(千葉県ハ ーモニープラ ザを一部使 用)	不明	無	年 30,000 円
	専門講座 福祉健康学科 46 美術学科 30 陶芸学科 24	2 年	週 1 回				
我孫子市 長寿大学	各学年 50 (4 年計 200)	4 年	年 28 回	無(湖北地区 公民館使用)		無	無料
旭 市 旭 寿 大 学	社交ダンス 40	1 年	年 15 回	無(青年の 家、文化会 館、公民館)		無	無料
	歴史 80						
	歌謡 80						
流 山 市 ゆうゆう大学	中央学園 60	2 年	年 20 回	無(文化会 館、公民館、 南流山センタ ー使用)		無	無
	北部学園 60						
	東部学園 60						
	初石学園 60						
	南流山学園 60						

	定員	修学 年数	授業 日数	専用校舎の 有無	校舎の 規模	入学金	授業料
成 田 市 生涯大学院	教養講座 不明	3 年	年 25 回	有	不明	無	無
	専門講座 書道 不明		年 15 回				
	専門講座 園芸 不明		年 15 回				
	専門講座 陶芸 不明		年 15 回				
佐 倉 市 佐倉市民カ レッジ	第 1 学年 100	2 年	2 年 70 回	有	不明	無	無
	第 2 学年 98	2 年	2 年 37 回				
	第 3 学年 92						
	第 4 学年 92						
千 葉 県	一般課程 1,435	2 年	週 1 回	有	6,698 m <sup>2</sup>	無	年 18,000 円
	専攻課程 580	2 年	隔週 1 回				年 8,000 円
	通信課程 500	2 年					年 4,000 円

40 歳から 59 歳までで 20 名定員有。

我孫子市は教育委員会と公民館の合同主催、流山市及び佐倉市は公民館の主催。

(県資料より作成)

上記資料より生涯大学校と各市町村とで同様の事業を行っており、また、専用施設はあまり多くなく、公民館での開校もあることがわかる。

(意見)

本来、生涯大学校の目的は、高齢者が新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加による生きがいの高揚に資するものである。したがって、事業の拠点数は多いほうがより地域密着の対応が可能になると考える。そのために、現在のように県内 5 施設を専用施設で展開するよりは、市町村が公民館等を利用してきめ細かく事業展開する方が目的に適合し、効率的運営も可能ではないかと考える。

市町村が事業を行うに当たっては、学習内容の水準や、事業の実施場所、講師確保などの面で課題があるものの、以下のような検討をすることが考えられる。

- ・ 県が現在有している 5 施設を生涯大学校事業の中核的拠点としてとらえ、県が運営していくが、今後は各市町村で生涯大学校事業を展開していく。この場合、県は中核的拠点である 5 施設での事業ノウハウを、各市町村の事業に効率的にフィードバックすることとなる。
- ・ 生涯大学校事業自体は各市町村が実施する事業としてとらえ、県が現在有している 5 施設での事業を各市町村に移譲する。

入学者数及び定員について

過去 3 年間の入学状況の学科別推移を見ると、倍率のばらつきが大きいことがわかる。特に、倍率が 4.00 以上及び 0.90 以下の学科を示すと次のとおりである。

(一般課程・通信課程)

(単位:人)

学園名	学科	定員	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
			応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数
京 葉 学 園	陶 芸 科	25	198	7.92	27	171	6.84	28	124	4.96	28
東 葛 飾 学 園 江戸川台校舎	陶 芸 科	25	174	6.96	28	236	9.44	28	289	11.56	28

学園名	学科	定員	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
			応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数
東 総 学 園	福 祉 科	70	53	0.76	53	15	0.21	15	0	0.00	0
	生 活 科	30	30	1.00	29	19	0.63	20	20	0.67	20
	園 芸 科	70	72	1.03	71	54	0.77	62	46	0.66	48
	陶 芸 科	25	32	1.28	26	24	0.96	25	24	0.96	24
外 房 学 園	福 祉 科	70	85	1.21	77	55	0.79	61	60	0.86	62
	生 活 科	30	43	1.43	32	42	1.40	33	27	0.90	29
	園 芸 科	70	65	0.93	65	55	0.79	60	48	0.69	52
南 房 学 園	福 祉 科	70	12	0.17	12	9	0.13	9	30	0.43	30
	生 活 科	30	19	0.63	19	21	0.70	21	34	1.13	34
通 信 課 程	福 祉 生 活 科	500	54	0.11	52	41	0.08	40	45	0.09	45

(専攻課程)

(単位:人)

学園名	学科	定員	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
			応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数	応募者数	倍率	合格者数
京 葉 学 園	社 会 専 攻 科	310	179	0.58	198	188	0.61	199	164	0.53	190

の合格者数は第 2 希望合格者を含む。

(県資料より作成)

ばらつきの原因は次のとおりであるとの回答を得た。

- ア 京葉学園及び東葛飾学園江戸川台校舎の陶芸科  
都市部におけるシニア層の陶芸人気を反映して、各年とも高倍率で推移していると思われる。
- イ 東総学園、外房学園及び南房学園の福祉科  
農村部は都市部と異なって、退職後も近隣との付き合いは十分あり、60 歳以上でも現役であることが多いと思われる。また、陶芸科や園芸科と異なり、学習の具体的な成果がイメージできないものと思われる。
- ウ 東総学園、外房学園及び南房学園の生活科  
イと同様。
- エ 東総学園及び外房学園の園芸科  
農村部は都市部と異なって、退職後も近隣との付き合いは十分あり、60 歳以上でも現役であることが多いと思われる。また、農家の方も多く、園芸という学習内容は必要性が小さいと思われる。
- オ 通信課程  
昭和 50 年の開設当初の定員 320 名に対して応募者が 500 名を超えていたことから、昭和 52 年に定員を 500 名に増加した。その後、昭和 53 年に県内 5 学園で展開したため、徐々に減少となった。

(意見)

県として今後も生涯大学校事業を継続するのであれば、入学者数の増加に努める必要がある。たとえば以下のような方策を検討することが望まれる。

ア 魅力ある学習カリキュラムの展開

生涯大学の目的は地域活動での貢献であり、都市部及び農村部の特性を踏まえた学園ごとに趣向を凝らした学習カリキュラムを展開することが事業目的に合致し、かつ有益であると思われる。特に、通信課程は民間事業者が実施する通信講座と競合する部分もあるため、生涯大学校としての独自性を加味したカリキュラムが望まれる。また、現在は実施されていないアンケートを実施し、学習カリキュラムに反映させることが望まれる。

イ 県民への周知活動の徹底

現在は実施されていないオープンキャンパスの実施その他の方法で生涯大学の周知を図ることが望まれる。

ウ 定員の見直し

倍率の高い学園及び学科については、定員の増加を図り、一方で、倍率の低い学園及び学科については、減少、統合もしくは廃止を検討することで、メリハリのある学園運営が可能になると考える。

授業料について

県では受益者負担の観点及び他県の状況も踏まえ、平成 15 年度に入学する学生から授業料を徴収している。授業料の算定は次のとおりとなっている。

総事業費から人件費を除いた額の 1/2 を延べ受講時間数で除した額

一般課程 年間 18,000 円（月額 1,500 円、1 回当たり 474 円）

専攻課程 年間 8,000 円（月額 667 円、1 回当たり 444 円）

通信課程 年間 4,000 円（月額 334 円、1 回当たり 571 円）

また、授業料算定の際に参考にした他府県の状況は次のとおりである。

千葉県と人口規模・高齢化率及び授業回数(週 1 回)同程度の府県の状況

	人口(千人)	高齢化率	年間授業料	積算根拠
大阪府	8,805	15.7%	18,000 円	人件費を除いた 1/2
愛知県	7,043	15.1%	12,000 円	なし
埼玉県	6,938	13.5%	21,000 円	人件費を除いた 1/2
兵庫県	5,551	17.6%	18,000 円	運営経費の 1/2
千葉県	5,926	14.9%		

(県資料より作成)

県の実施する生涯大学校事業の定員規模は全国でもトップクラスであり、専用校舎の施設規模としても比較的大規模である。そこで、千葉県と人口規模・高齢化率及び授業回数同程度の府県として記載した上記 4 県の事業の状況を示すと次のとおりである。

	定員	修学 年数	授業日数	専用校舎 の有無	校舎の 規模	入学金	授業料
大阪府	老人大学講座 1,454	1 年	週 1 回	有	6,239 m <sup>2</sup>	無	年 18,000 円
	シルバーアドバイザー 養成講座 280	1 年	週 1 回			無	無
愛知県	500	1 年	週 1 回	無		6,000 円	年 12,000 円

	定員	修学 年数	授業日数	専用校舎 の有無	校舎の 規模	入学金	授業料
埼玉県	1年生課程 990	1年	月3回	有	1,210 m <sup>2</sup>	無	年 15,000 円
	2年生課程 245	2年	週1回				年 21,000 円
兵庫県	高齢者大学講座 1,760	4年	週1回	有	5,108 m <sup>2</sup>	4,000 円	年 24,000 円
	地域活動指導者 養成講座 300	2年	週1回			無	年 24,000 円
千葉県	一般課程 1,435	2年	週1回	有	6,698 m <sup>2</sup>	無	年 18,000 円
	専攻課程 580	2年	隔週1回				年 8,000 円
	通信課程 500	2年					年 4,000 円

(県資料より作成)

(意見)

受益者負担の原則により授業料を算定したものの、以下の4点については特段考慮されていないことから、これらの再検討も含め、県民への合理的説明が可能な授業料の見直しを検討することが望まれる。

- ア 授業料算定から人件費が除かれている。
- イ 総事業費から人件費を除いた額の1/2が除かれている。
- ウ 学校校舎の建設費に係る減価償却費相当分及び将来の修繕予定額が除かれている。
- エ 建設費に係る県債の利息償還金が考慮されていない。

生涯大学校を管理運営する財団について

財団は生涯大学校の管理運営の受託のほか、独自に施設を保有し事業を実施しており、主な施設の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

施設名	建設年月	面積	財源別投資額	平成16年度 末帳簿価額	役職員数	摘要
千葉県 こどもの国	昭和46年 3月	敷地面積 203,451 m <sup>2</sup>	銀行借入 3,503,613 年金福祉事業団借入 1,323,600 県補助金 436,159 その他補助等 147,550 合計 5,410,922	2,536,540	16人	土地は企業庁 から借地
ユートピア 笠森 (宿泊施設)	昭和54年 4月	建物面積 2,831 m <sup>2</sup>	年金福祉事業団借入 1,535,800 銀行借入 506,177 県補助金 1,026,415 合計 3,068,392	2,085,918	11人	土地(98,936 m <sup>2</sup> )は県及び 長南町から借 地(ゆうゆう館 は平成15年 度末で休館)
ゆうゆう館 (健康浴場 施設)	平成8年 3月	建物面積 1,803 m <sup>2</sup>	年金福祉事業団借入 1,170,000 銀行借入 1,076,900 県補助金 126,107 合計 2,373,007			
酒々井 ちびっこ天国	昭和49年 7月	敷地面積 42,950 m <sup>2</sup>	年金福祉事業団借入 1,230,000 銀行借入 650,000 県補助金 620,000 合計 2,500,000	537,545	5人 期間7月中旬 から8月 末まで	土地は酒々井 町から借地

(県資料より作成)

また、上記施設に係る過去 3 年間の収支、利用料等及び利用者の推移は次のとおりである。なお、財団事務局に係る人件費及び経費は考慮していない。

(千葉県こどもの国)

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用者数(人)	267,951	316,436	306,614
財団収支	10,185	10,184	12,312
県からの補助金収入を除いた財団収支	236,729	251,659	244,105
借入金残高	490,135	432,343	375,537

(県資料より作成)

(ユートピア笠森(ゆうゆう館含む))

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用者数(人)	82,920	77,012	30,934
宿泊施設	33,491	33,079	30,934
ゆうゆう館	49,429	43,933	休館
財団収支	15	2	325
県からの補助金収入を除いた財団収支	270,172	256,722	218,429
借入金残高	1,578,228	1,458,957	1,364,265

(県資料より作成)

(酒々井ちびっこ天国)

(単位:千円)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度
利用者数(人)	88,012	61,607	82,786
財団収支	18,501	0	10,661
県からの補助金収入を除いた財団収支	9,241	21,900	1,730
借入金残高	28,300	14,400	5,500

(県資料より作成)

このような状況のもと、県は平成 14 年 12 月に「行革による公社等外郭団体の見直し方針」を策定し、財団について次のような方針が打ち出された。

基本方針 「目的を達成したと考えられる事業は廃止し、財団は規模を縮小し継続」

こどもの国、生涯大学校 継続

ユートピア笠森、酒々井ちびっこ天国

平成 18 年度末までに廃止時期を検討する。

(意見)

次の理由から当該施設自体のあり方について見直すことが望まれる。

- ア 財団の類似施設が民間により運営されており、社会情勢の変化により、施設設置目的を達成したと考えられること
- イ 県からの補助金がなければ収支が赤字であり、自主・自立運営が困難であること

- ウ 県として多額の補助金等を投入してまで事業を継続する意義は乏しいと考えられること
- エ 利用者数の減少等により、営業資金による多額の借入金返済は困難であること
- オ 老朽化が著しいため、事業を継続する場合は大規模修繕が必要になるが、自主的な資金手当てが困難であること

具体的には次の方策が考えられる。

- ア 地元市町村へ委譲し、施設自体は市町村で保有、管理運営する。
- イ 公募等により民間へ売却する。
- ウ 施設自体を廃止し、速やかに撤去する。この場合、その後の転用方法も十分視野に入れる必要がある。

以上の方策を実施した後は、財団として県事業を補完する目的は終了することになり、財団の解散も視野に入れることが望まれる。

#### 財団の退職給与引当金について

財団の退職給与引当金の計上基準は「期末退職給与の要支給額を超えない額を計上している。」となっている。平成 17 年 3 月 31 日現在の退職給与要支給額は 365,427 千円であるが、実際に決算書に計上されているのは 82,573 千円（計上割合 23%）であり、282,854 千円（不足割合 77%）が要支給額に対して不足している。

また、退職給与引当金の支払原資である退職給与引当預金は 81,984 千円であり、退職給与引当金に対して 588 千円不足している。

#### （意見）

将来の退職給与の支払に備えて、期末要支給額の 100%を退職給与引当金として計上し、かつ、支払原資としての退職給与引当預金を同額積み立てることが望まれる。